

序篇附録統計並びに地圖目次

この下に収録する統計はすべて Statistical Year-Book of the League of Nations, 1938/39 に據るものである。* 印を附した数字は推定数である。地圖は ARADO 監修の The Atlas of To-day and To-morrow に據つた。

① 統計

世界面積並びに人口……………一三〇
 世界面積並びに人口……………一三一
 世界面積並びに人口……………一三二
 主要國人口増加率……………一三三
 小麥(世界及び各國生産高)……………一三四
 米……………一三五
 馬鈴薯……………一三六
 アルコール……………一三七
 綿……………一三八
 亞麻及大麻……………一三九
 羊毛……………一四〇
 レーヨン及ステロアルブナイバー……………一四一
 ウッドパルプ……………一四二
 セメント……………一四三
 電力……………一四四
 ベンジン……………一四五
 原油……………一四六
 石油……………一四七
 石炭……………一四八
 銅……………一四九
 鐵……………一五〇
 鐵及鐵合金……………一五一
 鉛……………一五二
 錫……………一五三
 亜鉛……………一五四
 鋅……………一五五
 銅及鉛……………一五六
 銅……………一五七
 錫……………一五八
 鋅……………一五九
 亜鉛……………一六〇
 銅……………一六一
 錫……………一六二
 鋅……………一六三
 亜鉛……………一六四
 銅……………一六五
 錫……………一六六
 鋅……………一六七
 亜鉛……………一六八
 銅……………一六九
 錫……………一七〇
 鋅……………一七一
 亜鉛……………一七二
 銅……………一七三
 錫……………一七四
 鋅……………一七五
 亜鉛……………一七六
 銅……………一七七
 錫……………一七八
 鋅……………一七九
 亜鉛……………一八〇
 銅……………一八一
 錫……………一八二
 鋅……………一八三
 亜鉛……………一八四
 銅……………一八五
 錫……………一八六
 鋅……………一八七
 亜鉛……………一八八
 銅……………一八九
 錫……………一九〇
 鋅……………一九一
 亜鉛……………一九二
 銅……………一九三
 錫……………一九四
 鋅……………一九五
 亜鉛……………一九六
 銅……………一九七
 錫……………一九八
 鋅……………一九九
 亜鉛……………二〇〇

② 地圖(折込)

世界の人的資源……………一三〇
 小麥、米、牛酪、砂糖(世界市場)……………一三一
 綿及紡績……………一三二
 羊毛……………一三三
 石炭……………一三四
 石油……………一三五
 鐵……………一三六
 鐵及鐵合金……………一三七
 鉛……………一三八
 錫……………一三九
 亜鉛……………一四〇
 銅……………一四一
 銅……………一四二
 錫……………一四三
 鋅……………一四四
 亜鉛……………一四五
 銅……………一四六
 錫……………一四七
 鋅……………一四八
 亜鉛……………一四九
 銅……………一五〇
 錫……………一五一
 鋅……………一五二
 亜鉛……………一五三
 銅……………一五四
 錫……………一五五
 鋅……………一五六
 亜鉛……………一五七
 銅……………一五八
 錫……………一五九
 鋅……………一六〇
 亜鉛……………一六一
 銅……………一六二
 錫……………一六三
 鋅……………一六四
 亜鉛……………一六五
 銅……………一六六
 錫……………一六七
 鋅……………一六八
 亜鉛……………一六九
 銅……………一七〇
 錫……………一七一
 鋅……………一七二
 亜鉛……………一七三
 銅……………一七四
 錫……………一七五
 鋅……………一七六
 亜鉛……………一七七
 銅……………一七八
 錫……………一七九
 鋅……………一八〇
 亜鉛……………一八一
 銅……………一八二
 錫……………一八三
 鋅……………一八四
 亜鉛……………一八五
 銅……………一八六
 錫……………一八七
 鋅……………一八八
 亜鉛……………一八九
 銅……………一九〇
 錫……………一九一
 鋅……………一九二
 亜鉛……………一九三
 銅……………一九四
 錫……………一九五
 鋅……………一九六
 亜鉛……………一九七
 銅……………一九八
 錫……………一九九
 鋅……………二〇〇

No. 1 世界面積並びに人口 (1937年12月31日現在)

國別	面積 (單位, 1,000平方英里)	人口 (單位, 1,000人)	國別	面積 (單位, 1,000平方英里)	人口 (單位, 1,000人)
I. 主要國	30,300	153,600	A. 主要國	19,689	19,320
A. 主要國	1,000	16,030	A. 主要國	60	607
B. 植民地等	2,500	2,500	B. 植民地等	114	4,200
C. 委任地	1,222	9,889	C. 委任地	50	1,587
D. 委任地	2,336	10,217	D. 委任地	110	3,002
E. 委任地	6,699	44,817	E. 委任地	26	2,600
F. 委任地	333	1,000	F. 委任地	154	1,000
G. 委任地	10,265	38,810	G. 委任地	128	900
H. 委任地	3,468	8,450	H. 委任地	75	548
I. 委任地	2,076	8,175	I. 委任地	34	1,665
J. 委任地	55	3,720	J. 委任地	55	2,322
K. 委任地	1,092	6,373	K. 委任地	106	7,854
L. 委任地	479	3,181	L. 委任地	29	565
M. 委任地	835	365	M. 委任地	10	95
II. 北アメリカ	40,677	271,350	A. 主要國	18,252	89,700
A. 主要國	19,635	141,360	B. 植民地等	55	2,322
B. 植民地等	9,542	11,165	C. 委任地	106	7,854
C. 委任地	7,837	129,818	D. 委任地	29	565
D. 委任地	111	289	E. 委任地	10	95
E. 委任地	373	17	F. 委任地	1,793	12,762
F. 委任地	1,519	62	G. 委任地	1,313	3,300
G. 委任地	0.2	4	H. 委任地	8,311	43,247
H. 委任地	371	5	I. 委任地	4,597	8,600
I. 委任地	2,790	40,260	J. 委任地	1,139	3,000
J. 委任地			K. 委任地	455	950
K. 委任地			L. 委任地	1,249	7,100
L. 委任地			M. 委任地	187	2,093
M. 委任地			N. 委任地	912	3,530

No. 4 主要國人口増加率
(数字は總人口に對する百分比)

國名	(A) 出生率			(B) 死亡率			増加率 (A)-(B) (1937年度)
	1826-30	1931-35	1937	1926-30	1931-35	1937	
I. フランス	44.3	42.9	43.5	26.2	27.4	27.2	+
エジプト	25.9	24.2	25.1	9.7	9.8	10.0	+
II. アメリカ	24.1	21.4	19.8	11.1	9.7	10.2	+
カナダ	19.7	16.9	17.0	11.8	10.9	11.2	+
メキシコ	36.7	41.9	40.0	25.6	24.1	23.9	+
ブラジル	30.1	26.4	24.0	13.3	12.1	11.9	+
III. 日本	33.5	31.6	30.6	19.3	17.9	17.0	+
IV. ヨーロッパ	18.4	16.6	18.8	11.8	11.2	11.7	+
イギリス	18.6	16.8	15.3	13.7	12.9	13.1	+
フランス	19.4	17.7	18.0	11.1	10.9	10.8	+
ドイツ	22.5	19.5	20.0	14.8	13.4	13.1	+
イタリア	18.2	16.5	14.7	16.8	15.7	15.0	+
ソ連	26.8	23.8	22.9	16.0	14.1	14.2	+
インド	18.0	15.2	15.3	11.0	10.4	10.4	+
中国	23.2	21.2	19.8	9.9	8.9	8.8	+
オーストラリア	35.2	32.8	30.8	21.2	20.6	19.3	+
ニュージーランド	17.2	15.5	15.3	12.3	12.2	12.6	+
南アフリカ	15.9	14.1	14.3	12.1	11.6	12.0	+
オーストラリア	34.2	31.8	27.7	20.0	17.9	-15.8	+
V. オセアニア	21.0	16.9	17.4	9.3	9.0	9.4	+
ニュージーランド	33.6	26.3	22.0	11.7	9.4	9.2	+
オーストラリア	19.7	17.0	17.3	14.6	16.2	18.3	-

情報源 統計局

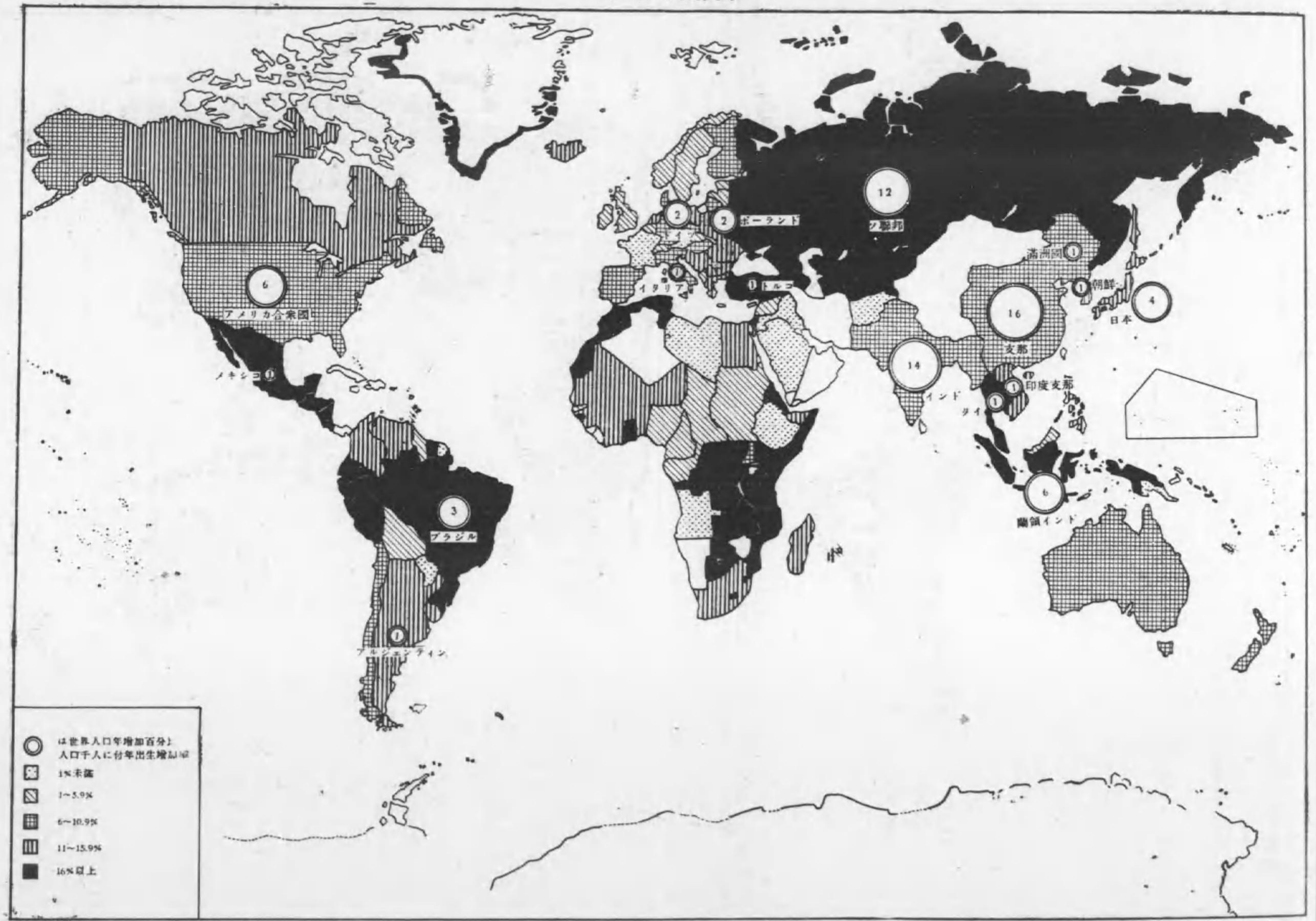


○ 世界人口年増率百分1
△ 出生率年増率百分1
□ 人口千人に付年増率百分1

- 16%以上
- ▨ 11-15.9%
- ▩ 6-10.9%
- ▧ 1-5.9%
- 未定

註(1)アジア合計に含まれず。*推定。

世界の人的資源



オーストラリア	17.2	15.5	15.3	21.2	12.3	20.6	19.3	11.5
オーストラリア	15.9	14.1	14.3	12.3	12.0	12.2	12.6	2.7
オーストラリア	34.2	31.8	27.7	20.0	17.9	17.9	-15.8	11.9
オーストラリア	21.0	16.9	17.4	9.3	9.0	9.0	9.4	8.0
オーストラリア	33.6	26.3	22.0	11.7	9.4	9.4	9.2	12.8
オーストラリア	19.7	17.0	17.3	14.6	16.2	16.2	18.3	1.0

No. 4 主要國人口増加率

No. 5 小 麥

國 別	耕作面積 (單位1,000ヘクタール)							
	1937/38	1938/39	1925-29	1930-34	1935/36	1936/37	1937/38	1938/39
I. アメリカ	5,400	5,200	31,780	36,130	37,980	31,170	35,440	37,200*
アメリカ	1,745	1,660	8,069	8,864	9,126	8,103	9,038	9,510
フィリピン	575	595	10,900	11,738	11,763	12,438	12,350	12,502
インドネシア	1,225	1,214	6,777	8,031	5,453	3,330	5,687	6,306
その他	709	843	2,207	3,348	6,260	4,242	2,764	4,652
II. 北アメリカ	36,419	38,912	341,129	293,993	247,197	230,243	287,370	348,586
カナダ	10,348	10,494	117,220	94,864	76,731	59,662	49,046	95,259
メキシコ	26,071	28,418	223,909	199,129	170,466	170,581	238,324	253,327
III. 南アメリカ	7,900*	9,600*	80,100*	80,000*	54,800*	82,100*	66,700*	108,000*
ブラジル	6,116	7,730	66,142	66,388	38,500	67,820	50,295	87,000
その他	1,784	1,870	13,958	13,612	16,300	14,280	16,405	21,000
IV. ヨーロッパ (ソ連を除く)	16,700	17,600	115,820*	127,390	131,880	125,170*	63,680*	142,200*
フランス	17,200	223,300	373,000	230,800	173,800	...
ドイツ	1,201	1,134	12,293	11,538	9,347	8,827	10,346	8,879
イタリア	719	780	8,451	10,017	13,259	12,299	13,720	12,313
その他	13,441	14,414	87,213	97,636	98,851	95,854	99,085	109,672
V. ヨーロッパ (ソ連を除く)	33,750	35,000*	386,780*	438,100	454,037	441,691	458,000*	544,000
イギリス	1,975	2,038	32,700	46,500	46,797	44,269	44,668	53,781
フランス	1,309	1,395	11,015	14,387	13,043	16,425	17,666	21,485
ドイツ	5,095	5,059	79,295	83,095	77,552	69,296	70,173	94,000
イタリア	1,483	1,619	21,648	20,822	22,922	23,892	19,638	26,883
その他	5,173	5,029	62,380	68,748	76,955	61,119	80,636	80,918
ソ連	1,693	1,754	16,468	20,213	20,108	21,326	19,262	21,719
日本	3,552	3,818	28,721	28,154	26,247	35,031	37,601	48,214
その他	743	780	14,109	13,928	17,808	15,041	15,336	19,962
その他	3,345	3,843	18,877	25,346	25,213	38,533	36,193	44,483
その他	2,130	2,130	22,041	21,635	19,895	29,236	33,470	32,299
VI. ヨーロッパ (ソ連を除く)	41,400	40,713	215,240	251,619	308,300	309,000	442,400	...
アメリカ	5,633	5,768	39,093	52,747	41,661	43,153	52,609	42,704
その他
世界 総 計	147,000*	153,300*	1,212,900*	1,283,300	1,278,700*	1,266,300*	1,479,100	...

註(1) ソ連の合計に含まれず。*推定。

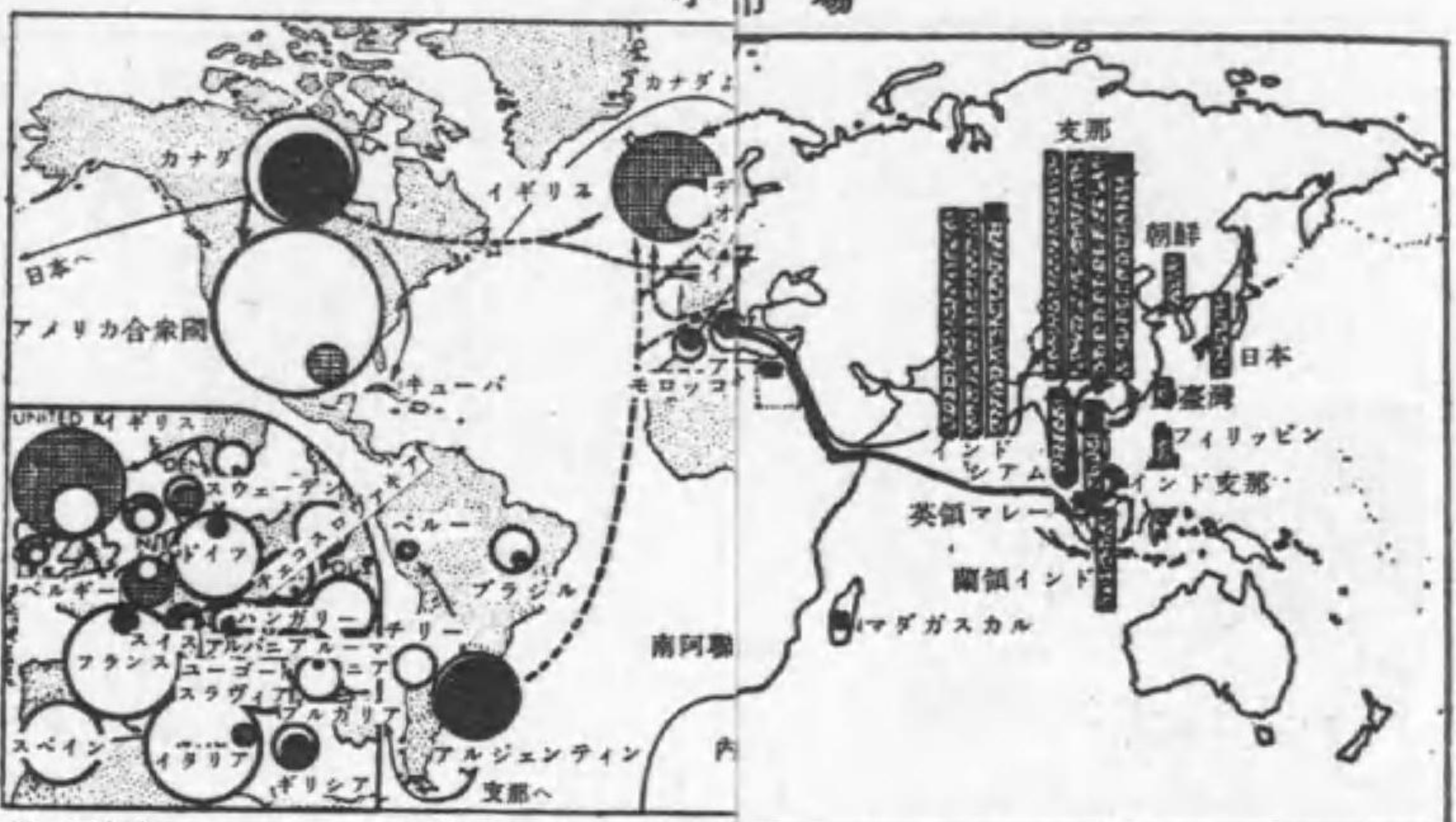
主要國人口増加率

No. 6 米

國 別	耕作面積 (単位 1,000ヘクタール)		生 産 (単位 1,000キログラム)					
	1930/31—1934/35	1938* 1938/39	1925/26—1929/30	1930/31—1934/35	1935/36	1939/40	1937/38	1938/39
I. 北米	1,320	...	16,500	17,500	23,400*	20,600*	17,200*	...
II. 中央米	430*	...	2,800*	3,800*	4,213	4,328	4,200*	...
III. 南米	1,42	200	3,516	4,240	7,064	6,928	3,723	7,252
IV. 南米	548	490	7,500	6,974	6,300	6,800	6,440	4,400
V. 南米	359	432	8,228	8,486	8,053	10,169	10,894	10,676
VI. 南米	70*	...	1,280*	1,000*	1,200*	1,300*
VII. 南米	1,050	...	11,600*	15,270	16,000*	16,300*
VIII. 南米	869	...	9,163	12,037	11,736	12,502
IX. 南米	54,400	...	803,600*	835,500*	789,600*	873,100*	877,300*	840,000
X. 南米	336	...	2,676
XI. 南米	17,860	...	3,076	449,856	480,396	480,149*
XII. 南米	191	349	3,076	3,025	4,220	5,744	6,485	7,044
XIII. 南米	1,664	1,647	27,686	32,038	33,193	36,311	50,128	45,155
XIV. 南米	651	625	11,874	15,312	16,930	17,740	17,136	18,220
XV. 南米	33,726	29,369	463,576	480,435	430,615	496,499	408,295	359,690
XVI. 南米	5,168	5,070	75,123	73,119	76,478	71,956	69,374	59,416
XVII. 南米	3,699	...	52,880	55,169	59,891	59,166	59,416	63,085
XVIII. 南米	5,462	...	-59,909	57,460	60,463	63,162	63,085	...
XIX. 南米	128	219	...	1,582	1,707	1,800	1,500	3,600
XX. 南米	183	4,629	3,862	3,985
XXI. 南米	3,192	3,189	110,341	113,270	106,638	124,981	123,687	118,945
XXII. 南米	299	...	2,890	4,014	5,375	5,015	4,700	...
XXIII. 南米	1,879	...	21,914	21,438	18,577	24,207	23,957	...
XXIV. 南米	2,890	3,112	43,480	47,234	47,270	33,799	45,557	49,374
XXV. 南米	133	156	...	2,198	2,593	...	13,348	4,050
XXVI. 南米	240	...	10,400*	10,863	12,414	12,200*	2,500*	11,800*
XXVII. 南米	47	...	3,063	2,972	2,920	...	7,913	...
XXVIII. 南米	139	148	6,622	6,667	7,352	7,340	...	8,180
XXIX. 南米	13	...	321	453	520	540*	540*	...
XXX. 南米	57,600*	...	854,500*	891,300*	850,800*	937,000*	939,400*	902,000*

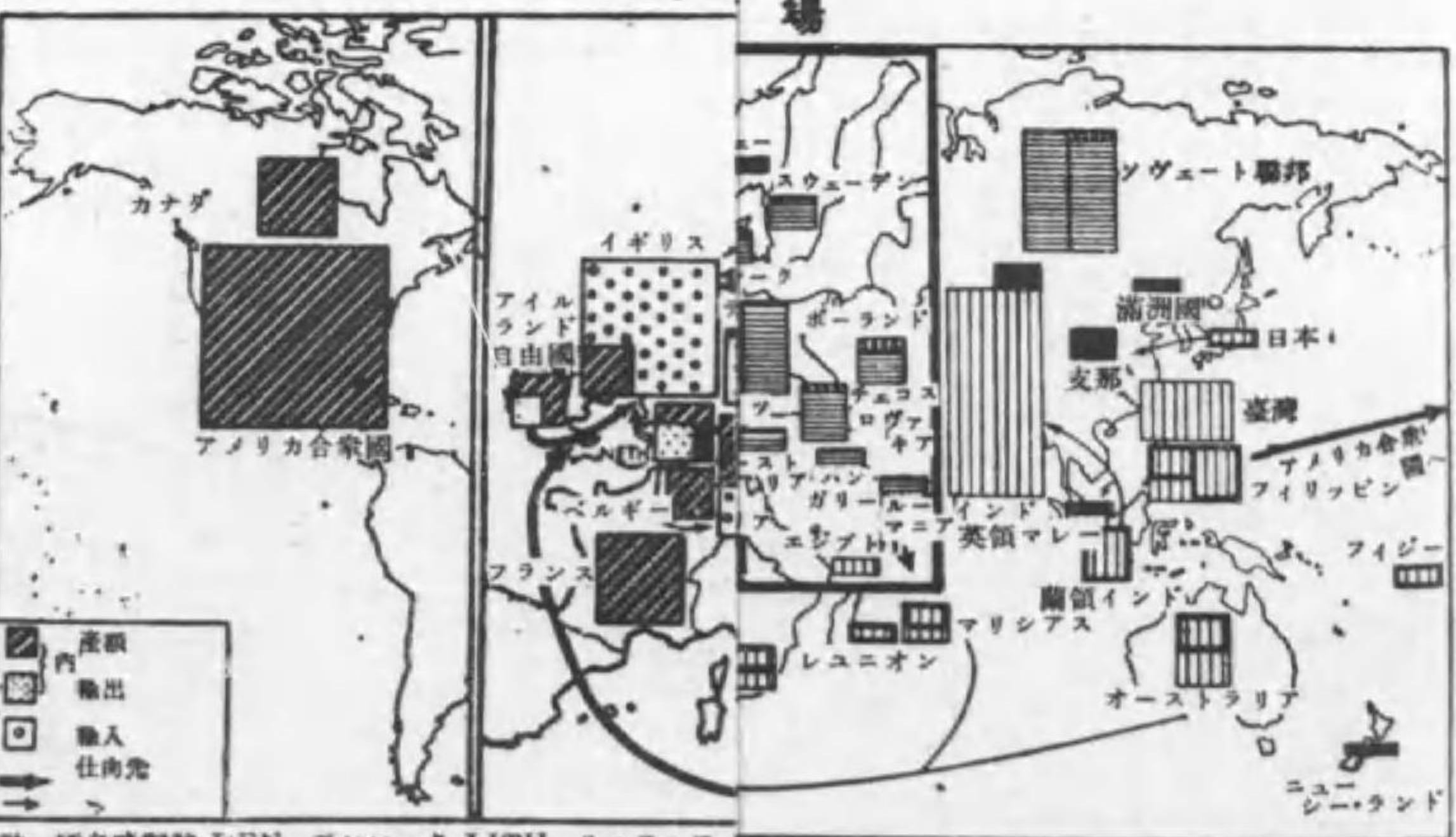
注 米産地を略す

小市場



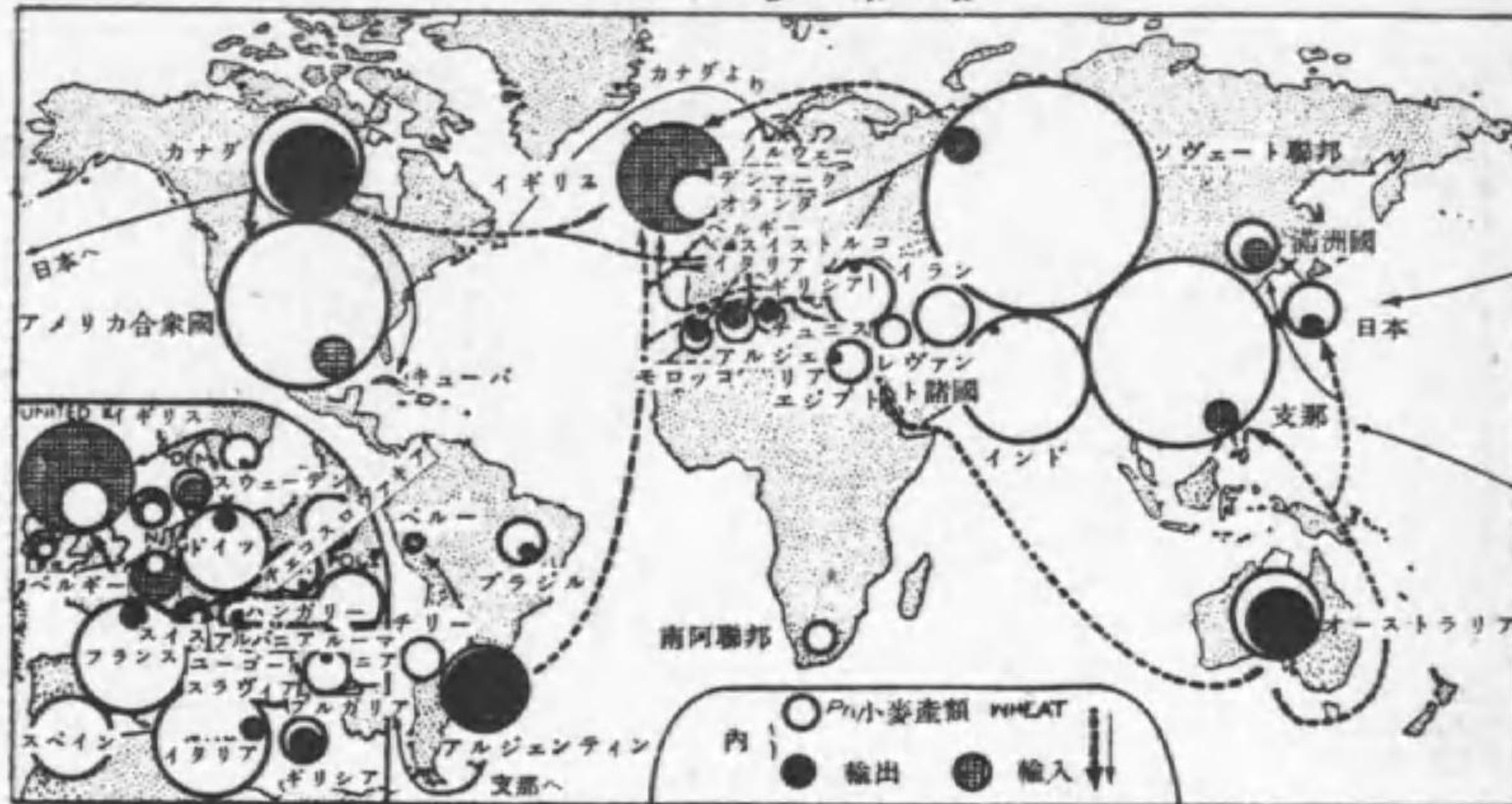
註 國名略記號 A. アルバニア B. ベルギー BULG. ブルガリア C. チェコスロバキア D. デンマーク E. エジプト F. フランス G. ギリシア H. ハンガリー I. イタリア J. ジャバ H.Y. インド K. カナダ L. リトアニア M. メキシコ N. ノルウェー O. オランダ P. ポーランド Q. ルーマニア R. ロシア S. スウェーデン SW. スイス T. トルコ U. ユーゴスラビア V. ヴェネチア W. ヨーロッパ X. 中国 Y. ヤマノエ Z. 日本

牛 場



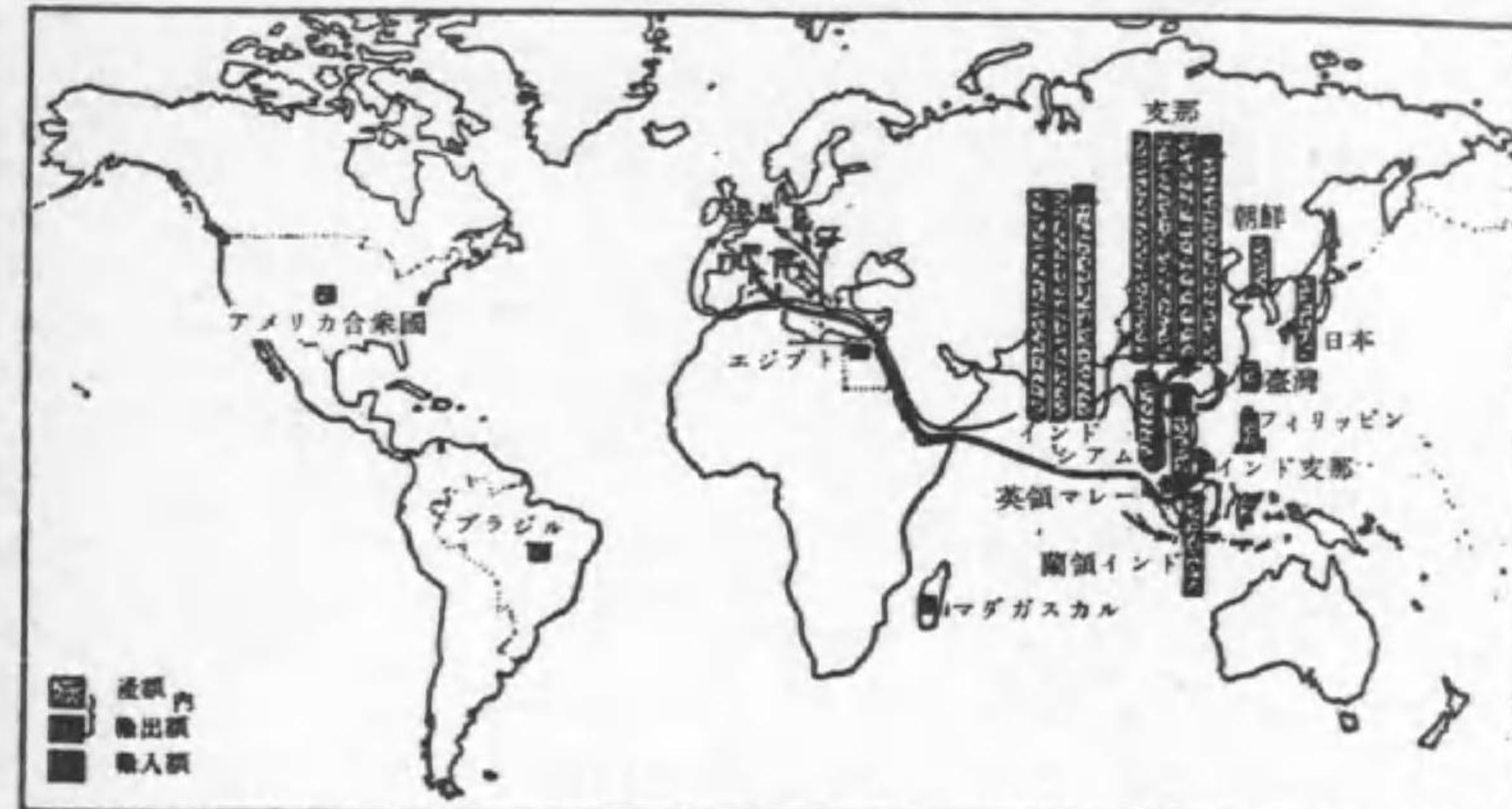
註 國名略記號 DEN. デンマーク LITH. リトアニア

小麦市場



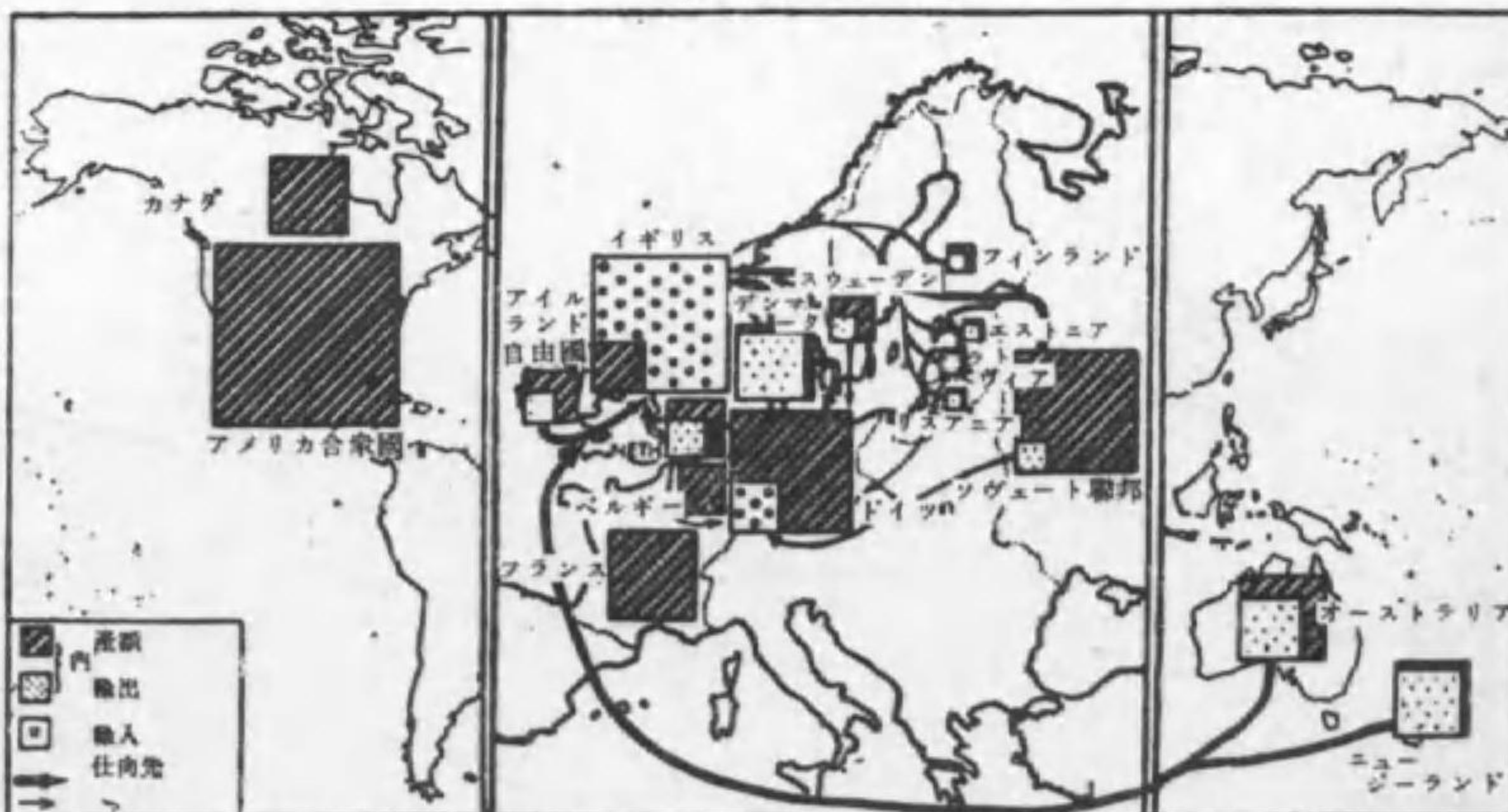
注 国名略記號 A. アルバニア B. ベルギー BULG. ブルガリア CZ. チェコスロヴァキア D. DEN. デンマーク F. フランス G. ドイツ HY. ハンガリー I. イタリア I.F.S. アイランド N. オランダ NY. ノルウェー POLD. ポーランド RUM. ルーマニア SW. スイス YUG. ユーゴスラヴィア

米穀市場



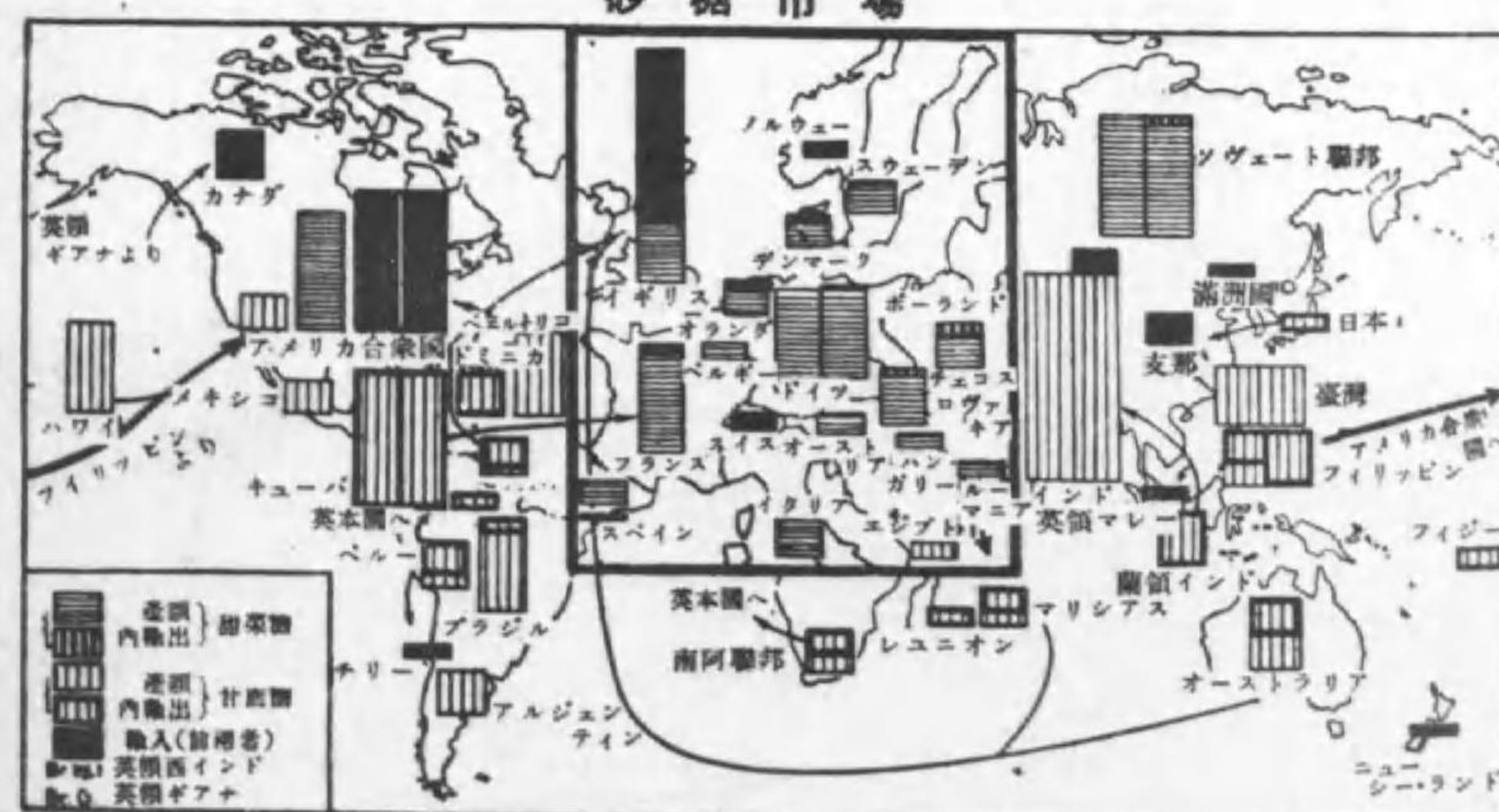
注 国名略記號 CZ. チェコスロヴァキア FR. フランス G. ドイツ G.B. イギリス IT. イタリア N. オランダ

牛酪市場



注 国名略記號 DEN. デンマーク LITH. リスアニア NETH. オランダ EST. エストニア LAT. ラトヴィア

砂糖市場



世界總計	57,600*	854,500*	891,300*	850,800*	937,000*	939,400*	902,000*
...
...	13	321	453	520	540*	540*	...
...	148	6,622	6,667	7,352	7,340	7,913	8,180
...	47	3,063	2,972	2,920	12,200*	2,500*	11,800*
...	240	10,400*	10,863	12,414	12,200*	13,348	4,050
...	283	10,400*	2,198	2,593	12,200*	13,348	4,050
...	240	10,400*	2,198	2,593	12,200*	13,348	4,050
...	240	10,400*	2,198	2,593	12,200*	13,348	4,050

No. 7 馬 鈴 薯

國 別	耕作面積 (單位 1,000 ヘクタール)		生 産		高		〔單位 1,000 キログラム〕	
	1937/38	1938/39(1938年)	1925-1929	1930-1934	1931/35	1936/37	1937/38	1938/39(1938年)
I 北 米 合 衆 國	1,510*	1,440*	3,000*	3,900	4,700*	5,000*	5,600*	117,400
II 中 央 美 國	215	211	20,297	20,938	123,320	108,970	127,140	16,301
III 南 美 諸 國	1,284	1,217	95,102	100,674	105,157	90,335	107,269	100,508
IV 日 本	1,015	1,200	1,140	1,300*	1,200*	...
V ヲロレーン(ソ連を除く)	7,407	6,708	1,239,800*	475,261	697,400	1,466,000*	1,671,000*	1,547,000*
VI ヲロレーン(ソ連を除く)	11,600*	11,600*	1,416,400	1,416,400	1,344,500	1,466,000*	1,671,000*	568,941
VII ヲロレーン(ソ連を除く)	2,888	2,893	383,600	460,760	413,289	463,236	55,097	32,600
VIII ヲロレーン(ソ連を除く)	216	215	22,648	26,280	23,925	23,687	36,117	32,584
IX ヲロレーン(ソ連を除く)	158	147	33,907	35,859	30,072	32,254	30,908	32,584
X ヲロレーン(ソ連を除く)	81	79	9,864	11,715	12,176	12,885	13,240	14,327
XI ヲロレーン(ソ連を除く)	36,580	47,817	50,640
XII ヲロレーン(ソ連を除く)	87	92	7,490	10,622	12,690	14,329	13,875	13,200
XIII ヲロレーン(ソ連を除く)	1,439	1,404	142,594	156,363	143,199	152,510	158,777	170,942
XIV ヲロレーン(ソ連を除く)	320*	315*	20,178	18,160*	16,377	28,600*	29,600*	25,000*
XV ヲロレーン(ソ連を除く)	132	132	23,910	25,049	26,186	24,599	27,497	25,004
XVI ヲロレーン(ソ連を除く)	422	426	19,823	23,682	21,591	23,778	32,137	29,507
XVII ヲロレーン(ソ連を除く)	127	138	12,649	12,649	14,162	16,115	17,820	17,514
XVIII ヲロレーン(ソ連を除く)	185	186	14,645	19,870	17,738	21,183	25,699	21,183
XIX ヲロレーン(ソ連を除く)	136	139	33,235	31,002	26,591	25,066	26,507	28,250
XX ヲロレーン(ソ連を除く)	2,980	3,030	264,579	307,331	325,017	342,813	402,210	345,582
XXI ヲロレーン(ソ連を除く)	235*	213*	20,647	18,330	20,221	21,126	21,665	...
XXII ヲロレーン(ソ連を除く)	290	297	54,023	50,351	47,267	46,626	49,949	51,971
XXIII ヲロレーン(ソ連を除く)	135	137	17,254	18,748	17,566	18,057	18,871	18,725
XXIV ヲロレーン(ソ連を除く)	772	763	86,401	91,457	76,774	107,017	123,626	91,291
XXV ヲロレーン(ソ連を除く)	55	...	4,931	4,888	4,530*	5,990*	5,020*	...
世界 總 計	21,560	20,800*	1,821,500*	2,066,000*	2,215,000*	1,633,000*	1,864,000*	1,750,000*
リ (ソ連を除き)	14,150*	14,100*	1,399,900*	1,591,000*	1,517,600*	1,633,000*	1,864,000*	1,750,000*

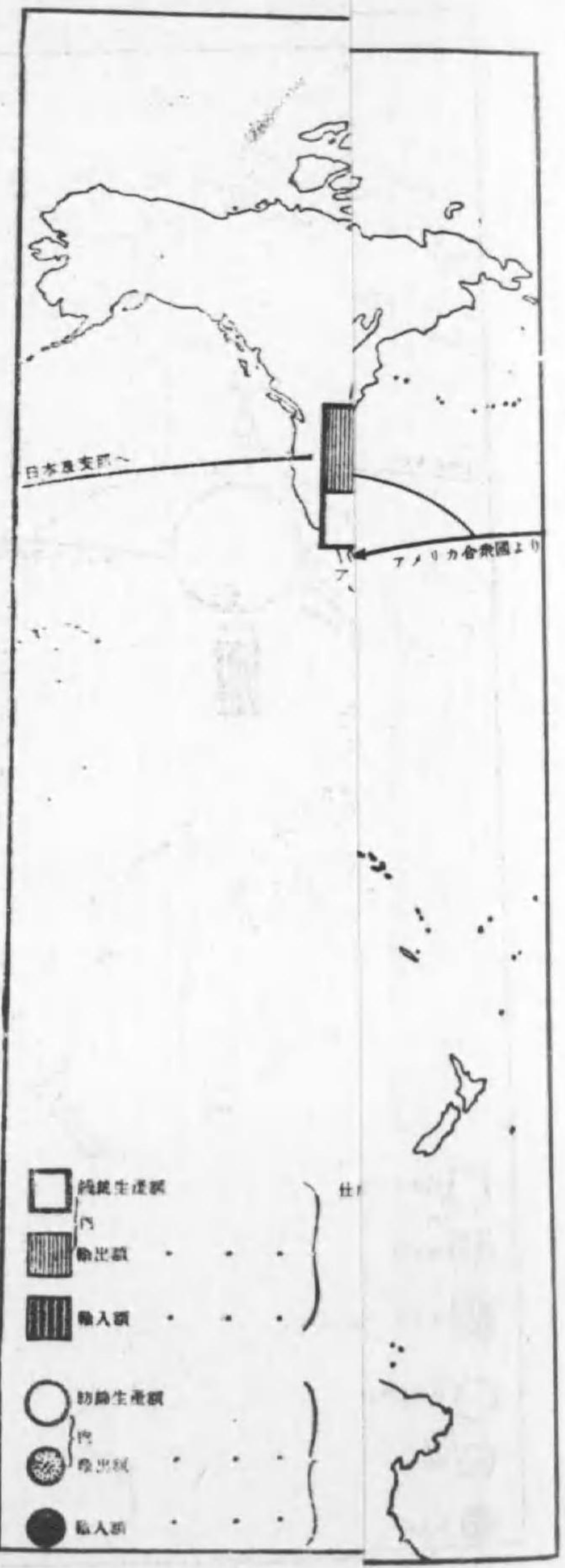
三 統 計 局 編 纂

No. 8 丁ルコール

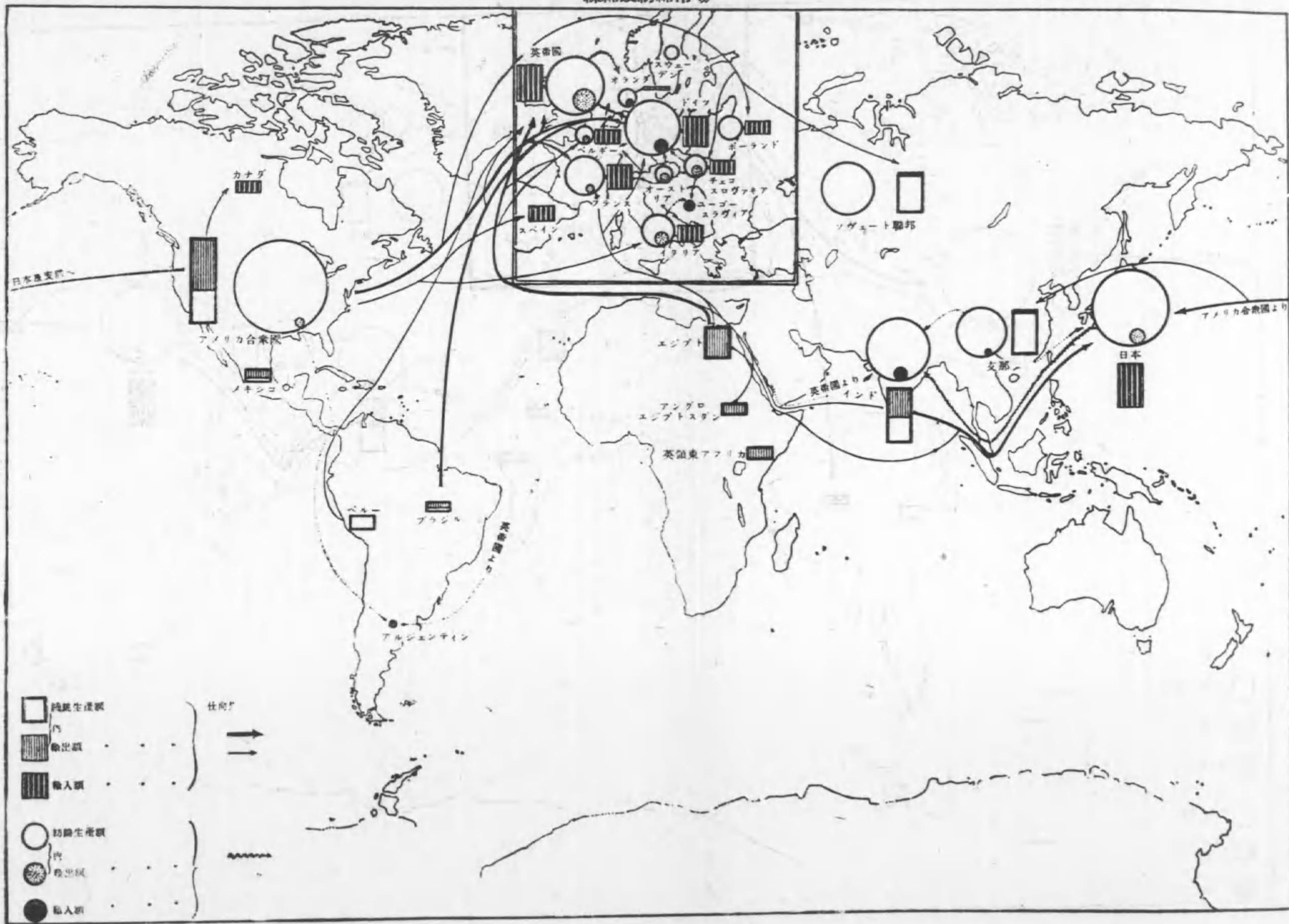
(單位 1,000 ~ カトリットル)

國	別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. ア ア カ	リ ジ カ カ リ カ	141 3,409 184	316 2,959 113	195 2,501 166	206 4,684 112	953 6,789 170	655 8,742 226	407 9,388 264	...
II. 北 ア カ	リ カ カ カ カ カ	3,225 198 298	2,846 153 334	2,335 218 348	4,572 230 338	6,619 176 439	8,516 239 577	9,124 288 537	6,646 ...
III. 南 ア カ	リ カ カ カ カ カ
IV. ア ア カ	リ カ カ カ カ カ	169 135 158	171 160 202	100 195 267	192 195 366	292 297 297	222 348 ...	242 391 ...	244 433 ...
V. ア ア カ	リ カ カ カ カ カ
VI. ヨ ア カ	リ カ カ カ カ カ	10,740 2,569 6	10,420 2,253 3	12,330 3,003 4	13,760 3,583 5	15,570 3,755 211	15,030 3,718 211	14,710* 3,659 217	...
VII. オ ア カ	リ カ カ カ カ カ	272 192 768	247 167 665	214 161 821	201 189 ...	211 198 ...	211 201 ...	197 197 ...	232 ...
VIII. ア ア カ	リ カ カ カ カ カ	3,450 371 494	3,873 236 428	4,223 271 469	4,707 337 409	5,827 328 430	4,830 326 852	3,556 431 918	408 494 273
IX. ア ア カ	リ カ カ カ カ カ	288 664 121	289 422 133	294 269 270	271 450 281	260 598 183	272 721 217	266 778 259	860 ...
X. ア ア カ	リ カ カ カ カ カ	789 288 645	805 221 740	1,223 332 968	1,344 331 968	1,570 381 1,029	1,830 381 834	2,211 413 1,005	2,196 451 ...
世 界	總 計	15,600	18,600	20,600	25,100	31,100	33,500	26,700	...

日本通商手帳



繰綿及紡綿市場



世界	15,600	18,600	20,600	25,100	31,100	26,500	26,700
日本	...	1,333	270	281	183	214	...
アメリカ合衆国	...	1,333	1,223	1,344	1,570	1,830	2,211
イギリス	...	789	805	331	381	381	413
フランス	...	288	221	968	1,029	834	1,005
ドイツ	...	645	129	162	182	214	...
ソビエト連邦
その他
世界合計	15,600	18,600	20,600	25,100	31,100	26,500	26,700

No. 9 繰 綿

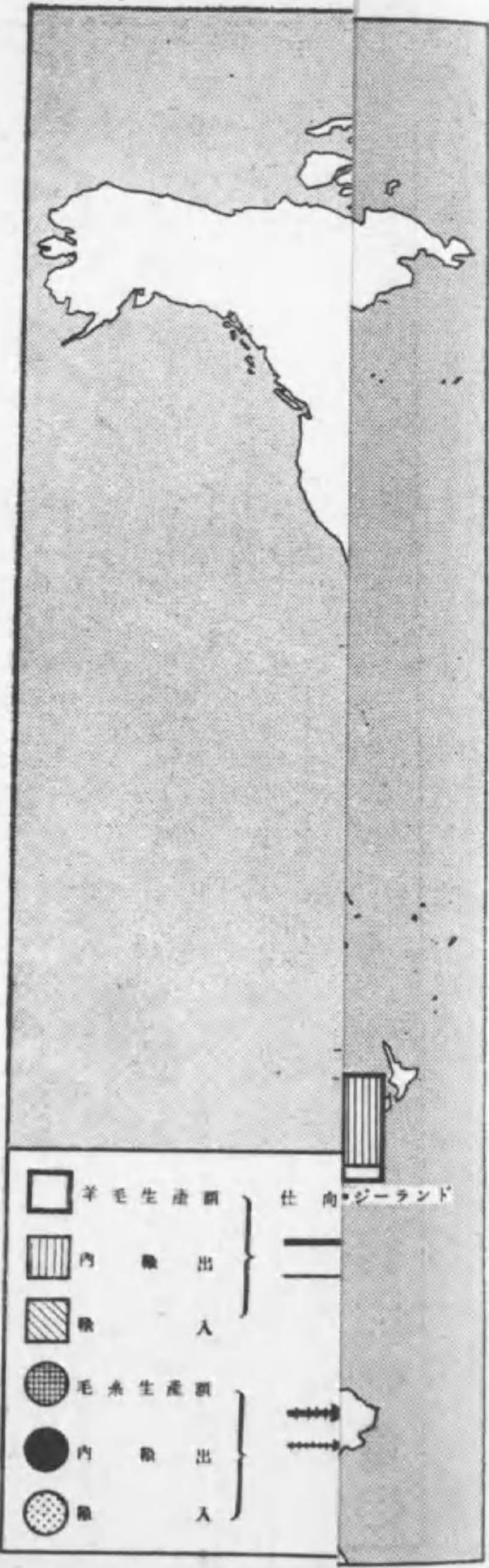
國 別	耕 作 面 積 (單位1,000ヘクタール)		生 産 高 (單位1,000キログラム)		1937/38		1938/39 *	
	1937/38	1938/39 *	1925-1929	1930-1934	1935/36	1936/37	1937/38	1938/39 *
I. 佛 領 西 印 尼 洋 東 洋 諸 島	3,120*	2,500*	4,330	4,400*	5,590*	6,070*	7,100*	5,400*
佛 領 西 印 尼 洋 東 洋 諸 島	185	...	5	31	71	62	91	...
佛 領 西 印 尼 洋 東 洋 諸 島	385	400	63	152	275	330	380	350
佛 領 西 印 尼 洋 東 洋 諸 島	831	749	3,442	3,210	3,855	4,092	4,946	3,800*
佛 領 西 印 尼 洋 東 洋 諸 島	63	47	106	82
佛 領 西 印 尼 洋 東 洋 諸 島	712	604	285	446	583	604	757	544
佛 領 西 印 尼 洋 東 洋 諸 島	179	185	272	342	452	612	602	555
佛 領 西 印 尼 洋 東 洋 諸 島	45	44	106	115	117	86
II. 北 中 南 美 州 (メキシコを除く)	13,760*	9,813	33,104	28,929	23,066	26,883	41,076	25,897
北 中 南 美 州 (メキシコを除く)	440	...	604	485	611	920	800*	...
北 中 南 美 州 (メキシコを除く)	336	...	548	422	543	857	737	...
北 中 南 美 州 (メキシコを除く)	3,300*	3,100*	1,900	2,750	5,610*	5,300*	6,000*	6,100*
北 中 南 美 州 (メキシコを除く)	424	407	250	413	810	312	514	650
北 中 南 美 州 (メキシコを除く)	2,700	2,500	1,093	1,674	3,810	3,917	4,600	4,070
北 中 南 美 州 (メキシコを除く)	157	...	533	594	852	836	815	...
III. 中 東 亞 非 州 (エジプトを除く)	15,600*	12,300*	15,240	14,610	16,570	21,000	18,600*	14,800*
中 東 亞 非 州 (エジプトを除く)	4,550	...	4,464	5,356	4,925	8,486	7,000	...
中 東 亞 非 州 (エジプトを除く)	221	234	298	287	407	453	461	406
中 東 亞 非 州 (エジプトを除く)	10,419	9,531	10,243	8,668	10,835	11,560	10,485	9,290
中 東 亞 非 州 (エジプトを除く)	202	160	126	138	191	207	272	193
中 東 亞 非 州 (エジプトを除く)	22	22	289	372
中 東 亞 非 州 (エジプトを除く)	35	38	58	69	56	84
IV. 南 洋 州 (オーストラリアを除く)	2,090*	2,067*	2,158	3,832	5,307	7,781	8,200	8,350
南 洋 州 (オーストラリアを除く)	470	450	267*	331	746	750*	980*	1,000*
南 洋 州 (オーストラリアを除く)	50	55	7	19	84	64	102	69
南 洋 州 (オーストラリアを除く)	72	76	33	52	106	126	164	146
南 洋 州 (オーストラリアを除く)	22	37	7	5	8	21	42	95
南 洋 州 (オーストラリアを除く)	321	275	213	243	522	511	647	663
南 洋 州 (オーストラリアを除く)	21	24	16	26	20	19	18	24
世 界 總 計	38,800*	30,700*	57,600	55,400	57,500	68,700*	82,800*	62,400*

注: 繰 綿 産 量 出

No. 10 亞麻及大麻

國 別	生 産 高 (單位 1,000 キュナル)									
	耕作面積 (單位 1,000 ヘクタール)		1925-1929	1930-1934	1935	1937	1937	1938 *		
I. アメリカ (エゾオト)	3	4	10	9	13	19	20	32		
II. フランス (ノルマンを除く)	17	16	37	34	48	46	40	...		
III. ヨーロッパ (ノルマンを除く)	2,070*	1,840*	2,980	5,136	5,510	5,300	5,700	5,460		
IV. ヨーロッパ (ノルマンを除く)	555*	540*	2,250*	1,370	2,080	2,300	2,380*	2,460		
エントール	28	31	163	42	138	298	339	292		
フランス	31	23	100	99	156	218	238	354		
イタリア	28	41	267	66	105	87	103	76		
ギリシャ	69	65	221	112	217	243	189	235		
トルコ	88	78	364	141	248	185	231	215		
スペイン	17	20	115	208	319	291	313	258		
ポルトガル	146	148	561	51	84	122	145	171		
ルーマニア	22	15	25	323	398	372	318	396		
ユーゴスラビア	8	8	60	59	95	118	87	...		
チェコスロバキア	19	16	108	28	70	51	43	41		
ユーゴスラビア	13	14	82	43	101	95	110	...		
世界總計	2,650*	2,400*	5,280*	6,550	7,650	7,670	8,140*	8,000*		
I. ヨーロッパ (ノルマンを除く)	38	38	311	288	296	275	310	...		
II. ヨーロッパ (ノルマンを除く)	25	...	268	196	190	180	180	...		
III. ヨーロッパ (ノルマンを除く)	6	...	85	79	71	79	77	...		
IV. ヨーロッパ (ノルマンを除く)	611	572	3,189	1,945	1,400*	1,400*		
日本	270*	280*	1,950	1,520	1,670	2,150*	2,340*	2,470*		
イタリヤ	14	15	85	71	66	115	129	137		
フランス	87	91	1,007	644	664	873	1,085	1,086		
ギリシャ	34	33	193	133	121	122	115	128		
トルコ	51	51	167	241	227	292	270	...		
スペイン	12	18	...	71	58	59	101	...		
ポルトガル	55	57	288	284	375	520	499	558		
世界總數 (ノルマンを除く)	920*	890*	5,450	3,750	3,370*	3,830*	2,650*	...		
日本	310*	320*	2,260	1,810	1,970*	2,430*	...	2,780*		

植産地帯



No. 10 亞麻乃大鹿

No. 11 羊 毛 (單位 1,000 HE)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. フ リ カ コ 邦	179.1	186.6	167.1	136.2	156.1	170.1	158.3	160.0*
佛 領 同 聯 邦	13.2	15.1	15.4	16.1	18.5	18.5	21.7	20.3
南 米 利 亞 合 衆 國	142.0	149.2	128.4	99.3	113.4	125.6	111.6	118.4
II. 北 米 利 亞 合 衆 國	219.4	208.6	217.3	213.3	214.0	212.0	214.9	216.2
南 米 利 亞 合 衆 國	210.7	199.8	208.6	204.6	205.3	203.5	206.3	207.6
III. 南 米 利 亞 合 衆 國	264.8	274.8	265.0	269.1	263.0	274.3	272.9	275.0*
ア ル ジ エ ン テ イ	173.7	178.3	175.5	167.8	162.8	171.9	172.4	147.6
チ リ	14.5	15.3	16.0	16.3	17.0	17.0	18.0	...
ペ ル ー	12.9	15.3	15.7	16.8	16.0	16.2	16.2	...
ウ ル ー グ ー	48.1	50.3	42.2	50.8	49.9	51.7	48.5	49.9
IV. 支 那	139.2	137.5	134.8	137.4	138.5	138.6	139.0	...
支 那	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	...
イ タ リ ア	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	...
イ タ リ ア	18.1	18.1	16.6	18.1	17.0	17.0	17.0	...
シ ョ ー	5.2	4.7	4.5	5.5	7.0	6.6	6.8	9.9
V. ヲ 州	88.9	58.5	54.9	58.1	71.9	91.7	117.5	137.6
VI. ヲ 州	257.4	260.9	260.2	254.5	253.1	263.5*	272.5*	280.0*
オーストラリア	14.7	14.3	14.2	14.6	15.5	18.1	19.6	20.2
ニュージーランド	34.9	35.4	35.4	33.1	29.9	29.9	27.2	...
南アフリカ	25.4	24.6	24.4	24.3	23.9	24.4	25.0	25.4
インド	20.0	19.1	18.6	16.3	13.6	13.6	13.6	12.7
セイロン	51.3	54.0	54.4	52.2	49.4	49.0	48.5	50.3
スマタラ	16.1	17.6	16.6	16.1	18.6	22.2	29.3	31.6
その他	12.6	13.4	13.5	13.7	12.5	14.4	14.9	15.2
VII. オセアニア	579.2	607.7	583.2	580.8	578.5	583.2	592.7	564.7
オーストラリア	457.0	482.0	451.8	460.6	440.5	445.8	558.1	426.4
ニュージーランド	122.2	125.7	131.4	120.2	138.0	137.4	134.6	138.3
世界總計	1,222	1,738	1,686	1,654	1,680	1,738*	1,773*	1,780*

加 録 表 註 細 説

No. 12 レーヨン及ニテール・フレイバー (單位總)

種別	國	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 北アメリカ	カナダ	71,104	64,411	100,173	99,279	122,822	132,117	153,426	123,190
	アメリカ合衆國*	2,665 68,439	3,325 61,086	3,330 96,843	4,785 94,494	5,995 116,827	6,180 125,937	7,485 145,941	6,200 116,990
II. 南アメリカ	ブラジル	505	670	925	1,198	1,589	2,435	3,646	6,215
	ペルー	200	350	1,215
III. 欧州	イギリス	21,538	31,641	44,950	72,880	99,295	123,965	152,395	96,500
	フランス	1,600	2,600	3,900	5,430	6,000*	6,200*	7,000*	7,000*
IV. ヨーロッパ(ソ連を除く)	ドイツ	131,590	135,900	151,680	175,590	195,080	198,900	228,320	218,300
	イタリア	28,075	26,825	28,823	39,011	44,806	45,424	57,193	65,000
V. 世界總計	世界總計	226,340	235,220	301,630	354,380	424,790	463,620	544,790	451,200
	その他	400	500	952	998	2,086	5,599	9,182	13,532
I. 北アメリカ	カナダ	...	250	437	2,140	6,180	20,800	83,795	176,000
	アメリカ合衆國*	2,000	2,500	3,978	7,169	17,199	42,903	99,434	155,000
II. 南アメリカ	ブラジル	227	748	998	1,995	2,268	2,995	5,125	5,000
	ペルー	635	4,265	5,000	9,804	30,700	49,943	70,922	75,628
III. 欧州	イギリス	545	555	1,105	1,110	4,230	11,865	14,845	14,395
	フランス	...	167	199	302	553	1,278	2,383	6,012
IV. ヨーロッパ(ソ連を除く)	ドイツ	3,810	9,990	12,670	23,520	63,140	133,600	285,690	445,570
	イタリア

注: 単位はキログラム

No. 13 ヲツドバルツ (單位 1,000 斤)

種別	國	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	
I. 北アメリカ	カナダ	7,070	6,019	6,823	7,601	8,271	9,482	10,948	...	
	アメリカ合衆國*	2,815 4,000 255	2,368 3,412 239	2,703 3,879 241	3,298 4,025 278	3,510 4,465 296	4,029 5,166 287*	4,665 5,963 320	4,665 5,963 320	5,081 5,081 347
II. 南アメリカ	ブラジル	30	30	30	30	30	5	5	...	
	ペルー	584	573	647	716	479	772	837*	...	
III. 欧州	イギリス	24 273 287	28 281 264	34 319 284	32 365 319	31 387 331	30 402 340	30* 425* 382*	30* 425* 382*	...
	フランス	409	436	483	525	591	701	740	...	
IV. ヨーロッパ(ソ連を除く)	ドイツ	7,226	7,452	8,299	9,276	9,727	10,545	11,700	10,800	
	イタリア	1,805	1,709	1,769	2,011	2,153	2,367	2,564	2,544	
V. 世界總計	世界總計	15,319	15,510	16,282	18,148	19,368	21,505	24,260	...	
	その他	63	69	85	85	85	75	70	...	

注: 単位はキログラム

No. 14 セメント
(單位 1,000 觔)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 佛 南	847	873	937	1,084	1,217	1,348	1,488	1,620
II. 北 米	117	210	186	185	189	162	156	165
III. 南 米	339	288	310	436	527	702	840	878
IV. 中 東	23,223	13,903	11,288	13,927	13,814	20,307	21,113	19,182
V. 日 本	1,619	737	383	553	554	784	975	882
VI. 歐 洲	21,604	13,166	10,905	13,374	13,260	19,523	20,138	18,300
VII. 其 他	252	286	345	383
VIII. 世 界 總 計	1,000*	966	1,061	1,318	1,609	1,890	1,073	...
IX. 日 本 及 其 屬 領	4,956*	5,056	6,184	6,717	7,384*	7,460*	8,450*	8,000
X. 歐 洲 及 中 東	588	592	623	767	892	977	1,142	...
XI. 佛 南	3,615	3,731	4,784	5,125	5,565	5,456	6,034	5,469
XII. 北 米	3,336*	3,481	2,710	3,533	4,465*	5,845	5,837	...
XIII. 南 米	26,540	24,000	24,820	29,200*	33,040	36,970	39,500*	44,000
XIV. 中 東	3,837	2,888	3,931	6,625	8,807	11,689	12,605	15,600
XV. 日 本	502	351	280	315	371	369	429	...
XVI. 其 他	509	415	554	770	757	792	670	640
XVII. 世 界 總 計	60,610	48,850	47,660	56,540	62,460	74,920	79,900	82,500

註 出 力 數 電 力 自 家 發 電 力 除 外

No. 15 電 力
(單位 百萬 千瓦 時)

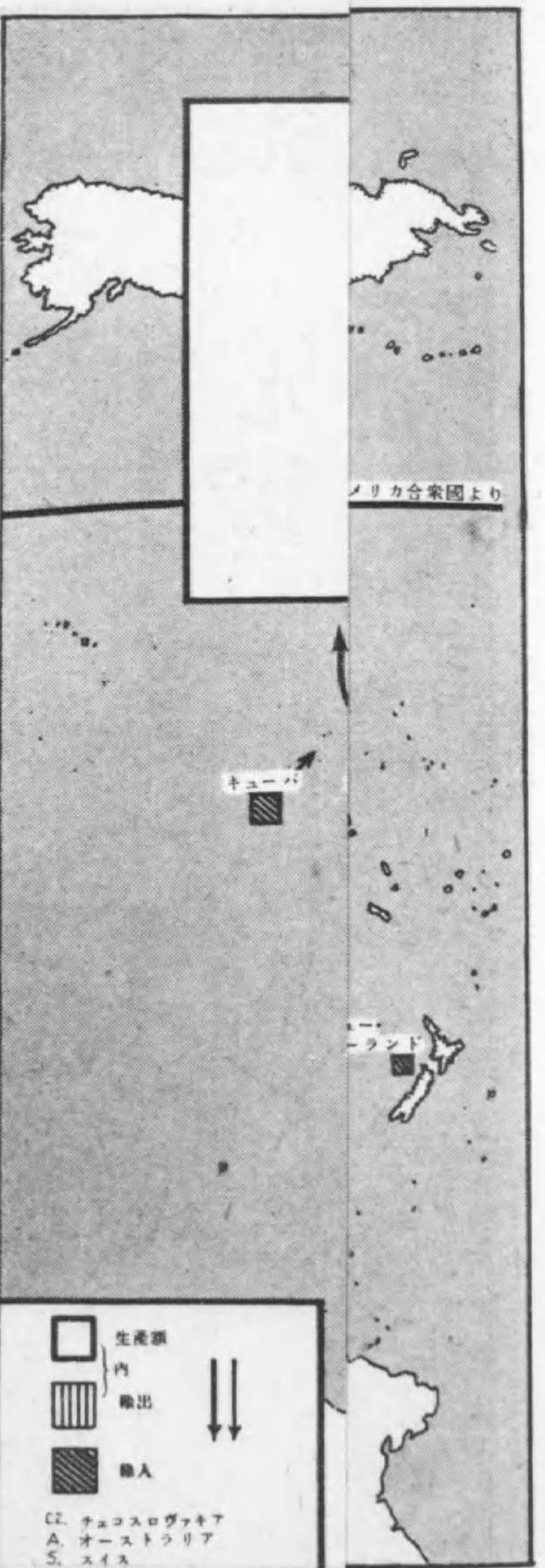
國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 佛 南	2,661	2,947	3,309	3,772	4,603	5,336
II. 北 米	16,331	16,052	17,339	21,197	23,283	25,402	27,688	25,999
III. 南 米	90,090	81,828	84,176	90,220	97,811	111,431	121,050	115,890
IV. 中 東	1,425	1,425	1,529	1,833	2,064	2,246	2,480	2,506
V. 日 本	2,475	2,184	2,277	2,445
VI. 歐 洲	14,402	15,950	18,160	19,900	22,348	24,312	26,714	...
VII. 其 他	10,687	13,540	16,357	21,016	25,900	32,700	36,400	...
VIII. 日 本 及 其 屬 領	14,408	13,423	14,546	17,414	20,270	23,664	27,380	...
IX. 歐 洲 及 中 東	2,400	2,300	2,390	2,455	2,600	2,680
X. 佛 南	4,181	3,932	3,902	4,023	4,456	4,943	5,549	5,278
XI. 北 米	2,681	3,795	3,066	3,198	3,300*	4,943
XII. 南 米	1,263	1,479	1,692	1,846	2,095	2,322	2,786	...
XIII. 中 東	14,232	13,592	14,906	15,172	15,818	16,639	18,162	19,300
XIV. 日 本	9,885	10,227	11,181	11,884	13,118	13,563	14,961	15,108
XV. 其 他	7,690	7,200	7,250	7,143	7,838	7,955	9,269	9,907
XVI. 佛 南	1,732	1,738	1,778	1,857	1,899	1,989	2,208	2,396
XVII. 北 米	2,581	2,242	2,386	2,574	2,608	2,863	3,356	3,709
XVIII. 南 米	516	680	700	760	867	957	1,077	1,135
XIX. 中 東	11,533	12,347	13,915	15,587	17,971	20,524	23,012	25,000
XX. 日 本	5,094	4,903	5,344	6,030	6,995	7,425	7,946	8,150
XXI. 其 他	5,057	4,801	4,938	5,355	5,705	6,055	6,842	7,043
XXII. 世 界 總 計	2,897	2,632	2,613	2,853	3,072	3,494	4,000	...
XXIII. 日 本 及 其 屬 領	2,446	2,507	2,716	2,910	3,199	3,528	3,909	...
XXIV. 歐 洲 及 中 東	788	832	858	916	1,032	1,142	1,253	...
XXV. 佛 南	275,300	263,700	282,700	311,500	346,900	386,000*	424,000*	...

註 出 力 數 電 力 自 家 發 電 力 除 外

No. 16 ベンジン
(単位 1,000 担)

国 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. アメリカ	0.4	0.4	0.4
II. 北アメリカ	0.1	0.1	0.1	...	2.2	2.3	2.2	1.9
III. 中南アメリカ	12.5	9.3	10.6	13.7	11.9	11.7	11.9	...
IV. 北アメリカ合衆国	255.6	144.5	191.4	239.0	261.9	350.1	390.4	...
V. その他	2.3	3.1	...	28.1	28.9	31.2
VI. 日本	12.6	15.2	19.1
VII. 支那
VIII. その他
IX. ヨーロッパ	245.4	208.5	231.8	270.0	350.2	420.6	529.4	540.0
X. その他	29.2	27.0	29.8	35.5	6.5	6.5
XI. その他	6.8	6.9	7.0	7.0	53.1	63.7	67.3	...
XII. その他	49.5	48.4	51.7	52.4
XIII. その他	5.4	4.3	4.5	5.9
XIV. その他	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
XV. その他	89.3	73.9	83.9	92.5	85.7	87.7	89.8	...
XVI. その他	0.2	0.3	0.3	0.2	1.4	1.7	2.9	...
XVII. その他	6.6	6.8	6.7	7.7	8.4	9.1	16.2	...
XVIII. その他	0.1	0.2	0.1	0.2
XIX. その他	20.0*	21.0*	23.0*	26.5	27.2	29.3
XX. その他	21.3	17.4	17.1	20.9	22.2	25.4	31.1	...
XXI. その他	104.0*	102.0*	124.0*	156.8	178.0	204.8	225.2	...
XXII. その他	2.3	2.6	2.8	2.8	3.0	3.1	3.4	21
XXIII. その他	7.0	17.2	17.3	18.1	21.6	28.0*
XXIV. その他	0.5	0.5	0.5	0.4

加振産経調査社



No. 17 原油 (單位 1,000 甬)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 北 美 利 亞 合 衆 國	280	272	240	222	182	183	173	299
II. 中 央 亞 細 亞	116,877	107,776	122,680	123,109	135,094	149,056	173,233	165,017
III. 南 美 利 亞	116,683	107,645	122,536	122,931	134,912	148,868	172,866	164,153
IV. 歐 洲	6,305	6,276	6,432	7,200	7,616	7,954	9,068	8,149
V. 亞 非 利 加	4,934	4,842	5,087	5,667	5,974	6,091	6,888	5,654
VI. 澳 洲	1,371	1,423	1,345	1,433	1,642	1,863	2,180	2,495
VII. 東 南 亞	23,016	22,805	23,084	26,941	28,998	30,375	35,545	35,927
VIII. 中 東	1,689	1,887	1,951	1,998	2,037	2,202	2,330	2,430
IX. 西 伯 利 亞	2,342	2,288	1,834	2,417	2,452	2,614	2,830	3,010
X. 蘇 聯	250	227	230	232	245	277	289	302
XI. 日 本	1,340	1,313	1,762	2,162	2,253	2,324	2,346	2,100
XII. 荷 蘭	17,192	17,085	17,293	20,112	21,990	22,945	27,734	25,071
XIII. 英 國	12,694	13,753	14,895	16,948	19,817	21,794	25,472	25,864
XIV. 法 國	535	530	611	39	173	636	15,065	1,139
XV. 意 國	1,225	1,239	1,229	660	707	685	789	907
XVI. 日 本	980	994	1,000	1,293	1,296	1,345	304	317
XVII. 荷 蘭	4,698	5,093	5,535	6,055	6,082	6,438	7,262	7,398
XVIII. 日 本	120	115	115	1,031	3,682	4,011	4,255	4,272
XIX. 荷 蘭	5,843	6,349	7,200	7,658	7,608	8,330	10,331	10,359
XX. 日 本	273	227	201	212	269	347	355	356
XXI. 荷 蘭	22,392	21,413	21,489	24,218	25,240	27,385	27,821	28,859
XXII. 日 本	7,725	8,255	8,294	9,443	9,449	9,819	8,351	7,999
XXIII. 荷 蘭	2*	2*	12	48	88	127
XXIV. 日 本	229	230	239	318	427	445	451	552
XXV. 荷 蘭	74	75	79	78	76	70	71	72
XXVI. 日 本	16	27	27	20	16	16	14	13
XXVII. 荷 蘭	630	557	531	529	515	511	501	507
XXVIII. 日 本	6,750	7,348	7,377	8,466	8,376	8,703	7,153	6,603
世 界 總 計	189,299	180,541	197,114	208,081	226,346	246,566	279,663	272,044

石油 總產量

No. 18 石 炭

(單位 1,000 吨)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 南 美 利 加 聯 邦	11,930*	10,693	11,510	13,189	14,640	15,921	17,065	20,200
II. 北 美 利 加 合 衆 國	10,881	9,921	10,714	12,195	13,574	14,842	15,491	18,608
III. 南 美 利 加 合 衆 國	409,201	333,699	355,349	387,488	394,487	458,156	459,446	362,104
IV. 南 美 利 加 合 衆 國	8,466	7,507	7,741	9,613	9,358	10,308	11,014	9,778
V. 南 美 利 加 合 衆 國	400,735	326,192	347,608	377,875	385,129	447,848	448,432	352,326
VI. 南 美 利 加 合 衆 國	1,938	1,852	2,464	2,820	3,194	3,014	3,189	...
VII. 南 美 利 加 合 衆 國	1,100	1,080	1,538	1,808	1,900	1,875	1,988	...
VIII. 南 美 利 加 合 衆 國	83,698	80,687	87,089	97,319	96,028*	101,772*	111,000*	2,061
IX. 南 美 利 加 合 衆 國	17,995	18,858	18,802	20,897	15,000*	15,000*
X. 南 美 利 加 合 衆 國	9,449	7,099	9,063	10,704	11,474	12,020	14,100*	...
XI. 南 美 利 加 合 衆 國	1,422	1,355	1,533	1,521	1,597	1,744
XII. 南 美 利 加 合 衆 國	22,665	20,477	20,107	22,411	23,386	22,974	25,438	...
XIII. 南 美 利 加 合 衆 國	1,404	1,050	1,035	1,033	1,111	1,147	1,364	1,457
XIV. 南 美 利 加 合 衆 國	1,726	1,714	1,591	1,592	1,775	2,186	2,308	2,348
XV. 南 美 利 加 合 衆 國	27,987	28,053	32,524	32,925	37,762	41,803	46,000	...
XVI. 南 美 利 加 合 衆 國	638	677	889	1,197	1,516	2,075
XVII. 南 美 利 加 合 衆 國	56,752	64,664	76,205	93,940	109,000	123,679	122,579	132,900
XVIII. 南 美 利 加 合 衆 國	505,936	458,916	464,402	498,386	505,968	531,000	580,000*	571,000
XIX. 南 美 利 加 合 衆 國	118,640	104,741	109,692	124,857	143,603	158,283	184,513	186,179
XX. 南 美 利 加 合 衆 國	11,367	10,438	10,561	11,318	11,318	12,867	29,359	29,575
XXI. 南 美 利 加 合 衆 國	27,042	21,424	25,300	26,389	26,506	27,867
XXII. 南 美 利 加 合 衆 國	7,091	6,854	5,999	47,632	7,017	45,251	44,319	46,500
XXIII. 南 美 利 加 合 衆 國	50,011	46,267	46,887	47,341	46,213	12,803	14,321	13,488
XXIV. 南 美 利 加 合 衆 國	12,901	12,756	12,574	12,541	11,878	29,747	36,218	38,104
XXV. 南 美 利 加 合 衆 國	38,205	28,835	27,356	29,233	28,545	232,114	244,267	231,875
XXVI. 南 美 利 加 合 衆 國	222,981	212,083	210,436	224,268	225,815	22,233	16,951	33,800*
XXVII. 南 美 利 加 合 衆 國	13,165	11,032	10,627	10,789	10,894	2,299	2,307	22,589
XXVIII. 南 美 利 加 合 衆 國	1,574	1,594	1,852	2,288	2,340	12,426	13,254	...
XXIX. 南 美 利 加 合 衆 國	9,331	9,667	10,093	10,349	11,901	12,426	13,254	...
XXX. 南 美 利 加 合 衆 國	8,536	8,724	9,238	9,504	11,663	11,553	12,268	...
世界總計	1,079,900	960,800	1,007,700	1,104,100	1,136,200	1,247,000	1,307,400	1,225,000

日本炭産出額



No. 19 鹽 (單位 1,000 噸)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. アフリカ	500*	568	570*	694*	633*	700*	800*	...
エチオピア	103	142	136	288	257	237	277	285
リビア	121	92	86	87	80	130	91	119
II. アジア	7,815*	7,071*	8,160*	8,000	8,419	9,452	10,200*	...
イギリス領東インド	232	237	263	294	325	356	416	424
フランス領インド	6,675	5,813	6,899	6,906	7,191	8,009	8,384	7,281
オランダ領東インド	87	81	91	81	101	102	119	108
アメリカ領サモア	139	181	206	194	234	247	290	...
フィリピン	426	510	429	281	278	455	707	...
III. ユーロパ	6,647*	6,124*	6,242*	6,509*	7,254*	6,960*	7,200*	...
ドイツ	3,300	3,120	3,170	3,222	4,000*	4,000	4,000*	...
フランス	199	105	192	192	145	190	210	...
イタリア	1,869	1,637	1,740	1,995	1,979	1,764	1,878	...
オーストリア	230	230	146	160	207	192	180	180
ギリシャ	521	573	688	604	570	482	...	180
トルコ	166*	160*	153*	146*	140*	133	156	...
IV. アムステルダム	3,182	2,636	2,734	3,555	4,350
オランダ	10,526	10,749	10,813	11,343	11,850*	12,300*	14,100*	...
V. ヨーロッパ	3,107	3,233	2,771	3,252	3,392	3,875	4,561	...
ポーランド	124	171	142	165	199	192	171	...
チェコスロバキア	1,908	1,651	2,130	2,071	1,962	1,913	2,337	...
ハンガリー	1,089	932	1,054	970	1,155	1,270	1,555	...
ユーゴスラビア	56	61	65	75	71	76	132	...
ルーマニア	561	491	450	506	515	467	603	166
ギリシャ	255	288	278	309	310	285	311	642
ブルガリア	1,928	2,252	2,402	2,560	2,743	2,878	3,133	370
アルバニア	190	177	157	147	164	173	181	...
モンテネグロ	170	218	154	192	* 215	200	252	...
VI. アフリカ	125	115	103*	112	131*	115*	125*	...
世界總計	28,800	27,260	28,620	30,210	32,640	34,000	37,000	...

資料來源：統計局

No. 20 ヤシガソ鐵

(單位 1,000 底)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 南米諸國 (E)	217.9	292*	157.8	219.3	297.6	394.2	654.5	...
アルゼンチン	15.5	3.8
ウルグアイ	131.0	27.0	0.1	181.0	212.0	219.0	280.0	...
ブラジル	32.6	0.2	0.1	0.5	25.5	391.0	53.9	...
ペルー	5.7	2.0	3.8	4.3	10.7	14.2	35.6	...
ボリビア	47.9	...	10.8	32.9	48.0	121.1	268.8	39.0
パラグアイ	16.1	7.6	8.4	11.6	11.8	14.9	21.1	238.6
チリ	16.0	7.6	8.4	11.6	11.8	14.8	21.1	...
コロンビア	2.8	4.8	15.9	33.7	25.7	20.7	58.5	...
ベネズエラ	1.2	3.5	14.8	31.9	22.6	17.7	57.3	...
II. 中南米諸國	65.3	9.3	11.6	5.1	21.2	76.5	121.0	...
メキシコ	65.0	9.0	11.0	3.0	19.0	74.0	115.0(E)	65.0(E)
グアテマラ	0.2	0.2	0.4	1.9	2.0	2.3	5.7	...
エルサルバドル	305.6	139.1	146.9	248.7	378.1	475.1	610.0*	...
ホンジュラス	14.0*	9.7	4.6	1.2	0.5*	11.0(E)	23.5(E)	0.6(E)
ニカラガ	2.0	2.1	3.0	4.5	6.6	8.6	7.7*	7.5
コスタリカ	273.0	108.0	111.0	206.0	326.0	414.0	534.0	450.0
パナマ	7.8	4.5*	5.5	6.1	6.4	4.6	6.1	7.0
キューバ	0.2(E)	0.1	0.7	20.0
III. 北米諸國	400.0	350.0	450.0	800.0	1,050.0	1,350.0	1,200.0	...
カナダ	114.4	55.4	91.8	154.4	212.2	253.0*	304.0*	...
アメリカ合衆國	83.5	42.8	75.7	133.8	171.5	191.2	208.7	...
グランド・ブリティッシュ・コロンビア	11.5	6.6	5.5	9.4	16.9	23.1	41.8	...
アラスカ	1.1	4.5	...
ハワイ	0.2	0.3	0.8	0.6	0.2	0.6	4.8	...
フィリピン	0.5	0.6	2.1	...	2.2	11.3	10.1	...
インドネシア	2.3	0.1	1.6	2.5	3.3	8.6	12.0	...
オーストラリア	6.8	1.8	0.1	3.9	7.1	12.2	18.3	...
ニュージーランド	0.1	...	0.6	...
IV. 南米諸國	1,122	595	883	1,473	1,997	2,584	2,970	...
世界總計	1,122	595	883	1,473	1,997	2,584	2,970	...

出展国別統計

注: 1. 輸出額

No. 21 鐵 鋼

(單位 1,000 底)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 南米諸國	1,008	447	853	1,719	2,250	2,539	3,233	1,640
アルゼンチン	447	234	381	703	907	1,010	1,260	1,640
ウルグアイ	305	94	283	454	642	579	782	...
ブラジル	16,233	5,198	9,110	12,867	16,100	25,684	38,143	15,650
ペルー	15,950	5,030	8,940	12,600	15,750	25,300	37,290	...
ボリビア	283	168	170	267	350	384	853	890
パラグアイ	146	104	179	113	163	282	314	...
チリ	470	137	405	649	612	965	1,136	...
コロンビア	440	107	350	584	517	815	916	950
ベネズエラ	2,852	2,839	2,701	3,736	4,544*	5,628*
メキシコ	620	500	460	560	540(E)	530(E)	240(E)	...
グアテマラ	510	520	590	590	770	1,300	...	1,030
エルサルバドル	448	447	498	742	914	1,077	1,077	...
ホンジュラス	1,057	1,048	823	1,250	1,524	1,646	1,853	1,850
ニカラガ	130	141	200	270	320*	470*
コスタリカ	5,300	6,000	7,200	10,800	13,400	14,000
パナマ	25,134*	16,395*	17,665*	21,780	24,179	28,118*	33,942*	32,000
キューバ	842	443	828	1,372	1,849	2,259	2,759	3,100
ベネズエラ	181	107	94	163	269	364	672	...
グアテマラ	1,504	803	843	986	1,240	960	460	1,180
エルサルバドル	13,000*	9,000*	10,000*	10,450	9,832	10,186	11,520	10,100
ホンジュラス	285*	214	264	252	286	430*	510	505
ニカラガ	1,438	999	1,036	1,174	1,269	1,476	2,240	1,450
コスタリカ	378	245	309	368	497	599	718	1,030
パナマ	2,402	2,234	2,274	3,227	3,321	3,872	4,333	3,615
キューバ	4,344	2,032	1,686	3,250	4,859	6,853	9,136	8,500
ベネズエラ	400	199	141	181	247	359	595*	...
メキシコ	203	366	494	848	1,262	1,267	1,255	...
グアテマラ	199	366	490	847	1,257	1,267	1,255	...
世界總計	51,300	31,500	38,600	52,500	62,500	78,500	98,000*	75,000

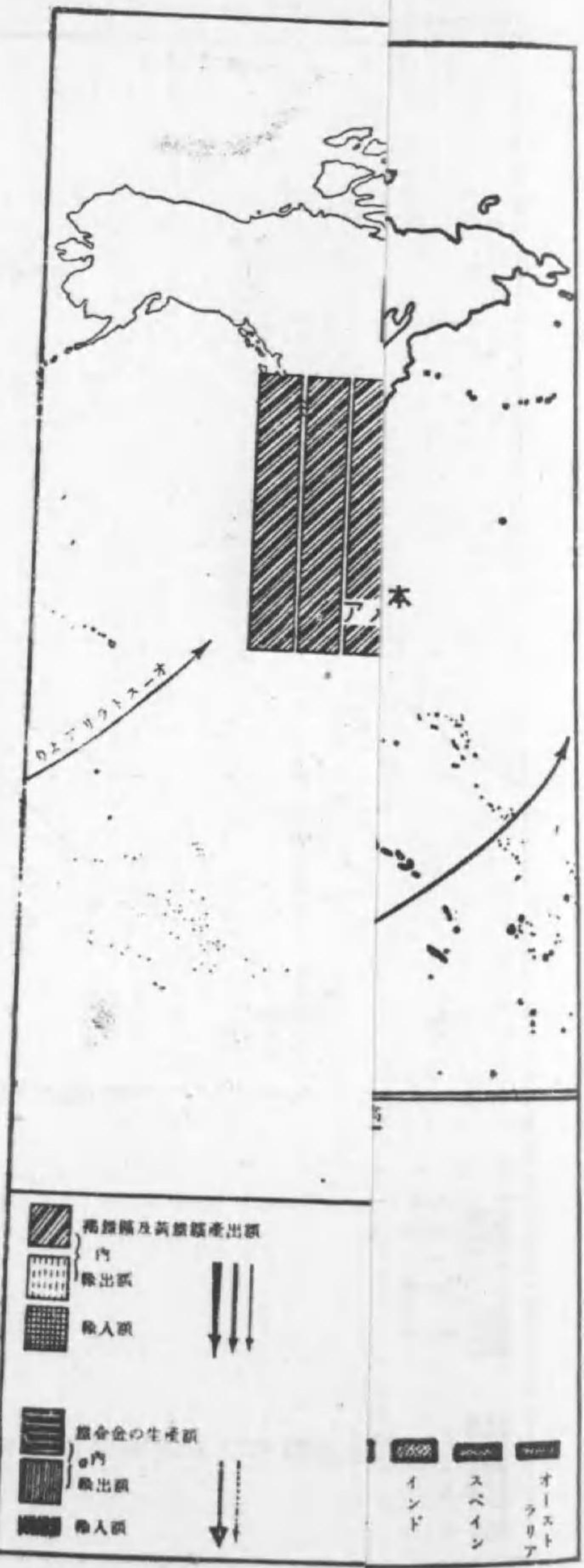
出展国別統計

No. 22 鉄鐵及鐵合金
(單位 1,000 處)

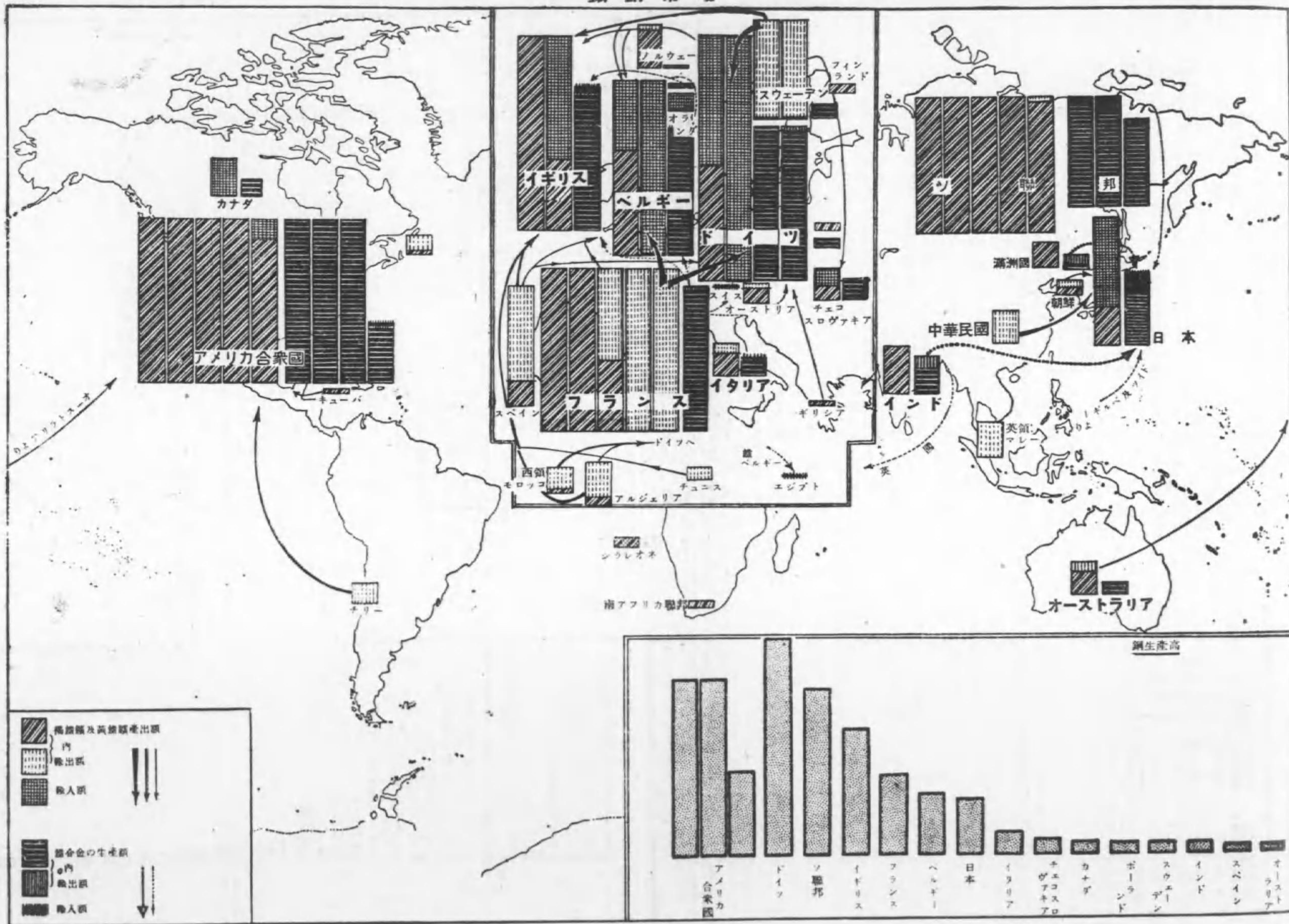
國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 北 美 洲 (含 阿 爾 伯 斯 山 脈 地 區)	10	15	26	130	173	202	276	294
II. 中 央 美 洲 (含 西 印 第 安 半 島)	19,196	9,085	13,822	16,840	22,383	32,294	38,720	20,239
III. 南 美 洲 (含 西 印 第 安 半 島)	474	163	262	442	667	767	997	771
IV. 南 美 洲 (含 西 印 第 安 半 島) (除 秘 魯 外)	18,722	8,922	13,560	16,393	21,716	31,527	37,723	19,468
V. 支 那 (含 蒙 古)	53	20	54	66	64	88	90	...
VI. 日 本	2,649	2,649	3,314	3,956	4,450*	4,650*
VII. 東 亞 (含 蒙 古)	342	368	173	156
VIII. 南 洋 群 島	1,090	928	434	476	608	633
IX. 澳 洲	934	1,037	1,470	1,341	1,490	1,568	1,655	1,576
X. 歐 洲	4,871	6,161	7,110	10,428	12,489	14,395	14,520	14,711
XI. 俄 國 (含 西 伯 利 亞)	28,585	21,414	24,652	30,962	33,821	38,101*	44,330*	40,900*
XII. 蘇 聯 (含 西 伯 利 亞)	6,661	3,932	5,247	8,717	12,846	15,302	15,960	18,595.03
XIII. 地 中 海 地 區	1,515	1,349	88	133	193	248	388	2,465
XIV. 北 非	145	94	88	133	193	248	388	450
XV. 中 東	3,198	2,749	2,710	2,953	3,030	3,161	3,802	1,30*
XVI. 亞 非 地 區	479	301	339	372	355	225*	130*	6,049
XVII. 亞 拉 伯 半 島	8,206	5,537	6,359	6,142	5,789	6,230	7,916	335
XVIII. 印 度 次 洲	160	66	93	140	186	306	357	940
XIX. 東 南 亞	554	495	567	582	828	828	874	335
XX. 西 南 亞	2,053	1,960	1,888	2,000	1,872	1,987	2,512	1,551
XXI. 東 南 亞 (含 緬 甸)	256	233	258	262	256	290	299	...
XXII. 東 南 亞 (含 緬 甸)	347	199	306	382	394	386	720	968
XXIII. 東 南 亞 (含 緬 甸)	3,833	3,631	4,202	6,065	6,527	7,845	8,629	6,871
XXIV. 東 南 亞 (含 緬 甸)	418	282	346	558	613	632	693	714
XXV. 東 南 亞 (含 緬 甸)	1,165	450	499	600	811	1,140	1,675	1,234
XXVI. 東 南 亞 (含 緬 甸)	241	193	245	496	715	796	928	979
XXVII. 東 南 亞 (含 緬 甸)	237	193	342	495	710	796	928	979
世 界 總 計	55,630	39,570	49,370	62,940	74,160*	91,600*	104,000*	83,000*

日本鐵道株式會社

註 (1) * - 數字在括弧內



鉄鋼市場



注(1) オーストラリアを含む

オーストラリア	241	193	245	496	715	796	928	979
インド	217	193	312	495	710	796	928	979
日本	193	193	312	495	710	796	928	979
中華民国	193	193	312	495	710	796	928	979
フランス	193	193	312	495	710	796	928	979
ベルギー	193	193	312	495	710	796	928	979
ドイツ	193	193	312	495	710	796	928	979
イギリス	193	193	312	495	710	796	928	979
アメリカ合衆国	193	193	312	495	710	796	928	979
カナダ	193	193	312	495	710	796	928	979
世界総計	55,630	39,570	49,370	62,940	74,160*	91,600*	104,000*	83,000*

No. 23 鋼 (鑄塊及鑄物)
(單位 1,000 噸)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 北アメリカ(南阿蘭那)	43	43	9	11	188	248	284	...
II. 北アメリカ	27,045	14,246	24,022	27,243	35,597	49,668	52,805	29,980
III. 中央アメリカ(メキシコ)	683	345	417	770	957	1,134	1,425	1,175
IV. 南アメリカ(ブラジル)	26,362	13,901	23,605	26,473	34,640	48,534	51,380	28,805
V. 南滿洲	86	58	76	119	129	136
VI. 朝鮮	23	34	54	62	64	74	76	...
VII. 日本	2,564	3,040	3,996	4,764	5,860*	6,580*
VIII. 歐洲	635	579	705	60	97	87	910	982
IX. 蘇聯	1,914	2,441	3,261	810	876	880
X. 土耳其	5,927	2,441	3,261	3,844	4,703	5,223
XI. 中東	1,914	2,441	3,261	3,844	4,703	5,223
XII. 北非	5,620	5,927	6,889	9,693	12,600	16,244	17,825	18,688
XIII. 南非	33,969	27,106	32,617	39,734	44,263	49,931*	55,691*	51,900*
XIV. 歐洲(除上述各國外)	8,176	5,624	7,453	11,696	16,144	18,756	19,356	21,208(1)
XV. 亞洲(除上述各國外)	1,539	1,463	1,671	1,944	369	424	657	2,285
XVI. 澳洲	328	208	229	313	3023	3,168	3,863	4,70*
XVII. 南美洲	3,105	2,790	2,731	2,944	580	287*	100*	6,174
XVIII. 非洲	645	532	507	647	6,255	6,686	665	648
XIX. 大洋洲	7,816	5,638	6,577	6,155	446	2,026	2,510	2,323
XX. 歐洲(除上述各國外)	316	180	228	315	2,212	1,981	1,467	1,437
XXI. 亞洲(除上述各國外)	1,409	1,396	1,771	1,832	1,837	1,149	1,467	1,542
XXII. 南美洲	2,035	1,956	1,845	1,932	946	1,149	239	...
XXIII. 非洲	1,037	564	833	856	213	220
XXIV. 大洋洲	113	103	145	175	10,017	11,974	13,192	10,561
XXV. 歐洲(除上述各國外)	5,286	5,346	7,137	8,992	896	977	1,106	972
XXVI. 亞洲(除上述各國外)	339	528	630	862	1,178	1,560	2,315	1,761
XXVII. 南美洲	1,514	672	734	940	100	125	169	220
XXVIII. 非洲	91	71	89	91	708	834	1,097	1,157
XXIX. 大洋洲	232	225	299	527
世界總計	69,580	50,680	68,060	82,150	99,410*	123,720*	135,000*	109,000*

註(1) 本國產鋼量を含む。

出 産 地 別 産 量

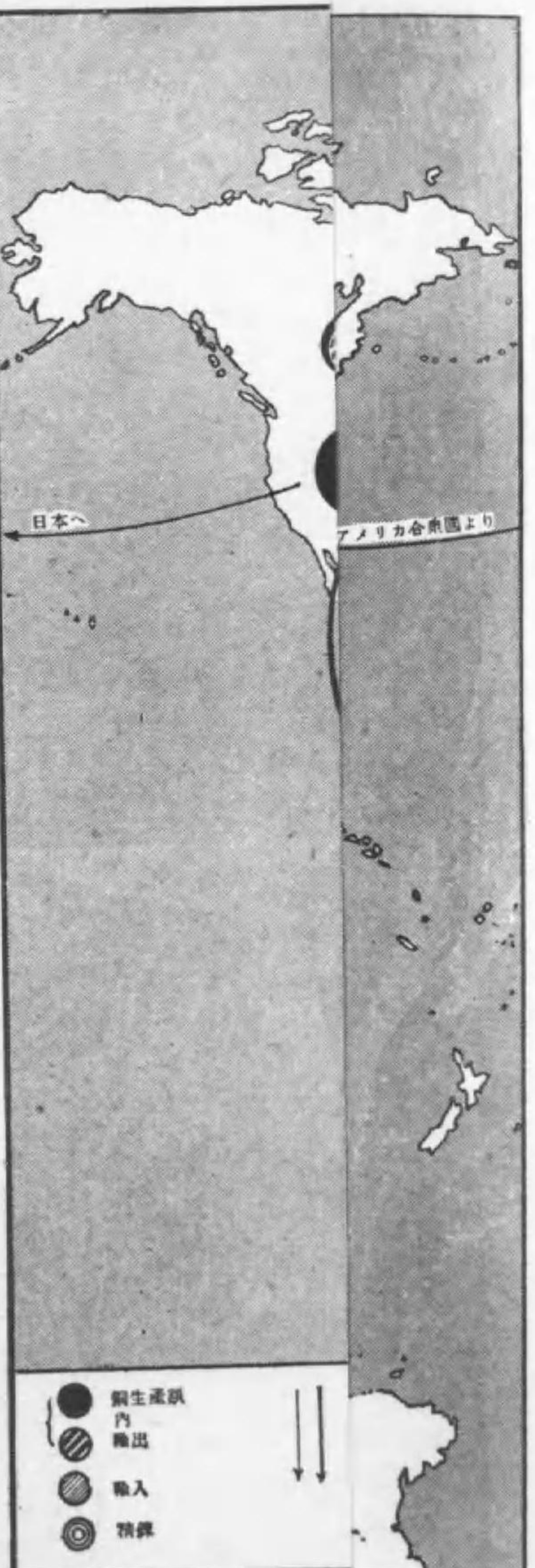
No. 24 銅 及 鉛

(單位 1,000 噸)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 北アメリカ	139.8	132.5	180.9	258.5	265.2	252.1	373.2	348.1
II. 北アメリカ	120.0	54.1	66.6	110.1	107.8	97.5	150.6	124.0
III. 北アメリカ	9.1	69.0	105.9	140.1	145.8	144.6	211.5	213.0
IV. 北アメリカ	647.8	374.7	245.3	403.0	554.1	766.0	1,030.3	792.7
V. 北アメリカ	110.6	95.7	118.1	151.8	175.5	173.4	210.0	222.7
VI. 北アメリカ	537.2	279.0	227.2	251.2	178.6	592.6	820.3	570.0
VII. 北アメリカ	43.0	34.0	39.6	47.1	38.2	27.8	43.7	40.6
VIII. 北アメリカ	260.2	97.5	181.5	274.4	288.4	277.3	430.6	373.5
IX. 北アメリカ	215.7	20.9	156.8	247.0	259.2	244.7	396.4	337.5
X. 北アメリカ	44.5	79.1	24.7	27.4	29.2	32.6	34.2	36.0
XI. 北アメリカ	82.2	20.9	76.6	77.6	83.0*	92.0*	101.0*	112.0
XII. 北アメリカ	75.8	71.9	69.0	67.0	70.9	78.0	87.6	100.0*
XIII. 北アメリカ	31.6	30.7	32.7	44.1	63.2	83.0	93.0	95.5*
XIV. 北アメリカ	166.8	149.8	170.6	202.7	222.1	208.1*	248.2*	...
XV. 北アメリカ	55.5	50.9	49.8	53.0	56.6	61.6	65.5	...
XVI. 北アメリカ	31.4	27.0	35.4	61.0	81.7	58.8	90.3	70.0
世界總計	1,385	933	1,039	1,316	1,526*	1,720*	2,338*	2,040
I. 北アメリカ	217	151	154	275	256	218	268	26.0
II. 北アメリカ	528.0	370.6	354.7	424.9	443.0	527.0	605.1	530.0
III. 北アメリカ	126.3	114.8	115.5	142.6	148.6	164.9	181.2	181.9
IV. 北アメリカ	401.7	255.8	239.2	282.3	294.4	362.1	423.9	348.1
V. 北アメリカ	207.6	130.3	119.6	167.9	181.0	209.7	225.1	207.1
VI. 北アメリカ	83.0	81.9	84.6	83.5	82.3	87.5	96.5*	100.0
VII. 北アメリカ	76.0	72.3	73.2	73.0	73.2	74.3	78.9	81.4
VIII. 北アメリカ	15.5	18.7	13.7	27.2	36.8	50.8	55.0	...
IX. 北アメリカ	393.8	351.8	357.7	390.4	291.0	366.6	419.2*	450.0
X. 北アメリカ	101.3	95.2	116.6	120.0	122.3	135.0	164.0	185.3
XI. 北アメリカ	57.1	57.6	61.6	66.7	67.0	65.1	84.8	84.6
XII. 北アメリカ	30.3	19.6	20.4	31.1	14.6	15.1	38.2	43.6
XIII. 北アメリカ	24.9	31.5	25.6	47.8	42.6	41.7	39.5	43.3
XIV. 北アメリカ	152.9	189.3	208.6	199.2	221.4	196.1	232.2	227.3
世界總計	1,410	1,165	1,164	1,328	1,392	1,479	1,689*	1,640

出處 統計局

註: * 1931年以前に於ける



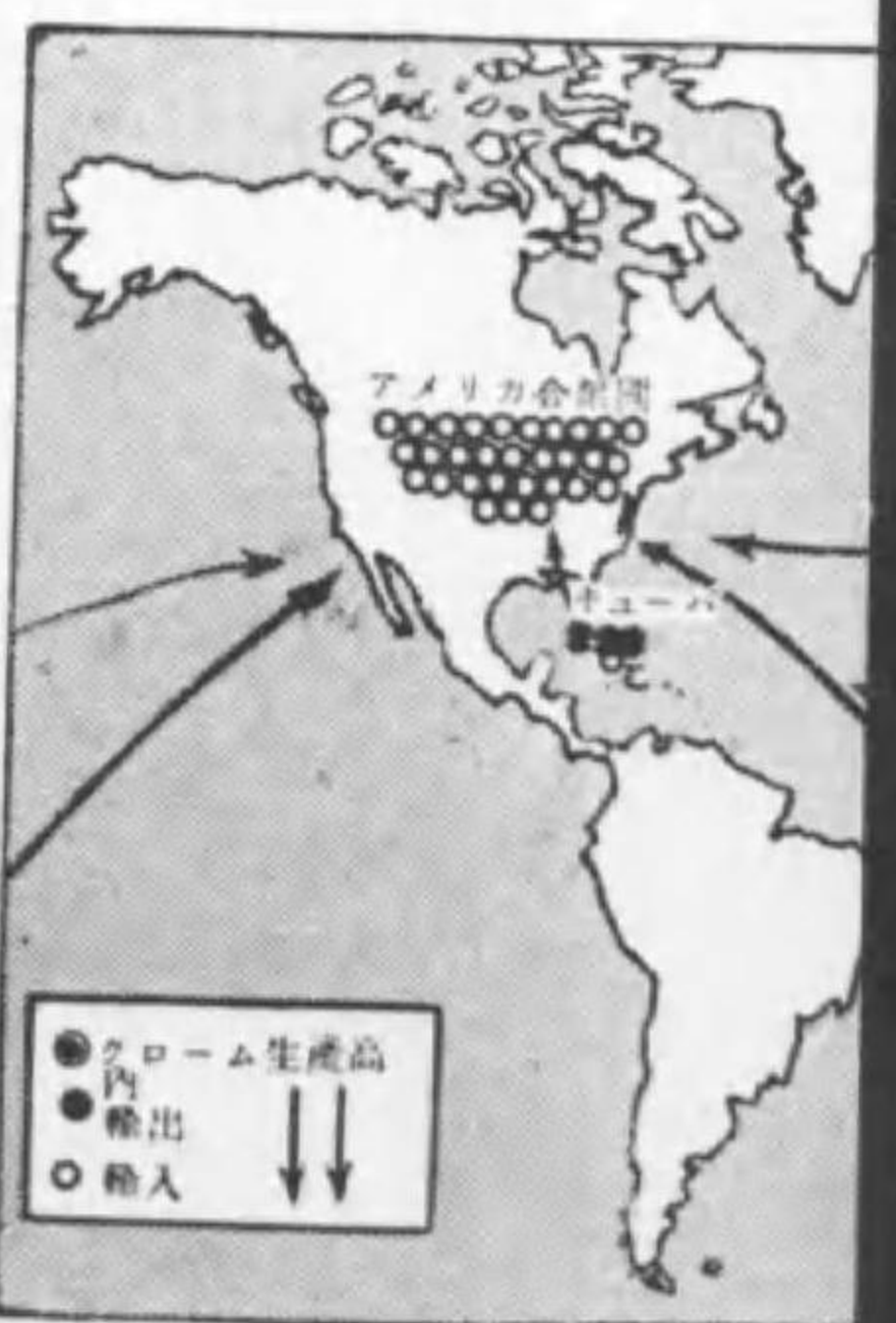
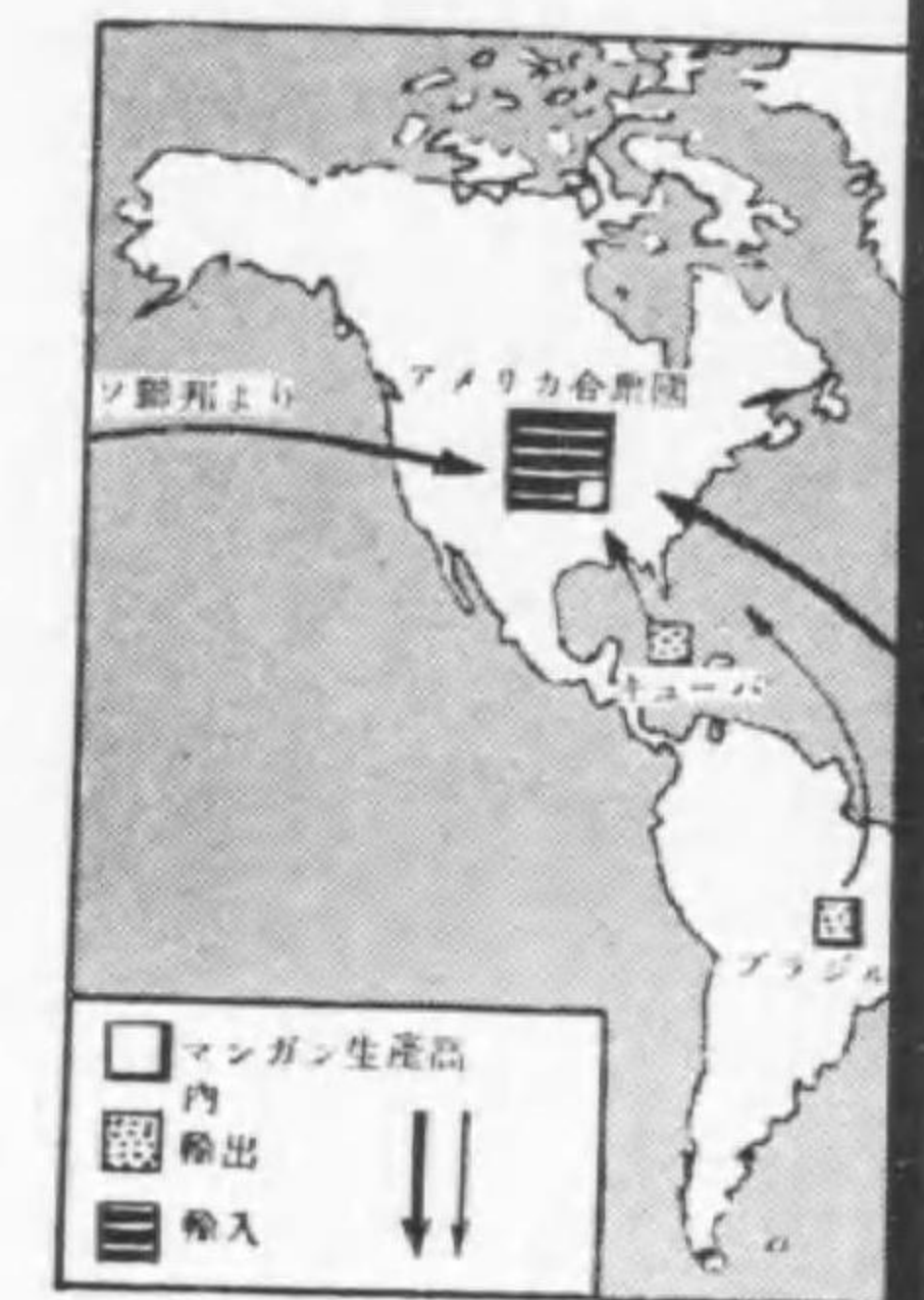
No. 25 亞鉛ボークサイト、錫
(單位 1,000 噸)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1935	1937	1938*	
亞 鉛	I. アメリカ	79	61	67	109	146	210	190	
	II. 南アフリカ	316	209	150	236	260	271	287	
	III. アフリカ	316	209	150	233	254	253	259	
	IV. ヨーロッパ	1077	685	619	835	910	1306	1552	
錫	支那	5.9	7.3	8.4	8.0	9.9	11.3	9.0	
	暹羅	54.3	27.3	23.0	36.6	41.7	65.7	41.8	
	蘭領東インド諸島	27.8	17.1	12.8	20.0	20.5	31.2	27.7	
	泰羅	12.7	9.4	10.5	10.3	9.9	12.7	14.0	
世界總計	151	100	89	124	139	182	211	158	
ボークサイト	I. アメリカ	199.0	97.9	156.7	160.4	237.7	378.7	427.0	324.1
	II. 英領	159.6	84.8	42.0	65.9	139.8	212.7	366.7	...
	III. 蘭領東インド諸島	173.2	126.5(E)	104.0	104.0	103.0	112.0	233.9	392.3
	IV. ヨーロッパ	11.6	37.4	50.6	61.0	16.7	133.7	199.0*	245.4
錫	I. アフリカ	...	1.6	12.0	19.3	41.8	63.0	93.1	...
	II. 南アフリカ	403.6	401.4	490.5	528.4	512.8	649.5	688.2	682.4
	III. 支那	1.2	0.4	9.5	129.9	137.4	150.0
	IV. 暹羅	89.6	111.6	72.4	185.0	211.1	329.1	532.7	540.7
世界總計	I. アフリカ	67.4	86.6	80.9	84.8	216.2	292.2	354.2	382.7
	II. 南アフリカ	108.9	67.2	66.0	70.3	84.9	111.5	124.1	87.0
	III. 支那	88.9	50.7	47.7	50.4	61.5	85.9	96.9	63.8
	IV. 暹羅	5.9	7.3	8.4	8.0	9.9	10.6	11.3	11.8(E)
世界總計	I. アフリカ	130	8.2	8.9	10.7	11.4	13.1	14.0	7.4(E)
	II. 南アフリカ	44.0*	25.9	28.3	46.0	52.4	63.9	69.8	...
	III. 支那	3.0*	3.8	5.1	13.6	15.9	21.2	27.0	...
	IV. 暹羅	36.2	29.0	18.5	26.0	29.6	34.7	34.3	27.0
世界總計	154.6	105.1	96.7	118.9	141.9	180.8	199.0	...	

信託銀行

No. 26 アルミニウム及クロム産出
(単位 1,000 産)

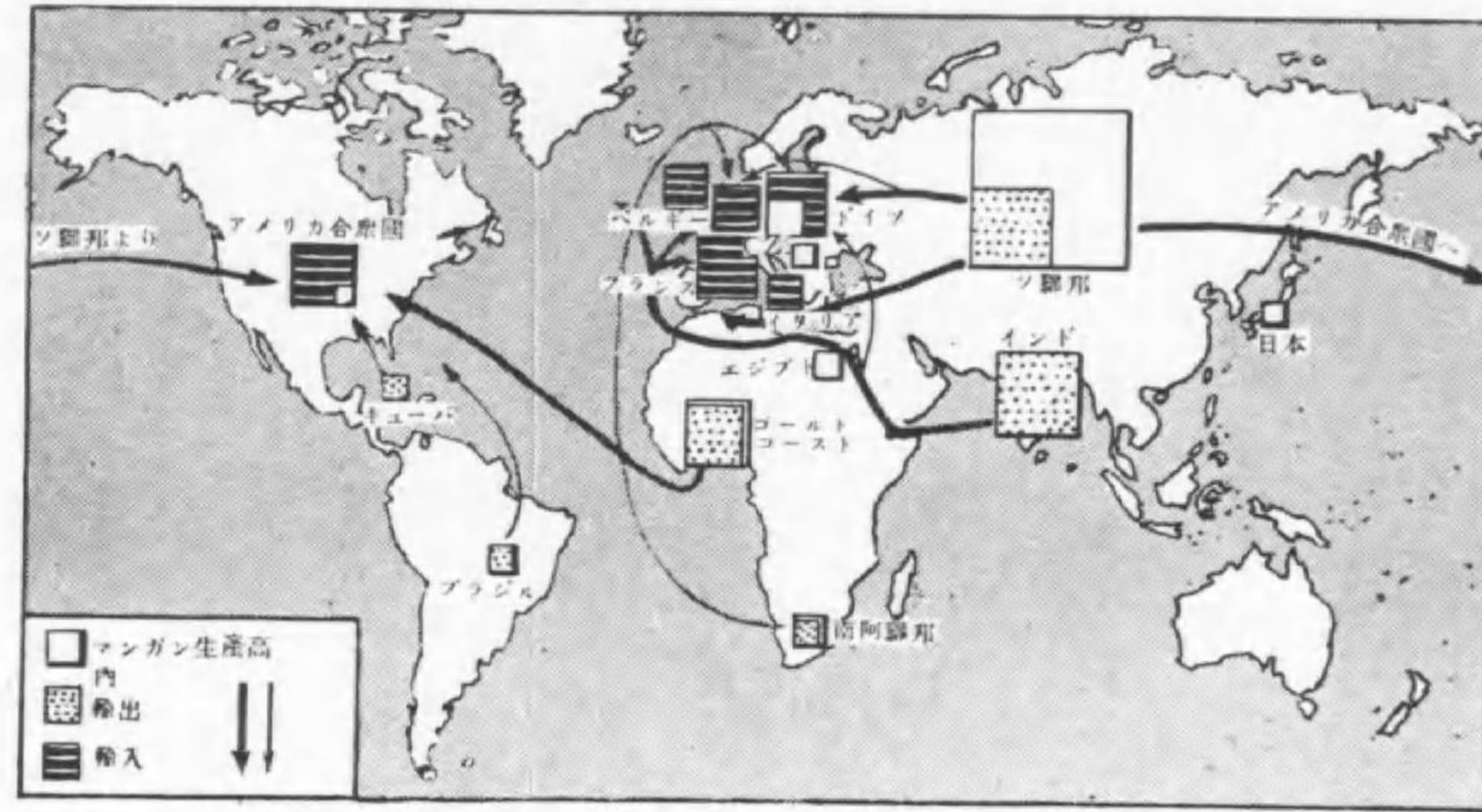
国 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 北アメリカ	109.0	65.4	54.8	49.3	75.5	128.2	174.5	194.1
カナダ	28.5	17.8	16.2	15.7	21.4	26.2	41.7	65.0
アメリカ合衆国	80.5	47.6	38.6	33.6	34.1	102.0	132.8	130.1
II. ヲソビエト連邦	0.7	4.5	6.7	14.0	20.0
III. ヲソビエト連邦(ソ連を除く)	107.1	0.9	4.4	14.4	25.5	37.9	45.0*	49.0
IV. ヲソビエト連邦(ソ連を除く)	27.1	86.8	82.5	105.1	154.2	191.9	259.6	318.8
オーストリア	2.5	19.2	18.9	37.2	70.8	97.5	127.5	160.0
フランス	18.2	2.1	2.1	2.1	2.5	3.3	4.1	4.0
イタリア	11.1	14.4	14.3	15.1	22.0	26.5	34.5	45.3
ドイツ	21.4	13.4	12.1	12.8	13.8	15.9	22.9	25.8
ノルウェー	14.2	17.8	13.4	15.3	15.0	15.4	23.0	29.0
スウェーデン	...	10.2	11.0	12.9	15.1	16.3	19.3	23.0
スペイン	0.3	1.8	1.8	1.8	1.9
世界総計	216.1	153.1	141.7	169.5	259.7	364.7	493.1*	581.9
I. フランス	50.1	16.1	32.0	62.4	91.7	166.8	210.8	171.0
II. 南アメリカ	40.0	7.7	17.2	35.4	51.9	89.8	135.0	91.0
III. 中央アメリカ	10.1	8.4	14.8	27.0	39.8	77.0	75.5	79.5
IV. 南アメリカ	6.6	...	8.8	16.6	15.8	23.2	30.7	...
V. 南アメリカ	16.7	13.5	7.8	16.2	15.8	23.2	30.7	...
VI. 南アメリカ	11.3	...	8.4	22.4	35.7	42.2	80.0*	...
VII. 南アメリカ	11.0	20.0	25.0	31.0	...
VIII. 南アメリカ	35.0	30.0	(0.6(E))	1.5	34.5	30.0
IX. 南アメリカ	45.1	47.8	58.1	95.2	79.0	116.8	145.4	...
X. 南アメリカ	2.1	0.6	5.9	12.2	11.8	18.0	19.9	...
XI. 南アメリカ	13.0	28.0	38.0	60.0	75.0	80.0	96.0	...
XII. 南アメリカ	30.0	19.0	14.0	23.0	25.1	18.7	28.4	104.0(E)?
XIII. 南アメリカ	37.0	35.0	25.4	26.6	27.9	22.6	24.2	28.0
XIV. 南アメリカ	37.0	35.0*	25.0	25.8	27.6	22.4	24.0	...
世界総計	191	143	186	273	359	466	590*	...



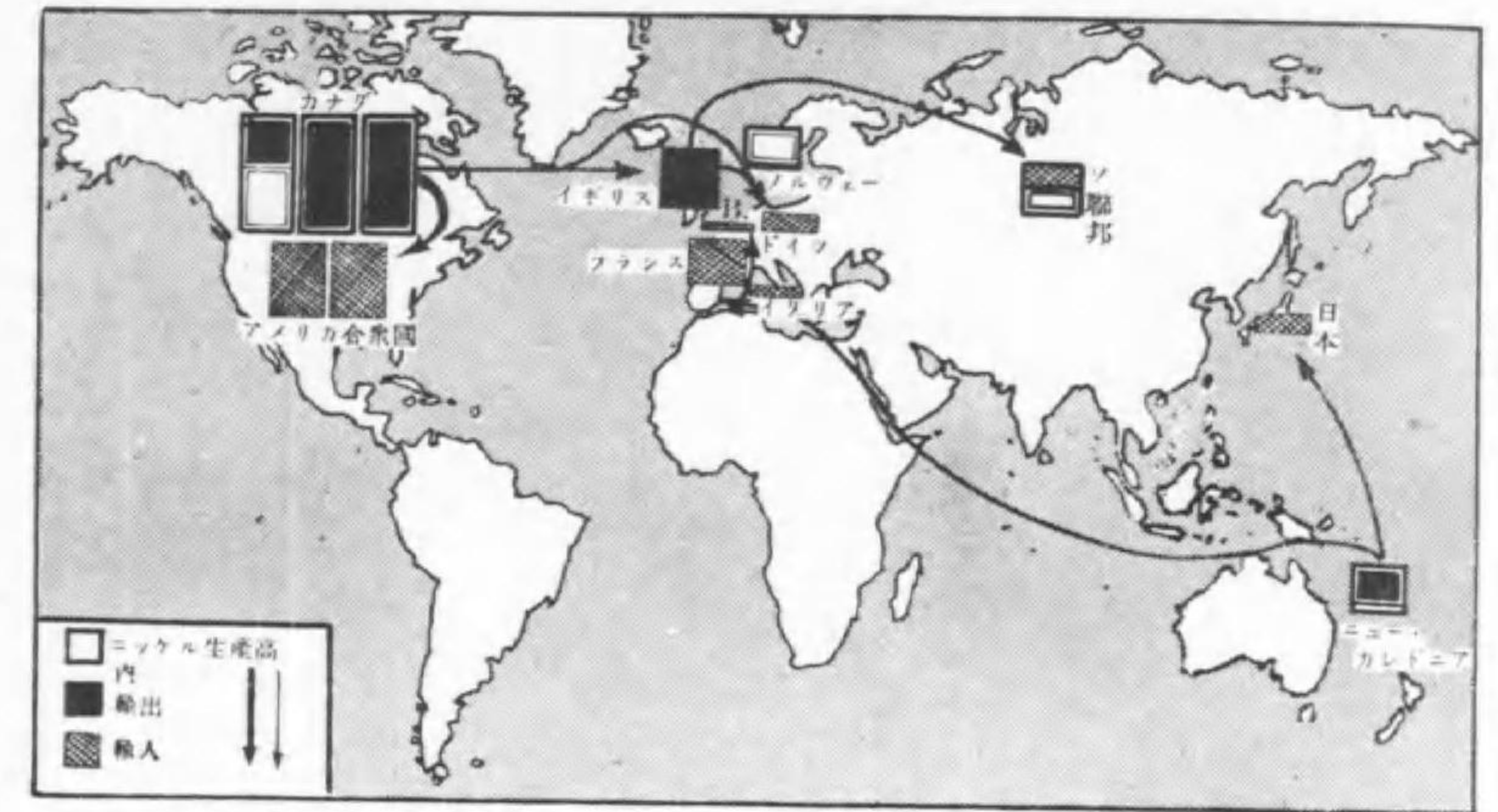
国 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
V. オーストラリア	56	30	77	239	319	246	504	...
VI. オーストラリア	56	30	77	214	294	228	488	...
世界総計	7,468	4,045	6,840	10,409	12,924*	14,956*	21,621*	...

出典: 資源調査会

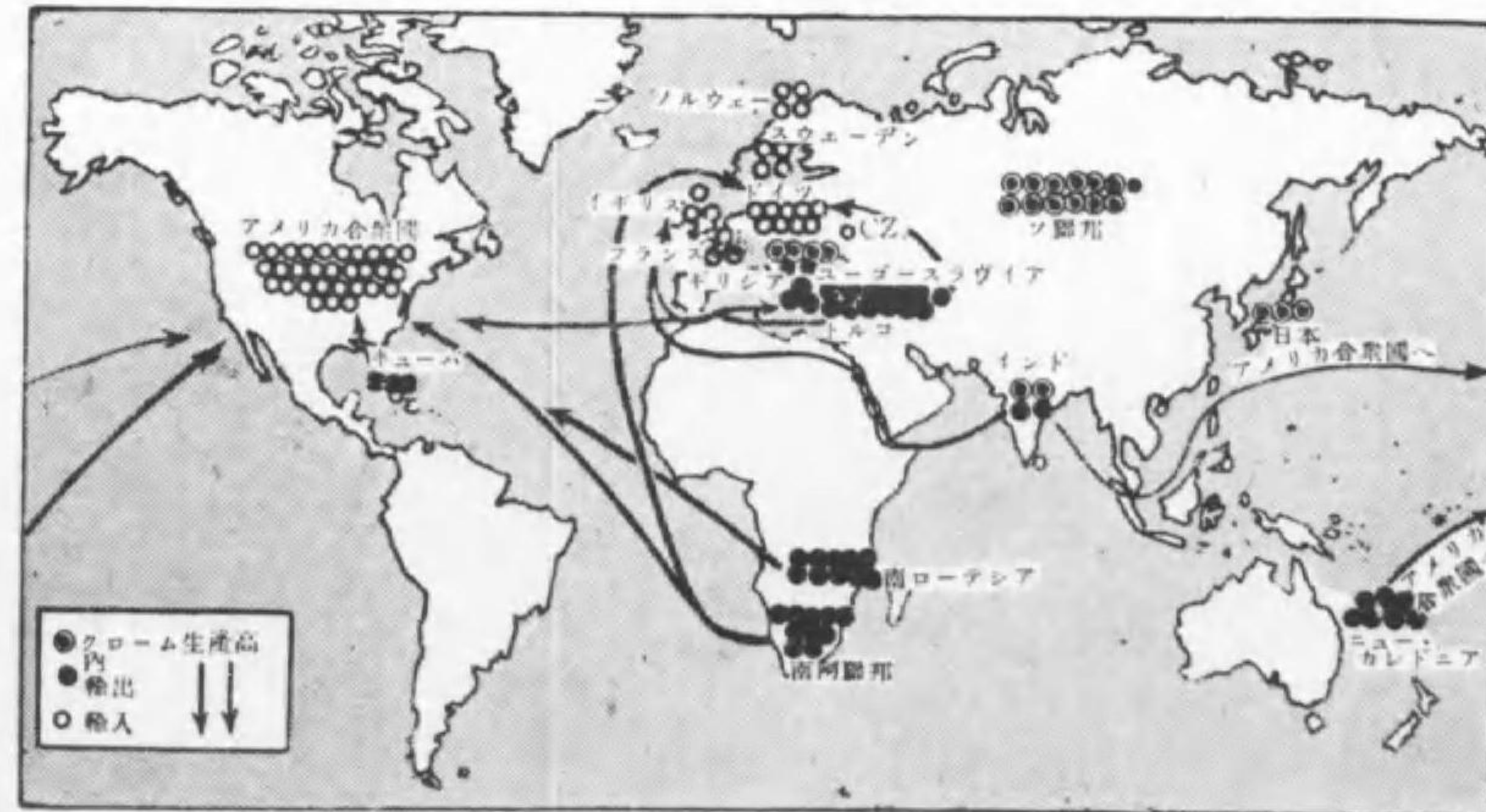
マンガン市場



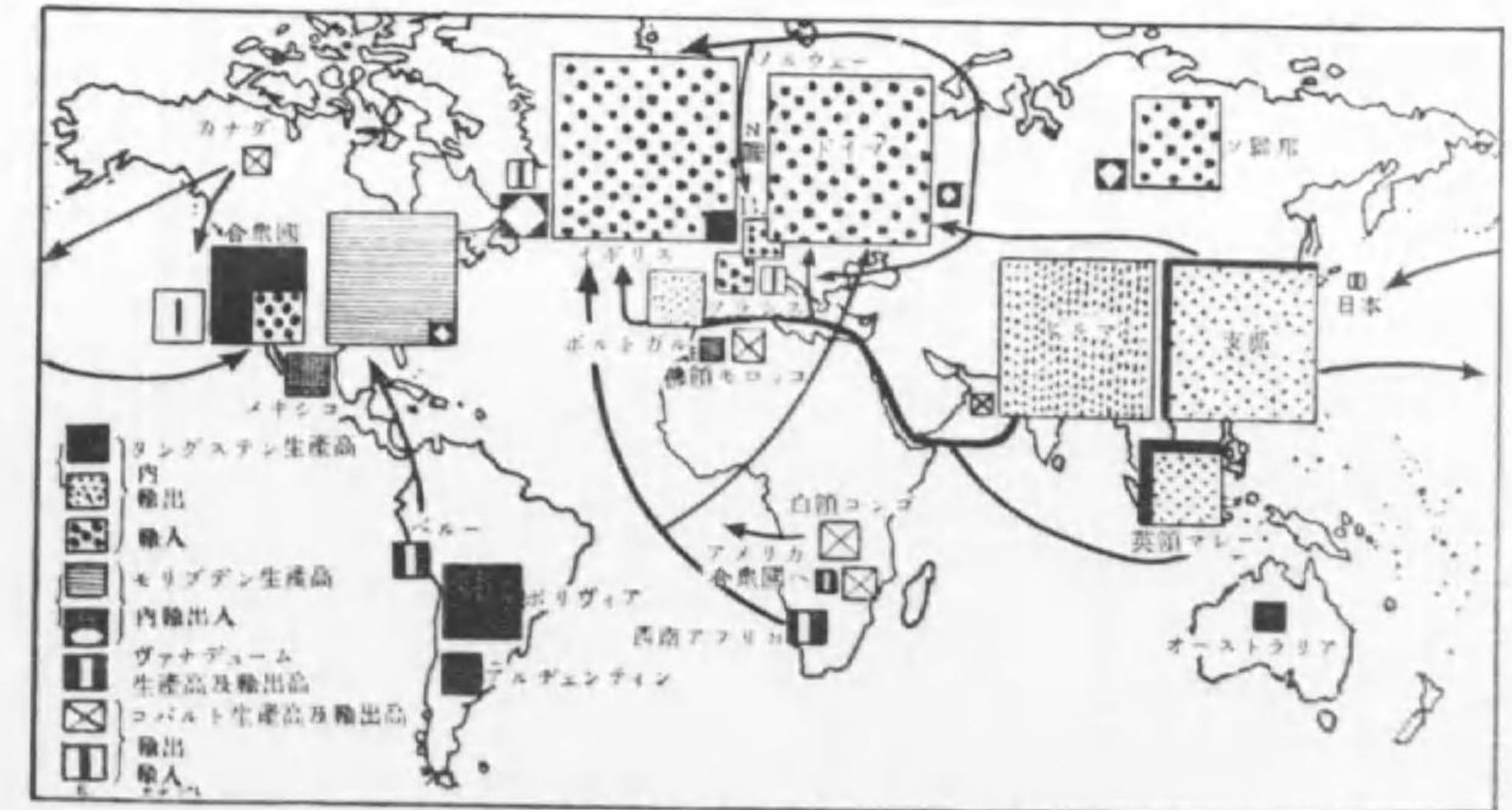
ニッケル市場



クロム市場



タングステン、モリブデン、ヴァナデウム、コバルト、



世界統計	191	143	186	273	359	466	590*
ニッケル生産高	37.0	35.0*	25.4	26.6	27.9	22.6	24.2
内輸	37.0	35.0*	25.0	25.8	27.6	22.4	24.0
輸出							
輸入							
...							

No. 26 アルミニウム及クロム錠
(単位 1,000 錠)

1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

No. 27 ニッケル錠及タンゲステン錠
(単位ニッケルは 1,000 錠, タングステンは 100 錠)

国 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. アメリカ	30.1	14.0	37.9	58.5	62.9	77.6	102.3	96.0
II. シンガポール(セイロン)	29.8	13.8	37.8	58.4	62.8	77.0	102.0	9.6
III. シンガポール(セイロン)	0.8	0.9	1.0	1.2	1.5	1.3	1.2	.0
IV. シンガポール(セイロン)	1.1	2.0	2.4	0.9	1.8	2.0*	1.9	...
V. シンガポール(セイロン)	0.6	1.0	1.4	1.1	1.1	1.3	1.0	...
VI. シンガポール(セイロン)	0.5	1.0	1.0	1.3	1.2	1.3	0.9	...
VII. シンガポール(セイロン)	7.8	5.0	5.0	8.6	8.2	4.9
世界總計	39.8	21.9	46.3	71.6	76.9	88.5*	114.0*	...
I. アメリカ	14	8	20	83	60	113	338	...
II. シンガポール(セイロン)	14	8	20	70	16	62	116	...
III. シンガポール(セイロン)	746	216	487	1,115	1,304	1,422	1,905	196
IV. シンガポール(セイロン)	258	415	143	722	1,231	1,528	1,634	2,177
V. シンガポール(セイロン)	12	4	...	238	376	457	520	...
VI. シンガポール(セイロン)	246	411	143	476	817	1,044	1,081	...
VII. シンガポール(セイロン)	6,043	3,171	5,870	7,643	9,077	10,563	15,800	...
VIII. シンガポール(セイロン)	3,948	1,326	3,419	3,783	4,430(E)	4,839(E)	9,911(E)	7,415(E)
IX. シンガポール(セイロン)	10	37	100	240	569	1,110
X. シンガポール(セイロン)	276	227	711	1,122	1,004	1,000	631	440
XI. シンガポール(セイロン)	127	85	52	52	181	186	160	191
XII. シンガポール(セイロン)	1,484	1,336	1,418	2,199	2,534	3,006	8	...
XIII. シンガポール(セイロン)	(1,484)	(1,336)	(1,418)	(2,199)	(2,534)	(3,006)	3,301	1,900
XIV. シンガポール(セイロン)	156	147	151	182	250	302	389	327
XV. シンガポール(セイロン)	7	21	50	83	233	...
XVI. シンガポール(セイロン)	333	205	243	559	900*	1,050*	1,420	...
XVII. シンガポール(セイロン)	170	179	210	396	697	862	1,243	1,770
XVIII. シンガポール(セイロン)	72	1	7	133	153	132	84	...
XIX. シンガポール(セイロン)	76	110
XX. シンガポール(セイロン)	56	30	77	239	319	246	504	...
XXI. シンガポール(セイロン)	56	30	77	214	294	228	488	...
世界總計	7,468	4,045	6,840	10,409	12,924*	14,956*	21,621*	...

出典 統計局

No. 28 カドミウム及水銀

(單位 觔)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 北アメリカ	777	536	1,327	1,650	2,070	2,288	2,526	2,213
II. 南アメリカ	147	56	112	133	263	356	338	317
III. ヨーロッパ(ソ連を除く)	630	480	1,215	1,517	1,807	1,932	2,188	1,896
IV. アジア	333	264*	440*	555*	751	957	1,260*	432
V. アフリカ	39	40*	40*	40*	165	303	355	...
VI. オーストラリア	82	125	161	226	210	289
VII. 北米・南米・アフリカ・オーストラリアを除く	8	49	40	...	121	84	99	...
VIII. 世界總計	202	161	162	175	222	252	211	208
IX. 世界總計	1,312	1,061*	1,929*	2,383*	3,055	3,612	4,110	...
I. アメリカ	68	41	1	6	5	13
II. 北アメリカ(カナダを除く)	68	41	4	5	4
III. 南アメリカ(ブラジルを除く)	860	435	333	532	604	571	569	620
IV. 中央アメリカ(カリブ海を除く)	251	253	154	158	216	183	170	293
V. 南アメリカ(ブラジルを除く)	35	28	17	21	9	8	1	...
VI. アフリカ	156	16	54	124	66	118	93*	...
VII. アジア	151	13	46	117	61	103	73	8
VIII. オーストラリア	4	2	8	7	5	15	20*	...
IX. ヨーロッパ(ソ連を除く)	150	200*	231	268
X. ヨーロッパ(ソ連を除く)	2,067	1,878	1,290	1,564	2,268	3,026*	3,775*	...
XI. アジア	682	816	676	1,096	1,226	1,460	1,450	...
XII. オーストラリア	1,298	1,016	607	441	972	1,473	2,208	2,300
XIII. アフリカ	77	45	6	26	69	65	95	...
XIV. オーストラリア	16	2	3	2	1	3	1	...
XV. 世界總計	3,603*	2,842*	2,093	2,669	3,465*	4,200*	4,900*	...

註 (1) 輸出額

註 (2) 輸出額

No. 29 テルチウム・鉛及ウラン・イタリウム

(單位 觔)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. アメリカ	127	121	97	1,064	2,249	500*	411*	150
II. 北アメリカ(カナダを除く)	47	717	2,020	121	88	...
III. 南アメリカ(ブラジルを除く)	80	314	200*	...
IV. 中央アメリカ(カリブ海を除く)	33	224	80	44	262
V. 南アメリカ(ブラジルを除く)	85	79	...
VI. アフリカ	685	1,448	...
VII. アジア	7,303	10,639	8,669
VIII. オーストラリア	7,808	8,624	...
IX. ヨーロッパ(ソ連を除く)	5,443	1,338	1,950	2,668	4,570	7,303	8,624	...
X. ヨーロッパ(ソ連を除く)	1,378	1,487	1,919	2,025	4,045	7,808	7,127	...
XI. アジア	1,348	1,469	1,896	1,925	3,670	6,565	7,487	673
XII. オーストラリア	30	18	11	100	375	1,243	1,487	...
XIII. ヨーロッパ(ソ連を除く)	18,615	13,913	13,351	15,480	18,408*	17,584*	15,400*	...
XIV. アジア	18,614	13,894	13,310	15,444	18,300*	17,300*	15,200*	...
XV. オーストラリア	1	16	33	36	60	150
XVI. ヨーロッパ(ソ連を除く)	2,384	1,942	2,634	1,912	3,248*	4,421*	4,768*	...
XVII. アジア	125	252	...
XVIII. オーストラリア
XIX. ヨーロッパ(ソ連を除く)	824	637	385	265	...	199
XX. ヨーロッパ(ソ連を除く)	272	330	171	91	36	534	646	...
XXI. アジア	336	378	364	361	461	1,036	1,169	...
XXII. オーストラリア	565	597	1,363	1,160	2,429	562	659	...
XXIII. ヨーロッパ(ソ連を除く)	23	...	351	35	122	562	1,980*	...
XXIV. アジア	364	200*	1,940*	576	3,670
XXV. オーストラリア	43	61	48	9	20	152
XXVI. 世界總計	27,990	19,242	20,531	23,525	33,047*	38,453*	41,566*	...
XXVII. 世界總計	716	629	55	113	411	907	1,447	...

註 (1) 輸出額

No. 30 モリブデン銀及銀
(單位 1,000 担)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. アフリカ(佛領モロコシ)	113	82	120	97	95*	99
II. 北アメリカ(合衆國)	1,422	1,103	2,577	4,247	5,222	7,795	13,400*	15,106
III. 中央アメリカ(ハチコ)	1,421	1,103	2,577	4,247	5,222	7,795	13,344	15,103
IV. 南アメリカ(アルー)	3	3	40	466	686	534	629	483
V. アジア(ソ連を除く)	...	22	54	53	54*	41*	...	92
VI. ヨーロッパ(ソ連を除く)	103	158	248	146	388	430	344	450
VII. ヨーロッパ(ソ連を除く)	103	158	248	146	388	421	344	450
世界總計	1,544*	1,292	3,041	5,001	6,481*	8,917*	14,600*	16,300
I. アフリカ	148.7	107.1	123.6	145.2	160.7	142.3	161.0	150.0*
II. 北アメリカ	75.6	58.7	82.3	105.7	117.9	86.8	92.1	76.6
III. 中央アメリカ	1,598.2	1,319.5	1,229.4	1,564.5	2,061.0	2,511.3	2,980.7	2,620.0*
IV. 南アメリカ	639.6	570.7	472.4	510.6	516.9	570.3	714.7	689.2
V. アジア	928.6	707.3	719.4	1,019.6	1,509.1	1,902.1	2,221.0	1,884.0
VI. ヨーロッパ	2,801.4	2,289.3	2,267.4	2,415.1	2,460.0	2,521.4	2,745.9	2,650.0*
VII. ヨーロッパ	2,677.0	2,155.6	2,118.2	2,306.2	2,351.1	2,409.4	2,633.6	2,517.9
IV. 南アメリカ	468.0	348.8	416.9	571.5	772.6	991.1	900.1	...
V. アジア	179.5	128.0	170.1	209.6	193.6	318.1	294.1	...
VI. ヨーロッパ	273.5	210.7	232.1	322.4	532.0	619.4	342.9	635.3
VII. ヨーロッパ	418.6	400.7	429.2	464.2	510.5	588.3	...	0.8
VIII. 中央アメリカ	184.2	187.5	189.1	180.9	182.0	185.9	192.2	184.0
IX. 南アメリカ	183.3	186.6	183.3	180.2	181.2	185.1	310.0	...
X. ヨーロッパ	173.8	163.6	185.6	217.3	256.0	303.7	155.0	...
XI. ヨーロッパ	78.0	90.0	121.0	155.0	155.0	...
XII. ヨーロッパ	425.0*	437.2	462.6	413.1	426.6	440.0
XIII. ヨーロッパ	179.9	186.4	196.6	184.9	194.6	203.5	210.7	...
XIV. ヨーロッパ	...	43.7	51.2	55.0	54.5	55.5	69.8	78.5
XV. ヨーロッパ	222.8	311.8	349.9	367.6	375.8	398.7	454.1	400.0*
XVI. ヨーロッパ	209.3	294.3	336.5	353.2	359.6	382.2	437.3	800.3
世界總計	6,830*	5,214	5,279	5,941	6,767*	7,593*	8,300*	8,000*

左記は推定値

No. 31 金
(單位トロオドラム)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. アフリカ	372,300	398,800	387,300	377,400	391,900	415,600	433,900	450,000
II. 北アメリカ	930	2,066	2,138	3,039	3,901	3,559	3,992	3,954
III. 中央アメリカ	6,675	7,940	8,703	10,247	11,521	12,108	12,500	13,000
IV. 南アメリカ	8,138	8,670	9,514	10,140	11,161	13,317	17,993	20,993
V. アジア	16,551	17,858	19,984	21,497	22,590	24,791	25,014	25,321
VI. ヨーロッパ	338,337	342,565	342,565	325,960	335,110	352,596	364,986	378,250
VII. ヨーロッパ	152,986	167,712	163,876	179,262	203,249	234,733	256,162	279,000
VIII. 中央アメリカ	83,789	94,691	91,734	92,442	102,172	116,577	127,407	146,650
IX. 南アメリカ	69,197	72,472	71,654	86,430	100,681	117,655	128,056	132,000
X. ヨーロッパ	21,485	20,738	22,544	24,615	25,423	28,150	31,000	...
XI. ヨーロッパ	19,378	18,180	19,836	20,572	21,223	23,451	26,326	28,734
XII. ヨーロッパ	19,378	18,180	19,836	20,572	21,223	23,451	26,326	...
XIII. 中央アメリカ	2,107	2,558	2,708	4,043	4,200	4,700	4,700	...
XIV. 南アメリカ	3,933	3,585	3,664	3,449	3,713	3,901	4,200*	45,000
XV. アジア	665	1,185	4,584	7,392	8,272	7,739	8,482	9,144
XVI. ヨーロッパ	6,043	7,721	9,276	10,704	10,233	12,115	13,755	16,188
XVII. ヨーロッパ	2,494	2,678	3,010	3,075	3,451	4,740	6,387	7,915
XVIII. アジア	43,700	45,700	52,300	55,500*	64,500	77,800*
XIX. 中央アメリカ	9,031	9,701	12,130	12,428*	14,710*	17,490*
XX. 南アメリカ	10,277	10,252	10,454	10,020	10,191	10,369	10,287	10,000
XXI. ヨーロッパ	12,475	12,497	13,701	15,147	18,321	22,235	22,500	24,000
XXII. ヨーロッパ	3,666	7,598	10,110	10,585	14,053	19,345	20,753	28,386
XXIII. ヨーロッパ	52,000	59,000	85,000	110—	140—
XXIV. ヨーロッパ	8,340	12,140	18,300	17,300	16,450	16,280	17,700*	...
XXV. ヨーロッパ	2,741	3,305	3,635	3,468	4,671	4,977	5,465	...
XXVI. ヨーロッパ	1,917	4,120	8,978	7,673	5,616	4,925	6,010	7,280
XXVII. ヨーロッパ	23,600	29,510	34,890	39,550	42,100	49,600	56,400	63,000
XXVIII. ヨーロッパ	18,510	22,212	25,826	27,577	28,530	36,549	42,958	49,500
XXIX. ヨーロッパ	3,956	5,666	4,926	4,880	5,034	5,012	5,130	...
XXX. ヨーロッパ	963	1,770	3,790	6,728	7,788	6,873	6,754	6,800
世界總計	641,730	696,800	707,300	726,800	777,400	859,100	920,000*	980,000

註(1) 輸山録

No. 32 硫黄及硫酸
(單位 1,000 吨)

國 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 北アメリカ(合衆國)	2,163	904	1,429	1,444	1,659	2,049	2,786	2,432
II. 南アメリカ	12	12	13	21	20	26	23	...
III. 南領東イソラ	70	98	129	151	180*	210*
IV. ヨーロッパ(英領土)	62	7.6	11	12	10	11	13	16
V. ヨーロッパ(他國)	387	85	114	135	165	198
VI. アジア	13	10	11	11	...	360*	375*	...
世界總計*	2,632	1,399	1,984	1,993	2,200	2,650	3,400	...
I. 北アメリカ(合衆國)	3,558	...	134	...	3,849	...	4,762	...
II. ヨーロッパ(合衆國)	108	124	...	186	202	219	256	...
III. 南アメリカ	3,450	3,647	...	4,506	...
IV. ヨーロッパ(英領土)	464	1,000	1,225	1,395	1,825	2,100	2,500	...
V. ヨーロッパ(他國)	4,700	552	627	782	994	1,208
VI. アジア	1,100	935	1,206	1,307	5,600	6,350	7,650	...
世界總計*	9,800	8,800	10,100	11,300	12,500	14,500	16,100	...

注 記 欄 を 参 照 せ ば

No. 33 窒 素
(單位 1,000 吨)

種 別	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937
チリ硝酸石	250.0	170.0	70.8	84.3	179	192	206	224
硫酸アンモニア	708.7	803.9	817.7	841.8	854	1,006	1,117	1,176
硝酸アンモニア	399.6	301.7	257.7	307.1	321	376	429	411
カルシウム・マグネシウム	349.1	522.2	560.0	537.4	533	630	765	688
硫酸	200.9	134.6	168.5	195.2	232	269	291	305
硫酸	110.6	78.9	118.2	107.2	153	156	179	195
硫酸	424.1	377.8	501.7	563.8	652	770	904	980
硫酸	30.9	30.0	39.6	48.3	45	46	53	49
硫酸	393.2	347.8	462.1	515.5	607	724	851	931
總計	1,694.3	1,585.2	1,676.9	1,792.3	2,070	2,393	2,697	2,880
肥料用	217.5	132.1	121.8	156.6	186.1	210.3	228.1	228.4
硫酸アンモニア	723.0	792.1	868.6	832.0	802.0	1,034.2	1,158.7	1,218.2
硝酸アンモニア	181.3	144.7	176.3	196.1	224.2	261.7	281.6	292.1
カルシウム・マグネシウム	343.2	343.1	419.3	488.3	499.7	599.8	700.6	753.3
硫酸	166.3	143.3	160.9	204.6	259.5	334.5	361.3	380.0
世界消費量(肥料用)	1,621.3	1,555.3	1,746.9	1,877.6	2,071.5	2,440.5	2,730.3	2,872.0
世界消費量(工業用)	1,491.8	1,418.1	1,591.4	1,680.0	1,821.0	2,113.9	2,378.9	2,515.7
上記の内	53.4	61.2	60.7	67.1	80.8	103.6	110.6	110.2
肥料用	52.9	57.0	54.4	60.4	72.6	91.3	97.1	95.8
工業用	0.5	4.2	6.3	6.7	8.2	12.3	13.5	14.4
肥料用	298.8	205.6	270.8	333.6	383.0	426.3	519.6	477.8
肥料用	244.1	154.6	209.7	252.9	269.9	296.0	383.1	347.6
肥料用	54.7	51.0	61.1	80.7	113.1	130.3	136.5	130.2
肥料用	249.2	249.2	331.2	324.3	372.6	439.6	570.0	598.2
肥料用	243.2	239.0	321.2	304.7	350.9	424.4	526.9	551.3
肥料用	6.0	10.2	10.0	19.6	21.7	35.2	43.1	46.9
肥料用	994.5	1,014.6	1,060.6	1,121.5	1,212.5	1,422.4	1,501.5	1,649.4
肥料用	927.1	943.6	983.7	1,032.3	1,106.7	1,275.8	1,345.5	1,487.2
肥料用	67.4	71.0	76.9	89.2	105.8	146.6	156.0	162.2
肥料用	25.4	24.7	23.6	31.1	22.6	28.6	28.6	36.4

注 記 欄 を 参 照 せ ば

No. 34 鐵道貨物輸送量
(單位 100 萬噸年、以下同換)

國 別	鐵道主體	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938*
I. アフリカ (1)	計	8,860	8,500	9,370	10,760	11,910	12,450	15,000	...
エチオピア	計	1,329	1,259	1,433	1,571	1,681	1,665	1,834	...
南アフリカ	計	3,694	5,488	6,048	7,276	8,220	8,431	10,712	...
II. アジア	計	507,570	292,100	411,630	455,800	467,780	555,780	590,000*	477,000
イタリヤ	計	37,531	33,779	30,795	30,795	34,046	38,564	39,311	38,700
イラン	計	453,157	343,544	365,943	394,618	414,101	498,115
III. ユーロパ	計	12,663	10,720	10,262	11,264	11,904	12,275	13,408	1,790
イギリス	計	1,057	874	1,096	1,410	1,427	1,542	1,766	...
IV. 南米	計	48,770	47,420	52,370	57,100*	57,550*	61,400*	37,244	36,000
ブラジル	計	30,000	28,130	30,589	33,279	33,609	35,050
V. 清洲	計	11,070	11,035	12,526	13,901	14,598	16,330
VI. 日本	計	5,111	5,600	6,485	6,961	6,295	6,517
VII. 諸島	計	152,129	169,270	169,485	205,700	258,100	323,500*	354,800	...
VIII. 南洋群島	計	176,320	149,630	150,870	164,310	169,810	184,300*	207,000*	...
IX. 世界總計	計	899,800	773,000	800,000	889,700	971,700	1,144,400	1,237,000*	...

註(1) 南洋の三月末迄、(2) 1938年1月1日迄の地方を含む。

No. 35 商船總噸數
(單位 1,000 噸)

六 月 現 在	1929	1934	1935	1936	1937	1938	1938	1938
I. アフリカ	122	172	173	168	174	209	204	2
II. アジア	17,150	15,952	15,576	15,516	15,422	15,113	12,978	1,468
イタリヤ	1,335	1,395	1,372	1,356	1,337	1,293	1,071	140
イラン	14,377	12,966	12,773	12,475	12,337	11,939	10,649	755
III. ユーロパ	62	272	137	429	512	611	202	412
イギリス	296	340	343	331	319	303	231	50
IV. 南米	561	499	491	479	476	486	422	62
V. 清洲	5,126	5,088	5,178	5,394	5,730	6,161	4,783	1,367
ブラジル	319	398	455	492	600	473	467	6
VI. 日本	295	289	306	313	295	292	255	37
VII. 諸島	200	226	220	234	231	248	226	12
VIII. 南洋群島	4,187	4,073	4,086	4,216	4,475	5,007	3,722	1,285
IX. 世界總計	44,110	42,157	41,622	41,567	42,502	43,790	31,690	333
X. 汽船	4,093	3,691	3,704	3,718	3,937	4,244	3,187	11,946
XI. 汽船	529	415	402	388	420	431	292	1,045
XII. 汽船	1,056	1,104	1,101	1,136	1,118	1,130	574	139
XIII. 汽船	1,162	1,178	1,178	1,157	1,055	959	749	555
XIV. 汽船	298	469	481	481	549	580	510	199
XV. 汽船	3,379	3,298	3,025	3,002	2,870	2,903	2,535	345
XVI. 汽船	1,267	1,507	1,711	1,801	1,855	1,889	1,868	21
XVII. 汽船	3,285	2,928	2,884	3,098	3,213	3,290	2,579	680
XVIII. 汽船	3,224	3,981	3,968	4,054	4,348	4,614	1,867	2,746
XIX. 汽船	2,939	2,618	2,558	2,511	2,634	2,855	1,625	1,227
XX. 汽船	246	243	260	255	258	261	229	20
XXI. 汽船	20,166	17,735	17,400	17,285	17,544	17,781	13,621	4,054
XXII. 汽船	1,510	1,609	1,551	1,515	1,502	1,576	866	705
XXIII. 汽船	281	357	347	373	379	387	380	6
XXIV. 汽船	678	624	614	642	657	679	524	150
XXV. 汽船	372	491	517	473	467	552	461	6
總計	68,074	65,577	64,886	65,064	66,286	67,847	15,637	15,233

註(1) カナダ、アメリカ合衆國の商船中には木製船を除き大湖上のものを含む。
註(2) カスビ海の船舶を含む。

商船總噸數

鐵道貨物輸送量

No. 36 定期航空路
(單位 千)

國 別	入								出							
	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938*	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938*
I. 北 米 利 亞 連 合 諸 邦	242.0	240.3	412.5	571.0	365.8	674.5	560.2	1,337.4	889.2	1,591.6	1,592.1	2,606.0
II. 中 央 美 洲 諸 邦	8,880.0	5,099.2	5,062.8	8,319.6	65,911.2	89,125.9	102,639.2	11,427.0	16,135.2	106,331.5	112,121.0
III. 南 美 洲 諸 邦	68,808.0	73,396.2	78,490.1	5,406.3	3,164.0	4,564.4	4,715.5	5,155.3	5,155.3	800.9
IV. 西 南 亞 細 亞 諸 邦	2,953.8	19,928.1	3,164.0	914.5	815.5	775.6	622.2	3,361.3	4,651.1	3,104.7	4,636.0
V. 東 南 亞 細 亞 諸 邦	1,366.4	1,707.5	1,024.1	1,921.1	2,335.3	1,669.7	1,883.3	1,883.3	3,438.7	3,154.0	4,636.0
VI. 東 亞 諸 邦	998.8	1,108.6	1,841.0	2,033.9	2,022.6	3,238.1	3,238.1	3,438.7	3,438.7	3,154.0	4,636.0
VII. 歐 洲 諸 邦	895.5	895.4	876.3	911.2	1,858.0	929.9	1,932.5	1,074.2	2,769.6	1,182.3	1,182.3
VIII. 北 非 諸 邦	1,983.9	1,963.9	1,933.3	1,858.0	829.8	1,932.5	837.8	2,769.6	4,991.9	4,991.9
IX. 中 東 諸 邦	...	612.8	612.8	829.8	837.8	1,130.1	1,130.1	1,358.3	1,261.4
X. 西 伯 利 亞 諸 邦	5,241.0	5,413.0	9,304.0	17,864.0
XI. 日 本	10,338.4	9,267.1	10,544.0	13,163.2	16,096.6	17,881.5	17,881.5	18,834.9	18,834.9	19,300.0	19,300.0
XII. 荷 蘭 領 東 印度 諸 邦	1,258.4	1,200.3	1,098.4	1,175.8	1,257.8	1,175.8	1,187.2	1,514.8	1,853.9	1,853.9	2,345.9
XIII. 英 領 東 印度 諸 邦	603.0	609.8	523.2	735.4	735.4	1,187.2	1,187.2
XIV. 法 領 東 印度 諸 邦	9,268.2	9,501.0	9,980.2	10,028.7	4,291.9	11,274.6	6,619.7	11,274.6	12,925.5	10,244.3	14,000.0
XV. 比 荷 領 東 印度 諸 邦	4,269.0	4,799.7	4,655.5	2,888.2	2,909.0	3,784.9	3,784.9	5,157.3	5,157.3	6,195.1	6,195.1
XVI. 意 領 東 印度 諸 邦	1,320.3	1,318.6	1,812.6	1,458.3	1,458.3	1,654.7	1,654.7	2,188.6	2,188.6	1,998.5	1,998.5
XVII. 日 本 領 東 印度 諸 邦	1,350.3	1,187.7	1,335.9	1,458.3	1,365.1	1,654.7	1,654.7	2,188.6	2,188.6	1,998.5	1,998.5
XVIII. 荷 蘭 領 東 印度 諸 邦	73.5	198.4	243.6	180.7	7,334.1	146.8	752.8	15,423.9	17,337.8	17,337.8	1,184.5
XIX. 英 領 東 印度 諸 邦	2,179.3	2,885.3	4,245.1	7,334.1	823.6	895.9	1,084.6	1,084.6	1,366.7	2,351.8	2,589.2
XX. 法 領 東 印度 諸 邦	345.6	411.0	516.1	1,110.3	1,110.3	1,366.7	1,366.7	1,500.5	1,500.5	1,717.2	1,717.2
XXI. 比 荷 領 東 印度 諸 邦	919.4	895.8	1,018.1	987.8	987.8	1,142.2	1,142.2	1,500.5	1,500.5	1,884.7	2,600.0
XXII. 意 領 東 印度 諸 邦	1,072.0	940.5	968.4	987.8	987.8	1,142.2	1,142.2	1,500.5	1,500.5	1,884.7	2,600.0
XXIII. 日 本 領 東 印度 諸 邦	1,636.6	1,380.2	1,629.6	2,112.3	...	3,737.7	305.7	6,973.1	1,136.4	1,921.6

注(1) 国内航路のみ。 (2) 1931、32、33、38各年は国内航路のみ。 (3) 1938年は国内航路のみ。

No. 37 國際貿易
(單位 100 萬美元)

國 別	入				出			
	1931	1932	1937	1938*	1931	1932	1937	1938*
I. 南 美 利 亞 連 合 諸 邦	755	880	1,012	911	737	950	1,057	888
II. 中 央 美 洲 諸 邦	205.5	261.6	312.9	287.0	238.4	325.7	354.6	288.8
III. 西 南 亞 細 亞 諸 邦	1,295	1,822	2,272	1,583	1,727	2,054	2,630	2,382
IV. 東 南 亞 細 亞 諸 邦	312.4	377.2	479.0	398.6	461.5	607.9	664.4	561.7
V. 東 亞 諸 邦	971.5	1,431.6	1,777.6	1,151.5	1,247.3	1,428.6	1,948.3	1,805.4
VI. 歐 洲 諸 邦	260	320	404	379	327	390	452	402
VII. 北 非 諸 邦	480	556	755	709	792	879	1,134	852
VIII. 中 東 諸 邦	194.1	205.4	284.9	261.6	280.5	317.4	447.6	258.6
IX. 西 伯 利 亞 諸 邦	123.9	146.3	197.6	173.0	171.5	190.1	207.0	175.0
X. 日 本	22.2	31.4	53.5	62.0	113.2	114.1	149.9	158.0
XI. 荷 蘭 領 東 印度 諸 邦	1,766	1,797	2,326	2,114	1,756	2,031	2,570	2,116
XII. 英 領 東 印度 諸 邦	282.9	271.5	362.6	324.9	335.1	400.8	437.3	350.2
XIII. 法 領 東 印度 諸 邦	117.0	119.3	162.8	158.0	196.7	204.5	311.2	226.1
XIV. 比 荷 領 東 印度 諸 邦	397.3	463.6	634.1	443.5	377.0	451.5	531.5	446.7
XV. 意 領 東 印度 諸 邦	163.3	175.0	235.0	188.5	191.7	217.0	307.8	195.9
XVI. 日 本	119.6	158.9	151.4	154.6	215.3	159.8	194.1	148.1
XVII. 荷 蘭 領 東 印度 諸 邦	7,075	7,152	8,881	7,962	5,413	5,563	6,783	6,104
XVIII. 英 領 東 印度 諸 邦	1,045.5	1,004.7	1,299.4	1,296.4	979.2	1,135.8	1,405.6	1,250.2
XIX. 法 領 東 印度 諸 邦	380.9	427.0	580.3	454.8	376.4	391.4	504.6	430.3
XX. 比 荷 領 東 印度 諸 邦	175.0	189.4	218.1	211.3	157.5	174.2	204.5	199.7
XXI. 意 領 東 印度 諸 邦	905.4	902.7	1,004.7	783.1	699.7	550.6	565.0	516.9
XXII. 日 本	392.2	254.9	433.6	345.7	267.0	326.3	324.5	332.6
XXIII. 荷 蘭 領 東 印度 諸 邦	417.4	383.9	504.1	459.7	286.1	281.1	373.4	337.4
XXIV. 英 領 東 印度 諸 邦	2,044.2	2,313.1	2,783.5	2,480.6	1,189.4	1,295.4	1,522.8	1,359.0
XXV. 法 領 東 印度 諸 邦	202.0	247.3	319.8	307.1	201.2	229.6	301.5	273.3
XXVI. 比 荷 領 東 印度 諸 邦	272.6	218.6	243.5	214.6	158.7	154.6	174.0	177.6
XXVII. 意 領 東 印度 諸 邦	160.0	184.6	226.3	171.9	183.1	187.5	246.3	209.9
XXVIII. 日 本	290	376	446	449	366	454	527	465
XXIX. 荷 蘭 領 東 印度 諸 邦	203.0	256.2	296.8	305.0	237.9	301.9	347.9	306.0
世 界 總 計	11,981	13,037	16,247	14,232	11,333	12,481	15,347	13,356

注(1) 長崎地帯、正貨を含む。(2) 輸出の前は本領土の間に於ける貨物地帯、正貨を含む。(3) 1937、38年はデータを含む且つ前年比はイソト、セル間の貿易を除く。(4) 1938年は長崎地帯、正貨を含む。(5) 1938年は長崎地帯、正貨を含む。(6) データを含む。

注(1) 国内航路のみ。 (2) 1931、32、33、38各年は国内航路のみ。 (3) 1938年は国内航路のみ。

第一篇
日本篇

第一篇 日本篇

- 1 日本(立憲君主國)……………一五
- 2 朝鮮(屬領)……………三四
- 3 臺灣(屬領)……………三八
- 4 樺太(屬領)……………四一
- 5 關東州(租借地)……………四三
- 6 南洋諸島(委任統治地)……………四五

1 日本 立憲君主國

英・獨 Japan; 佛 Japon.

I 歴史概観

原始時代より建國へ 日本列島への原始的移住はその一は主として朝鮮を通じての支那族、二は南方太平洋よりの海洋種族、三は北方蒙古よりのモンゴリア族、等々を数へ、先住民アイヌ族と長期に互る石器時代の闘争を経て、その中心地は出雲、大和、筑紫等に形成された。やがて南方の天孫民族はこれ等諸族を統一融合して、それ以前の狩獵漁撈の時代より農業の生産様式を發達せしめ、その耕作の種族集團は必然に民族の社會制度を構成した。政治は祭祀と密接な關係を有し、天皇を中心とする祭政一致の社會體系を生じ、こゝに萬世一系の天皇の下に萬古不易の國家的發展を遂げるに至つた。

中央集權の樹立 西暦六四六年(皇紀一三〇六年)の大化の改新は、それまでの私有地の固有的統制と中央政府確立の基礎をなす。それが唐の郡縣制の移植であるとは云へ、その井田の法は富の分配の公平を期したる所に著しい特色を有した。更に七八世紀の奈良朝文化は、それ以前に朝鮮を通じて傳來した儒教、佛教により、それまでの神道文化の發展的展開を促し、この法制化は七〇一年の大寶令として支那制度と佛教信仰の日本的綜合を示した。

貴族文化の發達 奈良佛教の勢力は甚しく大

となり、この政治的統制の必要とその對立のため七九四年奈良より首都を平安に遷し、藤原氏を中心とする貴族文化の端を發す。地方は國司郡司が中央政府より派遣せられ、貴族の私有地は莊園として全く大化制を破り、更に樂田の制は遂に地方武士の勃興を可能ならしめた。平安朝の文化は佛教中心の宮廷文化であり、女性文學、詩歌、管絃の發達を大いに示した。

封建制への移行 貴族文化の爛熟とその莊園化の發展は益々地方武家の分離となり、やがて源平二氏の中央勢力との争奪は遂に貴族政治の衰亡となり、平氏が一一八五年に亡び、一一九二年鎌倉幕府の成立は全く封建制の組織を成す。執權としての將軍制は中央集權を二分し、また京都中心の佛教はその宗教改革を経て近代の宗派を開宗せしめた。やがて一五世紀の足利時代に至り、元寇以後の海外交通は漸く盛んとなり、從つて商業制の發達と共に農民は却つて疲弊し、幕府の財政政策は頻々たる徳政を行ひ、下剋上の思想、更にキリスト教傳道、鐵砲の移入と共に、こゝに社會狀勢は一變し、騎馬武士衰へ、戰國時代となり、遂に舊封建制の崩壊を見るに至つた。

封建制の完成と没落 織田・豊臣の中國統一は日本の文藝復興を文化の上に示し、その海外發展も著しく、商業も大いに殷賑なりしも、徳

川の専制となるに及んで商業の壓迫、外的勢力の排撃、儒教的封建制の確立は一七世紀より一八世紀に互る鎖國的封建の持統を許し、この間江戸文化が元祿を中心にして俳諧、浮世繪、歌舞伎、物語の諸藝術を産む。なほ歐洲よりの世界市場の發達は幕府の鎖國主義の經濟的・政治的矛盾を大にし、更に商業的發達による武士階級の壓迫、又各地の農民一揆に、その江戸文化の内部よりの史的發展は國史、古典の研究による尊王思想運動を起した。かくて一八五三年の米艦の浦賀到着はその最後の動因となり、一八六七年一月遂に幕府は大政を奉還した。

資本主義的發達 東京新政府は王政復古の旗の下に近代經濟組織を採り、一八六九年には封建的土地所有は否定され、四民平等となる。この改革に反する一八七七年(明治一〇年)の西南戰爭を最後の封建的反抗として近代經濟の積極的發展期に入る。次いで政府は大規模の工業化、銀行資本化を行ひ、各種の工場起り、更に國會開催の運動、政黨の發達に従ひ、一八八九年の憲法發布、一八九〇年の國會開設、不平等條約の改訂と共に、一八九四年朝鮮問題を中心とする日清戰爭起る。

日本の世界的發展 これに次いでロシアの東方侵略は一九〇二年の日英同盟に發展し、一九〇四年に遂に開戦、一九〇五年の決定的勝利は數世紀に互る白人侵略に對する輝きアジア復興の序曲を奏でた。斯くて一九一四年以來の世界大戰に一躍日本は世界政治經濟の中樞に入り、最近の滿洲事變による滿洲國の建設並びに國際聯盟よりの脱退、更に今次の支那事變における歐米勢力の操る蔣政權に對する日本軍の赫々たる勝利は日本をして新しき東亞建設といふ世界史的使命を果さしめんとしてゐる。

皇室

天皇

御名裕仁 神武天皇より二四代の天皇。大正天皇第一皇子。明治三十四年四月二十九日御誕生。同年五月五日御命名、迪宮と稱し奉る。大正元年九月九日陸海軍少尉に御任官、大勳位に敘せらる。同三年一月三日中尉に、同五年一月三日大尉に御陞進。同年一月三日立太子禮御舉行。同八年五月七日御成年式。同九年一月三日陸海軍少佐に御陞進。同一年三月三日海外御巡遊、九月三日横濱著御歸朝。同年一月二十五日攝政御就任。同二年一月三日陸海軍中佐に御陞進。同三年一月二十六日御成婚。同四年一月三日陸海軍大佐に御陞進。同五年一月二十五日御踐祚。昭和三年一月一日御即位禮御舉行。

皇后

御名貞子 故久通宮邦彦王第一女。明治三六年三月六日御誕生。大正十一年九月勳一等に敘せらる。同十三年一月二十六日御入典、皇太子妃宣下。昭和元年一月二十五日皇后宣下。

皇太子

御名節子 故從一位大勳位公爵九條道孝第四女。明治一七年六月二十五日御誕生。同三三年五月一日御入典、皇太子妃宣下。大正元年七月三日皇后宣下。昭和元年一月二十五日皇太子宣下。

皇子

皇太子 明仁親王。御稱號繼宮。昭和八年一月二三日御誕生。
第二皇子 正仁親王。御稱號義宮。昭和十一年一月二八日御誕生。
第一皇子 成子内親王。御稱號照宮。大正一四年一月二六日御誕生。
第三皇子 和子内親王。御稱號孝宮。昭和四年九月三日御誕生。
第四皇子 厚子内親王。御稱號順宮。昭和六年三月七日御誕生。
第五皇子 貴子内親王。御稱號清宮。昭和十四年三月二日御誕生。

皇族

秩父宮 元淳宮。大正十一年六月二十五日御一家御創立。
① 雅仁親王 大正天皇第二皇子。明治三十五年六月二十五日御誕生。昭和三年九月二八日御結婚。
子 尊松平保男妃。明治四二年九月九日御誕生。
元光宮。大正二年七月六日御一家御創立。舊有栖川宮家の御祭祀を同らせらる。
① 宣仁親王 大正天皇第三皇子。明治三八年一月三日御誕生。昭和五年二月四日御結婚。
子 喜久子 故公爵徳川慶久第二女。明治四四年一月二六日御誕生。
元澄宮。昭和十一年一月二日御一家御創立。
① 崇仁親王 大正天皇第四皇子。大正四年二月二日御誕生。

三笠宮

① 崇仁親王 大正天皇第四皇子。大正四年二月二日御誕生。

閑院宮

① 戴仁親王 故邦家親王第一六子。慶應元年一月一日御誕生。明治三四年一月二九日御結婚。
子 智恵子 故公爵三條實美第二女。明治五年六月三日御誕生。
子 春仁王 戴仁親王第二子。明治三五年八月三日御誕生。大正一五年七月四日御結婚。
子 直子 故公爵一條實輝第四女。明治四一年一月七日御誕生。

東伏見宮

故依仁親王妃周子 故公爵岩倉具定第一女。

朝香宮

① 鳩彦王 故朝彦親王第四子。明治七年三月九日御誕生。明治三三年一月二八日御結婚。
子 伊都子 故侯爵鍋島直大第二女。明治一五年二月二日御誕生。

宇津宮

① 鳩彦王 故朝彦親王第四子。明治七年三月九日御誕生。明治三三年一月二八日御結婚。
子 伊都子 故侯爵鍋島直大第二女。明治一五年二月二日御誕生。

東久邇宮

① 稔彦王 故朝彦親王第九子。明治二〇年一月二三日御誕生。大正四年五月一日御結婚。
子 天皇第九皇女。明治二九年五月一日御誕生。
子 稔彦王第一子。大正五年五月六日御誕生。
子 稔彦王第三子。大正九年五月一日御誕生。
子 稔彦王第四子。昭和四年三月二日御誕生。

北白川宮

故成久王妃房子 明治天皇第七皇女。明治三三年一月二八日御誕生。明治四二年四月二十九日御入典。故成久王第一子。明治四三年二月二日御誕生。

伏見宮

① 博恭王 故貞愛親王第一子。明治八年一月一六日御誕生。
子 明子 故公爵一條實輝第三女。明治三五年六月二〇日御誕生。大正八年一月二三日御入典。
子 博明王 故博義王第一子。昭和七年一月二六日御誕生。
子 光子女 故博義王第一女。昭和四年七月二八日御誕生。
子 章子女 故博義王第三女。昭和九年二月一日御誕生。

山階宮

① 武彦王 故菊麿王第一子。明治三一年一月一三日御誕生。大正一一年七月一九日故佐紀子女王と御結婚。

賀陽宮

故邦憲王妃好子 故侯爵醍醐忠順第一女。慶應元年一月二七日御誕生。明治二五年一月二六日御入典。
子 恒憲王 故邦憲王第一子。明治三三年一月二七日御誕生。大正一〇年五月二日御結婚。
子 公爵九條道實第五女。明治三六年五月一六日御誕生。
子 恒憲王第一子。大正一一年四月二一日御誕生。
子 恒憲王第二子。大正一五年七月三日御誕生。
子 恒憲王第三子。昭和四年八月一七日御誕生。

梨本宮

故多嘉王王妃静子 故多嘉王第二子。大正九年三月一七日御誕生。
子 故多嘉王第三子。大正一一年一月一九日御誕生。

竹田宮 恒徳王 故恒久王第一子。明治四二年三月四日御誕生。昭和九年五月二日御結婚。昭和三十二年一月六日御誕生。

昌徳宮 李王 故李太王第七子。明治三〇年一月二日御誕生。大正九年四月二日御結婚。明治三四年一月四日御誕生。

李 李王 故李太王第七子。明治三〇年一月二日御誕生。大正九年四月二日御結婚。明治三四年一月四日御誕生。

李 李王 故李太王第七子。明治三〇年一月二日御誕生。大正九年四月二日御結婚。明治三四年一月四日御誕生。

李 李王 故李太王第七子。明治三〇年一月二日御誕生。大正九年四月二日御結婚。明治三四年一月四日御誕生。

李 李王 故李太王第七子。明治三〇年一月二日御誕生。大正九年四月二日御結婚。明治三四年一月四日御誕生。

李 李王 故李太王第七子。明治三〇年一月二日御誕生。大正九年四月二日御結婚。明治三四年一月四日御誕生。

李 李王 故李太王第七子。明治三〇年一月二日御誕生。大正九年四月二日御結婚。明治三四年一月四日御誕生。

皇室典範全文 (明治二十二年二月一日制定) 天祐ヲ享シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系ニ代承シテ朕カ躬ニ至ルニ推シテ祖宗肇國ノ初大憲ヲ制定マリ昭ナルコト日皇ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制定シ以テ不基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ故ニ皇室典範ノ諮詢ヲ經テ皇室典範ヲ制定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

第一章 皇位繼承 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子ニシテ繼承ス 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ 第三條 皇長子ニ在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス 第四條 皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇嫡子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキハ皇孫ニ傳フ 第五條 皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫及皇孫ノ子孫ニ傳フ 第六條 皇位及皇孫ノ子孫皆在ラサルトキハ皇嫡子孫及皇孫ノ子孫ニ傳フ 第七條 皇位及皇孫ノ子孫皆在ラサルトキハ皇嫡子孫及皇孫ノ子孫ニ傳フ 第八條 皇位及皇孫ノ子孫皆在ラサルトキハ皇嫡子孫及皇孫ノ子孫ニ傳フ 第九條 皇位及皇孫ノ子孫皆在ラサルトキハ皇嫡子孫及皇孫ノ子孫ニ傳フ 第十條 皇位及皇孫ノ子孫皆在ラサルトキハ皇嫡子孫及皇孫ノ子孫ニ傳フ 第十一條 皇位及皇孫ノ子孫皆在ラサルトキハ皇嫡子孫及皇孫ノ子孫ニ傳フ 第十二條 皇位及皇孫ノ子孫皆在ラサルトキハ皇嫡子孫及皇孫ノ子孫ニ傳フ 第十三條 皇位及皇孫ノ子孫皆在ラサルトキハ皇嫡子孫及皇孫ノ子孫ニ傳フ

第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス 第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太子トス 第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス 第十七條 天皇太后皇后及敬稱ハ陛下トス 第十八條 皇太子皇太后皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス 第十九條 天皇末ヲ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク 第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫ニ任ス 第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス 第二十二條 皇后 第二十三條 太皇太后 第二十四條 内親王及女王 第二十五條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス 第二十六條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル 第二十七條 最近親ノ皇族末ヲ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ 第二十八條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及

皇室典範ノ諮詢ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得 第六章 太 傳 第二十六條 天皇末ヲ成年ニ達セサルトキハ太傳ヲ置ク保育ヲ掌ラシム 第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傳ヲ任セザリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及皇室顧問ニ諮詢シテ之ヲ選任ス 第二十八條 太傳ハ攝政及其ノ子孫ニ任スルコトヲ得ス 第二十九條 攝政ハ皇族會議及皇室顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傳ヲ退職セシムルコトヲ得ス 第七章 皇 族 第三十條 皇族ト稱フルハ皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ 第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス 第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王ヲタル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ賜フ 第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁葬去ハ宮内大臣之ヲ公告ス 第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス 第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス 第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ推行ス 第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命ジ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ 第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル 第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認可セラレタル皇族ニ限ル 第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅旨ニ由ル 第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅旨ハ宮内大臣之ニ副署ス 第四十二條 皇族ハ養子ヲ養フコトヲ得ス

第四十三條 皇族國體ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ 第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ 第八章 世傳御料 第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割譲與スルコトヲ得ス 第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ皇室顧問ニ諮詢シ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス 第九章 皇室經費 第四十七條 皇室經費ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム 第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ニ定ムル所ニ依ル 第十章 皇族訴訟及懲戒 第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命ジ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス 第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシム自ラ訴訟ニ出ルルヲ要セス 第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ拘引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス 第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ 第五十三條 皇族蓄産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ 第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス 第十一章 皇族會議 第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム 第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ

一員ニ命シテ議長カラスム
第二章 補則
第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第六條 皇族ノ位階ニ入リタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス
第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

歴代内大臣

Table with 2 columns: 爵位氏名 (Rank and Name) and 在職期間 (Term of Office). Lists names like 美實, 實則, 太郎, etc.

註 爵位は就任時による。(1) 貞愛親王は内大臣府出仕の名義を用ひられ、大山公爵の内大臣就任後も御沙汰を拜してその位置にあられた。

歴代宮内大臣

Table with 2 columns: 爵位氏名 (Rank and Name) and 在職期間 (Term of Office). Lists names like 元顯, 定秋, 直實, etc.

註 爵位は就任時による。

大體寮 一 供御、供膳及び寢室に關する事務を掌る。
内蔵寮 一 會計、金庫に關する事務を掌る。
内匠寮 一 宮殿、その他建築物の保管、建築、修繕、園藝、電氣、寫眞に關する事務を掌る。

D 樞密院
天皇親臨して重要な國務を諮詢し給ふ所にして、議長、副議長各一名、顧問官四名、書記官一名、書記官を以つて組織され、會議は顧問官一〇名以上の出席を以つて開かれる。

歴代樞密院議長

Table with 2 columns: 爵位氏名 (Rank and Name) and 在職期間 (Term of Office). Lists names like 荒木寅三郎, 林頼三郎, etc.

註 爵位は就任時による。

C 宮内省
宮内省は皇室に關する一切の事務を處理する。その長官たる宮内大臣は輔弼の責に任じ、皇室の事務を行ふ職員を統轄し、命令を與へ、且つ監督するを主要任務とする。

現在宮内省は大内官房のほかに左記の二職八寮及び省外官房がある。
大内官房 職員進退、身分、恩給事務、官印及び省印の管理、文書統計、行幸營に關する事項、進退及び御物の管理、供御寢宴、警察消防等を掌る。

III 政治

A 政治大觀

大日本帝國は建國以來萬世一系の皇統が連續として君臨し給ふ「天皇政治」の國家である。而してその政治形態としては帝國憲法の定むるところにより近代的立憲君主制の下に所謂「三權分立主義」が採用されてゐる。...

從つて弾力性に乏しく硬性憲法と稱せられる所である。(三)その規定せる内容は極めて簡潔であること。即ち、將來改正の必要を生じ得べき事項は出来るだけ憲法規定中より除き、以つて憲法改正の機會の發生を防いでゐる。...

第一章 天皇
第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
第二條 皇位ハ皇統ノ範ニ定ムル所ニ依リ皇太子孫之ヲ繼承ス
第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ
第二章 臣民權利義務
第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依リ
第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均シク文武官ニ任ゼラレ及ビ其他ノ公務ニ就クコトヲ得

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及ビ勲任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
第三十六條 何人モ同時ニ兩院ノ議員タルコトヲ得ズ

第五章 司法
第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
第五十八條 裁判官ハ法律ニ定ムル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ズ
第五十九條 裁判官ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七十三條 將來此憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ、議會ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ附スベシ。此場合ニ於テ兩議院ハ各其議員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス。出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ズ。

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セズ。

第七十五條 憲法及ビ皇室典範ハ修改ヲ圖クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ズ。

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ハラズ、此憲法ニ矛盾セザル現行ノ法令ハ總テ之ニ由リ効力ヲ有ス。

第六十七條ノ例ニ依ル

第七十三條 補則

東京、大田道灌の築城以來江戸は次第に發達、これが徳川家康のこの地に幕府を開くに至つて近世的大都市となり、徳川一五世二六八年開國日本の政治・經濟・文化の中心として榮え、更に王政復古と共に江戸は東京と改稱、爾來今日に至る迄新興日本の首都として躍進に躍進を重ね、大正一二年九月一日の大震災に遭へると、却つて善惡を改める契機となり、官民一致の復興計畫により名實共に備はる近代的大都市として今日の壯觀を呈するに至つた。斯くて昭和七年一〇月一日に至り多年の懸案なる市域の大擴張行はれ、隣接五郡八二ヶ町村を併合して所謂「大東京」を出現し、一躍地域において約七倍、人口において約二倍の五百三十餘萬に飛躍し、更に昭和十一年一〇月千歳、苫南村を併合、その結果、現在面積において世界第五位、人口においてはニューヨークに次ぐ世界第二位となり、三五五二、三四九町に及び、江戸

時代八百八町の三倍となり、名實共に躍進日本の首都として恥しからぬ内容を有するに至る。昭和十一年一〇月一日の國勢調査による人口は、一九一、九三九世帯、五、八七五、六六七人（現在人口）である。なほ昭和十三年一〇月一日現在の推計人口は一、三三三、四〇〇世帯、六、四五七、六〇〇人による。

B 行政

1 行政權 帝國憲法の規定により行政權は天皇の大權事項に屬し、各省大臣が國務大臣として天皇を輔弼してその責任において所管權限を執行する。即ち、行政事項は總理大臣以下三名の國務大臣の合議體たる内閣によつて執行せられ、而して各國務大臣は天皇の親任にかゝり、國務に就き連帶責任を帯び、また各省長官として單獨の責任を有する。なほ日本の内閣制度の特徴は憲法上議會に責任を負ふ義務を有せず、天皇が元老の奉答によつて組閣を命ずる慣例とする。従つて内閣は解散、責任支出、緊急勅令等によつて極めて大なる權限を有し、近時政黨の腐敗、議會の無力化と共に益々その權能擴大の傾向にある。この上、司法大臣が檢事指揮權、内務大臣が警察權を有するがため、行政の權能は英米佛等の議會制國家と比較して更に大なりと云はねばならぬ。然し斯くの如く日本の行政府は廣大な權限を有するも、軍統帥權は參謀總長、軍令部總長、故に陸海軍大臣の帷幄上奏による大權事項に屬するため、行政府の軍部統制力は極めて弱く、従つて軍部が政治上一大壓力を有する主たる原因を成す。

2 内閣 内閣は國務大臣を以つて組織され、總理大臣はその首班として職務を委任し、官を承けて行政各部の統一を保持する。閣員は

姓名	生年	出身	官歴	現職	備考
尾崎 士郎	明治21年	東京	文部大臣	文部大臣	...
大隈 重信	明治21年	大隈	首相	首相	...
...

明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明	明治33.10.10 加藤 高明 加藤 高明 加藤 高明
---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

長

歷代内閣一覽表

成立年月日	外務大臣	内務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	逓信大臣	鐵道大臣	折衝大臣	厚生大臣
大正11.6.12 加藤友三郎 慶應義塾	内田 康哉	小野塚大藏	市來 乙彦	山梨 半造	加藤友三郎 12年5月 鹿	岡野敬次郎 12年9月 平沼	磯田 榮吉 12年9月 大藏	田 健吉 12年9月 農商	前田 利定 12年9月 逓信	大藏 幹 12年9月 鐵道	山之内 一夫 12年9月 折衝	...
大正12.9.2 山本權兵衛 伊東屋	伊藤 伸三	建部 新平	井上準之助	田中 義一	鹿部 鹿 12年9月 鹿	磯田 榮吉 12年9月 平沼	田 健吉 12年9月 農商	前田 利定 12年9月 逓信	大藏 幹 12年9月 鐵道	山之内 一夫 12年9月 折衝
大正13.1.7 清浦 奎吉	松井 義四郎	水野 錬太郎	藤田 主計	田中 義一	村上 格一 12年9月 鹿	磯田 榮吉 12年9月 平沼	田 健吉 12年9月 農商	前田 利定 12年9月 逓信	大藏 幹 12年9月 鐵道	山之内 一夫 12年9月 折衝
大正14.8.2 加藤 高明 加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明
大正15.1.30 若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎
昭和2.4.20 田中 義一	田中 義一	田中 義一	田中 義一	田中 義一	田中 義一	田中 義一	田中 義一	田中 義一	田中 義一	田中 義一	田中 義一	田中 義一
昭和4.7.2 加藤 高明 加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明
昭和6.4.14 若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎
昭和6.12.13 大藏 幹 7年5月 高橋	大藏 幹	大藏 幹	大藏 幹	大藏 幹	大藏 幹	大藏 幹	大藏 幹	大藏 幹	大藏 幹	大藏 幹	大藏 幹	大藏 幹

長

閉せらるべき事項は、(一)法律案及び豫算・決算案、(二)外國條約及び重要な國際案件、(三)官制又は規則及び法律施行に係る勅令、(四)諸省間主権限の争議、(五)天皇より下附せられ、又は帝國議會より送致された人民の請願、(六)豫算外の支出、(七)勅任官及び地方長官の任命及び進退、等々とする。各省主管の事務と雖も、高等行政に關係し事態の重大なるものはすべて閣議に附議する。事の軍機軍令に依り奏上するものは、天皇の旨に依り之を内閣に下附せらるるの件を除く外、陸軍大臣、海軍大臣より内閣總理大臣に報告せしめらる。各省大臣より内閣に列せしめられることがある。行政官廳としての内閣には官房並に恩給、統計、印刷の三局が設置され、書記官長並に各局長が置かれ、總理大臣の命を受けて局務を掌理する。このほか臨時所屬に東北局及び紀元二千六百年祝典事務局、また直隸する外局に法制局、賞勳局、對滿事務局、企畫院、内閣情報部、興亞院があり、また内閣參議制度が設けられる。以下簡単に各機關を説明すれば次の如し。

【内閣官房】内閣官房の長は内閣書記官長にして、書記官長の職務は總理大臣を佐け、機密文書を管掌し、内閣の庶務を統理し、課員を監督し、判任官以下の進退を專行する。

【恩給局】恩給を受ける權利の裁定、恩給に關する具中の裁決、恩給の支給及び負擔に關する事項を掌る。

【統計局】行政各部統計の統一、統計に關する圖書の刊行等を掌る。

【印刷局】官報、職員錄、法令全書、その他刊行物の編纂、印刷、發賣、印紙、切手、紙幣、諸券等の製造を掌る。

【東北局】臨時施設にして、昭和十一年新設の東

北振興事務局を改組補充せるものにして、總理大臣の管理に屬し、(一)東北地方の振興方策の調査及びその實行の統一保持に關する事務、(二)東北興業及び東北振興電力の兩株式會社の業務監督を掌る。

【法制局】内閣に直隸し、總理大臣の命に依り法律命令案を起草し、これが制定、廢止、改正につき意見を具申し、各省大臣より閣議に提出する法律命令案を審査し、意見を具申し、又は修正を加へて内閣に上申するの任に當る。

【賞勳局】内閣に直隸し、勳位、勳章及び年金、記章、褒賞、その他の賞に關する事務を掌る。

【對滿事務局】昭和九年一月閣内閣内閣によつて在滿行政機關の改革斷行と同時に設置された機關にして、總理大臣の管下に(一)關東局に關する事務、(二)各道對滿行政事務の統一保持に關する事務、(三)海外事項に關するものを除くほか滿洲における拓殖事業の指導獎勵に關する事務、(四)南滿洲鐵道株式會社及び滿洲電信電話株式會社の業務の監督を掌る。(成立事情に就いて詳しくは、世界年鑑、昭和十四年版、三六頁參照)。

【企畫院】支那事變の擴大發展と共に資源局と企業廳を併合して企畫院が創設せられ、昭和十二年一月二日の樞密院定例會議の承認を経て企畫院官制の發布を見た。即ち同院は内閣總理大臣の管理に屬し、(一)平時における綜合國力の擴充運用に關する立案、(二)閣議提出の重要案件大綱の審査及び上申、(三)右豫算統制に關する具申、(四)前各院に必要なる調査、(五)國家總動員計畫の樹立及び遂行上の調整、(六)平時における國政の統一に畫策、等々にある。而して同院の總裁は親任とし、勅任の次長及び各部長を置く。(成立事情に就いて詳しくは「世界年鑑」昭和十四年版、四五頁參照)。

【内閣情報部】總理大臣の管理に屬し、國策遂行の基礎たる情報、内外報道、及び啓蒙宣傳等に關する各該事務の連絡調整に關する事務並びに各該に關する情報蒐集、報道及び啓蒙宣傳の實施に關する事務を掌る。

【興亞院】東亞新秩序建設の中樞事務局として昭和十三年一月一日の勅令を以て設置せられたもので、總理大臣の管理に屬し、その任務は支那事變にあたり、(一)支那における政治・經濟・文化に關する事務、(二)前項の諸政策の樹立、(三)支那において事業を爲すを目的として特別の法律により設立せられた會社の業務の監督統制、(四)各該の支那に關係する行政事務の統一保持にある。而して院務を統理する總裁には内閣總理大臣自らあたり、副總裁には外務、大藏、陸軍、海軍の四大臣が就任し、總裁を輔佐し、部局は總裁官房、及び政務部、經濟部、文化部、技術部の四部より成る。而して同院には總裁官の下に各部に勅任の部長を置く。(成立事情に就いては詳しくは「世界年鑑」昭和十四年版、四七一頁參照)。

3 現内閣 事變下における未曾有の困難に對處すべき内閣として近衛、平沼兩内閣の役を繼いで昭和十四年八月三日成立せる阿部内閣は内外政策の行詰りに達して四ヶ月半の短命を以て崩壊、昭和十五年一月一日「國務遂行の方法に就き意見の統一を期し得ざるものあるやを慮る」として辭表を閣下に奉呈、この大將に降下、一六日閣員名簿を奉呈、親任式が舉行せられた。各閣僚の顔觸れは次の如し。

内閣總理大臣 海軍大將 米内 光政
 外務大臣 有田 八郎
 陸軍大臣 伯耆 櫻内 幸雄
 海軍大臣 海軍中將 吉田 善吾
 司法大臣 木村 尚達
 文部大臣 松浦 健次郎
 農林大臣 島田 俊雄
 商工大臣 藤原 謙次郎

逓信大臣 勝 正憲
 鐵道大臣 松野 鶴平
 拓務大臣 小磯 國昭
 厚生大臣 吉田 茂
 内閣書記官長 石渡 莊太郎
 法制局長官 廣瀬 久忠

4 内閣參議制度 北支事變の擴大發展と共に眞に非常時局を收拾し得べき強力なる戰時内閣の樹立が各方面に要望せられ、こゝに近衛首相がこれが對策として内閣の改造乃至は補強等の手段によらず、内閣參議なる臨時機關を設けるに決し、昭和十二年一月一日樞密院定例會議の承認を経て新官制の發布を見るに至つた。即ち、同官制によれば内閣參議は特に支那事變に關する重要國務に付き内閣の籌策に參畫せしむるものと規定せるのみにして、その他僅かに内閣參議が國務大臣の禮遇を受くべきことを定めたほか、何等具體的規定を設けず、その運用に就いては内閣總理大臣の自由探量に一任、以つて現下の未曾有の重大時局に際し舉國一致の體制を樹立せんとしたが、實際には豫期の如き効果を發揮し得たかは疑問である。

【現參議】對支問題處理のため近衛内閣において新設した參議制度は平沼、阿部、米内の各内閣によつても從來のまゝに存続され、その顔觸れも屢々交替を見、現在に及ぶ。現參議の顔觸れは次の如し。(參議の顔觸れの變遷に就いては「世界年鑑」昭和十四年版、三五―四九頁及び後述の「政治の動勢」を參照)。

海軍大將 男爵 安部 清種
 民政黨總裁 町田 忠治
 貴族院議員 池田 成彬
 元大藏大臣 元逓信大臣 久原房之助
 元大藏大臣 藤田 主計

陸軍大將 荒木 貞夫
 元逓信大臣 小泉 又次郎
 元内閣總理大臣 廣田 弘毅
 陸軍大將 大井 成元
 海軍大將 中村 良三
 元逓信大臣 望月 圭介

5 各省組織 現在省は外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農林、商工、逓信、鐵道、拓務、厚生の一三省より成る。各省には國務大臣たる主務大臣の下に、政務次官、事務次官、參事官が置かれ、省務は各局に分擔され、局長は大臣の命を受けてその主務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督する。各省の組織を略説すれば次の如し。

【外務省】大臣官房のほか、東亞、歐亞、亞米利加、通商、條約の五局、及び情報部、調査部、文化事業部を有す。

【内務省】大臣官房のほか、神社、地方、警保、土木、計畫の五局、及び防空研究所を置く。

【大藏省】大臣官房のほか、主計、主稅、理財、銀行、爲替の五局に分たれ、外局には營繕管財局、造幣局、專賣局、預金部、資金局、稅務監督局、國民貯蓄獎勵局等がある。

【陸軍省】大臣官房のほか、人事、軍務、兵務、整備、兵器、經理、法務の八局と情報部が置かれ、別に陸軍造兵廠、陸軍兵器本廠、陸軍航空本部、陸軍技術本部、陸軍科學研究所、その他多くの外局がある。

【海軍省】大臣官房のほか、軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局に分たれ、その他外局に海軍艦政本部、海軍技術研究所、海軍火藥廠、海軍燃料廠、海軍航空本部、水路部等がある。

【司法省】大臣官房のほか、民事、刑事、行刑の三局に分たれ、別に調査部及び司法研究所がある。

【文部省】大臣官房のほか、專門學務、普通學務、實業學務、社會教育、圖書、宗教の六局に分たれ、その他外局として教學局及び臨時施設として教育調

査部がある。

【農林省】大臣官房のほか、農務、山林、水産、畜産、養蠶、米穀の六局に分たれ、臨時施設として經濟更生部及び農村對策部があり、外局には馬政局及び營林局がある。

【商工省】大臣官房のほか、總務、鑛産、鐵鋼、化學、機械、纖維、監理の七局に分たれ、外に中央度量衡檢定所、地質調査所、並びに振興部の設けがあり、外局には貿易局、特許局、燃料局、物價局等がある。

【逓信省】大臣官房のほか、郵務、電務、工務、管理、管船、經理の六局に分たれ、外局には航空局、貯金局、逓信局、燈臺局、電氣廳及び中央航空研究所等がある。

【鐵道省】大臣官房のほか、監督、運輸、建設、工務、工作、電氣、經理の七局に分たれ、別に鐵道調査部の設けがあり、外局には鐵道局、國際觀光局等がある。

【拓務省】大臣官房のほか、朝鮮部、その他管理、殖産、拓務の三局並びに調査部に分たれる。

【厚生省】大臣官房のほか、體力、衛生、豫防、社會、勞働の五局を置き、外局として保險院及び軍事保護院があり、ほかに職業部、失業對策部、人口問題研究所を置く。

C 立法

1 帝國議會 帝國憲法は第五條において「天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ」と規定す。而して天皇は法律を裁可し、その公布及び執行を命じ、且つ帝國議會を召集し、その開會、閉會、及び衆議院の解散を命ずる。帝國議會は貴族院と衆議院の二院より成る。

【議會の構成】帝國議會は帝國憲法第三章及び議院法によつて構成せらる。議會は毎年一月二月に召集せられ、會期を三ヶ月として、必要ある場合には勅令を以て延期さる。これが所謂

現各省首腦部一覽表

(昭和15年2月1日現在)

Table listing various government departments and their heads, categorized by region (e.g., 陸軍省, 海軍省, 文部省, etc.).

「通常議會」と呼ばれるものである。このほか臨時緊急の場合には「臨時議會」が召集せられる。また衆議院解散後五ヶ月以内に召集せらるべき議會を「特別議會」といふ。なほ政府は一日以内の限りに何時にても議院の停會を命ぜられることが出来る。また解散は衆議院のみに命ぜられるもので、衆議院解散を命ぜられたる場合は貴族院は同時に停會となる。

本會議—各院において議事を開き、議決をなすには議員の三分の一以上(帝國憲法改正の場合には三分の二以上)の出席を必要とする。議院の議事は出席議員の過半数(憲法改正の場合には三分の二以上)をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。各院の會議は公開を原則とするも、政府の要求又は各院の議決により秘密となすを得。

委員四五名、決算委員四五名、衆議院にあつては豫算委員六三名、決算委員四五名、懲罰委員二七名、請願委員四五名とし、その他各院において必要と認めらるる委員を設けること、各委員の職務を各委員長の特別の事件の審査を附託するため設置するもの、で、その数兩院とも九名を常則とし、事件の種類により、それぞれ議決をもつて増加することを得。

本會議—各院において議事を開き、議決をなすには議員の三分の一以上(帝國憲法改正の場合には三分の二以上)の出席を必要とする。議院の議事は出席議員の過半数(憲法改正の場合には三分の二以上)をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。各院の會議は公開を原則とするも、政府の要求又は各院の議決により秘密となすを得。

動議は二〇名以上の賛成を必要とする。上奏、建議、又は豫算案の修正動議は三〇名以上の賛成を必要とする。委員の審査—政府提出の議案は議決に先ち委員の審査を必要とする。但し緊急の場合政府の要求あるときはこの限りにあらず。

【議員の権利】帝國議會の議員は議院において成せる意見及び表決に就いて院外でその責任を担ふ。且つ現行犯又は内亂外患に關する犯罪を除くの外、會期中その院の許諾なくして逮捕せられることはない。また議員は身分により議員たるもの、及び官吏にして議員たるものを除いて歳費を受ける権利を有する。即ち一般議員

選出別貴族院議員

Table with 4 columns: 選出別 (選出別), 昭和12年, 昭和13年, 昭和14年. Rows include 皇族議員, 公侯爵議員, 華族議員, 伯爵議員, 子爵議員, 男爵議員, 學士議員, 多額議員, 合計.

は半額三千圓にして、その他國有鐵道の無貨乘車券を受ける権利を有する。【豫算先議權】貴族院及び衆議院は各々殆んど對等の權限において活動し、貴族院の權限は他の列強に比し概して大である。たゞ衆議院は豫算案の先議權を有してゐる。

2 貴族院 貴族院令の定むるところにより皇族、華族、及び勅任の議員を以つて組織さる。以下簡單に説明すれば次の如し。【皇族議員】皇族の男子にして成年に達すれば當然貴族院議員たるの資格を取得し、終身議席に列せらる。【華族議員】公侯爵議員と伯爵議員に分

た。公侯爵議員、伯爵議員を有するものは滿三〇歳に達せる時には當然終身貴族院議員たる資格を取得す。伯爵議員、子爵議員、男爵議員を有するものにして滿三〇歳に達せる場合は、その同爵者により選舉せられ、當選したものは七ヶ年の任期を以て貴族院議員

4 現議會 現貴族院においては多額議員(六六名)の選舉は昭和七年九月一〇日執行せられたものであり、また現衆議院は昭和十二年四月三〇日の總選舉によつて選出せられたものである。昭和十五年一月一四日現在における兩院正副議長、及び各會派、各政黨の所屬議員数は次の如くである。

Table with 2 columns: 貴族院, 衆議院. Rows include 議長, 副議長, 皇族議員, 研究會, 同成會, 公正會, 交友俱樂部, 同和會, 火曜會, 無所屬, 合計.

1 司法權 憲法第五七條の規定により「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之レヲ

となる。その定員は伯爵議員一八名、子爵議員六六名、男爵議員六六名である。【勅任議員】勅選議員、學士院議員、及び多額議員の三者より成る。勅選議員 滿三〇歳以上の男子にして國家に勲功又は學識あるものうちより勅任せられ、その總数は一二五名を超過することを得ず、その任期は終身とする。學士院議員 滿三〇歳以上の男子たる帝國學士院會員の互選により四名選出され、その任期は七ヶ年とする。多額納稅議員 滿三〇歳以上の男子にして、北海道及び各府縣において土地或は商工業に付き多額の直接國稅を納めるもの、一〇〇名のうちより一名、又は二〇〇名のうちより二名の互選によつて選出せられ、勅任せられたものである。その任期は七ヶ年にして、議員の總数は六六名以内とし、その北海道及び各府縣における定員は通例としては選舉毎に人口に應じ勅命を以つて定めらる。

【貴族院議員の義務】貴族院議員の選舉に應じたものは侍從職、式部職、皇太后宮職、東宮職、主馬寮、皇后宮職、帝室會計審查局、皇家職等の宮内官を兼ねることを得ず。衆議院 衆議院議員選舉法の定むるところによれば一道三府四三縣から普通選舉法により選出された四六六名の議員をもつて組織せらる。【選舉制度】選舉區は中選舉區制が採用せられ、府縣を基礎として、之を議員定數二名乃至五名の選舉區に分つ。選舉權は二五歳以上の帝國臣民たる男子に、被選舉權は三〇歳以上の帝國臣民たる男子に附與せらる。但し禁治産者及び準禁治産者、貧困による公私の受救者、破産者、一定の住居なきもの、特定の受刑者、華族の巨主、現役軍人等は選舉權又は被選舉權を有

最近の總選舉における黨派別當選者

Table with 6 columns: 政黨派別, 第1回開票結果, 第2回開票結果, 第3回開票結果, 第4回開票結果, 第5回開票結果. Rows include 政友會, 民政黨, 革新黨, 國民同志會, 社會黨, 農工黨, 日勞黨, 全國農工黨, 全國勞農黨, 國民社會黨, 地方無産黨, 社會黨, 安國同盟會, 第一控室會, 他黨, 合計.

行フ」と定められ、同條及び憲法第五八條の裁判官の地位保障の規定と相俟つて、大權事項たる司法權獨立の大原則の確立を見る。而して司法府は裁判所である。即ち裁判所は通常裁判所と特別裁判所とより成る。なほその他司法機關としては行政裁判所、並びに憲法により規定されてゐない特殊の裁判機關(少年審判所、捕獲審判所、海員審判所、植民地裁判所、等々)がある。以下これ等の各裁判機關に就いて各説すれば次の如くである。2 通常裁判所 通常裁判所は裁判所構成法により構成され、一般の民事刑事の裁判を執行する。この裁判所構成法規定の現行裁判所は區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四種より成る。區裁判所は一名の判事による單獨制なるも、地方裁判所以上はすべて三名、五名乃至

七名の判事による合議制である。民事刑事とも三審制で、訴訟或は犯罪の輕重に依つて、第一審を區裁判所、第二審を地方裁判所、第三審を大審院とするか、第一審を地方裁判所、第二審を控訴院、第三審を大審院とするか、決定さる。初審が地方裁判所に屬する事件は裁判所構成法第一四條以下及び第二六條に定めらる。また同法第五〇條規定の特別犯は大審院の審理のみを以つて終る場合がある。【判事の身分】裁判所を構成するものは判事である。判事は憲法の規定によつてその獨立保持のため身分の保護を受ける。即ち判事は刑法の宣告又は懲戒處分に依るにあらざればその職を免ぜられることなく、その懲戒處分は法律を以つて定むべきものとす。【檢事局】裁判所には別に檢事局が設けら

衆議院解散一覽

Table with 4 columns: 解散議會, 内閣, 解散年月日, 解散理由. Rows include 第2回, 第5回, 第6回, 第12回, 第17回, 第19回, 第35回, 第38回, 第42回, 第48回, 第54回, 第57回, 第60回, 第68回, 第70回.

せず、また特定の官吏には被選舉權は與へられない。議員の任期は四ヶ年である。一選舉區には二名以上の缺員を生ぜざる以外には補缺選舉は行はれない。また選舉運動には嚴重なる制限が附與せられ、選舉の廓清を期してゐる。【衆議院議員の義務】衆議院議員は國務大臣、内閣書記官長、法制局長官、各省政務次官及び參事官、總理大臣及び各省大臣秘書官を除くほかの官吏及び待遇官吏を兼ねることを得ず、また北海道會議員及び府縣會議員をも兼ねるを得ない。

*印は現在既に存在せざる黨派である。なほ社會大黨は昭和7年7月24日全國勞農大黨と社會民黨の合同せるもの、國民同盟は第63議會に安進黨を中心として國民同盟準備委員會として、更に昭和7年2月23日に國民同盟となつたものである。

れ、検事がこれを構成する。検事は判事とはこ
となり別個の司法行政官であつて、判事の如く
獨立の地位と身分の保護を有せずして、一個の
行政官として司法大臣の命令に服すべき義務を
有す。

【裁判所所在地】 通常裁判所の構成は前述の
如く裁判所構成法により定まつて居り、その管
轄區域は内地にして、なほ樺太は司法上すでに
内地に編入された。しかして裁判所の数は大審
院は東京に、控訴院は東京、大阪、名古屋、廣
島、長崎、宮城、札幌の七都市に置かれて居る。
そのほか、地方裁判所は五一(同支部八七)、區
裁判所は二八二(同出張所一、五七二)を數ふ。
なほ昭和十三年一月一日現在における判事の
總數は一、四七〇名(前年は一、四二七名)、おな
じく検事の總數は六八六名(前年は六六九名)
に上る。

【陪審制度】 日本における陪審制度は大正一
二年に始めて制定され、昭和三年一月一日以
來實施されるに至つた。陪審裁判事項は刑事事
件のみに限られ、その公判における陪審員一二
名の立會の下に陪審裁判が行はれる。昭和一二
年度の統計によれば、刑法犯における法定陪審
事件の受理數は一、九一七件(前年は二、〇四三
件)にして、その内譯は刑の言渡一〇件、無罪
免訴、刑免除三件、公訴棄却管轄違四件、陪審
更新二件、自白五二六件、附退一、二〇六件、
未終局一六六件である。また特別法犯における
法定陪審の受理數は六件(前年は五件)にして、
その内譯は自白一件、附退五件である。なほ刑
法犯においても或は特別法犯においても請求陪
審は皆無であつた。

3 特別裁判所 前述の普通裁判所に對して
特別裁判所が設けられて居る。即ち特別裁判所

現上級裁判所長官

(昭和十五年二月一日現在)

大審院	院長	檢察總長
東京	泉 二 新 熊	岩 村 節 世
控訴院	院長	檢察長
東京	山 田 精 一	松 金 和 神 谷
大阪	長 島 善 秀	坂 本 善 次
名古屋	大 塚 三 宅	三 宅 三 郎
廣島	島 崎 三 鬼 頭	島 崎 三 鬼 頭
宮城	長 官 札	長 官 札

最近の有罪者數

年 次	有罪總數	内 譯	
		刑 法 犯	特別法犯
昭和 3 年	995,381	254,944	740,437
4 年	1,080,170	283,597	796,573
5 年	1,173,860	303,455	870,405
6 年	1,202,801	324,385	878,416
7 年	1,206,847	334,779	872,068
8 年	1,467,961	372,034	1,095,927
9 年	1,689,567	412,187	1,277,380
10 年	1,700,176	397,085	1,303,091
11 年	1,628,469	377,427	1,251,042
12 年	1,285,948	234,846	951,102

制度は憲法第五七條の原則に對する例外を爲す
ものにして、憲法第六〇條に「特別裁判所ノ管
轄ニ屬スベキモノハ罰ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」

註 判事統計表による。なほ昭和 11 年の有罪總人員
1,285,948 人の内譯は第 1 審 179,280 人、警部即
決 832,647 人、検事の懲罰起訴 258,498 人、
司法警察官の懲罰釋放 14,930 人、司法警察官の懲
罰代行者の懲罰釋放 593 人である。

て裁判官とする。而して判事は被告人の階級如
何により被告人と同等又はより以上の階級に屬
するものより選定される。以上が審判機關とし
ての軍法會議の構成にして、軍法會議における
檢察機關としては檢察官がある。檢察官は法務
官中より長官が任命する。而して檢察官は長官
に隸屬して捜査を爲し、訟訴を行ふ。なほ豫審
機關として豫審官があり、法務官中より長官に
よつて任命せられるも、豫審を行ふにあつて
長官に隸屬しないのを特徴とする。

【特許局審判官】 商工大臣の管轄に屬する特
許局の一部を成す審判部に屬するもので、發明、
實用新案、意匠、及び商標に關する抗告審判及
び審判を掌る。而して抗告審判官は長官、事務
官、及び技師を以つてこれに充て、抗告審判を
掌り、審判官及び審査官は事務官及び技師を以
つてこれに充て、審判及び審理を掌る。

【領事官】 現在海外駐在の領事官が裁判を行
ふ領事裁判制度が行はれて居る國は支那のみで
ある。嘗つてトルコ、ベルシア、シナム、日本
にも行はれて居たが、日本では一八九九年に、
トルコでは一九二三年に、シナムでは一九二七
年に、ベルシアでは一九二八年に、それぞれ廢
止された。従つて現在日本が海外で領事裁判權
を行使して居るのは支那のみである。

4 行政裁判所 行政裁判所制度は憲法第六
一條によりその基礎を定められ、次いで制定公
布を見た明治二十三年法律第四八號の行政裁判法
によつてその組織、權限、並びに裁判手續が定
められた。即ち、憲法第六一條にて「行政官廳ノ
違法處分ニ由リ權利ヲ侵害セラレタリトスルノ
訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所
ノ裁判ニ屬スベキモノハ司法裁判所ニ於テ受理
スルノ限ニ在ラズ」と規定し、以つて行政裁判

を司法裁判より分離し、行政訴訟を審理する爲
めに憲法の規定を以つて以上の普通裁判所及び
特別裁判所の他に行政裁判所を設置し、而して
その構成は法律を以つて定むべきことの原則を
定めて居る。

【組織】 行政裁判所の組織は行政裁判法の定
むるところにして、その詳細な處務規程は行政
裁判所令により定めらる。行政裁判所は全國で
たゞ東京に設けられて居るのみで、長官一名及
び評定官若干名(現在は専任一四名、別に兼任
を認む)を以つて組織し、長官及び評定官は共
に三〇歳以上にして五ヶ年以上高等行政官又は
裁判官の職を奉じたるものであることを要し、
その地位は法律を以つて保障せられる。且つそ
の職務も司法官と同様職務上の獨立を保有し、
裁判事務に就いては何等の指揮命令を受けるこ
となく、法律の命するところに従つて職權を執
行する。

【審理】 行政裁判所は三部に分れ、各部に部
長を置き、長官はその一つの部の長となり、他
は勅任評定官中より任命せらる。その裁判は部
長を裁判長とし、評定官を併せて五名以上の列
席合議により、各部獨立に行ふものとす。而
して合議に與るものは常に奇數たることを必要
とする。なほ裁判にあつて長官及び評定官の
除斥・忌避等に就いては略々民事訴訟における
と同様の規定がある。而して一審制度が採用さ
れ、その判決に對して上訴するの途が認められ
ない。

【施行區域】 以上の行政裁判所制度は現在に
おいては内地に行はれて居るのみで、植民地に
は未だ施行されて居ない。但し樺太のみは例外
としてその施行を見て居る。然し樺太に施行さ
れて居るのは行政裁判法のみで、樺太廳長官の
處分に對し行政訴訟を提起し得るのは、樺太に
施行されて居る法令がそのうちに行政訴訟の提
起を認めて居る場合のみに限られて居る。

5 特殊裁判機關 以上の憲法により定めら
れたる普通裁判所、特別裁判所、及び行政裁判
所に屬せざる特殊の裁判機關としては、少年審
判所、捕獲審判所、海員審判所等があり、これ
等はいづれも一種の行政機關ともいふべきもの
にして、憲法上の所謂「裁判所」ではない。

【少年審判所】 一八歳未満の少年少女にして
刑罰法令に觸る、行爲をなし、又はその虞れあ
る者を保護するため設けられたもので、東京
と大阪との二ヶ所に少年審判所が設けられて
居る。即ち少年審判所は少年審判官、少年保護
司、及び書記を以つて組織され、司法大臣の監
督に屬し、その審判は審判官が單獨である。審
判の結果、刑事訴訟の必要ありと認められたもの
は管轄裁判所の檢察官に送る。少年審判所で行
ふ保護處分は訓戒、觀察、委託、引渡等である。
なほこの少年審判所より送致されたもの及び民
法第八二條の規定により懲戒に附されたものを
收容するところ矯正院が設けられて居る。

【捕獲審判所】 海上捕獲に關する裁判を行ふ
特殊の裁判機關である。即ち、戦時敵の軍艦を
拿捕するときは直ちに戦利品として拿捕者の國
有に歸するのであるが、敵の商船又は中立國船
を拿捕するときは捕獲審判所の檢定の下に沒
收を宣告せられた場合に始めてその所有權の變
更を來たすものである。

【海員審判所】 海技免狀を有する海員、即ち
海員懲戒法に定められて居る海員の懲戒事件を

とあるはそれである。特別裁判所は特殊の民事
又は刑事の裁判を行ふもので、現行法において
特別裁判所と認められて居るものには軍法會議
があり、その他特許局審判官、領事館等も特別
裁判所として裁判權を行使し得ることとなつて
居る。

【軍法會議】 前述の憲法六〇條の特別裁判所
にして、陸軍軍法會議と海軍軍法會議とより成
つて居る。即ち、兩者とも軍に屬する特別の刑
事裁判所にして、前者は大正一〇年法律第五
號の陸軍軍法會議法により、後者は大正一〇年
法律第九一條の海軍軍法會議法により、その組
織、權限、及び訴訟手續が規定される。以上の如
く軍法會議は陸軍と海軍とに分れて居るも、兩
者の差異は極めて僅少で、大體一致して居ると
ころが少なくない。即ち軍法會議は陸軍とも多
くの種類があるが、そのうち常設のものには、陸
軍では高等軍法會議及び師團軍法會議、海軍で
は高等軍法會議、東京軍法會議、鎮守府軍法會
議、及び要港部軍法會議にして、その他は必要
により特設せらる。軍法會議には長官があり、
例へば陸軍高等軍法會議は陸軍大臣を以つ
て長官とし、また師團軍法會議は師團長を以つ
て長官とする。而してこの長官は軍法會議の行政
上の長官たるのみならず、捜査及び公訴を指揮
し、また個々の事件につき裁判官を定める權限
を有する。軍法會議の審判は裁判官五名を以つ
て構成したる會議において行ひ、裁判官は判事
及び法務官を以つてこれに充て、主席判事を以
つて裁判長とする。判事は將校のうちから裁判
官たることを命ぜられたるもので、法務官は軍
法會議の職員たる官吏にして、高等軍法會議は
判事三名、法務官二名を以つて裁判官とし、そ
の他の軍法會議は判事四名、法務官一名を以つ

審理する特殊の裁判所である。懲戒は免状行使の禁止、停止、及び譴責の三種である。海員審判所は二審制にして、地方海員審判所と高等海員審判所とに分れてゐる。即ち、前者は東京、大阪、長崎、函館の四ヶ所の海事局に置かれ、これを第一審とし、審判長、審判官併せて三名を以つて組織せられ、後者は逓信省に置かれ、第二審を爲し、審判長、審判官併せて五名を以つて組織せられる。

6 植民地裁判所 以上のほか樺太を除く各植民地はそれぞれ特別の裁判機關を有する。司法權に關する憲法の規定は未だこれ等の植民地に施行せられるまでに至らず、朝鮮においては制令、臺灣においては律令、關東州及び南洋群島においては勅令により、各々特別の裁判機關が設けらる。斯くの如くこれ等の植民地は司法上内地とは全然別個の地域を爲し、また異つた法律を有し、従つて憲法第五七條の所謂「普通裁判所」でもなければ、憲法六〇條の所謂「特別裁判所」でもなく、各植民地はそれぞれ特別の裁判機關を有し、これを憲法上の裁判所と區別するために「法院」と稱せられてゐる。

E 地方行政

1 地方官制 日本の地方行政組織は地方官制の定むるところにより行はる。明治四年七月の廢藩置縣によつて數百年來の封建的の地方制度は、こゝに打破せられ、始めて今日の如き地方制度の基礎が確立せられた。最初全國は三府七二縣に分けられ、更に府縣は郡に分けられてゐた。その後、縣の分合が行はれ、明治二三年に至つて現行の三府四三縣に決定され、明治二三

年五月府縣制及び郡制が發布され、爾來府縣・郡・市町村の三級自治制が執行されて來た。然るに郡制施行後における郡自治の發達は何等見らるべきもの殆んど無く、反つて郡の存在は事務の滯滞及び租税の重課を招來するに至つた結果、その廢止の機運濃厚となり、大正一〇年四月、原内閣の手によつて郡制廢止法案が可決され、同一二年四月より實施されるに至つた。なほ北海道は明治三四年の法令によつて府縣と同様な地方自治體となり、沖繩縣は明治四二年より府縣法の適用を受けることとなつた。その後府縣制は數次の改正が行はれ、近くは大正一五年及び昭和四年の大改正を経て現行制度に至つてゐる。

2 道府縣 現在日本の上級地方行政区劃は（北海道のみは長官）が置かれ、それぞれ官選の知事（北海道の下に地方行政を執行する。而して道府縣には普通選舉によつて選出される道府縣會議が議決機關として設置せられてゐる。道府縣會議議員は豫算案に對する審議權を有するも、その發案權を有せず、且つ知事は道府縣會議の否決に拘らず原案を執行し得る廣大な權限を有する。従つて現行の道府縣は地方自治體としては極めて不完全なものであつて、寧ろ國家の地方行政区劃として重要な地位を占めてゐる。特に北海道には支廳が設けられ、中間的の地方官廳を成す。

〔現行地方官制〕 岡田内閣は昭和九年における全國的災害のため疲弊し切つてゐる各府縣の根本的の更生をめざして地方行政機構の改革を企て、各府縣に經濟部を設置して産業關係の事務をこれに統轄することとし、併せて從來の内務部を改稱して總務部となし、昭和一〇年一月一日から實施し今日に至る。即ちその改革骨子

を見るに次の如くである。

- (一) 從來の内務部を總務部と改稱し、内務部に所屬してゐた商工、農林、水産、土木（土木部を有する府縣では土木部に包含して存置）の各課を分立させて經濟部とする。
- (二) 經濟部長は書記官をもつてこれにあて、總務、警察、學務部長と同格とする。
- (三) 總務部には庶務、會計、地方の諸課が屬し、さらに人事を主管する。
- (四) 經濟部は農工商、森林、水産、土木（土木部のある府縣では土木部に包含）、土地收用、水陸運輸、水面埋立、小作爭議調停、度量衡に關する事項を管掌する。
- (五) 警察部及び學務部は従前通りとする。

3 市町村 道府縣は更に市町村に分たれ、市町村長は普通選舉によつて選出される市町村會において選任される。市町村會議員は豫算を要し、且つまた一切の市町村行政は知事の監督下にあるも、市町村は府縣に比し大なる自治權を有する。昭和一一一年四月一日現在の全國市町村數は一一、五一〇（前年同日現在一一、五七二）にして、その内譯は市一一、二九（前年一二七二）、町一、七二〇（前年一、七二二）、村九、六八二（前年九、七二二）である。

5 政黨

1 概観 日本の政黨は自由民權運動を母體として發足し、自由黨、改進黨の誕生を見るに至つた。最初急進的なこの自由改進の兩黨も勢力を擴大するにつれて藩閥勢力と妥協して政權に近づきに至つた。かくて明治三三年には自由黨は伊藤博文と結んで政友會を組織したに對し、改進黨の後身國民黨は桂太郎と結んで同志會を組織し、憲政會、民政黨にと發展した。即

ち、日本の政黨は歐洲大戦を契機として急速な發展を示した日本資本主義と共に、大發達を遂げ、華々しい政黨政治時代に進入した。然し遅れて發達した日本の政黨政治は長く續くことは出来なかつた。大戦後における不況時代を通じて世界的な社會思想の彌漫と共に日本にも無產政黨の擡頭を見るに至つた。現状打破の國家主義的革新運動の激化を見るに至つた。他面既成政黨はその量的勢力に反比例して何等適切な打開策を講じ得ず、日本政治は内外ともにいよいよ行詰り、その矛盾は何等かの變革を見るに至らざれば解決し得ざる點にまで達した。斯かる時昭和三六年の滿洲事變は勃發し、これに對應すべき國內改革は焦眉の急を告げし、政黨を主流とする既成政治勢力は何等適切な對策を講じ得ずして全くの無力を暴露し、これが遂に翌七年の五・一五事件における犬養首相の暗殺に發展し、こゝに日本の政黨はいたづらに尨大な議會的勢力を擁するのみにて、全く政治の指導力を喪失した。その後齋藤内閣より岡田内閣へと約三ヶ年間に、滿洲事變以來非常時の重壓を以つて政局を左右して來た軍部を中樞とする革新勢力も多少弱まり行く形勢を示せるも、政黨は何等時難克服の積極的打開方策なく、また他面その國民に對する不信用も回復されず、僅かに近き將來に政黨内閣復活を夢見て次第に蠢動するに至つた。斯かる時に昭和一一一年の早春、二・二六事件は突如として勃發した。この晴天の霹靂の如き事件によつて完全に日本の政黨運動は全くその存在の意義を喪失した。政黨は全く憲政常道論さへ口にする元氣を失つて、たゞ時の政權と結び付いて伴食的地位を保つに汲々とした。僅かに林内閣による第七〇議會の最終日に於ける議會解散に對して政民兩黨一致して反政

府運動に邁進し與黨たる昭和會を擊敗せしめ、遂に林内閣をして桂冠せしめるに成功せるも、次期近衛内閣によりて政黨勢力は巧みに操られ、國民とも各々一名の代表的人物を内閣の伴食の職員に送つて満足せざるを得なかつた。次いで勃發せる支那事變は國內政治經濟をして舉國一致の戰時體制への編成替を餘蘊なくせしめ、政黨も何等かの編成替を必要とした。斯くて政民兩黨を主流とする既成政黨はそれが對策に暗中模索し、或は近衛首相を戴く新黨運動の國民運動に、或は所謂「東亞再建」の國民運動に、何等かの轉換打開の道を見出すべく狂奔せるも、刻下の未曾有の時難に對して何等積極的對策の持ち合はれてゐない既成政黨は爲す術を知らず、而も政友會の如きは鳩山、中島兩派が黨の指導權を争つて内紛に内紛を重ね、遂に昭和一四年五月中島知久平を總裁とする革新派と久原房之助を總裁とする正統派とに分裂するに至つた。かゝる既成政黨の醜情に對して無產政黨たる社會大眾黨は今次支那事變の進展と共に、昭和一一一年一月一五日の第六回全國大會において、綱領の劃期的修正を行ひ、階級意識による闘争を國民意識の昂揚に塗り替へ、完全なる政府支持黨に轉向、更に最近には新アジア體制を提唱して時流に呼應するの態度に出た。これが勢ひ昭和一四年二月には東方會との合同問題にまで發展したが不成功に終り、これ亦黨内紛糾に拍車をかけるに至つた。また右翼政黨は東方會、その他諸派が非常時局を通しして一大進出の機會を恵まれたが、東方會は社大黨との合同問題に失敗して解消し、期待された右翼政黨諸派の活躍も社會一般の現状維持的勢力に押されて期待されたが如き政治勢力に成り得なかつた。以下簡単に各政黨の沿革、綱領、

及び役員を挙げれば次の如くである。

2 民政黨 昭和二年六月憲政會（大正二年二月桂公が舊國民黨を中心として組織した立憲同志會の後身）と政友本黨とが合同結成し、初代總裁には濱口雄幸の就任を見たものであるが、その後、政友本黨派の大部分は政友會に復歸し、また黨内に隱然たる一大勢力を有せし安立謙蔵は昭和六年末の舉國一致内閣論に端を發して民政黨内閣を瓦壞せしめ、ついに同志と共に脱黨して國民同盟を組織するに至つた。斯くて、大養政友會内閣による總選舉において大敗を喫せるも五・一五事件後、齋藤内閣、岡田内閣と續いて政府與黨の地位にあつたが、その後黨勢振はず、その上、各種の政界の複雑なる事情のため、二代總裁若槻禮次郎男は昭和九年一月に至り突然辭意を表明、舉國一致の慰留にも應ぜず、後繼總裁選任に行儀んで黨の内紛を暴露したが、漸く翌一〇年一月に至つて岡田現總裁の就任となつて僅かに危機の一時的回避に成功、昭和一二一年四月三〇日の總選舉には政友會の一七五議席に對して一七九議席を得て、僅かに第一黨の地歩を持して今日に至る。要するに民政黨はその綱領が示すが如く政友會に比して極めて民主主義的色彩が濃厚にして、且つ三菱財閥との關係深く、その軍備縮小、財政緊縮、デフレション政策は金融資本の利益を代表するものと云へる。以下民政黨の綱領及び現役員を列挙すれば次の如し。

【立憲民政黨綱領】

- 一、國民の總意を帝國議會に反映し、天皇統治の下、議會中心政治を徹底せしむべし。
- 二、國家の整備に由りて生産を旺盛にし、分配を公正にし、社會不安の禍根を根絶すべし。
- 三、國際主義を國交の上に貫徹し、人種平等、資源

公開の原則を補充すべし。
 四、品性を陶冶し、獨創自發の個性を啓き、學習の機會を均等にし、進んで教育の實際化を期すべし。
 五、立法、行政、及び地方自治に浸潤せる時代錯誤の陋習を打破し、以て新興の氣運に適應すべき改造の實現を期すべし。
 【總裁】 町田忠治
 【總務】 小川郷太郎、太田政弘、勝正憲、田中武雄、多田謙長、永井柳太郎、中島彌次郎、松田正一。
 【常任顧問】 大藏雅男、依藤一、高田正平、小泉又次郎、小坂順造。
 【會計監督】 岡崎久次郎、堤康次郎、増田義一、三好英之。
 【評議員會長】 菊池良一。
 【幹事長】 内ヶ崎作三郎
 【常任幹事】 池田清秋、伊藤五郎、川原隆、高橋義次、田村秀吉、森下國雄。
 【黨務部長】 加藤一
 【遊說部長】 小山倉之助
 【情報部長】 眞鍋儀十
 【青年部長】 篠原陸朗
 【黨務部長】 宮澤風男
 【議員總會會長】 木村三四郎

分裂せる地主的勢力は再び政友會に復歸し、従つてその後の政友會は日本政黨の最も保守的の既成勢力を代表して來た。昭和二年の總選舉では一七五議席を獲得し、民政黨との差僅か四議席で依然第二黨に止つた。その後鈴木總裁の引退（昭和二年二月）以來、後任總裁問題をめぐる紛糾に紛糾を重ね、昭和三年五月には多年懸望した空氣が爆發して中島、鳩山の後任總裁争奪戦を展開、それが公選にまで發展して、遂に政友會は昭和四年五月分裂し、久原房之助は鳩山派、中立派に推されて第八代目總裁に就任、正統派と稱し、これに對して党内多數派は中島久平を總裁として革新派と稱し、黨は兩派に別れて苛烈な内紛を續けてゐる有様である。以下政友會の綱領及び兩派の現役員を列挙すれば次の如し。
 【立憲政友會綱領】 余等同志は謀りて立憲政友會を設け、忠誠以て皇室に奉じ、國家に對する臣民の分業を盡さんと欲す。其の總旨とする所の要領左の如し。
 一、余等同志は憲法を恪守し、其條章に循由して統治權の運用を全からしめ、以て國家の要務を舉げ、以て各個の權利自由を保全せんことを期す。
 二、余等同志は維新中興の宏願を運籌し、之を實現して以て國運を進め、文明を扶植することを勉むべし。
 三、余等同志は行政の機能を完全にして、其公正を保たんとを望む。選氣を精にし、繁務を省き、實守を明かにし、紀律を正し、處務を敏活にして時運の進歩と相伴はしめんことを謀るべし。
 四、余等同志は外交を重んじ、友邦の誼を厚くし、文明の政、以て遠人を倚安せしめ、法治國の名實を全からしめんことを努むべし。
 五、余等同志は中外の形勢に應じ、國防を充實するを必要とし、常に國力の發達と相俾行して、國權

國利の防護を完全ならしめんことを望む。
 六、余等同志は教育を振作し、國民の品性を陶冶し、公私各々國家に對する負擔を分つに耐ふるの徳能良能を發達せしめ、以て國權を牢くせむことを希ふ。
 七、余等同志は農商百工を奨め、航海貿易を盛んにし、交通の便利を増し、國家をして經濟上生存の基礎を鞏からしめむことを欲す。
 八、余等同志は地方自治をして隣佑團結の實あらしめ、其社會上及び經濟上の協同を完全ならしめむことを期す。
 九、余等同志は國家に對する政黨の責任を重んじ、専ら公益を目的として行動し、常に自ら戒飭して腐弊を興ふことなきを勉むべし。
 【正統派】（久原派）
 總裁—久原房之助
 總務委員—安藤正純、鈴木英雄、板谷順助、大口喜六、植原俊二、松山常次郎、若宮貞夫、森田福市、宮脇長吉、松野鶴平、原口初太郎、川村竹治、鳩山一郎。
 幹事長—岡田正彦
 政務調査會長—戸田均
 代議士會長—牧野良三
 會計監督—生田和平
 【革新派】（中島系）
 總裁—中島久平
 總務委員—橋川重次、川島正次郎、田子一民、西方利馬、土倉宗明、西田銳吉、福井甚三、原憲兵衛、久山知之、紅澤昭、瀧尾規矩雄、木村正義、宮田光雄。
 幹事長—田邊七六
 政務調査會長—本田義成、八角三郎。

護憲を中心とする中野及び山道等の約四〇名は民政黨を脱黨して、昭和七年一月二二日國民同盟を結成して、既成政黨の排撃、強力政治の遂行を強調し、政界に一波紋を投じた。然るにその後黨勢頗る不振にして、而もそれと共に内閣においては中野一派と山道一派との對立抗争が漸次表面化するに至り、これが昭和一〇年一月に至つて中野一派、及び山道、野田、小山等の黨首諸部は期せずして解黨を主張し、月末に至り小山、山道の脱黨、民政黨復歸となり、次いで一二月月上旬には中野正剛も遂に脱黨するに至つた。綱領及び現役員は次の如し。
 【國民同盟綱領】
 一、立國の精神を擴充し、國際正義の再建を期す。
 一、統制經濟を確立し、大衆生活の保障を期す。
 一、政界の腐弊を打破し、國民政治の徹底を期す。
 【總裁】 安達謙藏
 【顧問】 大竹貫一、佐藤啓
 【總務】 伊藤肇
 【幹事長】 瀧瀬一郎
 【常任幹事】 伊豆富人、鈴木正吉
 【政務調査部長】 中村鑑男

昭和二年一月の年次大會において、「(一)我黨は労働者、農民、一般勤勞大衆の生活保護の爲めに戦ふ、(二)我黨は資本主義を打破し、無産階級の解放を期す」なる左翼的指導方針を一擲し、次の如き新綱領を決定、こゝに劃期的の方向轉換を行つた。然し乍らその後依然たる非常時局の重壓に押されて黨勢振はず、昭和四年二月舊日本勞農黨系の麻生派の策する東方會との合同問題も種々の事情から失敗した以後は、黨の内部的對立を激化せしめつ、今日に至る。その綱領と現役員は次の如し。
 【社會大衆黨新綱領】
 一、我黨は國體の本義に基き日本國民の進歩を圖り、以つて人類文化の向上を期す。
 一、我黨は勤勞大衆を代表して資本主義を改革し、以つて産業の計畫化と國民生活の安定を期す。
 【中央執行委員長】 安部磯雄
 【書記長兼會計】 麻生久
 【中央執行委員】 淺沼稻次郎、阿部茂夫、岡崎憲、片山哲、角田藤三郎、龜井貫一郎、河上丈太郎、河野密、喜入虎太郎、菊川忠雄、田萬清臣、高橋長太郎、原虎一、三宅正一、三輪壽壯、松永義雄、松本淳三、水谷長三郎、山崎廣、渡邊清、渡邊年之助
 【顧問】 高野岩三郎、杉山元治郎、鈴木文治、賀川豊彦、松岡勘吉、堀内長策
 【支持團體】 日本労働組合會議、日本海員組合、日本港灣從業員組合、海員協會、全日本労働總同盟、官業労働總同盟、日本製鐵從業員總會、東電從業員組合、東京瓦斯工組合、日本製鋼労働組合、東京市從業員組合、大日本農民組合、日本農民組合總同盟、中小商工團體、借家人組合、修給生活者團體

各派所屬別貴族院議員

各派別	第69議會	第70議會	第71議會	第72議會	第73議會	第74議會
皇族	17	18	18	18	17	16
研究會	159	160	163	163	162	161
火曜會	42	42	42	42	43	44
公正會	67	66	66	66	67	69
交友俱樂部	37	36	35	35	34	35
同和會	35	34	34	34	33	31
同成會	22	22	22	22	23	21
同無	28	30	32	32	30	36
計	407	408	412	412	409	413
	405	413	412	412	411	412

政黨的色彩の會派があるが、而も同一會派のうちにも政民兩派を含むこと特くない故、政黨と全然異なる政治的勢力を持つ特殊團體と見做さるべきである。嘗つて藩閥政治時代には貴族院は日本の政界に極めて勢力ある存在だったが、原内閣に始まる政黨の優勢、デモクラシー思潮

の彌漫と共に著しく権力を失墜するに至つた。然るに最近滿洲事變を契機としてフアツシヨ的政治勢力擡頭し、同時に政黨の没落は拍車をかけられ、この傾向は貴族院の勢力をして再び著しく増大せしむる機縁となつたことは注目し得る。なほ昭和十四年九月現在における貴族院の會派別勢力關係は皇族一六方は別として、子爵伯爵議員を中心とする研究会が最も有力にして一六一名の議員を擁し、その他貴族院會派としては男爵議員を中心とする公正會が六八名、公侯爵議員を中心とする火曜會が四三名、政友系に近い交友俱樂部が三五名、民政系に近い同和會が二八名、同じく同成會が二三名である。その他、無所屬議員は三四名を數へる。以下各會派に就いて簡単に説明すれば次の如し。

2 研究会 貴族院における最大の會派で、明治二三年の創立にかゝり、現在會員は一六六名に上り、常に貴族院の大勢を左右してゐる。その中心は子爵議員全部の六六名で、その他は勅選議員の四六名、多額議員の三四名、伯爵議員の全部一八名、侯爵議員の一名より組織せられてゐる。研究会の指導的地位にある有力會員は青木信光子、磯村豊太郎、小笠原長幹、織田信恒子、榊山愛輔、藤田主計、林博太郎、藤原銀次郎、前田利定子、渡邊千冬子等である。その現在役員は次の如し。

【常務委員】 酒井忠正、曾我祐邦、舟橋清賢、濱口儀兵衛、兒玉秀雄、八條隆正、堀切善次郎、風間八左衛門、西野元

【幹事】 大岡忠綱、高木正得

3 公正會 貴族院における研究会に次ぐ第二の有力會派にして、大正八年六月の創立に於て、現在六八名の議員を擁する。そのうち六六名までは全男爵議員によつて占められ、その他、勅選議員一名、多額議員一名より成る。公正會の指導的地位にある有力會員は稻田昌植男、郷誠之助男、菊地武夫男、阪谷芳郎男、四條隆英男、福原俊九男、藤村義朗男、松岡均平男、松村義一男、矢吹省三男等である。その現役員は次の如し。

【幹事兼交際委員】 千田嘉平、伊藤文吉、渡邊河、松田正之、今岡國貞、千秋季隆、中村謙一、矢吹省三、松平外郎

4 交友俱樂部 勅選及び多額議員を以つて組織されてゐる貴族院の一會派で、明治四三年の創立にかゝり、現在三四名の所屬議員を有してゐる。うち一八名が勅選議員にして、一六名が多額議員である。交友俱樂部は政友會的色彩が濃厚にして、同俱樂部の指導的地位を占めてゐる有力會員は大川平三郎、岡喜七郎、川村竹治、小久保喜七、古島一雄、長岡隆一郎、水野鎌太郎、南弘、山本達雄、芳澤謙吉等の勅選組である。その現役員は次の如し。

【幹事】 橋本圭三郎、内田重成、長岡隆一郎、川村竹治、下出民義、青木才次郎

【交際委員】 竹越三郎、古島一雄、岡喜七郎、芳澤謙吉、大西虎之助、田中徳兵衛

5 火曜會 昭和二年一〇月、研究会所屬の近衛文磨公一派の公侯爵世襲議員が脱退して新たに無所屬及び同成會の公侯爵議員を糾合して火曜會を組織し、近衛文磨公、佐々木行忠侯等がその指導的地位を占める。現在、公侯議員一三名、侯爵議員三〇名、合計四三名の所屬議員を擁する。その現役員は次の如し。

【幹事】 岩倉具榮

【交際委員】 一條貫孝、中御門野琴、岩倉具榮、淺野長之、徳川頼貞、佐竹義春

6 同成會 昭和三年二月茶話會及び無所屬の勅選及び多額議員を以つて組織されたる貴族

院の一會派で、現在の會員は三〇名にして、勅選議員は二六名に上り、同會の大部分を占め、多額議員僅か四名に過ぎない。同和會は同成會と共に多分に民政黨系に近い傾向を持つてゐる。同會の指導的地位にある有力會員は赤池濃、石塚英藏、稻畑勝太郎、江口定條、各務謙吉、永田秀次郎、若槻禮次郎等である。その現役員は次の如し。

【幹事】 小幡西吉、岡田文次、野村徳七、松井茂、江口定條、出淵勝次、赤池濃、松本勝太郎、光永星郎、土方久徳、三浦新七

【交際委員】 岩田寅造、稻畑勝太郎、仁井田益太郎、藤田萬、田所美治、宇佐美勝夫、倉知謙吉、有吉忠一、眞野文二、小林嘉平治

7 同成會 大正八年一月、舊土曜會及び無所屬の勅選及び多額議員を以つて組織されたる貴族院の一會派で、同和會と共に民政黨系の政治家が多い。現在の會員は二一名にして、うち勅選議員は一三名、多額議員は八名である。同會の指導的地位を占めてゐる有力會員は伊澤多喜男、加藤政之助、菅原通敬、高田早苗、大田大三郎、藤澤淺之輔、丸山徳吉等である。その現役員は次の如し。

【幹事】 小坂順造、金岡又左衛門、河井彌八、大田大三郎、武井豊太郎、柴田善三郎

【交際委員】 伊澤多喜男、塚本清治、中川健藏、油井徳藏、平沼亮三、丸山鶴吉

H 外 交

世界大戦後の日本外交は國際協約主義を基調として来た。即ち、日本は國際聯盟を始め多くの國際協力機關或は會議に進んで参加して、世界の恒久平和確立に貢献して来た。常任理事國として國際聯盟の有力な支持者となり、またワシントン會議においては日英同盟に代へるに四

ヶ國條約及び九ヶ國條約を結んで多大の犠牲を忍んで東亞永遠の平和のために集團保障主義に轉換し、更にまたロンドン條約或はパリ不戰條約に参加して終始一貫國際協約主義の忠實なる遵奉者として行動して来た。以上の如く日本政府が輿論の「軟弱外交」との非難を甘受し、も、聯盟を中心とする國際協約主義を遵守して来た所以も、大戦後急激に増大した東洋における日本の政治・經濟勢力と歐米既成勢力との軋轢の緩和を計り、同時に日本の平和的海外進出を策し、以つて東洋の平和、引いては世界の平和に貢献せんとするにあつた。然し乍ら日本のこの善意は歐米列強の理解するところとならず、大戦後日本の勃興に恐懼を感じる歐米各國においては所謂日本を對象とする「黃禍論」盛んに行はれ、排日・排日貨は世界各國において年中行事の觀を呈するに至つた。殊に隣邦支那においては、一九二六年における英國對支外交の自由主義への轉向以來、排外運動は専ら日本に集中され、これが遂に三一年の滿洲事變となつて爆發するに至つた。斯くて日本外交は未曾有の轉換を餘義なくせしめられ、歐米依存の幣原外交（二四年六月—二七年四月、二九年七月—三一年一月）は清算され、こゝに内田外相（三二年七月—三三年九月）の所謂「焦土外交」となり、三三年三月には過去一三年間に亘つて終始誠意を以つて協力して来た國際聯盟を脱退して、自主的外交に突進するに至つた。次いで廣田外相（三三年九月—三六年四月）は依然として自主的外交を堅持しつゝ、なほ且つ焦土外交から再轉して國際協約外交に復歸し、戰爭的孤立から離脱して國際協約のうちに日本の東亞指導勢力たることを列國に確認せしめんとした。所謂廣田外交の本質は彼が第六七

議會において、一議員の質問に答へて三五年一月二六日、私の在任中には戰爭は斷じてないといふことを確信してゐます」と答へた點に見ることが出来る。斯くてこの廣田外交は廣田内閣における有田外相（三六年四月—三七年二月）林内閣における佐藤外相（三六年二月—六月）によつて忠實に受け継がれ、次いで三七年六月近衛内閣の成立するや、再び廣田元首相は外相として復活したが、七月八日の蘆溝橋事件の突發を契機とする日支衝突は未曾有の發展を示して全面的な今次の支那事變となるに及んで、既に廣田外交によつては如何とも爲し難く、遂に三八年五月廣田外相の退場となり、これに代つて輿論の期待を以つて登場せる宇垣外相も對外關係調整（主として對英關係）を企圖して敗れ、九月には早くも退陣し、これに代つて一〇月に至り有田外相の再登場となつて現はれ、近衛内閣に次ぐ平沼内閣にも留任し、阿部内閣において野村外相が登場せるも内閣短命にして終り昭和五年初頭成立せる米内内閣において再び有田外相復活して今日に至る。要するに有田外交は支那事變處理に關する數次の日本政府聲明に見らるる不動の根本方針を、勿論何等變更することなく、青島會談に伴ふ支那中央政府樹立の新段階に對處すべく期待されてゐる。即ち將政權轉移、汪新政權確立による支那を中心とする新たな極東の國際關係に對し列強の認識を是正し新東亞の情勢に即應する外交への轉換を促進すべく、極めて重大な使命を帯びてゐる。然し最近の淺間丸事件、日米無條約時代の出現は新支那中央政府樹立と共に東亞新秩序建設の緒を見んとする時にあたり有田外交の役割を一層重かつたならしめてゐることは注目し得る。（なほ日本の各國との外交關係に就いてはそれぞれの國の「外交」の項を參照）

駐外日本大公使

(昭和十五年一月十日現在)

大使駐留國	大使氏名	公使駐留國	公使氏名	公使駐留國	公使氏名
イギリス	重光葵	スイス	正原真二	イタリヤ	村松道太郎
フランス	田代三郎	オーストリア	矢野龍溪	ドイツ	井井井
イタリア	羽田亨	デンマーク	石射龍太郎	オランダ	岩田謙吉
ベルギー	天来東	フィンランド	杉山元	ノルウェー	北條誠
ソヴェート	武田敏	ラトヴィア	大井隆	エストニア	山形正徳
トルコ	武田敏	リトアニア	大井隆	バルト三国	山形正徳
アメリカ	武田敏	ルーマニア	大井隆	ギリヤ	山形正徳
ブラジル	武田敏	セルビア	大井隆	ポロニア	山形正徳
中南米	武田敏	アルバニア	大井隆	ギリヤ	山形正徳

註 以上大使及び公使はすべて特命全權とす。なほ(1)はノルウェー、デンマーク、(2)はエストニア、リトアニア、(3)はユーゴスラヴィヤ、(4)はサルヴァドル、グアテマラ、ホンデルラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、(5)はエクアドル、ボリヴィア、(6)はパラグアイ、ウルグアイの各公使を兼任す。

各 國 外 交 使 節

(東京駐留)

Table with columns: 國 別 (Country), 外 交 使 節 氏 名 (Ambassador Name), 信 任 状 授 与 年 月 日 (Date of Appointment), 使 館 所 在 地 (Embassy Location). Lists various ambassadors and their details.

註 *印は外交團主事とす。(1)ベルギー大使 Albert baron de Bassompierre は 1938 年 12 月、長年の任を終へて歸國の途についた。(2)フランコ政府。

I 軍 備

1 統帥権 日本帝國の陸海軍は、憲法第一條の「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」の規定にある如く、天皇大元帥として親躬之を統帥する。而して統帥大權に就き天皇を輔弼するのは國法上國務大臣の職務に屬せず、別に帷幄の機關を置き、これに當らしめてゐる。これは憲法の成文を以つて定むる所にあらざるも、憲法制定前より實際の慣習と官制とにより確立せる制度として現在に及んでゐる。即ち日本憲法は軍の行動と職務の行動とを區別し、軍の行動は國務大臣の責任外に置く結果、兵政分離の原則、兵權獨立の原則が確立されるに至つたのである。但し統帥大權は憲法第一二條の陸海軍編制大權と區別されることを要する。即ち統帥大權は上述の如く政府の制肘を許さざるに反し、陸海軍編制大權は外交・財政等あらゆる點を考察して決定せらるべきものにして、純然たる國務に屬し、陸海軍の専斷に依るものでない。然し軍の編制を定むるに就いては軍自身の意向は最も有力な發言權を有し、國防計畫の立案は主として帷幄の機關、即ち參謀總長及び軍令部總長の職務とする。

兵役に服するを許されない。【陸軍兵役】これを常備兵役(現役及び豫備役)、後備兵役、補充兵役、國民兵役(第一及び第二)に分つてゐる。現役兵役は普通二ヶ年(現役二ヶ年を終りたるものは五年四ヶ月の豫備役に入り、豫備役中一度三週間の召集を受ける。豫備役は現役と共に戦時における第一線戦闘部隊を形成する。豫備役を終りたるものは一〇ヶ年の後備役に編入され、通常一回三週間の召集を受け、戦時の要員たるものとする。補充兵役は一七ヶ年四ヶ月の服役年限を有し、現役兵に缺員が生じた場合これを補充し、また必要に際し召集して所要の教育訓練を施し、以つて戦時の要員に充つ。更に後備兵役を終りたるものは第一國民兵役に、補充兵役を終りたるものは第二國民兵役に編入され、滿四〇歳に至るまで國民兵として戦時の要員に充當せられる。【海軍兵役】陸軍兵役と同じく常備兵役(現役、豫備役)、後備兵役、補充兵役(第一及び第二)、國民兵役に分たれる。その服役期間は現役が三ヶ年、豫備役が五ヶ年、後備兵役が七ヶ年である。而して補充兵役は第一補充兵役が一ヶ年、第二補充兵役が一七ヶ年四ヶ月、但し第一補充兵役を終りたるものは一六ヶ年四ヶ月である。

3 陸 軍 日本陸軍の歴史は明治四年四月、鹿兒島、高知、山口の三藩より數大隊の兵を徵集して親兵とし、別に東京、大阪、熊本、仙臺の四鎮臺を設置したに始まる。その後、明治六年に名古屋及び廣島の二鎮臺を増設、明治十七年に従來の親兵を近衛師團、六鎮臺(東京は特に二ヶ師團)を夫々師團に改編した。更に日露戦役後六ヶ師團の増設、日露戦役後更に六ヶ師團の増設、また大正四年朝鮮に二ヶ師團を増設、計二ヶ師團、常備兵力二九萬に増大した。然るに歐洲大戰後、世界的に平和主義的風潮強く、日本にも軍縮論起り、遂に宇垣陸相時代に大正一一年と一四年の兩度互に、師團兵力の縮小及び四ヶ師團廢止を斷行し、兵力約六萬の縮減が行はれた。然し昭和六年九月の滿洲事變を契機として日本の内外における政治情勢は一變し、平和主義の凋落、國家主義的傾向の抬頭となり、斯くして軍部は日本政治の中樞に入り、最近の日本の孤立と國際的不安と共に國を擧げて一段と軍備の擴大に努力しつゝ、あつたが、支那事變の勃發以來征戰既に四ヶ年、東亞再建の新事態に即應すべく内容外觀共に益々整備充實に努めつゝ、ある現狀である。4 海 軍 日本海軍は日清、日露の役後劃期的發達を遂げ、一躍世界の主要海軍國として重きを成すに至つた。更に、第一次世界大戰を契機として積極的擴張政策に出で、大正九年には戰艦八隻、巡洋戰艦八隻を基本とせる所謂「八八艦隊」編成案の議會通過を見、英米の海軍に對抗し得る強大な海上勢力を保持せんとすに至つた。然るに大正一一年二月のワシントン條約により英・米・日の主力艦比率が五・五・三に定められた結果、右計畫を放棄して「六四艦隊」の編成に止め、更に昭和五年のロンドン條約の結果、ワシントン條約の比率主義は原則として補助艦の上にもまで擴充されるに至つた。然るに昭和六年九月の滿洲事變を契機として極東の國際事情の變化、次いで起れる聯盟脫退、等々による日本の國際的孤立は必然的に國防充實主義に復歸せしめ、對米ハルティイの要求となり、遂に昭和九年一月ワシントン條約の廢棄を通告、爾來自主的國防に邁進、無條約下に独自の海軍國防體制の確立を圖りつゝ、ある。

IV 經濟大觀

一九世紀の後半より僅々五〇年間に日本は未曾有の經濟的發展を遂げた。わが國のこの素晴らしい發展は自然的要因によると同時に、また社會的條件に負ふところが頗る大である。わが國は元來國土狹小にして資本主義的發展に不可缺な天然資源、特に鑛物資源に恵まれない國である。石油資源極めて乏しく、鐵鑛資源も貧弱であるし、石炭も良質炭は豊富でない。要するにわが國は先進歐米資本主義列強の近代工業的發展に最も重大な役割を演じてゐる主要素を缺いてゐる點が頗る多いのである。しかも土地は狹隘にして山地多く、農業の發展は農業國としての國民的自負にもかゝらず、やはり不利な條件に置かれてゐる。もちろん、他方では水力電氣の如く、世界第三位の利用水力量を有する良好なる條件もあるし、また東洋におけるその地理的條件は獨歩的地位にあるが、一般にわが國の自然的條件がその生産的發展に對して不利なる點の多いことは争へない。にもかゝらずわが國は僅々五〇年間に於いて未曾有の經濟的發展を遂げ、アジアにおける歐米諸列強の植民地的抑壓を反撥して殆んど唯一の近代的強國に成長した。このわが國の近代發展、これを經濟的に見れば資本主義的發展の原因は、何處に求めらるべきか。第一には、一般的にわが國は、遅れて發展した。先に先進資本主義國の長を取り、その生産技術、經營方法等經濟發展のキイ・ポイントをも最も迅速に移植し得たことである。第二には、明治維新以來歴代の政府が、先頭に立つて、鋭意資本主義的産業の保護助長

政策を探り、官民一致して、資本主義的發展を圖つたことである。そして、第三は、わが國の國民が比較的低い生活水準に甘んじて生産的労働に従事し、しかも頗る高い能率を發揮し得たことであらう。そも、わが國の明治元年は、一八六八年に當り、西歐資本主義は、この時すでに爛熟期に入つてゐた。すでに徳川時代に資本主義的發展の素因の熟しつ、あつたわが國經濟がその發達せる技術、生産方法、金融組織等々を移植することによつて、先進諸國の迂餘曲節を経たる發展の過程に比し、如何に急速にかつ合理的に發展し得たかは、多く説明するまでもあるまい。しかも、わが國の資本主義は當初から一般に、政府と自由主義的民間資本家との衝突といふが如きことは殆んどなかつた。反對に、政府は、最先端に立つて、資本主義の育成發展に努め、これを保護助長することをもつて、最大の經濟政策とした。明治初年以來、鐵道、海運、銀行その他重工業方面に、國家が極度の保護政策を採つたことは、よくこれを證明するものであり、拡大なる國營企業的發展もその表徴である。かくて國民の努力、勤勉と相まつて、早くも、明治初期には、各種の工業の發展を見るにいたつた。爾來わが資本主義は日清日露の兩戰役によつて、それ、劃期的に發展し、第一次歐米大戰によつて、生産、貿易、金融等何れも數倍ないし十數倍に増大し、未曾有の發展を遂げた。歐米大戰後、世界諸國同様、長閑な況に苦しみながら、戰爭によつて極度に荒廢せる歐洲諸國と異つて、わが國は、全體としてなほ著しい發展の跡を示し、生産力の増大は殊に目覺しかつた。かくて、一九二九年（昭和四年）世界恐慌の勃發、各國の政治的對立の激化に對應して、諸列強が銳意プロテクト

B 財政

1 沿革 わが國の國勢は明治維新以後約七〇年間に亘つて急激な發展を示した如く、その財政も膨脹を續けて來た。これを數字的に見れば、一般會計において明治一〇年度には歳出入共に五千萬圓程度に過ぎなかつたものが、昭和一三年度には三〇億を突破、一四年度には實に五〇億に垂んとするに至つてゐる。すなはち六〇年間に約一〇〇倍の膨脹振りである。これを國民一人當りの負擔額において見るに、明治一〇年には約一圓五〇錢程度であつた

が、昭和一四年には約六六圓に激増してゐる。以上の如きわが財政の急激な發展は、次の如く、三段階の變遷を経て、現段階に至つたものと見ることが出来る。

【第一段階】 わが財政の急激な發展の第一階段を成す時期は明治維新以後日清戰爭直前までの封建時代より資本主義時代への轉換期、すなはち近代國家形成の時期である。この時期における國家經費は明治一〇年の四千萬圓から二八年の八千萬圓に増加してゐるが、その膨脹率は概して著しくない。そして、この國家經費の大部分は農民の負擔たる地租によつて支拂されてゐた。全租稅收入のうち地租の占める割合は明治六年には九三%、明治二六年に五五%を示し、わが財政はその初期においては多分に農村の負擔において發展して來たものといつて過言ではない。

【第二段階】 これに次ぐ第二段階は日清戰爭から大正八年の歐米大戰終了までのわが資本主義發展の時期、すなはち國家財政の援助による産業資本獨制の時期である。この時期において國家經費は驚くべき膨脹を示してゐる。すなはち明治二八年の八千萬圓から、戰後の三〇年には既に二億圓を突破し、日露戰後の四〇年には六億圓臺に上り、大正八年には一億七千萬圓に達してゐる。わが財政の膨脹は殆んどすべてこの時期に行はれて來た。この經費膨脹の内容は多く戰爭費と軍備費とである。すなはち日清戰爭費は二億圓、日露戰爭費は一億九千萬圓、莫大な軍備費の支出あり、わが資本主義は國家資本との密接な關係において發展を示して來たものといひうる。この時期における全租稅收入のうち、各種租稅の占める割合は明治三十一年に

は地租三九%、營業稅六%、所得稅二%、酒稅三四%、關稅九%を示せるも、大正八年には地租一五%、營業稅七%、所得稅二四%、相續稅一三%、酒稅二%、砂糖雜物消費稅一二%、關稅一三%となり、わが資本主義の急激な發展とともに農村の負擔が著しい輕減を示してゐる點は特に注目される。

【第三段階】 この時期は、歐米大戰終結後の反動時代より昭和六年の滿洲事變勃發に至る戰後の慢性的不況を反映して、動搖裡に終結した。そして財政の膨脹による世界經濟政策と財政の緊縮による財政整理政策をめぐつてデフレシーロニストとインフレーションの二つのゲームを繰返した。この時期の始めには、不規則かつ僅少ではあつたが國家經費は膨脹の途を辿つた。すなはち大正九年には一三億、同一三年には一六億、さらに昭和三年には一八億に増加した。かかるこの後のわが國經濟は、關東大震災の打撃と世界的な不況によつて著しく不景氣的傾向を強め、特に農村の窮乏が甚しくかつた。國庫收入は激減し、ここにデフレシーロニストの緊縮政策は拍車をかけられて、國家經費も、昭和三年の一八億を峠に四年の一七億、五年の一五億、六年の一四億と漸減を示した。昭和五年一月の濱口首相の暗殺、同七年二月の井上前蔵相の暗殺の如きも、かかる露骨なる整理緊縮政策、それによるいはゆる金融資本の發展に對する反抗と見ることができよう。

【現段階】 以上の三段階は、上述の如く多少の起伏があつたにせよ、ともかくわが財政が一路坦々たる發展、膨脹を示した時代である。しかるに昭和六年九月突如起つた滿洲事變は、つひにこの直進し來れるわが財政をして暫つて

政策によつて、難境打開を圖らんとする態勢をとるや、わが膨勃たる發展の力は、滿洲事變を契機として、急激に東亞大陸に進出し、支那事變を通じて、いよいよ、東亞新秩序の基盤たる日滿支經濟プロテクトの建設に邁進しつゝある。このプロテクトの建設は、一方では、わが國經濟の基本的缺陷たる鐵、石炭等の重要資源を補給するのみならず、わが經濟に對して一大市場を提供する。と同時にその過程は、滿支經濟一體の發展の過程であり、そこに集積する歐米先進帝國主義驅逐の過程である點において、一層高い經濟的段階たるべきであらう。しかしながら、現實には、この理想は、わが國が支那事變の莫大なる出費に耐へ、歐洲の第二次動亂のうちにあつて、よく滿支經濟の建設を實現しうることによつてのみ可能である。かくて、當面のわが經濟界の課題は、戰時體制の一層の強化であり、國防國家體制の完成である。いまや、わが經濟は、支那事變による巨額の財政支出によるインフレーション傾向を抑制しつゝ、財政、金融、生産、配給等、あらゆる方向にわたつて高度の國家的統制が押し進められてゐる。

2 滿洲事變 滿洲事變をもつて始まるこの時期はその内容的性質において、二期に分つことができる。すなはち滿洲事變以後昭和一一年の、いはゆる二・二六事件までの第一期とそれ以後支那事變勃發までの第二期と。滿洲事變後わが財政はすでに國防財政の第一歩を踏み出したが、當初においては、その色彩はなほ不鮮明であつた。すなはち當時とられた一聯の財政政策、公債漸減、非増稅、稅制整理の遷延等にはあられた、いはゆる高橋財政は、國防充實といふよりは前段階より續いたわが國經濟の難境打開、その建て直しを目標とするものであり、したがつて對滿消極政策および國防費増加抑制等を基調としてゐた。五・一五以後滿洲事件費と兵備改善費が漸増し、漸く國防財政的色彩を濃くしたものの、なほ時局匡救事業を根幹とする労働振興と積極的景氣對策が重要な意味を持つてゐた。しかるに昭和一一年初頭の二・二六事件は、從來の妥協的財政を一擲せしめ、國防充實を第一に掲げた強力戰時財政へ直進せしめた。國防的要求に應へてわが財政はいまや三〇億の巨額に達し、稅制の根本改革、増稅の斷行、低金利實施、對滿積極策、公債増發、國防充實等一聯の國防財政政策が馬場、結城蔵相によつて相ついで遂行された。この巨大財政が巨額の商品に對する需要となつて現はれ、わが國

No. 2 事變以來の臨時軍事費

(單位 1,000 圓)

Table with 7 columns: 第二種臨時支出額, 第71議會分, 第72議會分, 第73議會分, 第74議會分, 第75議會分, 計. Rows include 陸軍, 海軍, 豫備費, 計.

を言明して... 臨時軍事費... 昭和十一年一月退陣した。櫻内新蔵相は、

No. 3 昭和 14 年度豫算概況

(單位 1,000 圓)

Table with 3 columns: 會計別, 歳入, 歳出. Rows include 一般額, 特別額, 内通臨時軍事費, 差引臨時軍事費特別會計合.

定つた性質の國家收入および支出を包括し、一方臨時部は文字通り臨時の歳入および歳出からなる。以上は一般會計に属する特別豫算の構成であるが、これは主として外地關係ないしは官營企業等に關するもので、一般豫算と密接なつながりを持つてゐる。戦争、事變、そのほか非常の場合には臨時特別會計制度が布かれることもあつた。これは一般豫算と違つて一定の會計年度を持たない。

昭和十一年一月退陣した。櫻内新蔵相は、戦時財政の段階に入つた。昭和十一年一月退陣した。櫻内新蔵相は、戦時財政の段階に入つた。

一、戦後對策に關し必要な経費の計上。二、生産力擴充に關する経費、物資供給調整に關する。

No. 1 一般會計歳出入の趨勢

Table with 8 columns: 會計年度, 歳入 (經常部, 臨時部, 計), 國民1人當り, 歳出 (經常部, 臨時部, 計), 國民1人當り. Rows from 明治10 to 昭和14.

註 昭和 12 年度までは決算、13、14 年度は公布豫算。

經濟の生産力と衝突したことは當然であつて、この期における經濟政策は、主としてこれが打開方策としての生産力擴充を可能ならしめ、更に物價騰貴、インフレーション等の悪結果を防止するためにとられたものである。昭和十一年一月退陣した。櫻内新蔵相は、戦時財政の段階に入つた。

No. 4 昭和 14 年度一般歳入出

(単位100萬圓)

Table with 4 columns: 区分, 14年度豫算, 13年度豫算, 比較増. Rows include 歳入 (歳常部, 歳臨時部, 歳普通歳入金, 前年度利益繰入金) and 歳出 (歳常部, 歳臨時部).

る経費、歳出増進に際する経費、馬政計費實質に要する経費、滿洲移民に關する経費、民間航空および防空に關する経費等現下の時局に鑑み緊要なる経費の計上。

歳入総額——事變前結城財政によつて約東さ

No. 7 所管別生産・物需・輸出費

(単位1,000圓)

Table with 4 columns: 所管別, 生産力擴充, 物需給整, 輸出増進. Rows include 外務, 陸軍, 海軍, 文部, 農林, 商工, 厚生, 合計.

充實のための増額計上されたもので、陸軍一億二一六〇萬圓、海軍二億五一九萬圓、合計三億三六七九萬圓。

No. 5 昭和 14 年度税収入増加額

(単位1,000圓)

Table with 3 columns: 種目, 14年度, 平年度. Rows include 臨時利得税, 利息配當税, 公債及社債利子税, etc.

この増税によつてもなほ生ずる歳入の不足額は第6表の如く一般會計において一七億二七百萬圓、特別會計において三九億二四萬圓の公債發行によつて賄ふこととなつた。

れた税制の全般的改正は、戦時下健全財政堅持のため先づ第一の手段といはなければならぬ。

No. 8 一般會計費目百分比

Table with 3 columns: 費目, 昭和14年%, 昭和13年%. Rows include 皇室費, 行政費, 軍費, 海軍費, 國債費, etc.

【特別會計】一四年度より臨時陸軍材料費金、農業再保險特別會計ならびに臺灣米移出管理特別會計が新設されて特別會計数は四二となつた。

No. 6 昭和 14 年度公債發行概況

(単位1,000圓)

Table with 3 columns: 種別, 14年度, 前年比(△減). Rows include 一般會計, 國庫補償債, 滿洲移民債, etc.

歳出概観——軍事扶助費、軍事援護費、傷病軍人保護諸費等の銃後對策諸経費の増加の外に軍需資材の供給を確保するため生産力擴充費、物資需給調節費、輸出増進費等が前年に現はれ、その外馬政計費實質費、滿洲移民費、民間航空費、科學振興費、工場技能者養成費、工業學校擴張補助費等が新規増加し、また治水費、事變に伴ふ豫算超過および豫算外支出の増大に對して豫備金を増額したが、既定経費の節減および繰延べならびに部費、艦船の出征に比し經常部において一九五萬圓増、臨時部において一五五萬圓減、差引一八五萬圓の増加となつた。

No. 11 昭和 15 年度歳入豫算内譯

(單位1,000圓)

Table with 6 columns: 歳入科目, 15年度豫算, 對前年度比較増減, 歳入科目, 15年度豫算, 對前年度比較増減. It lists various income categories like taxes, fees, and subsidies.

No. 12 昭和 15 年度各省別歳出

(單位1,000圓)

Table with 5 columns: 省別, 經常部, 臨時部, 經常部, 臨時部. It shows expenditure data for various provinces.

主要事項(別表No.11) 昭和十五年歳出新規増加額中主要なる事項およびこれが所要経費の内訳要左の如し。(別表No.11)

から公債發行を極力抑制することに努力した點である。

No. 9 臨時軍事費特別會計

(單位1,000圓)

Table with 3 columns: 區分, 第74議會分, 累計豫算總額. It details military expenses across different categories.

註 上記財源超過額は北支事件借入金の實行見合せによる財源供給増に充當される。

【編成方針と豫算概要】 政府は七五議會再開の繰上げを前提として一五年度豫算編成を急ぐべく、これが編成方針を七月四日の閣議に附議、承認を得たが、同編成方針において注目すべき點は、引き続き新規要求を緊急やむを得ざるものに限る、既定經費の検討、海外拂の節約を圖つたのみならず、上述の如く、物資、勞力、資金および物價等の諸經濟方策との調和を強調し、かつ本豫算主義を採用したことである。この方針のもとに事務當局間に豫算編成の折衝が行はれ、例年の如く閣議決定を経た上、昭和十四年二月二六日政府は貴衆兩院議員ならびに關係各方面に昭和十五年歳入豫算案を公布した。その概要は次の如し。

一、中央地方を通ずる税制の改正を行ふとともに、中等の値上を實施することとせり。二、軍備充實に關する經費、生産力擴充に關する經費、經濟統制に關する經費、貿易振興に關する經費、海運振興に關する經費、民間航空の振興に關する經費、滿洲開拓に關する經費等現下の時局に鑑み、緊要なる經費を計上せり。三、昭和十二年以降地方に對し交付し來れる臨時地方財政補助金は地方税制の改正に伴ひこれを廢止し、新に地方分與税(假稱)制度を創設することとし、別途地方分與金特別會計(假稱)を設置し、地方分與税中臨時會計において直接收入す

るとともにその他の經費に關しては眞に緊要差措き難きものほか、これが新規計上を見合ふこととし、既定經費についても出來得る限りの節約を行ひたり。また歳入豫算においては税制の改正を行ふ等努めて普通歳入増加の方途を講じなほ不足する部分については公債財源をもつてこれを補填することとし、大體左記により昭和十五年歳入を編成せり。一、中央地方を通ずる税制の改正を行ふとともに中等の値上を實施することとせり。二、軍備充實に關する經費、生産力擴充に關する經費、經濟統制に關する經費、貿易振興に關する經費、海運振興に關する經費、民間航空の振興に關する經費、滿洲開拓に關する經費等現下の時局に鑑み、緊要なる經費を計上せり。三、昭和十二年以降地方に對し交付し來れる臨時地方財政補助金は地方税制の改正に伴ひこれを廢止し、新に地方分與税(假稱)制度を創設することとし、別途地方分與金特別會計(假稱)を設置し、地方分與税中臨時會計において直接收入す

No. 10 昭和 15 年度一般會計歳出入豫算

(單位1,000圓)

Table with 3 columns: 區分, 昭和 15 年度, 對前年度比較増減. It shows general accounting income and expenditure.

るもの以外については一般會計より同特別會計への繰入に要する經費としてこれを計上することとせり。五、昭和十三年以降における税制改正に基づく増額および煙草等値上による事業局基金の増加額の合計額中相當額はこれを臨時軍事費財源として繰入ることとせり。豫算總額 かくして一五年度一般會計豫算額は第10表の如く五八二、二九六萬圓となつたが、このうちには臨時軍事費へ繰入れられる増額収入その他六億圓の通り抜け勘定が重複計増になつてをり、また地方財政との關係では與税三五、〇〇〇萬圓も地方財政との關係では一種の通り抜け勘定となつてゐる。一五年度豫算で注目すべき點は、税制改革によつて七三、〇〇〇萬圓(國庫の純増は五億程度)の稅收入の増加を見たことおよび公債消化率の鈍化情勢

No. 13 主要新規増加事項

(単位1,000圓)

Table with 4 columns: 事項別, 經常部, 臨時部, 合計. Rows include 軍備充實, 軍人保護, 生産力増進, etc.

註 陸海軍兩者所管の新規増加額は、假にその金額を軍備の充實に關する經費中に包含せしめたり。

五億圓と推算される。臨時軍事費追加額——一五年度の臨時軍事費追加額は四四・六億圓でその内譯左の如し(單位百萬元)...

5 税制改革

昭和一二年度の議會で新税制の根本的整理の問題は、支那事變勃發に伴ふ諸種の事情變化によつて一時延期の止むなきに至つた。しかし、同年七月賀屋藏相の手によつて設置された税制調査會は引續き準備を進め、一四年一〇月調査會の審議を終了して、中央地方を通ずる劃期的税制改革案を政府に答申した。青木藏相は昭和一五年度より實施する計畫のもとに第七五議會に同改革案を提出した。

No. 14 税制改正による歳入増減

(単位100萬圓)

Table with 5 columns: 科, II, 改正後の歳入見込額, 改正前の歳入見込額, 増減. Rows include 直分一法特, 現行第一種, 現行第二種, etc.

臨時租稅措置——法人の留保所得を生産設備擴張等に運用した場合、海外企業、重要貨物の探掘その他に對する課税を輕減する。

臨時租稅措置——法人の留保所得を生産設備擴張等に運用した場合、海外企業、重要貨物の探掘その他に對する課税を輕減する。二、地方税改革 地租、家屋税、營業税——この三種は一應國稅として徴收した上、改めて地方分與稅としてその全額を道府縣に還元分與する。

税、暴風損稅、屠宰稅、犬稅に限る。目的稅——都市計畫特別稅は府縣稅の一部を市町村に委譲する。

地方分與稅——現行の臨時地方財政補助金を改めて分與稅制度を創設する。これは一たん國で課税したものを徴收し地方團體に還元的に分與する課與稅と徴收地地方團體に關係なく調整的に分與される交付稅の二種に分れ、前者は地租、家屋稅および營業稅、後者は所得稅、法人稅、遊園飲食稅および入場稅の一部を含んでゐる。

No. 15 國庫純増收額

(単位100萬圓)

Table with 3 columns: 種別, 平年度, 初年度. Rows include 増收總額, (1)元地理付金額, (2)地方交付金額, etc.

關に上り、これより元地理付および地方交付金を除いた國庫の純増收は、平年度五〇九百萬圓と見込まれてゐる。

註 *印は改正なし。(1)超過所得稅を除く。(2)超過所得稅を含む。(3)現行利益配當稅および公債社債利息稅。(4)元取引所營業稅平年度減564,000圓。(5)酒類消費稅を除く。(6)増收581,000圓。(7)取入額767,000圓。

No. 13 主要新規増加事項

(単位1,000圓)

Table with 4 columns: 事項別, 經常部, 臨時部, 合計. Rows include 軍備充實, 軍人保護, 生産力増進, etc.

註 陸海軍兩者所管の新規増加額は、假にその金額を軍備の充實に關する經費中に包含せしめたり。

所得稅——分類所得稅と綜合所得稅とを併用する體系をとることとして、現在の所得稅に含まれてゐる法人(第一種)所得稅を切離して法人稅を設ける。

所得稅——分類所得稅と綜合所得稅とを併用する體系をとることとして、現在の所得稅に含まれてゐる法人(第一種)所得稅を切離して法人稅を設ける。(イ)分類所得稅——不動産、配當利子、事業、勤勞の四種類に区分し、税率は比例税率とし、課稅限度を低位に定める。(ロ)綜合所得稅——各種所得(公社債利子、銀行預金利子、貸付信託の利益等)に對しては金銀方面の猛烈な反對があり、當分の間納稅者の

選擇により源泉課稅をも認める。法人稅——現行法における第一種所得稅を解體し、普通所得稅、清算所得稅等を法人營業收益稅および法人資本稅と合體して新に法人稅を創設、税率を引上げる。

臨時所得稅——軍需工業その他時局によつて恩惠を受けた高額所得者に對し、法人および個人に區別して税率を引上げる。相續稅——課稅限度を擴張し、税率を引上げる。營業稅——現行營業稅および特別營業稅を廢して營業稅に統合する。配當利子——配當率一年一割以下のものに對する課稅を廢止する。外債所得稅——課稅限度の引下げ。特別法人に對する課稅——從來免稅となつてゐる産業組合に對して課稅する。たゞ同方面の反對によつてその銀行利子、公社債利子、株式配當等の利子所得に對しては課稅せず、剩餘金の一部、積立金、繰越金に對して特別法人稅を、また組合員の出資配當金等に課稅する。酒稅、清涼飲料稅、砂糖消費稅、雜物消費稅、揮發油稅——これら間接稅は奢侈品および第二義的生活品に重課し、生活必需品および原料品に輕課する。取引所得稅——取引所營業稅を取引所得稅とし、税率を引上げる。通行稅——課稅限度を引下げ、税率を引上げる。入場稅及び特別入場稅——税率を引上げ、免稅點を引上げる。物品稅——課稅品目を増加し、税率を引上げる。遊園飲食稅——税率を引上げ、免稅點を引下げる。骨牌稅および狩獵免許稅——税率を引上げる。地租——税率を引下げ、免稅點を引下げる。家屋稅——國稅として賦課。營業稅——税率を引上げる。各種營業稅——賦課する。

No. 17 國債一人負擔額

Table with 5 columns: 各三月末, 未償還額, 一人負擔額, 利率年額, 一人負擔額. Rows for years 5 to 14.

No. 16 最近の公債

Table with 2 columns: 3月末, 現在高. Rows for years 5 to 14.

財政膨脹のため著しく増加し、昭和六年末現在約六〇億圓であつたものが、昭和一年末には一〇八億となり、さらに一二年支那事變勃發以後は、戦時公債の激増によつて、一四年末現在

No. 18 公債發行高及消化高

Table with 4 columns: 發行高, 消化高, %. Rows for years 12, 13, 14, and total.

で實に二一五億圓の巨額に達した。以上の國債高は内外債の合計であるが、最近増加を示してゐるのは内債のみで、外債はむしろ減少傾向を辿つてゐる。しかしてこれが國民一人當負擔額を見ると、昭和五年の六五圓二六錢から、一四年には二六圓の二七〇圓三四錢に激増、利率負擔額も三圓二三錢から六圓七四錢に増加してゐる。【戦時公債發行と消化問題】支那事變の戦費調達は原則として公債發行によつてゐるため、事變以來の利付國債發行高は激増し、昭和

No. 19 金融機關別國債保有高

Table with 7 columns: 年 月, 普銀, 特銀, 貯銀, 預金部, 債託, 保險. Rows for years 12, 13, 14, and B/A ratio.

有高は二、二〇六百萬圓と一三二〇百萬圓を激増した。かくて一三年來強制的色彩を濃化した各種金融機關に對する公債買入の勤奨は、今後一層強化されるべし。最近にいたつては、強制割當の問題さへ論議されるに至つてゐるが、いま各金融機關別に公債保有高を示せば別表(No. 20)の如くである。

No. 20 昭和13年度地方財政

Table with 3 columns: 種別, 金額. Rows for 道府縣, 市, 町, 村, 水利, 土台, 合計.

No. 21 地方債

Table with 3 columns: 種別, 昭和12年, 昭和13年. Rows for 道府縣債, 市債, 町村債, 水利土功組合債, 計.

税附加税、町村においては戸數割が歴史的部分を占めてゐる。一五年度よりは税制の根本的改革によつて地方税も劃期的改正を施されることは前述せる通りである。歳出費目においては道府縣においては警察費および警備費、教育費、土木費、勸業費、公債費、市においては公債費、教育費、衛生費、電気瓦斯費、土木費、町村においては、役所、および役場費が主要な部分を占めてゐる。【地方財政補給金】近年地方財政の窮乏救済のため、昭和二年以來臨時地方財

No. 22 外地歳計

Table with 4 columns: 地方別, 歳入, 歳出, 國補充金. Rows for I 朝鮮, II 臺灣, III 樺太, IV 關東, V 南洋.

交付することになつたが、一四年度においては税制改革の實現までの應急措置と地方税遊興税の廢止による財源補填とをかねて、道府縣四、五〇〇萬圓、市町村一〇、三〇〇萬圓に増額支給することとなつた。【地方債】地方民の負擔重課の原因となつてゐる公債費の根本をなす地方債の昭和一三年三月末における現在高は三八六、一四一萬圓で、市債が最も多く、その大部分は市營事業のため借入れてゐる。道府縣債は土木事業、町村債は主として學校費のための借入である。

來實に數十倍の増加を示してゐるが、これはいふまでもなく外地における産業經濟的、政治的發展に基因する。外地財政の發展はこの數字に現はれた量的發展のみでなく、財政開始當初はわが國庫からの補充金を要したものが、臺灣は明治三八年、樺太は大正八年、關東州は同一五年、南洋羣島は昭和七年以來、かの補助を要しなくなつたといふ質的的發展にも現はれてゐる。そして、支那事變勃發以後は關東州、朝鮮、臺灣總督府、樺太廳は急増する戦費の一端を負擔して、年々特別會計より臨時軍事費特別會計へ繰入れを累してゐる。すなはち二五六萬圓、朝鮮總督府六、九八五萬圓、臺灣總督府三、三二六萬圓、樺太廳七四七萬圓、計一二、三一四萬圓に上つてゐる。しかしてこれら外地財政における歳入出の内容を見るに、歳入において、外地における開拓、産業開發等の諸事業が國家資本を中心として行はれる關係を反映し

て、官業および官有財産からの収入がいづれも... 財政政策 満洲事變後のわが國財政が、

満洲事變費および國防充實費を根幹とする準戰... 財政政策 満洲事變後のわが國財政が、

No. 23 貨幣發行總額高 (單位1,000圓)

Table with 4 columns: 發行高, 總額高, 發 高, 合計. Rows include 本位貨 (舊金貨, 新金貨, 舊銀貨, 新銀貨) and 補助貨 (舊銀貨, 新銀貨, 白銅貨, ニッケル貨, 銅及青銅貨).

種、ニッケル貨が一〇錢と五錢の二種、銅およ

2 本位貨幣 現行貨幣法によればわが國の本位貨は金貨で、純金二分をもつて一圓とする

No. 24 紙幣銀行券流通高 (單位1,000圓)

Table with 5 columns: 年次, 小額紙幣, 日本銀行兌換券, 朝鮮銀行券, 臺灣銀行券, 合計. Rows for 昭和 6, 11, 12, 13, 14 年.

註 1. 各年未現在。 2. 日銀兌換券流通高はその發行高より小額紙幣引換準備および朝鮮銀行正貨準備に充當せられたる分を控除す。

3 補助貨幣 補助貨幣として銀貨が五〇錢、ニッケル貨が一〇錢と五錢の二種、銅およ

に郵便局窓口から國民の零細資金を公債に吸収... 幣制 1 概観 わが國の貨幣制度は明治二年に

No. 25 通貨流通割合

Table with 4 columns: 種別, 昭和13年末, 昭和14.6月末. Rows for 現金, 手形, 小切手.

手振出の基礎たる當座預金もまた一種として認められる

1 概観 わが國の貨幣制度は明治二年に銀本位、金および銅を補助貨とする新貨幣法を制定し、同四年五月新貨幣令を布告して幣制改革を行つた

D 外國爲替

は困難であるが、莫大な額に上つてゐる。
1 概観 わが國の外國爲替相場の歴史は、これと密接な關聯のある本位制度の變遷によつて、五期に分つことが出来る。第一期は明治初期より同三〇年三月本位制施行までの金銀複本位制の時期、第二期は同三〇年より世界大戰による各國幣制の混亂に影響され、大正六年九月金本位停止までの金本位制の時期、第三期はそれより昭和五年一月金解禁までの金輸出禁止の時期、第四期はそれより翌六年一月金再禁止までの金本位制の時期、第五期は六年二月以後今日に至る金再禁止の時期である。金銀複本位制下にあつてはわが爲替相場は金本位國に對しては著しく(約五〇%)下落し、銀本位國に對しては比較的高位に安定してゐたが、その後銀價の暴落にあつて、對銀本位國爲替も動搖はげしく、頗る不安定な状態にあつた。明治三〇年金本位制確立後においては連年の支拂超過のため概して平價(對米九四九・八四六)以下に安定してゐた。大正六年九月輸出禁止後は、大戰中の輸出旺盛による爲替急騰傾向に對する政府の抑止策により、對外爲替相場は、平價を中心としてさしたる變動もなかつたが、戦後輸入超過への逆轉と、とくに同二年の大震災によつて大幅の下落を演じ、同一年には對米三八ドルの安値に落ちた。昭和五年の解禁後は、當然に平價に近附してゐたが、時あたかも世界恐慌が勃發した際であり、たゞにイギリスが昭和六年九月金本位を停止したので、わが爲替相場の持続も困難となり、同年一月つひに再び金輸出禁止を實施するに至つた。再禁止後わが爲替相場は、急落を續け、同七年一月、

二月には對米最低二〇ドルと平價より實に六〇%の低落を示した。同八年三月アメリカの金本位停止以來は三〇ドル内外に回復したが、この時わが對外爲替の基準をドルよりポンドに轉換し、對英一シリング二ペンスの國策相場を設定した。爾來わが爲替相場はこれを基準として安定し、對米爲替も専ら米英クオスの推移と傾向を同じうして變動するにすぎなかつたが、わが經濟が滿洲事變後の準戰時、支那事變後の戰時段階に入るにおよんで爲替政策の重要性は一段と高まつた。すなはちいまや爲替相場の維持は直ちに準戰時ないし戰時經濟の運行を確保する樞軸となつたのである。かくて昭和七年七月の資本逃避防止法、同八年五月外國爲替管理法の實施、無爲替輸出の取締等爲替管理は矢張り強化され、さらに同一年一月には輸入制限のために大蔵省令「輸入貨物代金の決済および外國爲替銀行の海外指圖による支拂の制限に關する外國爲替管理法に基き命令」が實施された。その後爲替管理法および右省令は數次の改正を経て、強化された。その他の爲替政策としては、金現送を積極的に行ふ一方、爲替市場の統制政策を進展した。昭和二年八月以後には、横濱正金と市中爲替銀行を含む對英爲替相場の協定が成立し、同一年三月以降には更に對米相場の協定も追加された。同一年七月には戰時下輸出の振興のために日銀準備金三億圓を利用して外國爲替基金制度が創設され、八月には外國爲替餘裕金の日銀集中等爲替統制は、強化されたが、一四年秋歐洲動亂勃發によるイギリスの爲替管理の強化によつて、わが爲替資金操作が困難となるや、一〇月爲替基準をポンドよりドルに轉換、相場

No. 26 外國爲替相場の推移

Table with columns for Year (年次), London (ロンドン), New York (ニューヨーク), and Shanghai (上海). Each column has sub-columns for Highest (最高), Lowest (最低), and Average (平均) exchange rates. Data spans from 1914 to 1924.

註 單位は對英片(ペンス)、對米ドル。

は對米二三四%と定められた。
2 對英相場 わが國爲替の對英相場は明治維新直後の明治七、八年頃は一圓に對し四シリング内外を維持してゐたが、當時わが幣制が金本位とはいへ實質的には金銀複本位制であつたため金本位國に對しては著しく不利な立場に立ち、相場も低落した。明治一〇一五年までは三シリング臺に低落、その後は二シリング臺に陥落、同三〇年金本位採用以後は二シリング前後で世界大戰時まで續いた。戦後大正一三年頃亂でわが國も金本位を停止するや世界一三年頃からは二シリング臺を割るに至つた。昭和五年金解禁前には二シリング臺から平價を回復して三シリング臺を實現することもあつたが、世界恐慌の深化につれて金本位維持は困難となり、同六年一月再び金再禁止を行つた。その後はおほむね一シリング二ペンスから二シリング間を往復したが、この期間において特記すべきことは當時まで對米に基準を置いてゐたわが爲替相場が、アメリカの昭和八年三月の金本位離脱と共に同四月以降對英すなはちポンドに振替へたことで、爾來わが對外爲替はポンドの價値と對應して變動した。このポンド基準は昭和十四年一〇月二五日に轉換するまで實に六年六ヶ月間にわたつて堅持された。準戰時經濟の進行と共にわが爲替管理も漸次強化されて来たが、とくに横濱正金銀行が政府との緊密な連絡のもとに、爲替相場の積極的統制に乗出し、同九年一〇月以降對英一シリング二ペンスの國策相場を設定し、同水準維持のためにはあらゆる手段を講じた。同十二年七月支那事變が勃發するや、戰時經濟運行のためにも、またさきには滿洲、今や支那の占領地域のいはゆる圓ブック一これらはわが國と同じく一シリング

二ペンス水準に整がれたの貨幣價値維持のためにも、一シリング二ペンスの死守は至上命令となつたので、同八月正金と市中爲替銀行間に對英爲替相場の協定が成立した。一四年一〇月ドル・リンクへの轉換に際しても、同協定により、對英爲替についても可及的に從來の水準を維持するやう申合が行はれ、今日に至つてゐる。
3 對米相場 對外爲替の開始以來わが爲替基準は對米すなはちドルに置かれたが、開始以來明治一〇年まではわが一〇〇圓に對し九〇一〇〇ドル相場が維持された。その後前述の諸事情によつて崩落、同三〇年金本位施行當時は四九一五〇ドルと平價四九・八四五ドルの前後にあつた。その後金禁止までは四九一五〇ドルから最低も三八ドル臺に止つたが、さらに再禁止後は四〇ドル臺から三〇ドル臺に落ち、更に二〇ドル臺に低落した。昭和八年三月アメリカが金離脱を斷行するや、當時わが貿易がポンド・ブックに重大な利害關係にあつたため、わが對外爲替基準はドルからポンドに變更された。對米相場は、その後支那事變勃發によつて軟化傾向を示したが、政府の一シリング二ペンス堅持方針に支へられて對米も二七・九ドル臺を維持した。一三年三月、對英爲替協定について、正金および市中爲替銀行間に對米爲替協定も成立し、對米電信賣相場は對英一シリング二ペンスを基礎とし、前日の米英クオスの裁定相場によることとなつたが、一四年秋歐洲動亂の勃發に伴ひイギリスの爲替管理強化により、再びわが爲替基準はドルに轉換され、對米二三四%と定められて今日に至つてゐる。

概観 日本の金融機關には銀行(特殊銀行、普通銀行)、大藏省預金部、保險會社、信託會社のほかに産業組合中央金庫、商工中央金庫の組合金融機關、信用組合、質屋、無盡會社、庶民金庫等の庶民金融機關があるが、このうち最も代表的なものはいふまでもなく銀行である。この意味において、金融發達史は銀行發達史といつても過言ではない。いま金融發達史を内國金融市場と外國金融市場に分けて概観しよう。
【内國金融市場】 短期金融市場— わが國では割引市場はすこぶる幼稚で短期金融市場としてはコール市場が存在するにすぎない。コール取引は明治三四年諸井手形部がコール・マネーを取扱つたのを嚆矢とし、漸次發展したが、急激な發展を見たのは世界大戰後である。戦前主として交換屋の決済に用ひられたコールは、當時の大幅超に當り爲替銀行の輸出資金に充用され、その結果、個人ブローカーの簇生、ビル・ブローカー銀行の大活躍を來した。この期において、かゝる爲替銀行のコール吸収量の激増と共に注目されるのは、一般貸出への流用であつて、ために、不良固定貸付の増大を來し、このコール回収(對臺灣銀行)が直接の動機となつて、昭和二年の金融恐慌を惹起するに至つた程である。これがためコール・ブローカーは大打撃を蒙り、コール市場も不振を示したが、この恐慌後はコールは起債界の活況につれて、證券業者の需要するところとなつた。さらに金再禁止後は正金銀行が互額の外貨を所有することとなつた結果、大口取手となり、現在では正金銀行のほか目立つた需要はない。一方出歩として一般銀行の他に、信託會社の發展に伴つて、これが有力な地位を占めて来た。コール日歩は

現在一定の協定率を有してゐる。この協定率は、大正四年東大銀行が貸出利息協定中に、その協定は日歩の最低を定めたのが最初で、その協定は擴大強化された。すなはち、東京では昭和五年大銀行が水曜會を組織、貸出日歩のほか、日歩の協定を行つてをり、大阪では同様の性質の二水會が組織され、今日に至つてゐる。

長期金融市場——わが國の長期金融市場を構成する起債市場も、一般金融界の進展に伴つて順調な發展を遂げた。起債界の先驅をなしたものは國債で、昭和一年の六分利付國債がそれである。國債起債市場の確立したのは明治一七年の中山鐵道の公募からで、日露戦争の戦費國債から、國債シンドিকেトが關與するに至つた。しかるに滿洲事變後財政の膨脹に伴ひ赤字公債が急激に増發されるや、昭和七年末以來、殆んどすべて日本銀行の引受發行が行はれ、日銀はこの引受國債を更に市中に賣却する方針を持して、今日に至つてゐる。

社債の嚆矢は明治二三年の大板鐵道社債で、三八年擔保附社債信託法が發布された。日露戦争後起債界は不振を極めたが、明治末年から世界大戰終了にかけて事業界の劃期的發展と共に社債資本調達も増加し、起債界も繁榮を極めた。戦後の反動で事業計畫は挫折したが、金融整理の必要上から社債發行が盛になり、とくに昭和二年の金融恐慌後は、金融緩慢から空前の活況を呈し、昭和三年の社債發行額は一・九億圓に上つた。金融緩和の影響で一時的に陥つたが、再禁止とともに空前の低金利時代に到り、昭和八年以後は高利債の借替が相つゞき、起債界の黄金時代が現出した。起債方法も漸次改善され、擔保附、減價基金附が増加し、ことに昭和八年のオーブレン・エント・モーゲージ制の

確立は社債界に一新紀元を劃し、擔保附社債は激増した。地方債、銀行債の發行も國債、社債と同様順調な發展を示した。

【國際金融市場】わが國資本主義は遅れて發したため資本の餘利が少かつたこと、否むしるわが國の産業發展のためには遂に資本を外國市場に求めねばならなかつたこと（電力會社等の外債）、地理的に列強資本主義と隔絶してゐるに於て近隣大陸が未發達で資本需要がなかつたこと等々のために、わが國には國際資本市場と稱せらるべきものは發展し得なかつた。明治末期から大正年代には、戦後の好景氣に乗じて、支那がわが内地市場においてある程度の國債を發行したことはあるが、これも一時的現象にすぎず、未償還現在額は發行額一・二三億圓に對して一・一五億圓程度である。昭和七年滿洲國の建設以來は、滿洲國が國債市場をわが國へ求めた關係から、今日までに約二・五五億圓の滿洲國債を發行したが、殆んど市場において賣買されてゐない。かくてわが國國際金融市場としては爲替市場のみであるが、これは近年わが對外貿易の發展を反映してかなり發達はしたが、これとて單に特殊な少部分の爲替決済のみならず、わが爲替決済市場は大部分ロンドンおよびニューヨークである。

2. 銀行（概観）わが國近代銀行の初り、舊幕時代の兩商會の轉化した爲替會社、通商會社が明治五年の國立銀行條例を機に近代銀行に改組設立された、いはゆる民間銀行である。民間銀行はその發達を増して明治一五年には一七〇餘、銀行類似會社四三八に上つた。しかしこの民間銀行の基礎は概ね強固でなく、遅れて發達したわが資本主義にとつては、急速な商業的、産業的發展を期するためには民

No. 27 銀行營業狀態

(單位100萬圓)

	行數	公稱資本	拂込資本	積立金	預金	貸出
特別銀行	12	406	371	490	3,214	3,236
普通銀行	346	1,587	1,018	628	15,191	9,291
貯蓄銀行	71	76	41	57	2,571	253
合計	429	2,069	1,430	1,176	18,287	10,516

註 昭和13年末現在。

資金の分配、金利統制、爲替統制等に關する強力な統制權を國家から賦與されて、金融市場に對するのみならず工業、商業に對しても絶對的力を持つに至つてゐる。

【特殊銀行】日本銀行——明治初年以來紊亂してゐた紙幣の發行を統制し、正貨兌換を確立するために、明治一五年日本銀行條例によつて創立された。現在中央銀行として金融調節の重要職務を有すると同時に、銀行券を發行し、國庫金の出納事務を代行する特權を持つてゐる。銀行券發行高は次表(No. 28)の如くである。日銀兌換券は正貨準備額の上に一定限度の保證

No. 28 日本銀行兌換券發行高

(單位1,000圓)

年度	發行高	準備	保證	制限外
昭和1	1,569,708	1,058,131	511,576	391,576
6	1,330,575	469,549	861,025	741,025
11	1,865,703	548,342	1,317,360	317,360
12	2,305,070	801,002	1,504,068	504,068
13	2,754,923	501,287	2,253,336	553,636
14.6	2,522,616	501,287	2,021,329	-

註 各年末現在。

發行税をも軽減した。すなはち保證準備制限高は昭和六年一・二億圓から一躍して一〇億圓に擴張され、同時に制限外發行税は五%から三%に引下げられ、一二年八月には金準備評價法および金資金特別會計法によつて日銀、鮮銀および臺灣の保有金の再評價が行はれた結果保有金額が増加し、日銀券發行限度は保證準備一〇億圓、正貨準備八・〇億圓、合計一八・〇億圓となつた。さらに同一三年の議會では保證限度を一七億に、一四年七月に外國爲替基金助成法が設定され、正貨準備中より三億圓が充當さ

間銀行のみに委ねておくわけに行かず、國家の手厚い保證育成を必要としたので、この民間銀行とは別に、國立銀行條例の制定のもとに發券の國立銀行数は明治一五年には一四三に上つたが、銀行間に連絡統一なく、かつ紙幣の濫發を見るに至つたので、政府は同一六年紙幣發行權を奪ひ、紙幣の銷却を定め、かつ存續期間を二〇年として私營銀行に轉化せしめた。かくて同三六年には國立銀行は全く跡を斷つたが、この私營銀行(普通銀行)は日清、日露戦争を経て急速に發展、大正元年には二、〇〇〇を算するに至つた。世界大戰後の反動、昭和二年の金融恐慌後、政府が銀行整理合同方針を採つたので普通銀行數(農工銀行も同様)は漸次その數を減じ同一三年末には三四六となつたが、この間大銀行の發展は特に著しく、會社の實際的支配力は東京、大阪に本據をおくいはゆる六大銀行に掌握されてゐる。普通銀行のほかはわが國經濟發展に重大な役割を演じたのは特殊銀行で、これはそれと、特異の職能を遂行するために國家の直接的保護により一定の特權を授與せられ、特別法令によつて設立されたものである。現在(昭和一三年末)日本銀行を始めとして横濱正金、日本勸業、各地農工(五)、日本興業、北海道拓殖、朝鮮、朝鮮殖産、臺灣の各行があ

れたから、この分だけは低下したことになるわけである。日銀はかやうに通貨増強の權限を擴大されて一般に金融に對する支配力を強化したばかりでなく、近年は臨時資金調整法の運用を掌り、全産業の資本投下に對して廣汎な許可權を掌握して、工業、商業に對する強大な支配權を獲得してをり、更に必要に応じては興業を逼じて一般産業金融にも進出してゐる。

權限正金銀行——明治一三年、當時外國銀行の掌中にあつた貿易金融を回收するために國立銀行條例によつて設立され、二〇年權限正金銀行條例によつて現在の機構に改組された。爲替業務その他一般銀行業務を營むほか、海外における國庫金の取扱ならびに預託、政府外債發行の取扱など獨特の職能を持つてゐる。とくに近年日本における爲替管理の強化以後は、ほとんど獨占的に爲替業務を掌擧する一方、爲替相場統制に當る等、準國家機關としての意義を著しく高めてゐる。

日本勸業銀行——明治三〇年農工業の改良發達を目的とする長期貸付、年賦償還貸付、不動産抵當貸付をなすしめる目的で、勸業銀行法により創立された。同行は拂込資本の一五倍まで増資金付勸業債券を發行する特權を有し、昭和一四年六月末現在一・七四億圓の債券を發行してゐる。さらに昭和一二、一四年臨時資金調整法により手取金二億圓までの増資金付勸業債券を發行し得るに至つた。

農工銀行——勸業銀行の地方機關として小口の不動産貸付のために、明治二九一三三年間に各府縣に一行づつ設立された。農工債券を發行し、これを勸業銀行に引受けしめる特典を有する。一四年六月現在における農工債券は一・一五億圓である。大正一〇年以來政府の勸業銀行への合併方針にもとづき、近年著しくその數を減じつゝ、あり、一三年末には五行を數へるのみとなつた。

日本興業銀行——明治三三年日清戦争後工業資金缺乏のため勸業銀行の機關として日本興業銀行法により創立された。従來拂込資本の一〇倍までの

No. 29 全國普通銀行の發達

(單位金額100萬圓)

Table with 6 columns: 年次, 本店數, 支店數, 挿込資本, 預金, 貸出. Rows include 明治30, 40, 大正5, 昭和1, 7, 12, 13.

註 大藏省銀行局年報による。

商業債券を發行し得ることとなつてきたが、昭和二年以降生産力擴充資金その他事業資金の需要増に伴つて二〇倍までに擴張され、一四年六月末八、八億の商業債券を發行してゐる。債券發行限度の擴張と同時に社債前貸の實行により、あるは産業資金の日銀よりの借入條件、限度、期間等の緩和により、更には各種社債シンドケートの幹事銀行として、最近興銀の産業金融統制力は著しく加はつた。北海道拓殖銀行、明治三五年の創立で北海道開發を實務としてゐる。其の他特殊銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行がある。(その外の項を参照) 【普通銀行】わが國の普通銀行はいはゆる商業銀行で、明治二三年の銀行條例および昭和二年の銀行法によつて設立された。その主要業務

No. 30 全國貯蓄銀行概況

(單位金額100萬圓)

Table with 3 columns: 種別, 昭9年末, 昭13年末. Rows include 本店數, 支店數, 公稱資本, 挿込資本, 有價證券, 現金, 諸債立金, 純益金.

は預金の受入によつて得た資金により手形割引その他の短期の貸出を行ふにあり、金融市場において中心的勢力を形成してゐる。普通銀行の集中傾向は、昭和二年の恐慌以來とくに顯著となり大蔵省の大銀行主義による昭和二年の銀行法はこれに一段と拍車をかけた。すなはち日清日露兩役を経て發展した普通銀行数は、明治四〇年において一、六五八であつたが、世界大戰後の反動で大正五年には一、四二四に減じ、さらに昭和二年の恐慌を経て同七年には五三三と約三分の一に減じ、さらに一三年末には三三六と昭和元年に比し實に四分の一以下に減じた。しかもこの間にはゆる六六銀行(第一、三、三、三井、安田、三和、住友)の發展は極めて顯著であり、今日金融市場の趨勢は、この六六銀行に左右されるといつてゐる。 【貯蓄銀行】主として庶民階級の零細な資金を集め、これを資本として活用する機關として、明治二三年の貯蓄銀行法に基いて設立された同法は明治二八年と大正一〇年の二回にわたつて改正されたが、現行法は、小額の預金者を保護するために、投資においては貸付の擔保をすべき社債および株式の種類を限定し、主務大臣の認可を必要とする上に、一人に對する貸付

金は挿込資本および積立金の十分の一を超え得ざることに規定されてゐる。また全預金の三分の一以上は國債または有價證券を供託し、支拂不能の預金債務に對して取締役は連帶無限の責任を負はなければならない。貯蓄銀行は大正一〇年の貯蓄銀行法の改正により普通銀行の兼營禁止、その他嚴重な規定が設けられたため、行數激減し、大正七年に六六一を數へたものが昭和一三年末には七一になつてゐる。 3 保險 【概観】わが國に始めて保險會社の設立されたのは明治一一年で、その後保險會社は生命保險を中心として續々設立され、日清戦争前後を通じて會社の數は著しく増加したが、それに續く反動によつて打撃をうけ明治三二年商法、さらに三三年保險業法が實施されるにおよんで基礎薄弱な小會社は整理された。かくして確乎たる基礎を持つに至つた保險事業は日露戦後の好況、世界大戰時の好況に惠まれて飛躍的發展をとげたが、大いであつた反動、とりわけ世界經濟恐慌で再び整理の運命に陥つた。現在わが國における保險の種類および規模は次表の如くであるが、金融機關として重要な役割を演じてゐるのは生命保險である。以下各種保險につき概説しよう。 【生命保險】生命保險事業はその公共性と保險思想の普及とによつて近年比較的順調な發展をとげた。大正一二年末現在契約高三七・三六億圓は昭和一三年末には一九六・九七億圓に激増してゐる。しかしこの間景氣の反動、大戰後は世界恐慌によつて小會社の整理も進行は會社數は四四から三三に減じ、とくに昭和二年の恐慌後は契約は大部分明治、日本、第一、千代田、帝國のいはゆる五大會社に集中したが、最近に至つては住友、三井、安田、野村の財閥資本

No. 31 昭和12年末各種保險統計表

(單位1,000圓)

Table with 8 columns: 種別, 社數, 挿込資金, 年度内契約高, 年末現在契約高, 収入保險料, 支拂保險金, 年末責任準備金及支拂準備金. Rows include 生命, 火災, 海運, 自動車, etc.

の進出が目ざましく、五大會社を遙かに凌駕するに至つてゐる。保險會社特に生命保險會社は

No. 32 生命保險會社資金運用

(單位1,000圓)

Table with 4 columns: 種別, 昭12年末, 昭13年末, 昭14.8月末. Rows include 現金, 郵便振替, 銀行預金, 金銭信託, 貸付金, 有價證券, 信託證券, 不動産, 其他共計.

國民の零細な資金を集めて莫大な資金を擁し、今日では、その運用によつて金融上侮り難い勢力を占めてゐる。とくに事變後は政府の懸念によつて國債消化の任務を負はせられてゐる。すなはち生保の資金運用状況は次表の如く、一四

年八月末において三九・二九億の資金の中、貸付金八億、有價證券三五億で、後者のうち社債九億、株式一四億に上つてゐるが、有價證券の増加において注目すべきことは國債の増加で、昭和一二年より一三年の間に三・六億圓から五・一億圓と一・五億圓を増加してゐる。 【簡易生命保險、郵便年金】生命保險には以上の民間會社のほかに官營の生保等がある。簡易保險は小額所得者を對象とする官營保險として逡信省の所管のもとに大正五年一〇月より開始せられ、のち簡易保險局が設けられたが、爾

後の發展は目ざましく、その種類も終身、養老、小兒の三種に増加した。昭和一四年一〇月末現在の契約高は實に六三億圓に上り、巨大な積立金(昭和一三年末現在一六・四億)をもつて、社會政策的に、また金融政策的に、相當の役割を演じ昭和一四年六月末現在において公債放款額に實に約八億圓、ほかに社債および滿洲國債二・二億を有してゐる。 郵便年金は大正一五年社會施設として實施せられたが、契約高も年々激増、昭和一四年八月末には件數四八・一萬件、金額三・九千萬圓に達してゐる。 【損害保險】損害保險中もつとも有力なのは火災で、海上これに次ぎ、運送、傷害、信用、汽罐、自動車、硝子等のいはゆる雜種保險は、なほだ振はない。一ヶ年の収入保險料の約七〇%は火災、約二八%は海上が占めてゐる。 火災保險 昭和一三年末現在會社數は四七、外國會社二六、計七三で、相互の競争はすこぶる激烈を極め、昭和二年、昭和會社なる協定機關が結成されたが、不況による目的物の價格下落、荷動き減少等によつて一層激甚となり、ために事業費の割合は増加し、保險料の相對的減少を來して業績は芳しくない。昭和一二年末現在契約高は二二七・九億に達してゐるがその金融的役割は乏しい。 海上保險 世界大戰によつて急膨脹した海運界の反動、それに續く世界的不況の深刻化に伴つて近年の海上保險は不振を極め、昭和二年船舶保險協同會を組織して、船體保險料率の大巾引上を斷行し、その後漸次内國の大量貨物につきブルを組織して漸く安定を得た。昭和七年以來は、爲替安を契機とする輸出貿易振興によつて恢復し、さらに同一年支那車變動費とともに一層活況を呈するに至つたが、同年末契約高は一三三・二億圓に増加してゐる。 4 信託 大正一二年の信託法施行以來信

No. 33 信託會社諸勘定

(單位100萬圓)

Table with columns for '勘定別' (Account Type) and '昭和12年末', '昭和13年末', '昭和14年末'. Rows include '資産勘定' (Asset Accounts) and '負債勘定' (Liability Accounts).

託會社は異常な發展をとげ、昭和十三年末會社数は二八、公稱資本二・五六億圓、拂込資本七三億圓、積立金〇・五三億圓を擁し、同一四年一月末現在信託勘定は三一・八五億圓に上つてゐる。うち三井、三菱、安田、住友の四大信託の勘定は、全信託會社のその七〇%餘を支配してゐる。しかしてその資金構成は金銭信託が三一・八五億圓のうち、七三%に當る二三・三位圓を占め、かつ年々増加してゐる。しかしてこの運用は、各事業への貸付、社債、國債、地方債、株式等各有價證券投資ないしその受託が多く、有價證券投資のうちでは、國債投資が事變後増加して、一四年一月末二・七八億圓を示してゐる。

No. 34 大藏省預金部資金及運用額

(單位100萬圓)

Table with columns for '種別' (Category) and '昭和12.3月末', '昭和14.3月末', '昭和14年末'. Rows include '貸方' (Lending) and '借方' (Borrowing) categories.

券は〇・六億圓から一・八一億圓と三倍以上してゐる。預金部が事變以來公債消化および満支に於ける資本投下に如何に大なる役割を果したか、あるかは明かであらう。

5 大藏省預金部 預金部の前身は明治一八年大藏省内に設けられた貯金局で、その後數次

の改正が行はれ、大正一四年理財局から分離、獨立官廳として預金部が設けられた。預金部は日露戦争後から大正末年にかけて縦横無盡の活躍をなし、つひには「西原借款」を筆頭とする政治的不良貸付等を行つて弊害を生じたが、一四年の改正で機構の大改革を見、爾來預金部の計算は特別會計に繰入れられ、運用規則の改正によつて嚴重な規定が設けられ、政府の政治的利用が防止されるに至つた。しかして事變後金融における國家統制の強化に伴つて預金部の役割も著しく擴大した。すなはち次表(No. 33)の如くその資金運用における顯著なる變化は、國債および特殊會社債券への投資の激増で、國債は昭和十二年三月末の二億圓から一四年末には四六億圓と約二倍に増加し、特殊會社債券

増加し、昭和一四年一月現在五七億圓と、預金部資金總額の約七二%を占めてゐる。その増加源は次表の通りで、とくに支那事變後は政府が通貨膨脹阻止、公債消化促進策として極力奨励した結果、一層急速に増加してゐる。

6 その他金融機關

有一般金融機關のほか、組合金融機關として産業組合中央金庫、信用組合、商工組合中央金庫、庶民金融機關として庶民金庫、無盡會社等がある。

No. 35 郵便貯金概況

Table with columns for '年次' (Year), '預人員', '人口百に對する', '預金額', '一人當り預金額'. Rows include '大正元年末', '昭和元年末', and '昭和14年6月末'.

No. 36 産業組合中金勘定

(單位1,000圓)

Table with columns for '昭和12年末', '昭和13年末'. Rows include '出資者數', '出資口數', '拂込出資金', '諸準備金', '預り金', '貸付金'.

各府縣の中央機關たる信用組合聯合會の勘定によれば昭和一二年度末現在加入組合一三、四二一、拂込出資額一、五五五、千圓、貯金現在高三八、四、五七、二千圓、貸出現在高一、二、九、九、九、千圓に上つてゐる。なほ大正六年の改正法律で市街地信用組合制度が設けられ、形制の業務を行つて

【日本銀行金利】日銀金利には別表の如く四種類あるが、このうち重要なものは國債擔保の貸付利率および商業手形割引歩合である。いまこれらの最近における動きを見るに、別表の如く、大正八年末以來低下傾向にあつたが、昭和六年の金解禁後はその金本位制維持のため、同年一〇、一、一月の二回に亘つて諸金利の大幅引上げを見た。しかし同年九月のイギリス金本位制崩壊によつて再び禁金輸を餘儀なくされ、緊縮來いはゆる財政インフレーションの急激な進行と共に、日本銀行も政策的に低金利を採用する

No. 37 日銀金利最近の趨

(單位 日歩)

Table with columns for '年・月・日', '國債擔保', '其他擔保', '商業手形割引', '當座貸付'. Rows include '大正' and '昭和' years.

註 昭和13.3.12 臨時資金調合法により政府の保證したる商業債券を擔保とする割引貸付は0.95%以上とせり。

ことになり、翌七年中には三回にわたつて利下げを行つた。さらに八年、一一年と二回利下げが行はれたが、支那事變の勃發以後はインフレーション傾向の進展に對應し、一つには公債消化および價格維持、二つには繁忙を極めた事業資金の需要増を圓滑に賄ふ建前から、低金利政策は依然強行され、同一二年七月、國債擔保貸出利率が商業手形と同率に引下げられた。

No. 38 東京市中金利の趨勢

Table showing trends in Tokyo city interest rates from 1931 to 1934, categorized by bank type (引付, コール) and rate (最高, 最低).

利政策に抑へられて反騰は阻止されてゐるといふ状態である。

No. 39 東京銀行集會所銀行金利表

Table showing interest rates for Tokyo Bank Association member banks from 1931 to 1934, categorized by loan type (手形, 當座) and rate (最高, 最低, 平均).

【長期金利】短期に比し變動が鈍く、かつ動きの少い長期金利も、近年低金利政策に照應して漸次低下してゐる。

今日におよんでゐる。かくて昭和十四年一月末現在の内國債を、利子別に分類すれば次の如く三分利債が歴史的である。

No. 40 東京普通銀行協定利率

Table showing agreed interest rates for Tokyo ordinary banks from 1931 to 1934, categorized by term (定期, 當座) and rate (甲, 乙).

註 定期は年利、其他は日歩。

No. 41 内國債利子別分類表

Table classifying domestic government bonds by interest rate from 1931 to 1934.

りを見れば次表(No. 42)の如くである。體制においてわが國經濟統制は先づ金融統制から始められた。

No. 42 各種證券利週

Table showing various securities interest rates from 1931 to 1934, categorized by type (國債, 會社債, 株式).

制が強化され、交易所の一年に於ける一年の發行の年々その變遷の進行が、その變遷の進行と共に、

No. 43 拂込金及び計畫資本

Table showing paid-in capital and planned capital from 1931 to 1934, categorized by type (拂込金, 計畫資本).

註 (1) 拂込金は國債、地方債、銀行債、會社債、株式の合計。(2) 計畫資本は公積資本。

化されて、つひには純然たる貿易統制に發展した(爲替)の項参照。他方戰時財政の急激な膨脹に伴つて、戰費調達のため、戦時統制の供給を可能ならしめる事業擴張のための資金調達政策等により、一般的な資金調整を指す金融統制政策も急速に強化された。

しく、新設は四倍、増資は一四年は増勢逆轉したが、一三年には七三%の増加を示し、兩者合計では二・二倍となつてゐる。

No. 44 臨時資金調整法により認可されたる事業設備資金

Table showing temporary capital adjustment funds approved under the Emergency Capital Adjustment Act from 1931 to 1934, categorized by industry (業種別).

不許可事業 織、人絹、毛等の繊維工業および同工業用機械器具、建築用具、金屬製品、貴金属および娛樂品、洋灰、染料および農薬、農産物および製氷、百貨店、興行等。

No. 45 臨時資金調整法による申請、認許、不認許可状況 (単位金額100萬圓)

Table with 7 columns: 申請件数, 申請金額, 認許件数, 認許金額, 不認許件数, 不認許金額, 合計. Rows include 自己資金, 株式拂込, 新設, 合併, 債権, 目的變更, 合計.

許可事業の範囲は縮小せられた上に、要許可限度も引下げられた。すなはち要許可限度は制定當初から現在までに、甲(イ)三〇〇萬圓から五〇萬圓、甲(ロ)一〇〇萬圓から二〇萬圓、乙(イ)五〇萬圓から一〇萬圓に引下げられ、個人および会社以外の法人についても五萬圓(奢侈品等は三萬圓)以上は許可を要することになった。さらに統制を受ける資金の種類も生産設備資金から運轉資金に擴大され昭和十四年一月からは一〇萬圓以上の貸出については大蔵省に報告しなければならぬこととなった。なほ第七五議會に提出せられた大蔵省資料により同法施行以來昭和十四年末までに至る同法に

No. 46 紙幣及び銀行券流通高 (100萬圓)

Table with 7 columns: 年次, 小額紙幣, 日銀兌換券, 鮮銀兌換券, 總計. Rows include 昭和11年末, 12年末, 13年末, 14年末.

注・推定数字。この通貨膨脹傾向に對しては、政府は従來、物資消費規正あるのみは臨時資金調整法の運用等を利用して撒布せる資金を預金として吸収し、もつて公債消化、通貨回収の政策をとると同時に、大規模の「貯蓄奨励運動」を起した。すなはち昭和十三年には「八〇億貯蓄」を目標として、郵便貯金、簡易保険、郵便年金、銀行預金、信用貯金、金銭信託、保險會社、無盡會社、私人有價證券投資等に資金を吸収することに、もつて七三・八億圓の成績をあげたが、さらに一年には公債消化資金六〇億、日清支を返す「一〇〇億貯蓄」の猛運動を展開してゐる。しかし國庫金支出の増大、物資不足の激化にもなつて、漸く公債消化も鈍化の形勢を示し、物價昂騰も激化して来たため、こゝに再びより強度の公債政策、通貨政策の採用が議題に上り始め、公債の強制保有と強制貯蓄が論議の中心となつて来た。なほ國民貯蓄運動の展開とともに各地に貯蓄組合が設けられ、昭和十四年九月末現在において組合四七・一萬、組合員一、九一二萬、貯蓄金額七・二億圓に上つてゐる。因に第七五議會に提出された大蔵省資料によれば、事變以來一四年末に至るまでの新規公債發行額は一〇・九六億圓で、その消化状況は前表の如く八〇・四〇、九三・七七億圓であるが、一三年から一四年にかけての新傾向としては、日銀引受が急激に増加してゐることが注目される。

よる資金供給状況を示せば前表(ツニ士)の如くである。すなはち同法施行以來の事業設備資金の總額八三・三〇億圓のうち、四五・七〇、三八・〇七億圓は事業會社の申請に對し同法第四、第八條により許可されたもの、三六・四〇、三〇・三五億圓は金融機關の貸付である。しかし前者は事業會社の申請件数七、九四三件のうち認められたる七、四九六件分で、これを金額について事項別に見ると、増資が最も多く、自己資金、株式拂込、新設、會社合併、社債の順序である。(ツニ士)の如くである。

No. 47 昭和12年以降國債發行額及び消化状況 (単位1,000圓)

Table with 8 columns: 年次, 新規發行額, 預金部引受, 國債シント, 郵便局賣出, 日銀より買却, 計, 消化割合(%). Rows include 昭和12年中, 13年中, 14年中, 計.

券の保證準備限度高を昭和六年に一・二億圓から一〇億圓に擴張し、同一二年八月には金準備評價法および金準備特別會計法による金準備評價による増大し、さらには保證限度を同一三年に一七億圓から一〇億圓から一七億圓に擴張した。一方制限外發行税も昭和六年五分から三分に引下げられた。通貨膨脹は右の現金通貨の膨脹のみならず、銀行の當座預金の増大その他の一般信用の膨脹にもあら

はれてゐる。この通貨膨脹傾向に對しては、政府は従來、物資消費規正あるのみは臨時資金調整法の運用等を利用して撒布せる資金を預金として吸収し、もつて公債消化、通貨回収の政策をとると同時に、大規模の「貯蓄奨励運動」を起した。すなはち昭和十三年には「八〇億貯蓄」を目標として、郵便貯金、簡易保険、郵便年金、銀行預金、信用貯金、金銭信託、保險會社、無盡會社、私人有價證券投資等に資金を吸収することに、もつて七三・八億圓の成績をあげたが、さらに一年には公債消化資金六〇億、日清支を返す「一〇〇億貯蓄」の猛運動を展開してゐる。しかし國庫金支出の増大、物資不足の激化にもなつて、漸く公債消化も鈍化の形勢を示し、物價昂騰も激化して来たため、こゝに再びより強度の公債政策、通貨政策の採用が議題に上り始め、公債の強制保有と強制貯蓄が論議の中心となつて来た。なほ國民貯蓄運動の展開とともに各地に貯蓄組合が設けられ、昭和十四年九月末現在において組合四七・一萬、組合員一、九一二萬、貯蓄金額七・二億圓に上つてゐる。因に第七五議會に提出された大蔵省資料によれば、事變以來一四年末に至るまでの新規公債發行額は一〇・九六億圓で、その消化状況は前表の如く八〇・四〇、九三・七七億圓であるが、一三年から一四年にかけての新傾向としては、日銀引受が急激に増加してゐることが注目される。

F 資本

1 概観 わが國における資本は長年の鎖國經濟によつて、近代産業の發達が遅れ、貧弱であつたため、明治維新當時においては量的

に乏しいばかりでなく、産業資本的色彩が濃厚であつた。その後國家的保護の下に一般民間資本の蓄積も増加すると共に、國家資本の發展によつて資本蓄積は急速に進んだ。これは各種拂込の増加、銀行諸會社における積立金、現金所有の急激な増加等によつて明瞭に取現出来、現金が、この民族資本の蓄積の進行とともに、明治初期以來貿易、保險、自動車、石油、機械工業等の産業部門にあつて外國資本は漸次驅逐され、今日外國資本として残存せるものは、僅かに、保險を主として貿易、自動車、機械工業その他の産業部門にすぎない。わが國における資本蓄積において、いま一つ注目すべきは國家資本の増大で、これは主として、明治維新以來、運れて發した資本主義を急速に發達せしめ、列強資本主義の水準に高めるために政府が積極的の産業の助長發展を圖つたことおよび後に相當資本主義的發展が見られたときには、早くも戦後の經濟危機、世界恐慌の嵐に捲きこまれたのみならず増大した戦争の危機に對應するために國家的な國防經濟を建設しなければならなくなつたことによる。すなはち滿洲事變以後各種の基礎産業—鐵、金、電力、金屬鑛業、燃料等—が國家資本の經營するところとなつてゐる。現在わが國の特殊銀行會社は三二、公稱資本金三七・〇九億圓、拂込資本金二五・九八億圓に上るが、拂込のうち政府の出資額は二九・二〇、七、五七億圓を占めてゐる。

2 會社資本

わが國の會社資本は滿洲事變を契機として著しい發展を遂げ、その公稱資本金は昭和六年末の一九五億餘萬圓から一二年末には二六九億圓と約四〇%増加したが、その過程において大經營における資本の集中集積と

No. 48 會社資本

Table with 5 columns: 資本金別, 社数, 資本金(百萬圓), 昭和6年末, 昭和12年末. Rows include 5萬圓未満, 10萬圓未満, 50萬圓未満, 100萬圓未満, 500萬圓未満, 1,000萬圓未満, 1,000萬圓以上, 計.

しかしてこの期間における産業分野の編成替は會社資本に反映し、産業資本金額において昭和六年まで最大の比率を占めてゐた商業部門は

同時に中小經營における不踏の資本蓄積が行はれてゐる。すなはち會社總數においては一男足らぬの巨大會社が會社資本總額のおよ五〇%以上を占めてをり、これに對して會社總數の九九%以上を占める中小經營は資本金額の約五〇%以上を占めてをり、この點では大資本の集中集積と同時に中小資本の數も著しく増加してゐる。これはわが國が資本主義の發展國にもかゝらず、いまは多數の中小經營を有してゐることを示すものであつて、日本における中小資本の特殊の意義を物語つてゐる。

No. 49 業種別会社資本

Table with 4 columns: 業種 (Industry), 社数 (Number of Companies), 資本金 (百萬元) (Capital in 100 million yen), and 年次 (Year). Rows include 農業 (Agriculture), 水産業 (Fisheries), 鑛業 (Mining), 工業 (Manufacturing), 商業 (Commerce), 運輸業 (Transportation), and 計 (Total).

後退しこれに代つて工業部門が最大の率を占めるに至つた。もつとも社数においては依然として商業が最も多くわが國産業構成における商業資本の性格を露呈してゐる。なほこの期間に商業資本が著しく増加したことは工業資本の増加と相俟つて日本の重工業化を物語つてゐるものである。

【中小経営の過多】 先進諸國においては大規模生産の比率増大と共に中小経営の地位は低下して行つてゐるが、わが國においては比較的低廉な労働力の豊富な存在とも關聯して中小経営が依然かなりの比率をもつて工業生産に参加してゐる。しかしながらこの場合においても中小経営は大經營に横に對立して發展したといふよりは、從にその從屬關係において發展したといふより、維持せしめられ來つたのである。すなはち、

No. 50 各種拂込金額

Table with 7 columns: 年次 (Year), 國債 (National Bonds), 地方債 (Local Bonds), 銀行債 (Bank Bonds), 會社債 (Company Bonds), 株式 (Stocks), and 合計 (Total). Rows include 昭和6年 (Showa 6), 11年 (11), 12年 (12), 13年 (13), and 14年 (14).

註 * 11月まで。

中小經營は大規模生産の一工程を分擔し、あるいはまた部分品を生産することによつて從屬的地位に立つて來たのである。その好適例は、紡績、製織、染色整理加工資本の相互關係、および金屬、機械工業、とその下請工業との關係に見られる。しかしかかる中小工業發展の地盤となつたのは資本主義以前の諸關係の安穩な資本蓄積の貧困および人口過多による低賃銀であつたことはいふまでもない。しかしながら支那事變を契機として、從の關係においても中小工業の分解は強行されるに至り、原料不足は資

No. 51 外資現在高

Table with 4 columns: 年次 (Year), 國債 (National Bonds), 地方債 (Local Bonds), and 社債 (Company Bonds). Rows include 昭和6年 (Showa 6), 11年 (11), and 12年 (12).

輸入資本 4 資本

本の集中集積を促進せしめてゐる。たとへば、縮工聯の紡織への從屬、中小鐵工業者の軍事工廠への從屬を契機とする工業組合再編成(地方統制工業)等々これであるが、とくに戦時經濟下における轉失業問題、最近の増産政策上における重點主義等は、この傾向を促進するものとして注目される。

No. 52 日本の對支投資額

Table with 4 columns: 種別 (Category), 1902年 (1902), 1914年 (1914), and 1931年 (1931). Rows include 企業投資 (Corporate Investment), 政府借款 (Government Loans), and 計 (Total).

註 滿洲をも含む。

國における外國資本輸入はすでに徳川末期に始まつてゐるが、近代の意味における外資輸入は明治維新後のことである。すなはち明治三年四月、六年一月の外債募集は合計一、五〇〇萬圓程度にすぎなかつたが、日清戦争後の明治三〇年には一躍一四億圓に増大、震災後の外資輸入によつて昭和六年には約二三億圓に上り最高を示した。その後漸次減少し、一二年には一八億圓となつたが、うち壓倒的部分を占めてゐるのは國債で、イギリス資本によつてゐる。民間の外資輸入は電力會社および東拓等が主で、多くはアメリカ資本である。

No. 54 北支開發、中支振興子會社資本

Table with 4 columns: 種別 (Category), 北支開發 (North China Development), 中支振興 (Central China Revival), and 公稱資本 (Nominal Capital). Rows include 鐵道 (Railways), 自動車 (Automobiles), 通信 (Communication), 鑛業 (Mining), 石炭 (Coal), 石油 (Petroleum), 電力 (Electricity), 其他 (Others), and 合計 (Total).

出は別表の如く一九・三億圓に上つてゐる。支那事變後における對支資本輸出は、北支那開發、中支振興會社の國策會社を始め數多の子會社によつて行はれ、相當額の投資が行はれてゐる。

No. 53 滿洲事變後の對滿投資額

Table with 3 columns: 投資別 (Investment Type), 昭和7年乃至13年 (Showa 7 to 13), and 合計 (Total). Rows include 滿鐵株金拂込 (Mantetsu Share Payments), 社債純増 (Company Bonds Net Increase), 借入金 (Loans), 持株會社純増 (Shareholding Companies Net Increase), 在滿會社純増 (In Manchuria Companies Net Increase), 新設會社拂込 (Newly Established Companies Payments), 既設會社拂込 (Existing Companies Payments), 滿洲國借款 (Manchukuo Loans), 滿洲國公債 (Manchukuo Government Bonds), 其他滿洲國公債 (Other Manchukuo Government Bonds), 滿洲國借入金 (Manchukuo Loans Received), and 合計 (Total).

1 産業大觀 わが國の産業は、元來資本主義的發展が遅れてゐたこと、資本の蓄積が比較的貧弱であつたこと、陸嶽な土地と貧弱な天然資源を持つてゐたこと、したがつて零細農的農業が行はれてゐたこと等の特殊な諸環境のうちに發展し、したがつて、構成上もさうした特徴を持つてゐた。遅れて世界資本主義の舞臺に乗り出し、先進諸國の植民地化する脅威を除き、彼らと同様の經濟的發展を遂げるためには、わが國家、政府は先づ何よりも近代の産業の育成と軍備の創設から始めねばならなかつた。しかも上述の如き環境においては、政府は、租税および公債政策によるほかに、たゞ、一方では、高率小作料の存続を意味する地租を設定(明治六年の地租改正)し、他方ではそのために家計補助として農家が補助労働に依頼せざるをえないといふ事態を招來し、多分に資本主義以前の關係を残存せしめつ、出發した。その後日清、日露の戦争を経て産業資本は確立し、資本の蓄積も漸次増進し、さらに世界大戰後は劃期的な發展を遂げて、いはゆる金融資本の確立を見たといはれるが、わが産業の特色はなほ存続してゐると見られる。

No. 55 産業別人口

(昭和5年國勢調査、單位人)

Table with 3 columns: 産業別 (Industry), 總數 (Total), 男 (Male), 女 (Female). Rows include 總有業無業, 農業, 工業, 商業, 交通, 公用, 家事, 其他.

【産業構成】わが國の産業構成は、上述の如き資本主義以前の關係の存在から、高度の經濟的發展にもか、はらず、今日なほ生産および資本構成にかなり強く農業、商業を包攝してゐる。これを産業別人口について見ると、次表(No. 55)の如く農業人口は一、四〇〇萬人にして有業人口の約半ばを占め、國民經濟の型から見ればわが國は依然として農業國であるとさへいふことが出来る。商業人口もまた工業人口(五四一萬人)に次いで第三位にあり、約四九六萬人を占めてをり、水産業人口は五八八萬人、鑛業人口は三〇萬人にすぎない。

さらにこれを生産構成について見れば、低廉な労働力の供給は、一方において輕工業の

No. 56 産業生産額

(單位金額100萬圓)

Table with 6 columns: 種別 (Category), 昭和6年 (1931), 昭和10年 (1935), 昭和11年 (1936). Sub-columns for 金額 (Amount) and 百分比 (Percentage). Rows include 工業品, 農産品, 林産品, 水産品, 總額.

發展に資するとともに、他方では中小工業の存在を基礎づけてゐる。重工業は當初は官營、半官半民の資本によつて獨立的に發展せしめられ、それが、それも軍需生産に關するものに限られ、一般重工業は比較的工業機械化が妨げられ、その發展は著しくおくれた。しかし滿洲事變後は金屬、機械器具、化學工業の生産が躍進し、農林、水産業および輕工業の停滯的狀態に對して、これら重工業の比重は急速に高まつてゐる。すなはち昭和六年から一年の間に工業品は全産業生産額の六六・四%から七一・八%に、鑛産品も三・一%から三・五%に増大したに對し、農産品、水産品はいづれも減退してゐる。しかも

No. 57 使用職工數別工場數

Table with 10 columns: 年次 (Year), 5人-30人 (5-30 people), 百分比 (Percentage), 30人-100人 (30-100 people), 百分比 (Percentage), 100人-500人 (100-500 people), 百分比 (Percentage), 500人以上 (500+ people), 百分比 (Percentage), 總數 (Total), 百分比 (Percentage).

工業品の内部においても機械工業の比重は二五・六%から二四・〇%に減退せるに對し、金屬(五・六%から一・三%)、機械(一・一%から一・八%)、化學(九・八%から一・二%)の重、化學工業品は何れも急激に増大してゐる。しかしして鑛工業における構成状態を見るに、規模別の上表が示す如く使用職工數三〇人以上の工場が壓倒的未清の工場を占め、中小工業の多い存在が窺はれる。すなはち未清の工場三〇人以上の工場は全體の八六%を占めてゐる。未清のものを含めると實に九五%を占めてゐるのである。

No. 58 耕作面積

(單位1,000町)

Table with 4 columns: 各年末 (Year End), 田 (Rice), 畑 (Other crops), 計 (Total). Rows for 大正元年, 10年, 昭和3年, 6年, 12年.

【過小農制】第二の特徴はわが國農業が、いはゆる「過小農制」によつてゐることである。農家總數の六八%までが耕作面積一町未満のもの

る。にも拘はらず農業生産力はその自然的、社會的條件によつてすでに發展の限界に達し、著しく未來性を喪ひ、工業生産に道を譲つてゐると見られる。戦前大正三年における全生産のうち農業の持つ分前は五四%に上つてゐたものが、最近では一九・五%以下に減少し、農業の國民經濟における比重の凋落を物語つてゐる。しかしわが國農業の主なる特徴をあげれば次の三點に要約することが出来る。

【耕地面積の狭少】第一の特徴は耕地面積の狭少なこと、昭和一二年末現在の全國耕地面積は六、〇九七千町歩で、全國總面積の約一六%にすぎない。朝鮮、臺灣を加へてもその割合は一七%で、これを諸列強に比較するとフランスは四一%、イギリス、オランダの農工業に相當する耕地の約四分の一に相當する耕地を持つてゐる。過大な人口を持つ割に耕地の狭少なことはわが農業の最大の特徴であり、したがつて耕地面積に對する人口密度の大きさは日本が世界第一である。耕地面積は近年やや増加を示してゐるが、人口一人當り耕地面積は依然停滯を續けてゐる。

No. 60 耕地所有者戸數

(單位1,000戸)

Table with 4 columns: 昭和8年末, 昭和10年末, 昭和12年末. Rows for 5段未満, 5段以上, 1町#, 3町#, 5町#, 10町#, 50町#, 計.

で、うち五段未満のものが三四・〇%、五段以上一町未満のものが三四・二%となつてゐる。わが國農村の過半數が、いはゆる水呑百姓であることが明らかである。農家の土地所有について見ても、耕地所有者の七五%までが一町未満の土地を所有してをり、うち五〇%は五段未満、三五%は五段以上の平均耕作地は一町歩弱で、ア

No. 59 耕作面積別農家

(單位1,000戸)

Table with 4 columns: 段別 (Category), 戸數 (Number of households), 百分比 (Percentage). Rows for 5段未満, 5段以上, 1町#, 2町#, 3町#, 5町#, 計.

No. 62 自作小作別畑段別

(單位1,000町)

Table with 5 columns: 各年末 (Year End), 自作田 (Self-cultivated), 小作田 (Tenanted), 計 (Total). Rows for 昭和6年, 8年, 10年, 12年.

【小作經營の夥多】第三の特徴は小作經營の夥多である。總農家戸數のうち自作農は三〇%餘にすぎず、他の約七〇%は小作農である。しかもその耕作地、自作地は耕地總面積の五二%強であるに對し

No. 61 自作小作別農家戸數

(單位1,000戸)

Table with 5 columns: 各年末 (Year End), 自作 (Self-cultivated), 小作 (Tenanted), 計 (Total). Rows for 昭和6年, 8年, 10年, 12年.

厚なアイランドの約四町歩、デンマークの約五町歩に比して甚だしく狭少で、ドイツの約四町歩、僅かそれ以上の數分の一にすぎない。近年の傾向として、五段以上一町歩未満および三町以上五町未満の戸數が減少し、一町以上三町未満の戸數が増加してゐるが、これは農民中間層の分解を意味してゐる。

No. 63 主要農産物作付別及び収穫高

Table with 4 columns: 作物 (Crop), 作付反別 (千町) (Planting Area in 1000町), 収穫高 (千石) (Yield in 1000石), and 昭和13年 (1938). Rows include 米 (Rice), 小麦 (Wheat), 大麦 (Barley), etc.

米 米に於いて最も多く耕作せられてゐるのは... 昭和一四年度の作付反別は大麥三五三...

No. 64 米需給高

Table with 5 columns: 年度 (Year), 昭和11年 (1936), 昭和12年 (1937), 昭和13年 (1938), 昭和14年 (1939). Rows include 前年度り (Previous year), 年産高 (Annual production), etc.

注 米需高による。

て、小作地は四七%弱にすぎない。また昭和七... 年米の統計によれば耕作に従事せる地主の数は...

米、茶等が多く耕作されてゐる。米... 米が國農業において最も重要な位置を占め...

No. 66 養蠶戸数・産額

Table with 4 columns: 年度別 (Yearly), 養蠶戸数 (千戸) (Silkworm rearing households in 1000), 蠶 量 (千貫) (Silk quantity in 1000), 産 額 (千圓) (Production value in 1000). Rows include 昭和6年 (1931), 11年 (1936), 12年 (1937), 13年 (1938), 14年 (1939).

好況を取戻し、昭和一四年度の産額は九... 〇圓を突破するに至つた。

No. 65 麥産額

Table with 3 columns: 種 別 (Type), 昭和13年 (1938), 昭和14年 (1939). Rows include 大 麥 (Large wheat), 裸 麥 (Bare wheat), 小 麥 (Small wheat).

漸減傾向にある昭和一三年の産額は七五、二五... 千貫、その價額三、四六億圓、製絲價額五、二七億圓...

二、一四四千頭で、甘藷類が最大である。輸出され... 果實は蜜柑を主とし、林檎も少くないが、近年果...

No. 67 家畜数

Table with 3 columns: 種 別 (Type), 昭和11年 (1936), 昭和12年 (1937). Rows include 牛 (Cattle), 馬 (Horse), 豚 (Pig), etc.

・一億圓に上つた。家禽としては鶏に次いで驚... が多い。また最近では養蠶が盛に行はれ、蜂蜜、...

No. 68 林野面積

Table with 7 columns: 樹 種 別 (Tree type), 林 有 (Forest), 公 有 (Public), 社 寺 有 (Religious), 私 有 (Private), 計 (Total). Rows include I立木 (Standing trees), II無立木 (Non-standing trees), etc.

てはその需要を満し得ず、年々相當額の木材を... 輸入してゐる。すなはち昭和一二年には木材産...

No. 69 木材需給

(単位1,000割)

Table with columns: 年次, 産額, 輸入額, 輸出額, 消費高. Rows for 昭和6, 11, 12年.

近年化学纖維工業の勃興により、そのバルブ原木は年一〇〇〇万石に上つてゐるが、大増伐の結果、北海道の針葉樹蓄積量は著減してゐる。近年森林資源の培養が切實な問題となつて來てゐる。

No. 71 水産物價額

(単位1,000割)

Table with columns: 種別, 昭和11年, 昭和12年. Rows for I 漁獲物, II 製造物, III 養殖物.

達せること世界第一で、漁獲高も従業者数も世界の水産國と比較して極めて多い。昭和一二一年における漁獲高は二・一九億圓、製造高は二・一四億圓、養殖高は〇・二八億圓、合計四・六三億圓に上る。漁業者は一五〇萬人で、うち本業者は八萬人、副業者は六九萬人である。

No. 70 バルブ原木消費高

(単位1,000石)

Table with columns: 種別, 昭和11年, 昭和12年, 昭和13年. Rows for 樺太材, 北海道材, etc.

No. 72 昭和12年度主要漁獲高

(単位1,000割)

Table with columns: 種別, 價格, 種別, 價格. Rows for 鮭, 鱈, etc.

注 本表に昭和12年の産額200萬圓以上(運送費を除外)に上るものをその金額順に配列したものである。

No. 73 昭和11年度産額

Table with columns: 種別, 数量, 價值. Rows for 金, 銀, 銅, etc.

昭和一一年平均の鐵業生産指數一三八・〇(基準昭和六八年)は、一二年平均では一五〇・六と約八〇%、一三年平均では一六〇・一と約一六〇%、一四年九月には二五五・六と約八五%を増加してゐる。昭和一二年末における全國總鐵區は四、四〇七に上り、うち二、五四四が休鐵となつてゐる。

【金・銀】わが國の金、銀産額は世界産額に比較すれば極めて僅少で、昭和一一年の概算によれば金は三・八%、銀(昭和一〇年)は約四・三%にすぎない。昭和一一一年における金産額は四〇・九割、約二億圓、銀産額は二九五・三割、約二千萬圓である。準戦時とくに戦時體制以來大規模の金増産計畫が擧げられ、政府もまた積極的増産のため昭和一二八年八月より産金法、同年一〇月より産金獎勵規則を公布實施した。

No. 74 鋼需給高

(単位割)

Table with columns: 年次, 輸入, 輸出, 需要, 需對産額割合(%).

にも重要な役割を演じてゐるが、現在ではアメリカ合衆國、チリ、自領コンゴ、カナダに次いで、世界第五位にある。すなはち、昭和一〇年の統計によれば、鋼産額は六九、三〇〇、四、五七、〇〇〇割の約四・五%を占めるにすぎない。わが國の鋼業は昭和七年以降の軍需工業の勃興に伴ひ縮時代から著しく立ち直つたが、増大する國內需要を充し得ずして國

No. 75 鐵類需給高

(単位1,000割)

Table with columns: 種別, 内地産額, 輸入額, 計, 輸出額, 差引需額, 需對産額(%).

内生産に匹敵する輸入額を見てゐる。さらには年に入るや米國のインフレ機構へとらに鋼價は奔騰し、著しく活況を呈するに至つた。かくの如き鋼價の騰貴とともに、鋼精練の副産物たる金及び銀の徴騰により、鋼鐵業は今日非常な活況を呈してゐる。

6 鑛業 わが國の鑛物資源は、その鑛物種類が極めて多様なるにか、はらや、埋藏量が極めて乏しい。わが國の産物では、自給自足の重要な鑛物は多かれ少なかれ原鑛が製品形で輸入せられてゐる。鑛産物生産は昭和一二七年七月以降發表せられなくなつたが、同一一年の産額は五・八九億圓で、同六、七年の不況時代と比較すると約二倍に増加してゐる。發禁禁止後の生産額は不明であるが、戦時需要の増加と政府の増産計畫および獎勵政策によつて急増してゐることは明かである。前工業生産指數によれば、

すぎない。中国地方には昔から砂鐵を原料とするわが國固有の製鐵業が行はれてゐるが、産額は一萬越以下で問題にならない。したがつて今日内地における鉄鋼需要約四六〇萬越に對し、自給率は一三%内外に止つてゐる。

鐵鋼業 わが國における近代製鐵業の創始は明治七年明治政府の官營釜石製鐵所の創設であるが、鐵鋼生産の確立せられたのは明治二十九年官營八幡製鐵所の設立以降で、同製鐵所が同三十五年官營一貫作業を確立して以来、鐵鋼生産は飛躍的發展を遂げたのである。しかし世界大戦までの鐵鋼生産は八〇%まで八幡製鐵所によつて占められ、民間製鐵業は微々たるものであつた。世界大戦後、外國品の輸入杜絶による鐵鋼自給の要求から、政府は大正五年八幡製鐵所の大擴張を行ふとともに、翌年製鐵業獎勵法を公布して土地收用、各種租税、關稅に關し種々の特典を與へた。爾來民間製鐵業は急膨脹し、その鐵鋼生産額は内地産額の五〇%を占むるに至つたが、戦後の反動とイギリス鋼材、インド鋼材の日本市場登用によつて製鐵業は苦境に陥り、中小製鐵業は整理の餘儀なきに至つた。これが合理化と、企業家の結合の進展により、鐵鋼協同會、條約分野協定、鋼材聯合會等のカルテルが次々に結成されたが、遂に昭和八年八幡製鐵所と民間製鐵所の合併によつて日本製鐵會社が設立され、製鐵業は國家資本の支配するところとなつた。しかるに日鐵の支配力(鉄鋼九六%、鋼塊五三%、鋼材四四%)が主として國內生産にのみ行はれ、輸入を獨占し得なかつた。ゆゑ滿洲製鐵資本とアウトサイダーとの競争は繼續された。かくて日鐵中心主義のもとにアウトサイダーの増産増設を抑制することとなつたが、その後戦時體制の進行、とくに支那事變の勃發により鐵鋼需要が現出するや、アウトサイダーの増設許可とともに製鐵事業法の制定(昭和十二年七月)日鐵鐵鋼販賣院創設(同一年六月)の設立を見た。しかも事變後の鐵鋼需要の急増から大規模の増産計畫の遂行となり、設備の急擴張を見つゝあるが、原

No. 76 鐵類輸出入

(單位100萬圓)

種別	昭和9年	昭和10年	昭和11年
I輸入: 一鐵類	19.4	34.5	40.0
二鐵類	26.5	41.2	42.1
三鋼塊及錠	7.4	18.2	15.5
四合金	0.8	0.6	0.4
五鋼材	72.1	63.8	54.1
六鋼管	65.7	84.2	80.9
計	192.0	242.7	233.1
II輸出: 一鐵類	1.1	2.5	3.2
二鋼材	37.8	71.4	82.8
三鋼管	0.9	1.0	0.6
計	39.8	75.3	86.6

鐵に乏しいわが國においては設備の擴張が直ちに生産の増加となり得ない現状にあり、近年鐵鋼、鋼塊および錠、屑鐵の輸入が急増してゐる。

No. 77 石炭需給

(單位1,000噸)

種目別	昭和6年	昭和11年	昭和13年	昭和14.1-10月
消費高	27,987	41,803	44,530	37,585
輸入高	2,693	4,201	3,741	3,039
輸出高	1,540	1,088	758	545

【石炭】 わが國の鐵産物中最も金額の多いのは石炭である。昭和十一年度の産額は、四、一八〇萬越で、三、〇五億圓に上る。不況以來生産制限が行はれ、一時著しく激減したが、昭和八年以降國內の景況の回復に伴つて著しく増加し、昭和十三年は四、四五三

No. 78 民間石油需給

(單位1,000桶)

種目別	昭和5年	昭和10年	昭和11年
水産製造高	18,941	38,528	46,291
内國産原油精製	7,267	8,880	10,455
輸入原油精製	11,674	29,648	33,837
製品輸入高	29,610	60,177	59,248
製品輸出高	348	1,608	1,998
差引供給高	48,203	97,097	103,542

萬越と大正一三年一昭和三年に至る好況時代の平均産額の三、二〇七萬越を遙かに突破してゐる。現在國內の需要はほぼ自給されてゐるが、わが國工業の躍進的發展とともに、漸次不足の傾向を示してゐる。ことに、支那事變後は直接間接の軍需工業から需要急増、輸送能力の低下もあつたが、石炭産額が激化し、一方生産能力も、月産産額三五〇萬越の限界に近づいてゐるために、この石炭増産五ヶ年計畫を樹立せるために至つた。しかしながら資材、勞力の關係から増産計畫は抄々しく進捗せず、滿洲より輸入の輸入炭の期待外れから石炭飢饉はいよいよ深刻化し、昭和十一年九月からは石炭配給統制規則が公布され、石炭業者は一工場當り二五〇噸以上の販賣、需要者は月當り八五〇噸以上の購入につきいづれも許可制を施行された。さらに

No. 79 石油消費高

(單位1,000桶)

種別	内國産	輸入	輸出	消費高
揮發油	19,543	19,250	81	38,712
燈油	3,631	2,526	854	5,493
輕油	4,164	222	514	3,872
機械油	6,800	1,787	453	8,134
重油	11,954	35,463	86	47,331
昭和11年計	46,292	59,248	1,998	103,542
昭和10年計	38,528	57,344	1,608	94,264
昭和9年計	8,596	73,112	1,225	74,103
昭和8年計	5,318	62,174	722	66,770

註 1 噸は 9.5 ガロンとする。

一五年春の議會には半官半民組織の内地炭、移輸入炭の一手買取販賣會社案が提出され、強權的國家統制はいよいよ進んでゐる。

【石油】 わが國は石油田に極めて乏しく、産額はその需要の僅かに五%内外を充たし得るにすぎず、大部分はこれを輸入に仰ぐ有様である。すなはち昭和十一年に見るに、全國石油消費量一・三億桶のうち、僅か一〇%強が内國産で、他はすべて輸入に仰いでゐる。かくて、石油業法の制定、二、海外石油資源の開發、三、内國石油資源開發、四、人造石油製造事業の振興、五、代用燃料の普及の諸方策が講ぜられたが、未だその成果を見ざるうちに事變に際し、アメリカを主として巨額の輸入を見てゐる。

代用燃料工業 石油消費高の一〇%しか自給出来ないうわが國においては、代用燃料工業の重要性は甚だ大きく、近年、とくに戦時體制以後急速にその完成が叫ばれ、政府は諸種の保護助成策を講じてゐる。石油の代用品としては人造石油、アルコール混合ガソリン、メタノール、ペンゾール、薪炭ガス等があるが、このうち最も重要なものは人造石油である。

人造石油の製法には、石炭低温乾留、頁岩乾留、直接液化、ガソリン合成の四法があり、いづれも石炭を原料に用ひてゐる。乾留工業は大正十一年にすでに着手されてゐるが、工業的基礎の確立したのは昭和に入つてからである。わが國では、石炭乾留が最もよく行はれ、昭和七年朝鮮炭業が永安工場を建設、朝鮮炭の低温乾留を始めてより、同九年には宇部炭業工業が着手し、同一年には三菱炭業が三菱石炭油化工業を設立、同一年には日産炭業が製作所、最近では東京瓦斯および日産化学が石炭乾留工業に乗出した。頁岩乾留は滿鐵が昭和四年以來遼寧炭田で行つてをり、現在二四萬噸を生産するが、一八年まで一〇〇萬噸目標の下に増産計畫を進めてゐる。石炭液化は水素添加法によるもので、朝鮮石炭工業、滿鐵、滿洲油化工業等が同法を用ひてゐる。合成法は半成コークスに水蒸氣を作用せしめてつくる水性瓦斯またはコークス爐瓦斯天然ガスを加熱し、特殊の觸媒を用ひて反應せしめて揮發油を造るもので、三井礦山(大牟田)、滿洲油化が同法を用ひてゐる。政府は昭和十二年八月の特別議會において人造石油製造事業法を制定して同工業を許可制度とし、一定規模以上の設備能力を有するものに對しては免稅、獎勵金支拂の特典を與へるとともに、資本金一億圓(半額政府出資)をもつて帝國燃料興業會社を設立、主として民間人造石油製造會社に對する資金調達機關ならしめてゐる。

7 工業 わが國工業は諸列強に遅れて發

No. 80 事業別生産額

(單位1,000圓)

事業別	昭和6年	昭和11年	昭和13年
紡織工業	1,802,997	3,371,684	3,933,142
金屬工業	434,870	2,130,719	4,582,107
機械器具工業	434,340	1,609,253	3,801,359
窯業	142,315	313,795	400,869
化學工業	825,520	2,202,362	3,470,169
製材・木製品工業	142,823	272,213	457,372
印刷製本業	167,309	225,705	280,997
食料品工業	834,687	1,245,961	1,789,208
その他の諸工業	187,514	436,763	724,902
總計	4,981,380	11,808,460	19,487,320

達したが、僅に半世紀の間に急激な發達を遂げてゐる。現在では寧ろ世界市場において別を争つてゐる。わが工業は明治初期において維新政府の厚き保護、育成と統制の下に、國家資本とも聯絡して急激に發達した。最初に發達したものは織維工業を中心とする輕工業で、日清戦争後の産業革命を経て、一段と發達を促進された。と同時に新たに船舶、車輛、金屬等の重工業も漸くその萌芽を見せ、日露戦争後の水力電氣利用の増大に伴つて大なる發展を示した。さらにその後世界大戦を契機として、わが國工業は、量的にも質的にも未曾有の躍進を遂げ、世界的な資本主義工業國に轉化した。大戦後は、

No. 83 綿糸及び綿布の發展

Table with columns for Year (年次), Spinning (綿糸), and Weaving (綿布). It shows production and export figures from 1926 to 1934.

註 1. 綿糸産量は在産支分を含み、2. 綿布生産高は紡績会社、機織地分の合計にして廣山物。

て民間に貸附けた。かくして明治一五年には早くも大日本紡績聯合會(大日本紡績聯合會の前身)が...

位となつたが、一方が綿糸の海外進出も、物産を中心として世界市場を席捲、綿布輸出においては従来...

人絹糸工業—わが國人造絹糸工業の最近の發展は目覚ましく、昭和七年には米、英、伊に次いで...

No. 85 人絹糸、織物輸出

Table showing export figures for artificial silk and woven goods from 1926 to 1934.

わが國は世界において最も盛んな國で、その生糸生産額は、世界總生産額の約七〇%を占めてゐる。

No. 84 本邦人絹糸需給

Table showing domestic supply and demand for artificial silk from 1926 to 1934.

製絲工業—わが國は世界において最も盛んな國で、その生糸生産額は、世界總生産額の約七〇%を占めてゐる。

No. 81 事業別工場及び職工數

(昭和13年末、單位人)

Table showing the number of factories and employees by industry for 1926 and 1934.

その反動により、恐慌に襲はれたが、救済策と合理化によつて、難關を切抜け、昭和六年の金輸出禁止による圓爲替安の保護と滿洲事變を契機とする軍需費の膨脹により再び急激な發展期に入り、ことに支那事變勃發以後は、重工業、

No. 82 紡織工業生産額

(單位千圓)

Table showing textile industry production values for 1926 and 1934 across various categories.

化學工業の發達が極めて目覚しくなつて來た。【工業生産額】わが國工業の總生産額について見るに、別表の職工五人以上の工場における商工省調査によれば、昭和六年の五〇億圓を最低として、昭和一三年には一九五億圓に増加して約四六億圓に上り、支那事變前まで最高を示した紡織工業が第二位に落ち、機械器具工業が第四位から第三位に躍進し、次いで化學工業が金屬工業の順序であり、事變後産業構成の變化は頗る顯著である。

ため昭和一一年現在の全國職工二五九萬のうち女工は一一三萬と約半分に近い數に上つてゐる。【紡織工業】民間工業のうち最も早くから發達したものは紡織工業である。なかんづくその中樞的地位を占めるものは綿工業と製絲工業で、前者はイギリス綿製品の輸入を防遏するため、後者は外貨獲得の必要上明治維新政府によつて保護、奨励され、他の産業部門が未だ手工業的・家庭的な域を脱せざる時期に早くも機械化され、近代工業の域を脱した。殊に今日のわが綿工業の優秀性は各國の高關稅障壁を突破して世界市場に活潑に進出してゐる。毛織工業も近年かなり發展したが、新規に輸入された工業であり、市場性の狭小なところから發展がわづかされてゐる。金再禁止後は人絹工業また躍進したが、事變後は代用纖維ステープル・ファイバ工業が著しく發展せしめられてゐる。

No. 86 製絲業の發達

Table showing the development of the silk industry from 1900 to 1922. Columns include Year, Spinning Spindles, Reeling Spindles, Quantity, and Value.

繭的安値に下落した。最近に至つては爲替の下落と...

ス・フ工業 支那事變前まで人絹、紡績工業の...

が次いで金再禁止後輸入の減少と軍需品工業の...

No. 89 化學工業生産高

(單位1,000圓)

Table showing the high production of chemical industry from 1906 to 1922. Columns include Category, 1906, 1912, and 1922 values.

電解法からアンモニア法採用に移ることによつ...

製紙工業 製紙工業としてわが國の發達...

No. 87 ス・フの輸出

(單位1,000圓)

Table showing the export of silk from 1912 to 1914. Columns include Year, Spinning Spindles, and Quantity.

輸出に對してバルブの輸入を増加することによつ...

No. 88 機械器具類別需給

(單位100萬圓)

Table showing the supply and demand of mechanical equipment from 1910 to 1911. Columns include Category, Production, and Demand.

業が發展の緒につき、さらにその後大經濟の外...

No. 90 紙需給高

(単位1,000部)

Table with 5 columns: 年度, 生産額, 輸入, 輸出, 消費. Rows for years 昭和4年 to 13年.

てゐる。パルプ用原木は現在主として樺太材と北海...

樺工の三大製紙會社によつて頗る激甚な競争が行は...

No. 91 洋紙生産高

(単位100萬部)

Table with 5 columns: 年度, 印刷用紙, 新聞用紙, 其他, 計. Rows for years 昭和11年 to 14年.

わが窒素系化学工業の発展を助長したことは注目...

No. 92 硫安の需給

(単位1,000部)

Table with 5 columns: 年度, 生産, 輸出, 輸入. Rows for years 昭和3年 to 14年1-7月.

石灰窒素法により逐年増産を續けたが、そのアンモ...

ので従来の電解法はいまや石炭カーブス法に代ら...

No. 93 苛性ソーダ

(単位1,000部)

Table with 5 columns: 年度, 内地生産, 輸入, 輸出, 内地供給. Rows for years 昭和2年 to 14年.

註 14年は推定

No. 94 晒粉需給

(単位1,000部)

Table with 4 columns: 年度, 内地生産, 輸出, 内地供給. Rows for years 昭和2年 to 14年.

大戦後の反動的形勢に對するため七年来にはカ...

【食糧品工業】食料品工業の主要なるものは...

No. 95 砂糖生産

(単位1,000担)

Table with 6 columns: 年度, 甘蔗, 糖, 計. Rows for years 昭和7-8 to 13-14.

といへば大體生産者を指してをり、これはまた...

No. 97 麥酒集散

(単位1,000百)

Table with 5 columns: 年度, 生産高, 輸出高, 輸入高, 内地供給. Rows for years 昭和12年 to 14.1-11.

今日では大日本麥酒による殆んど完全なトラス...

No. 96 小麥粉需給

(単位1,000部)

Table with 5 columns: 年度, 生産高, 輸出高, 輸入高, 内地供給. Rows for years 昭和12年 to 14.1-9.

大にもカ、はらず、供給不足となり、價格暴落...

No. 98 洋灰需給 (単位1,000噸)

Table with 5 columns: Year, Production (Cement, Portland Cement), Demand (Domestic, Overseas), and Total Demand. Rows for 1911, 1912, 1913, and 1914-15.

南洋方面に輸出してゐる。

【洋灰工業】明治初年英國洋灰工業の模倣による官督工場に端を発した洋灰工業は僅々六〇年にして目覚ましい発展を遂げた。しかし今日では各種工業の発展に伴ふ建設資材たる洋灰の需要増から生産高は四二八萬噸(昭和十三年)に上り、

九萬噸を輸出するに至つてゐるが、大戦後の好況の波に乗つた濫設からカルテル、洋灰聯合會(一三社)およびアウトサイダーの生産能力は生産高に倍する有様であり、月産能力約九四萬噸、五〇%の高率生産制限を行つてゐる。【電気事業】わが國は水力に恵まれ、といふ自然的條件から電気事業は早くより發達し、現在重要工業部門の一となつてゐる。昭和十二年における總發電設備は七一七萬キロワットで、うち水力約五六%、三九七萬、火力四四%、三一九萬である。しかし火力發電所の大部分は湯水期の補充用であり、實際發電量は八五%以上が水力となつてゐる。わが國における電力利用は最初は電燈を目標とし、次いで電車への利用に移つたが、最近では工業用動力を主とし、

No. 99 發電容量 (単位K.W)

Table with 3 columns: Year, Hydroelectric Capacity, Thermal Capacity. Rows for 1913, 1914, 1917, 1918, 1919, 1920.

發電量の半ば以上を占めてゐる。すなはちわが國の各種工場における使用動力のうち約九〇%は電力によつてゐるが、この需要は、工業用電力の需要は、近年における電氣化學工業および電氣冶金工業、精密機械工業の發達によつて急増してゐる。なほ電燈の普及もまた世界第一で、昭和十二年末における取付燈数は四六・九百萬燈に上り、一戸平均約三・六燈の割合となつてゐる。

No. 100 電力需要高

Table with 4 columns: Year, Number of Lamps, Power (KW), Heat (KW). Rows for 1913, 1914, 1916, 1917, 1918, 1919.

【代用品工業】わが國に代用品工業が問題となりだしたのは昭和五・六年頃からで、とくに金再禁止後の爲替低落による輸入困難から急速に勃興した。石油に代る代用燃料、羊毛に代る

No. 101 瓦斯事業概況

Table with 3 columns: Category, 1911, 1912. Rows for Number of Enterprises, Investment, Gas Supply, etc.

【瓦斯事業】瓦斯事業は、地域的制限を受けるため都會地にのみ行はれ、全国的に發達することはない。昭和十二年における瓦斯事業者は一六、持込資本は三・二六億圓、供給數量は八・五九億立方メートルである。たゞわが國の瓦斯事業は、電燈が全国的に普及してゐるため燈火用は極めて少く、殆んど熱用として行はれてゐる。しかもわが國は古來木炭、薪を用ふる習慣があるため熱用の方面への發展も制限される傾向があるが、瓦斯事業は副産物としてコークス・コールターール、硫安等を生産するため、將來この方面への發展が期待されてゐる。

ステイブル・ファイバーの如きは其の代表者であり、洋戦時および支那事變後の戦時經濟の下においては、各種金屬物資の民需用使用制限から代用品獎勵が組織的に行はれ、昭和十三年四月には内閣直屬の科學會議が新設され、商工省も獎勵補助金を交付、これが獎勵助成につとめてゐる。いま商工省調査による一三年中の代用品生産高を示せば次の如し。(單位千圓)タンニン代用品(鞣皮劑、媒染劑)三五、石綿代用品(保温材料、パッキングセメント混用劑)一五、大豆(カゼイン、松脂その他糊料)一八、大豆(マオラン(マニラ麻)四三、再生ゴム(生ゴム)九、〇〇〇、擬革(皮革)五、二五〇、擬革(同上)三、四〇〇、鞋革(同上)一八〇、藥用紙(製紙用バルブ)二、三八〇、ヴァルブ、ガナイズド・ファイバー(金屬、皮革)四、二六〇、石炭酸樹脂(電氣材料、金屬代用塗料)一六、八〇〇、セルロイド(金屬その他)二八、〇〇〇、尿素樹脂(金屬)四五〇、陶磁器(金屬)一、〇〇〇、硝子(同上)八〇〇〇。

No. 102 企業形態別會社數 (昭和十二年末現在)

Table with 5 columns: Type, Name, Capital, Shares, Total Shares. Rows for Agriculture, Industry, Commerce, etc.

如く社數はいづれも増加してゐるが、一社當り資本金は社數において歴史的部分を占める五〇萬圓以上は著しく増加してゐる。すなはち大資本によるいはゆる資本の集中、集積過程を物語るものにほかならないが、この集中集積は、日清、日露、世界大戦の戦後の反動不況を通じて進展し、さらに昭和五、六年の恐慌に際して政府のつた「産業合理化」運動によつても急速に押進められた。この資本の集中が同時に生産の集中を意味することは、いふまでもないが、この生産の集中はカルテル、トラスト等のいはゆる獨占的組織によつて著しく進められたのである。わが國におけるカルテルは昭和十三年の製紙聯合會、一五年の紡織聯合會をはじめとして比較的早くから組織されてきたが、日露戦後に急激に増加し、過渡期、人造肥

No. 103 資本規模別會社數 (単位1,000圓、各年末現在)

Table with 6 columns: Capital Scale, Number of Companies, Average Capital. Rows for 500,000, 1,000,000, 5,000,000, etc.

料、日本板紙等の化學工業、車輛、石炭、石油の重工業、砂糖、製粉の食品工業等に數多のカルテルが組織された。大戦後の反動および昭和二年後の金融恐慌は、この傾向を一層促進し、各種鐵鋼、晒粉、窒素、セメント、蟹鱈油、

【獨占とカルテル、トラスト】しかしてこの會社數を資本規模別に見れば次表(No. 103)の

No. 106 卸賣物價指數 (昭和6年12月10日=100)

Table with 11 columns: Year (昭和), Total Index (76 items), Foodstuffs (6 items), Clothing (15 items), Building Materials (9 items), Metals (6 items), Chemicals (6 items), Textiles (6 items), Fuels (7 items), and Miscellaneous (6 items). Rows show data from 6th year average to 14th year December.

註 三善經濟研究所調査。

No. 107 東京小賣卸價指數

(大正5年7月=100)

Table with 6 columns: Year (昭和), Foodstuffs, Fuel/Fire, Clothing, Others, and Total Average. Rows show data from 6th year to 14th year December.

Text describing the index, mentioning categories like foodstuffs, clothing, and building materials, and their relative price movements.

No. 108 昭和12年7月を100とする物價指數

Table with 3 columns: Year/Month, Wholesale Price Index, and Retail Price Index. Rows show data for 1933 (6/12), 1934 (7/12), and 1935 (12/12).

Text discussing price trends, inflation, and the impact of government policies on the economy during the early 1930s.

Text discussing labor issues, government policies, and the impact of the war on the economy, including mentions of labor unions and government intervention.

No. 105 内外卸賣物價指數

(日銀調査、昭和6年=100)

Table with 4 columns: Year, Tokyo, London, and New York. Rows show price index data from 1925 to 1935.

Text discussing international trade, exchange rates, and the impact of global economic conditions on Japan's economy.

Text discussing domestic price trends, inflation, and the impact of government policies on the economy during the early 1930s.

No. 109 東京生計費指數

(昭和12年7月=100)

Table with columns for Year/Month, Living Expenses, Labor, and Unemployed. Rows show data for 1933 (6, 12), 1934 (7, 12).

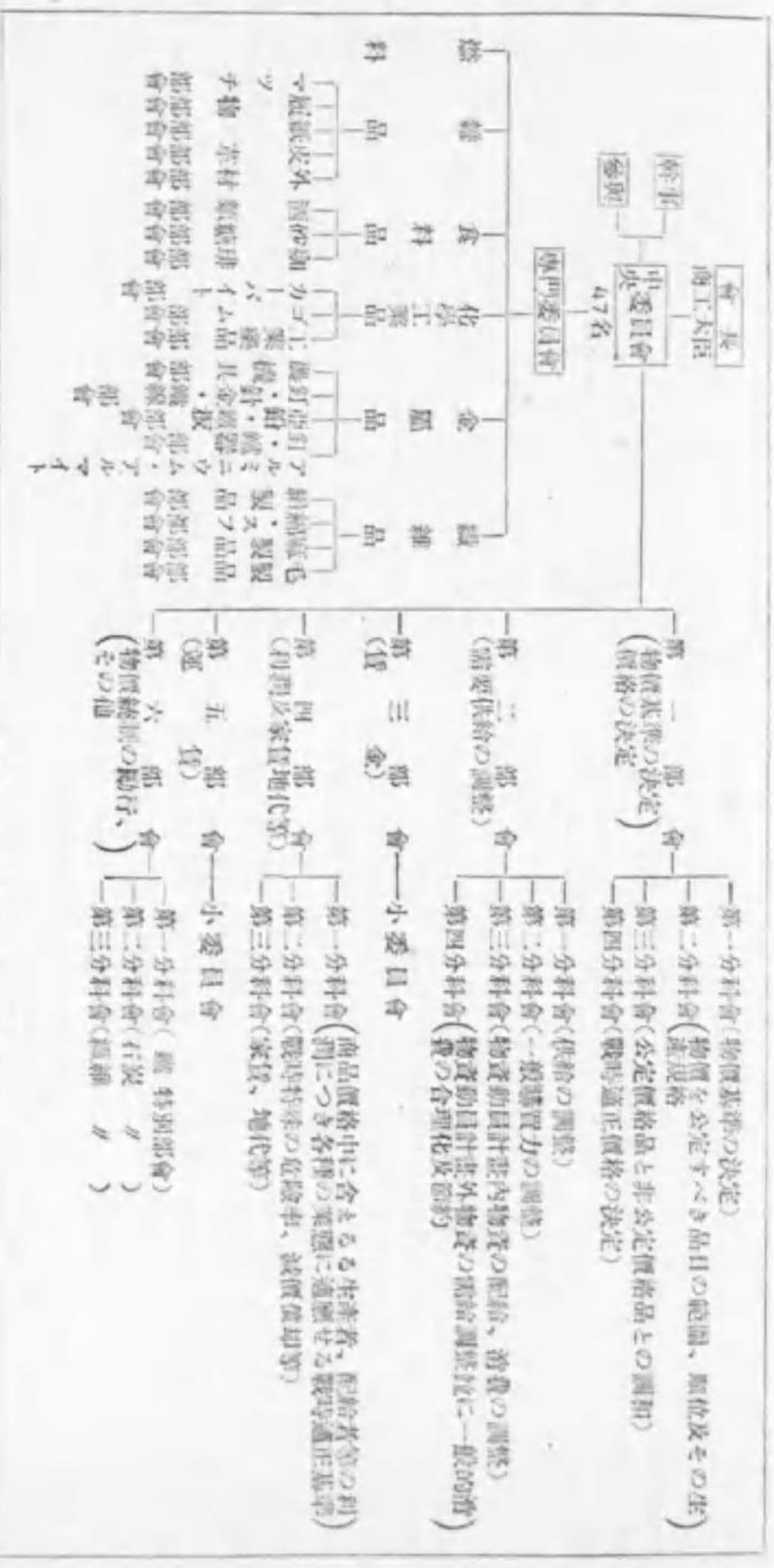
註 内閣統計局調査のものより作成。

噴止めるための物價維持を目標となし、米穀統制法による米穀清算取引における最高最低価格の公定、蠶絲における同様の制高制低値の設定等がその代表的なものであつた。

の引上げ等々で綿絲清算取引は一三年一〇月以降廢止されて綿絲清算取引となつた。砂糖も公定價格制を施行された。

設置せしめ、價格を地域的に同一ならしむることにした。北海道地区、東北、關東第一(東京、神奈川)關東第二(千葉、茨城、埼玉、栃木、關東第三(山梨、新潟、長野、中部、愛知、岐阜、靜岡、北陸(富山、石川、福井、近畿第一(大阪、京都、兵庫、近畿第二(徳島、和歌山、三重)、中國、四國、九州、沖縄。

No. 110 中央物價委員會機構



- 一、買金。
二、運賃。
三、利潤。
四、家賃、地代等。
第五項 物價統制の施行
一、物價統制の施行。
二、内地、外地、滿洲および支那の連絡。
三、物價統制機構。
四、物價統制の影響に對する措置。

要料、九月に砂糖、鶏卵等の消費節約對策、一〇月にはさらに石炭増産對策、織維對策、雜品消費對策、一二月には小麦對策が決定、答申された。

地代、仲給、賃銀一切の價格を有するものに對し、九月一八日の水準に釘付する。價格引上禁止令を公布、施行した。これらに關する勅令は、價格統制令、地代賃統制令、賃金臨時措置令、社職員給與臨時措置令として一〇月一八日公布され、一〇月二〇日より一ヶ年を限つて實施された。

No. 111 商業人口の内容

Table with 3 columns: 種別 (Category), 有業者数 (Number of Operators), 割合 (Percentage). Rows include 物品取扱業, 媒介周旋業, 金融保険業, etc.

備考 昭和5年国勢調査による。

あたつては重点主義を採ることを強調したものであるが、戦時物価政策の現状は、第七五議會の空襲等から見てもいまや統制の改善強化と共に、軍事豫算そのものの検討を要する段階に來つてゐるもの、如くである。

I 國內商業

1 概観 昭和五年の國勢調査によれば、わが内地の商業人口は四、九〇五、六五五人で、業人口の一五・一％に當り諸外國に比し商業人口の割合は極めて多い。またこれを會社數および會社資本金について見れば商業は各産業部門に比較して最も多く、昭和一三年末現在において會社數四三、〇四〇、資本金九八億圓に上つてゐる。この商業人口および商業經營の多さは必ずしもわが國が世界において最も商業が發達してゐることを意味するものではなく、國土狹少の割合に人口過多なため零細經營の可能な商業人口の多きものである。

周旋業、金融保險業に従事する者等である。かかるに、事變後わが商業界において大宗をなす米穀の活動範圍は、日本米穀會社の制定によつて米穀取扱業者が許可制となり、また同會社が米穀市場の獨占經營および政府委託により米穀買入をなすに至つた爲著しく制限された。また綿絲織物、人絹絲、織物等の不要不急品を始めるに、鋼、機械類等軍需物資等殆んど全般的な配給統制の強化によつて中小商業者の取扱數量が著しく減じたため、一般に中小商業者の地位は困難となり、その没落問題が擡頭するに至つた。政府は、これが對策として第七五議會に小賣商免許制度の法案を提出した。

2 市場

【取引所】わが國商業において最も取引の多いものうち、米、綿絲、蠶絲、砂糖、棉花、人造綿絲、大豆粕、小豆、青豌豆、中長鶏豆、馬鈴薯、澱粉等には清算取引が行はれ、その取引所として全國に二〇の清算取引所があり、その賣買の中心地をなしてゐる。取引所所在地は次の如し(括弧内は賣買物件)。

酒田(米)、鶴岡(米)、東京(米、雜穀、雙系、鹽、肥料、鶏糸、棉花、絹布、人造絹糸)横濱(蠶糸、製茶、織物、海産物、砂糖、米、大小麥、大豆)新潟(米、長岡(米)、高岡(米)富山(米、金澤(米)京都(米)、神戸(米、蠶糸)岡山(米)、山口(米)、佐賀(米)、熊本(米)、小樽(米、雜穀、馬鈴薯澱粉、鹽精粉、鰯、鰯粕)、東京(砂糖、福井(人造絹糸)名古屋(綿糸、絹布)、豊橋(乾鰯)、大阪(砂糖、神戸(雜穀、肥料)。

【正米市場】わが國には米の生産者より消費者に渡るいはゆる縦の取引を行ふ市場として取引所發生以前より主要生産地、消費地および集

No. 112 主要商品清算取引賣買高及受渡高

Table with 7 columns: 種別 (Category), 昭和10年 (1935), 昭和11年 (1936), 昭和12年 (1937). Sub-columns for 賣買高 (Sales) and 受渡高 (Deliveries). Rows include 米 (Rice), 綿 (Cotton), 蠶 (Silk), etc.

散地に正米市場が發達してゐる。これは正米取引の圓滑と公正を期するため大正三年の正米市場法によつてゐるが、その後數回正米取引制度の改革を見て現在に至つてゐる。現在の正米市場としては次のものがある。

No. 113 鐵道貨物輸送狀況 (單位 10 噸)

Table with 5 columns: 種別 (Category), 昭和11年, 昭和12年, 昭和13年, 昭和14年. Rows include 米, 木材, 炭, 石油, etc.

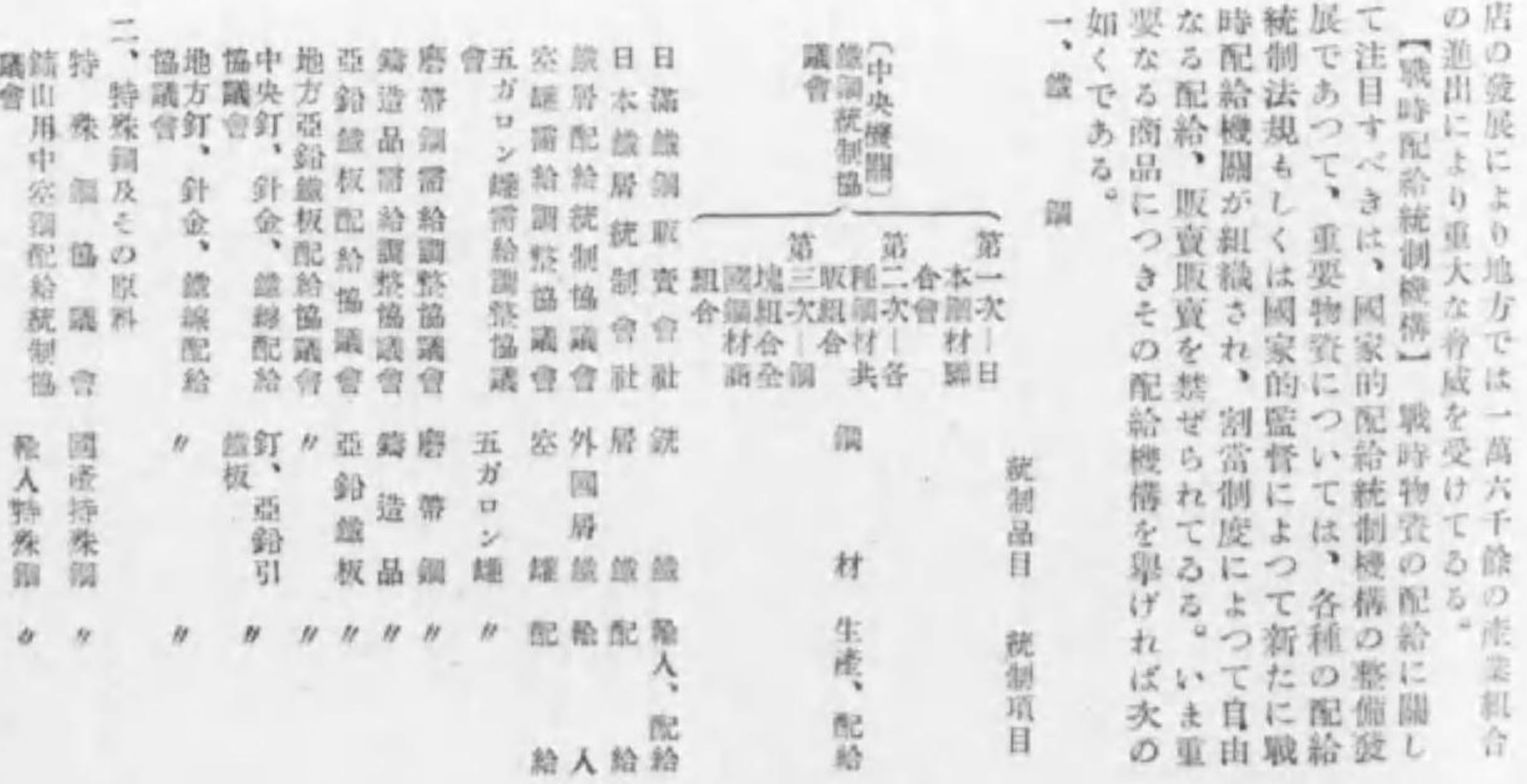
【中央卸賣市場】物資の大消費地である都市には魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜果實等の生鮮食料品の配給をなすべき中央卸賣市場が大正二年制定の同法によつて設置されてゐる。これは市民生活の安定と生産者、出荷者の利益促進といふ公益性に鑑み、地方公共團體または公益法人によつて開設を許されてゐる。取引高は年々増加し、現在の中央卸賣市場所在地は次の如くである。

4 配給機構 わが國における商業人口の多は上述の如くであるが、近年中小商業者は恐慌の嵐に加ふるに、財閥商會社、巨大資本による百貨店、連鎖店の進出、公設市場の擡頭、とくに地方においては産業組合(購買組合、販賣組合)の發展によつて没落の運命を辿つてゐる。そこで各種の中小商業救済策(百貨店法制定による百貨店營業時間制限、連鎖店の設置制限等、低利資金融通、商業組合中央倉庫の設置資金的保護等々)が講ぜられてゐるが、最も重要なものは商業組合制度であり、昭和七年の商業組合法として法制化されてゐる。その後商業組合および組合員數の増加は目ざましく、これを業種別に見れば米穀商のそれが歴史的多数を占め、織物被服商、運輸業、酒類、調味料、清涼飲料商がこれに次いでゐる。なほ現在の百貨店、店は關東、東北に四五、北海道に一三、中部二七、近畿二五、中國および四國一、四、九州二六、合計一五〇の本支店が全國に散在してをり、その賣上高も著しく増加してゐる。かくして中小商業者は、一方ではこの百貨

No. 114 商業組合 (各年末)

Table with 4 columns: 年次 (Year), 組合數 (Number of Associations), 組合員數 (Number of Members). Rows include 昭和7年, 9年, 11年, 13年3月.

の賣上高も著しく増加してゐる。かくして中小商業者は、一方ではこの百貨



No. 115 内地輸出入貿易額

(単位1,000圓)

Table with 4 columns: Year, Export, Import, Balance. Rows include average 5-year periods and specific years from Taisho to Showa.

註 本統計は大蔵省發表の日本内地の数字を示す。但し棒太を含む。

J 外國貿易

概観 わが國の近代的意味における外國貿易は、安政五年の五ヶ國條約および同六年の横濱開港に始ると見られる。もちろん當時の貿易は頗る少額で、いはゆる外國商館によつて獨占されてゐた。その後年々輸入超過を續けたが、國內政局の安定と産業開發の進捗とともに外國貿易の全體額は著しく躍進し、明治一五年以後は輸出超過に轉じて貿易額も三倍の増加を示した。この輸出超過の傾向は日清戰爭を轉機とし明治二九年以後再び輸入超過に變つたが貿易額の激増傾向は衰へず、日露戰爭、世界

大戰によつて躍進を重ね、とくに大戰中の大正四一七年間はヨーロッパ戰爭による物資缺乏のため、未曾有の輸出超過から著大な出超を受けた。(合計一五億圓)しかし戰後の反動を受けて貿易額は激減し、大正一〇年には大戰時の最盛期から四〇%近くの減少を示し、しかもその後關東大震災の勃發により外國よりの物資輸入は激増し、輸入超過の傾向は一段と強まつた。大正一四年には世界景氣の安定、アメリカの繁榮等により貿易額は輸出二三億圓、輸入二五億圓と大戰中の輸出入額を遙かに突破するの記録を出した。しかるに一九二九年(昭和四年)が貿易の起點として始まつた世界恐慌は、わが貿易をして急激に收縮せしめ、昭和六年には輸出入共に戰後の最低記録を出現し、大正一四年の最高記録に比較して殆んど半減以下の慘澹たる有様を呈した。昭和六年一二月の金輸出再禁止による爲替安はこの傾向にあつたわが貿易をして急速に回復せしめ、ことに印度、南洋、アフリカ等を中心とする世界市場への進出は眞に驚異的であり昭和七年には入超僅かに二千萬圓と戰後の新記録を出した。かくて昭和四年以來世界各國の貿易が世界恐慌により殆んど萎縮の一途を辿りつゝある時に、わが國のみは順調な發展を續け、昭和一〇年にはつひに内地輸出入貿易のバランスは出超を示すに至つた。しかしわが準戰時體制の強化による輸入の増加、世界情勢の悪化、國際通商戰の激化等により一年には早くも貿易尻は逆轉し、翌一二年七月支那事變の勃發とともに、貿易も戰時體制の段階に入つた。すなはちわが國は昭和一二年二月から激増する輸入に對して、昭和八年以來實施せられた外國爲替管理法を強化して間接に輸入を抑制せんとし、昭和一二年一月には輸入爲替

許可制を實施するに至つたが、戰時體制に入るとともに、直接の貿易統制に進むべきを以て、昭和一二一年七月の特別議會におきて「貿易及産業の調整に關する法律」を制定し、同年八月にはさらに同法を擴大強化せる輸出入品等臨時措置法を制定した。これにより軍需生産力擴充を以ての輸入を極力抑制し、入超増大の傾向を阻止し、國際收支の均衡を保持せんとしたのである。この結果入超増大の傾向は一應食止められ、一三年には僅かながら出超に轉じ、一四年には輸入抑制と輸出促進策によつて内地六・五八億圓、帝國全部においては八・〇五億圓の大出超となつた。しかしながら、この大出超を分析すれば外貨獲得にならざるいはゆる圓プロット向輸出が著大であり、これを除外せる第三國貿易は巨額の入超を示してゐるのみならず、この圓プロット輸出の激増は國內物資の不足傾向に拍車をかけた。かくて戰時下のわが貿易としては當面眞に貿易バランスの改善をもたらすべく第三國輸出の増加を圖ると共にこれによつて必需品の輸入を可能ならしめることが緊要となつてゐる。

2 輸出入現況 昭和一四年の内地貿易について見れば輸出三五・七六億圓、輸入二九・一七億圓、出超六・五八億圓と前年に比し出超は六・三二億圓の増加を示してゐる。しかるに、その内容を見れば先にも一言せる如く圓プロット向の輸出は一七・四億圓と前年に比し五・八億圓を激増し、一〇億圓の出超となつたが、第三國貿易は輸入抑制の努力によつて一三年來入超よりは減少せるもなほ四億圓の入超を示してゐる。この圓プロット向輸出は滿洲への産業開發資材、支那への官糖、建設資材の供給によるものであるが、それが外貨取得にならざる點および國內

Large table listing various industries and their trade status (import/export) across different years. Includes categories like 'Three, Fuel', 'Four, Non-ferrous Metals', 'Five, Machinery', etc.

No. 119 内地重要輸出品

(単位千圓)

Table with 4 columns: Year (昭和12年, 昭和13年, 昭和14年) and various export categories like 小麦粉, 糖, 油, 糸, etc.

註 本統計は大藏省発表のものより、昭和14年度において10,000千圓以上のものを抽出せるものである。

であるが、機械類は米國、ドイツ、スイス等が多く、最近では舊チエコにも多く仰いでゐる。石炭は事變以來支那から輸入が増加し、〇・四八億圓に上り、次は滿洲國、滿洲國は一三年まで第一位であつたが一四年は増産計畫阻礙のため第二位に落ちた。佛領印度支那である。ゴム樹脂は海峽植民地、蘭印が多く事變後は減少傾向にある。棉花・羊毛・バルブ等は事變以來強度の輸入制限を受け、一三年には一二年に比して半減ないし三分の一に激減した。一四年はリントリ制によつて原料輸入を緩和した結果、棉花回

六二億圓、羊毛〇・七億圓、バルブ〇・五億圓とや、増加してゐる。棉花の輸入先は米國の一・四六億圓、英印の一・二億圓が歴史的部分を占め支那の〇・四六億圓、埃及の〇・三七億圓がこれに次いでゐる。羊毛は滿洲が總輸入額の七〇%を占め、〇・五億圓に達してゐるが、事變後支那からの輸入が激増して〇・一億圓に達し、一二年の三倍となつてゐる。バルブは米國、諾威、フィンランド、スエーデンの順序で、昭和一二年には米國、スエーデンに次いで高位を占めてゐたカナダは急に急減してゐる。

デンも急に減じてゐる。事變後油糧の輸入が増して一・〇四億圓と一二年に比し二・五倍となつてゐるが、これは内地農業用肥料として滿洲國、關東洲からの輸入が増したためである。なほ事變後輸入の著減したものは小麦、珈琲、砂糖、鳥獸肉、酒類、葉煙草、革類、獸毛、油脂類、時計類、寫眞機、縫衣機、コブラ等雜品、ナイロム、紙類等が挙げられるが、うち小麦、苛性曹達、硫酸、合成染料、硝子板等は國內生産の發達によつて外國依存度を減じ

No. 120 昭和14年度本邦重要輸出入品別表

(單位1,000圓)

Large table with multiple columns for export and import categories, including 生糸, 織物, 穀類, 畜産物, etc., with values for 1937, 1938, and 1939.

No. 130 軌道現況

(昭和14年10月末現在)

Table with 4 columns: 動力, 軌道数, 里程, 資本金. Rows include 普通電氣, 高架, 地下, 蒸氣, 蒸瓦併用, ガソリン, 馬力, 人力及び馬力, 人, 計.

七の軌道である。このほか、客車に比し、貨物車比率が多くなつて、客車の割合に貨物の比率が少いこと、また海路の利用の多いため、歐米諸國に比し、貨物運賃収入より乗客運賃の多いこと、

No. 131 鐵道運輸成績

Table with 8 columns: 年次, 運輸數量 (旅客千人, 貨物千噸), 旅客收入 (千圓), 貨物收入 (千圓), 計, 關東主要會社運輸收入, 關西主要會社運輸收入. Rows for 昭和7, 11, 12, 13, 14年.

止後とくに支那事變後は軍事輸送の増大、一三六萬噸、これら汽船等の不足を補ふために、動力員三

No. 132 主要國船舶噸數

(單位1,000噸)

Table with 2 columns: 國, 總噸數. Rows include 日本, 美國, 英國, 法國, 蘇聯, 中國, 印度, 暹羅, 菲律賓, 爪哇, 荷屬東印度, 其他.

LEAGUE OF NATIONS. Statistical Year-Book. 1938/39に據る1938年現在の數字。船舶は100噸以上のもの、日本の數字には帆船を含む。

No. 126 全國道路

(單位千軒)

Table with 4 columns: 種別, 昭和9年末, 昭和10年末, 昭和11年末. Rows include 國道, 府縣道, 市道, 町村道, 計.

No. 127 諸車現在數

Table with 3 columns: 種別, 昭和11年末, 昭和12年末. Rows include 自轉車, 自動車, 人力車, 荷車, 荷馬車, 荷牛車, 乘用馬車, 乘合馬車, 計.

私四我資鐵にはる股二す代國四と、〇七鐵四本道おち。し倍れに有〇、七一億國を投げ同すてにば比化年明、一九國鐵見下る年なる膨、較時の治料

No. 129 鐵道資本及び益金

(單位100萬圓)

Table with 3 columns: 種別, 昭和11年, 昭和13年. Rows include 國有鐵道, 特種資本, 借入資本, 計, 營業益金, 營業一日一行營業益金(・圓), 地方鐵道, 推込資本金, 其他, 計, 營業益金, 營業一日一行營業益金(・圓).

No. 125 本邦貿易外收支

(單位1,000圓)

Table with 3 columns: 項目別, 昭和10, 昭和11. Rows include 經常的収入, 外國證券利息配當, 海外事業及び勞務利益, 海運關係收入, 海陸關係收入, 外國人本邦内消費, 政府の海外收入, 臨時的外國入本邦放資, 本邦人海外放資, 受取勸定合計, 經常的支拂, 外國人本邦證券利息及び配當, 外國人内地事業及び勞務利益, 海運關係支拂, 海陸關係支拂, 本邦人海外消費, 外債元利拂外政府海外支拂, 臨時的外國入海外放資, 本邦人海外放資, 外國人本邦放資, 支拂勸定合計, 經常的收支差額, 臨時的外國入海外放資, 經常的收支差額, 貨物輸出入差額, 金銀輸出入超過額.

No. 128 内地鐵道線路延長

(單位千軒)

Table with 4 columns: 年度末, 國有, 地方, 計. Rows include 明治5年, 15年, 25年, 35年, 大正元年, 13年, 昭和6年, 10年, 11年, 12年, 13年, 14年.

註 大正元年年以降の地方鐵道は私鐵輕便兩鐵道を合算したるもの、14年度は10月末現在。

No. 138 定期航空輸送成績

Table with columns: 年次, 飛行回数, 旅客, 貨物, 郵便物, 飛行距離. Rows for 昭和元年, 8年, 11年, 12年, 13年.

このことである。飛行士の如きも日本の九六〇名

昭和元年... 飛行士... 航空機製造事業法が制定された。かくて最近においては優秀なる國産機が生産されるに至つて

6 自動車

最近の世界における自動車利用の發達は極めて著しい。わが國では一〇年前には自動車はなほ贅澤視されてゐたが、今日では完全に實用化されてゐる。大正一三年には二

No. 139 民間航空機乗員

(各年10月末、昭和10年以後發表なし)

Table with columns: 年次, 航空機, 操縦士, 航空士, 乗員總數. Rows for 昭和8, 9, 10年.

に對して米國は約一五、〇〇〇名の多數を擁してゐる。わが國航空事業の發達を阻害してゐる理由が種々あり、わが國地勢、氣候、風向等の自然的條件の不利なることも、その理由の一であるが、支那の發達によつてその熾烈となつて、これが基礎要件たる航空機工業の發展を期するに、昭和三年八月新業を許可制度とする

No. 140 自動車種別累年表

Table with columns: 年次, 普通車, 特殊車, 小型車, 計. Rows for 昭和9, 10, 11, 12年.

註 内務省調。

の交通機關、特に鐵道に對して著しい打撃を與へ、大都市の附近、短距離運輸を主とする地方鐵道や支線において特に甚だしい。しかし直接鐵道の利便に代りない地方の乗合自動車は鐵道の培養線たるの役目を果し、近來鐵道の各驛を中心として急速に發達し、その運輸哩數の如きも鐵道のそれに數倍する有様である。全國の道路のうち省線電車と並行、競争してゐる乗合自動車は七、三六一軒で、自動車を運轉する道路は全國道路の七〇%に達してゐる。車輛數も旅客自動車總數六萬二千五百輛のうち、バスが二萬二千八百輛を算へてゐる。これが對策として鐵道省は盛んに省營バスの運轉を開始し、鐵道、自動車共營主義によつて自動車の侵略を避けんとしてゐる。なほ自動車は最近支那事變に

No. 133 造船

Table with columns: 種別, 昭和11年, 昭和12年, 昭和13年. Rows for 起工船舶, 工事中船舶, 竣工船舶.

註 各年中、工事中船舶は各年末現在とす。

料が昂騰し、業者の自治統制が不可能となつたので、一四年五月官民協議會が組織され、國家的統制の下におかれた。事變後汽船の造船數は急増し、一二年には四三七千噸と前年より四五%を増加したが、なほ船腹不足が深刻なもので、一二年には三萬噸、一三年には二七萬噸輸入さ

No. 135 船舶

單位1,000噸

Table with columns: 年度, 汽船及汽機船, 帆船, 總噸數. Rows for 明治10, 27, 37, 大正3, 12, 昭和5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13年.

No. 134 船齡別汽船數

(單位1,000噸)

Table with columns: 船齡, 昭和7年, 昭和11年, 昭和13年. Rows for 5年未満, 5-10, 10-15, 15-20, 20-25, 25-30, 30年以上, 計.

註 上掲の統計は千噸以上船舶のみにして、補民船を含まず。

No. 137 定期航空路

(昭和14年8月現在)

Table with columns: 會社名, 區間, 航路, 所要時間, 就航回数. Rows for 大日本航空會社.

註 東京—大阪1往復は昭和13年6月以降休航。△昭和13年6月以降休航。

No. 136 内地輸入汽船

Table with columns: 年次, 船數, 噸數. Rows for 昭和10, 11, 12, 13年.

の飛行協會による東京—大阪間郵便飛行に端を發するが、その後は進行運々としたのは昭和四年

わが國民間航空事業は大正八年に開始され、昭和五年に計畫を樹て現在その進行過程に七五〇萬噸を目標とする大建設は昭和一七年

No. 141 内地郵便概況

Table with 4 columns: Year, Post Office, Handwritten Letters, Postage. Rows for 11, 12, and 13 years.

わが國郵便制度は列國に比較して頗る進歩した組織を有してゐる。現在我國の郵便制度は逓信省の管下に全國を東京、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙臺、札幌の七逓信局區に分ち、その他臺灣、朝鮮、樺太、關東州、南洋委任統治地がそれぞれ一區とされてゐる。昭和十三年末現在における内地郵便局数は一二、一三〇局、切手印紙賣捌所は七二、三七六ヶ所、郵便函は八一、一二〇

よつてガソリン使用制限が實施された、め、木炭、瓦斯、薪等の代用燃料を使用するにいたつてゐるが、車體、機關等に使用される鐵材の不足により、充分に實用化されえない状態にある。また全國における自動車の分布状態を見ると依然として都市集中の傾向が強く東京府が總數の半以上を占めてゐる。

M 通信

1 概観 わが國逓信事業は明治三年六月廟議によつて官營となり、その後四年には郵便、二五年には小包郵便、三九年には振替貯金制度が設けられ、爾後交通機關の發達とともに郵便物輸送量の激増を見たが、いまや自動車、飛行機等の利用によつて速達便、飛行便も著しい發展をとげた。通信事業はまた國家財政上の歳入にも貢獻してゐる。

2 郵便

わが國郵便制度は列國に比較して頗る進歩した組織を有してゐる。現在我國の郵便制度は逓信省の管下に全國を東京、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙臺、札幌の七逓信局區に分ち、その他臺灣、朝鮮、樺太、關東州、南洋委任統治地がそれぞれ一區とされてゐる。昭和十三年末現在における内地郵便局数は一二、一三〇局、切手印紙賣捌所は七二、三七六ヶ所、郵便函は八一、一二〇

No. 142 内國及外國郵便物集配

Table with 4 main columns: Domestic, Foreign, Total, and Sub-categories like '通常郵便物', '小包郵便物'. Rows for 9, 10, 11, and 12 years.

○である。すなはち人口約九〇〇〇人、戸數約一八〇〇〇戸に對して郵便函一個が設けられてゐる。昭和十一年における内國通常郵便物の引受數は四七六萬通、同配達は五〇三萬通に達してゐる。これを人口一、五八八、〇〇〇個、同引受數は七〇〇〇個、同配達は七三三、〇〇〇個と見て、約一、五八八、〇〇〇個の割合に約一、七三三、〇〇〇個の割合に達してゐる。これは人口一、五八八、〇〇〇個、同引受數は七〇〇〇個、同配達は七三三、〇〇〇個と見て、約一、五八八、〇〇〇個の割合に約一、七三三、〇〇〇個の割合に達してゐる。

No. 143 内地電信線路及び線條

Table with 4 columns: Year, Type, Length, etc. Rows for 11, 12, and 13 years.

また昭和十三年度有料電報發信數は内國のみで六、七三九萬通に上り、一ヶ年國民一人當り約一通の電報を利用してゐる。この點わが國は、米、英に次いで電報利用がよく行はれ、電話の未普及を補つてゐる。

○個に上る。また外國との郵便物の發着數を見れば通常郵便物發着總數五、二一六萬通、到着總數五、一九〇萬通であり、小包郵便物は引受一九萬個、配達三一萬個に達する。これら郵便物の發着關係は支那が最も多く、次に米國である。その他英、獨、佛等が多い。

No. 144 内地電話線路及び線條

Table with 4 columns: Year, Type, Length, etc. Rows for 11, 12, and 13 years.

と反對に列國に比較してその普及發達が極めて遅れてゐる。これは電話制度が官業であるため資金ないしその他の關係から急速に擴張出来なないことが主な原因である。昭和十三年三月末現在の電話加入者は總計九八、一、九三〇名で、人口約九〇〇人に對して一個の割合である。米國の人口六人につき電話機一個、伊太利の一〇人、

獨逸の二人、英國の二人、佛國の一人の割合に比較すればその發達の極めて遅れてゐることは明瞭である。しかし近年電話に對する需要は多く、内地電話加入申込者數は總計二一、四、八〇六人の多數を算へてゐる。しかし現在の制度の下では僅かに抽籤によつてその一小部分の開設が行はれてゐるにすぎない。電話局は全國で昭和十三年三月末現在五三局、その他電信電話取扱所九六、電話所二二六ある。また電話線

No. 145 無電着通數

Table with 4 columns: Year, Domestic, Foreign, Total, and Incoming. Rows for 9, 11, 12, and 13 years.

○である。すなはち人口約九〇〇〇人、戸數約一八〇〇〇戸に對して郵便函一個が設けられてゐる。昭和十一年における内國通常郵便物の引受數は四七六萬通、同配達は五〇三萬通に達してゐる。これを人口一、五八八、〇〇〇個、同引受數は七〇〇〇個、同配達は七三三、〇〇〇個と見て、約一、五八八、〇〇〇個の割合に約一、七三三、〇〇〇個の割合に達してゐる。

No. 146 電報發着通數

Table with 4 columns: Year, Domestic, Foreign, Total, and Incoming. Rows for 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, and 13 years.

註 有料電報のみに限る。

路は總計八萬軒、同線條は七〇七萬軒に上る。最近大都市の架空線は線條の激増と共に多數の地下ケーブルはその心線四七一軒に上り、總計の半ば以上を占めてゐる。交換方法も最近著しく機械化され、大都市では多く自動交換機が使用されてゐる。しかしながら支那事務變物發による需要急増から價格の昂騰も甚しく、ために電話取引の公正と價格の暴騰を防ぐため一四年一月から電話規則の一部を改正し、六大都市における電話業者を公認制に改めた。

○である。すなはち人口約九〇〇〇人、戸數約一八〇〇〇戸に對して郵便函一個が設けられてゐる。昭和十一年における内國通常郵便物の引受數は四七六萬通、同配達は五〇三萬通に達してゐる。これを人口一、五八八、〇〇〇個、同引受數は七〇〇〇個、同配達は七三三、〇〇〇個と見て、約一、五八八、〇〇〇個の割合に約一、七三三、〇〇〇個の割合に達してゐる。

無線電信連絡が開始されるに至つた。昭和一三年度における無線電信数は總計七一萬通に上り、うち内國電報は六七萬通、外國電報は三・七萬通である。また同年度の到着外國電報は一・八萬通を算へる。わが國における無線電信事業は列國に比して多少遅れの程があるが、昭和八年に政府補助の下に資本金一千萬圓で國際無線電信會社が設立され、九年に至り茨城縣結城郡名崎村に送信所、埼玉縣北足立郡小室村に受信所が作られた。かくて同年六月滿洲國との間に始めて國際無線電信を開始して以來、フリーツピン、ジャヴァ、蘭印、全米、カナダ、キューバ、メキシコ間と急速な發展をとげたが、さらに最近政府は五ヶ年計畫をもつて國際無線電信計畫を樹立し、蒙疆(一四年六月開始)ペルー、ベルギー、アフガニスタン諸國との間に直通電信および東京、パリ間ならびにブラジルとの無線電話直通を開く計畫である。これが完成すれば現在の海外無線設備たる無線電信二六、無線電話一三に加ふるに、さらに前者二三および後者一四、寫真電送一〇を増設し、わが無線電信網は從來の三倍になるわけである。

N 度量衡

日本における度量衡は從來尺貫法が用ひられて来たが、明治一九年萬國メートル法條約に加盟、同二四年度度量衡法を設けて尺貫法およびメートル法の並用を規定、同三〇年同法施行規則および檢定規程を發表し、さらに同四二年度改正度量衡法を布いて以來、大正八年および一〇年にメートル法採用が決定、一三年より實施され、一定期間後にメートル法の單用、尺貫法廢止が法律をもつて規定されて、著々とその實現を見つゝある現状である。

No. 147 尺貫法とメートル法との關係

Table with conversion data for length, area, and volume between Japanese units and metric units.

1 戰時産業政策

戦時産業政策の最大の眼目は、いふまでもなく軍需資材の確保である。この軍需資材は、當然に、先づ國內の軍需工業から供給されるべきであるが、近代戦争の莫大な消費に對しては、かゝる既存軍需産業の能力をもつては十分でないで、不足分の供給が考へられなければならない。わが國の如く重工業が未だ十分發達しない國においては、ことにさうである。(イ)國內軍需産業生産力の擴充、(ロ)從來の非軍需産業の軍需産業への轉換政策、(ハ)軍需品の外國からの輸入政策等はその代表的對策である。したがつて戦時産業政策の重要問題は、直接間接、これらの政策に關聯して發生するといひるのであるが、その何れについても、具體的には、先に生産、貿易、物價等の部門において詳述されてゐるから、ここでは、極く簡単に、最近の問題について、概括的に説明を行はう。

【生産力擴充政策】

戦時産業政策の要諦は、戦時必要品の輸入確保を第一義とするのであつて、このためには、不急不用品の輸入制限と輸出の振興とにより輸入力を能く限り大ならしめることが緊要である。事變下のわが貿易政策は、當初は、前者すなはち輸入制限に全力を傾注したが、戦時必需品の輸入は巨額であり、金、外貨に乏しいわが國としては、どうしても輸出力の増大によつてこの輸入をカバーする方向に向はざるをえず、漸次輸出の振興が大きな命題となつて来た。しかも、戦時下においては、(イ)労働力は不足懸念せざるをえず、(ロ)原料、資材への壓迫が絶えず行はれる等の不利なる事情があり、輸出の振興は必ずしも所期の如く行はれない。わが政府は、リンク制、爲替資金の設定、金融上の諸便益の供與、通商協定の締結等により目下鋭意輸出振興をはかつてをり、一四年の貿易は一三年よりや、改善されてはゐるが、依然なかゝ困難である。なほ、事變下のわが貿易政策の一つの悩みの、いはゆる關プロック輸出は日滿支經濟建設のためにも、また廣く東亞新秩序建設のためにも緊要であるが、しかも

が相當ある。第三に從來のわが生産力擴充政策は、ともあれ一應日滿支三國にわたつて綜合的に考へられてゐたのであるが、滿支の開發は處女地であるだけに、實際問題としてなかつた困難である。したがつて、資材、努力を有効に使用し、重點主義の立場からも、また實際に生産力擴充を實現するといふ現實的な考慮からも、當面の生産力擴充政策は、滿支より内地に力點を注ぐ傾向が強まるのではないかと見られ、生産力擴充政策と日滿支プロック建設政策との關聯が注目されるのである。

【總動員法の全面的發動】

單に産業政策としてでなく、戦時經濟の全般的對策として、一四年に入つて以來、急激に、國家總動員法の發動を見るにいたつた。これは、わが戦時經濟の進行に伴ふ統制經濟の發展に應ずる當然の事態であつて、從來、事變經濟の二大支柱であつた輸出入臨時措置法、臨時資金調整法に代位し、ないしはこれを補強するものとして、總動員法が全面的に活用されるにいたつたのである。いま、最近までに發動されたる總動員法の個條を簡単に列挙すれば、

- 第三條 總動員業務
第四條 國民徵用
第六條 學務
第九條 貿易
第一〇條 物資の收用使用
第一一條 資本
第一三條 工場管理收用
第一六條 事業設備
第一九條 價額
第二一條 國民登錄
第二二條 技能者養成
第二四條 總動員業務の演練

第二五條 試驗研究
第二九條 總動員委員會

にわたつてゐる。そのうち特に注目すべきは第一一條による會社の經理統制、第九條、一一條、一九條による九・一八價格停止令等で、總動員法は、いまや、資金、事業經營、勞務、物價、技術等經濟の殆んど全分野にわたつて發動を見てをり、まさに總動員法時代に入つたといふことが出来る。

2 貿易政策

戦時貿易政策の要諦は、戦時必要品の輸入確保を第一義とするのであつて、このためには、不急不用品の輸入制限と輸出の振興とにより輸入力を能く限り大ならしめることが緊要である。事變下のわが貿易政策は、當初は、前者すなはち輸入制限に全力を傾注したが、戦時必需品の輸入は巨額であり、金、外貨に乏しいわが國としては、どうしても輸出力の増大によつてこの輸入をカバーする方向に向はざるをえず、漸次輸出の振興が大きな命題となつて来た。しかも、戦時下においては、(イ)労働力は不足懸念せざるをえず、(ロ)原料、資材への壓迫が絶えず行はれる等の不利なる事情があり、輸出の振興は必ずしも所期の如く行はれない。わが政府は、リンク制、爲替資金の設定、金融上の諸便益の供與、通商協定の締結等により目下鋭意輸出振興をはかつてをり、一四年の貿易は一三年よりや、改善されてはゐるが、依然なかゝ困難である。なほ、事變下のわが貿易政策の一つの悩みの、いはゆる關プロック輸出は日滿支經濟建設のためにも、また廣く東亞新秩序建設のためにも緊要であるが、しかも

3 物價對策

戦時物價對策の眼目は、低物價政策の維持といふことにつき、は、尨大豫算といふ莫大な需要の存在が前提とされ、巨額の公債が發行され、大規模の生産力擴充が實行され、外國からの輸入も相當行はれるのであつて、物資の需要増加、爲替の低下の傾向、通貨の膨脹的傾向等が多かれ少かれ不可避であり、根本的に低物價政策を困難ならしめる事情がある。したがつて、これを實行するには、政府が斷手たる低物價政策堅持の態度を持するのみならず、それを經濟的に可能ならしめるやうに生産の能率化、配給機構の改善、企業經營の合理化等、經濟の全分野にわたる物價引下政策が必要である。事變下におけるわが物價政策の具體的推移は、先にその項目下に述べられてゐる通りであつて、漸次發展してゐるが、未だ上述の如き全面的な根本對策はとられてゐない。加ふるに昭和一四年九月の歐洲動亂以來、物價は世界的に騰貴傾向を示して来たので、わが物價對策は一層困難を加へ、公然たる物價が急速に昂騰し來つたのみならず、開相場が横行してゐるといはれてゐる。阿部内閣は、この勢ひに押されて事實上低物價政策を放棄したのでないかと疑はれるやうな政策をとるに至り、米内内閣は、一應物價引上げに反對しつゝあるも、その代りに大がかりな補助金ないし獎勵金政策をとつて、事實上低物價政策の維持が至難になるのではなかつたかと疑はれた。なほ政府は、物價對策の重大性に鑑み、從來商工省の管

轄下にあつた中央物價委員會を改組して内閣の管轄下に置き、首相を會長、官民の代表者を委員とする新たる統制機構たる物價審議會を新設し、もつて、物價關係事項の各分属によつて起る不便、障害を除去し、政府の統一ある物價政策の施行に資することとなつた。

4 金融政策 支那事變下におけるわが金融政策の第一の命題は、年々巨額に發行される公債の消化、生産力擴充資金の捻出、對滿支投下資本の供給を圓滑に遂行することである。しかして第一の公債消化に對しては、先づ一般的には、低金利政策を持して公債市場の維持、賣行の促進をはかると共に、銀行、信託、保險會社等の金融機關、預金部、共済組合等の官公的資金の公債買入を誘導し、更に小口公債の發行によつて國民大衆の買入をも動員した。これらの実績が、今日まで成功してゐることは上述の通りであるが、一四年度秋以來は、一般に資金需要が高まつて低金利情勢に若干の異變を見た上に、公債の賣行も滞りしからず、公債消化政策として、何らかの新なる工夫を必要とされる如き情勢となつて來た。第七五議會における論議に見れば米内閣はなほ公債の強制保有等を行ふ意志はないと稱してゐるが従來よりは一段と強制的色彩の濃化するとは不可避であらう。

No. 148 商工省生産指數

(昭和6,7,8年平均基準)

Table with 5 columns: Year, Index, Manufacturing, Heavy Industry, Electricity. Rows show data for 1931, 1932, 1933, 1934, 1935, 1936, 1937, 1938, 1939, 1940.

註 重工業は、鉄鋼、延焼鋼材、機械器具の總稱、但し14年10月のみこれに電力を加ふ、また12年下期の重工業指數は同年12月分。

しかも、この指數は、未だ電力問題、石炭問題が激化しない以前のものである。一五年に入つてわが生産界が如何なる状態にあるかは、容易に察知されよう。これが原因として、物價不足關係、輸送關係、配給關係等々種々擧げられるであらうが、これを總括すれば、結局事變下

で、漸次増加し、一四年の對滿支投資の如き一億圓を越え、一三年に比し六六四萬圓を増し、内地への還流資金を控除するもなほ八億圓に上つてゐる。それだけに、これらの投資が内地の生産力擴充その他の資金を壓迫する傾向のあることは否めない。したがつて、内地金融界では、現地調辦主義の必要を唱導してをり、一四年一二月東京で開かれた東亞經濟懇談會においても内地側はこの主張を繰返したが、滿支の現状をもつてすれば、到底それは不可能であることとなるやうに見られる。

【通貨政策】 戦時下金融政策の第二は、いはゆる通貨政策で、前述の公債消化政策は、公債發行によつて放出された資金を回収する限りにおいて、この通貨政策の一面をなしてゐる。戦時財政が日銀引受による巨額の公債發行によつて行はれる限り、これによつて放出された通貨を回収の他の弊害を是正することは、戦時通貨政策の根本であるが、先にも述べた如く、わが通貨は、事變以來かなり急速に膨脹し、とくに一四年以來はその傾向が顯著で、一五年に入つては制限外發行を常態としてゐる有様である。そこで通貨膨脹抑制政策が特に重大視され、公債の消化、金融政策の抑制、購買力の吸収、貯蓄政策等、金融政策の變化が叫ばれる反面、新たに保證準備の擴大問題がとり上げられてゐる。通貨政策はデリケートであるだけに政府はなほ出来るだけ強制的措置を避けるやうな政策をとつてゐるが、七五議會における櫻内蔵相の答辯によれば貯蓄政策としては、半強制的の方法をとる旨を明してゐる状態、漸次強制的傾向が高まりつつある。

5 財政政策 近來のわが財政政策についてはその項目下に述べられてゐるが、事變第四年度に入らんとし、わが財政政策の根幹は、漸く、財政支出そのものの調整と大規模の増税とを當面の課題たらしめてゐる。わが財政力の限度が正確に幾何であるかは問題である。として、現下の通貨膨脹および物資不足の兩傾向から見て、このまゝではわが財政が一應の限界に達しつゝ、あるのではないかとはいふことは少くも深甚の考慮を要するところであり、事實第七五議會における豫算の論議は、主として、この點を中心に行はれた。もちろん、東亞新秩序建設の擔當者としてわが國防力の増強は當然であり、徒らなる財政緊縮は問題にならないが、上述の點から見て、インフレーションを防止してわが戦時體制を眞に強化するの立場から、當面わが財政政策としては、全體として財政支出を調整することが大なる問題である。と同時に、同様の意味において増税の必要もいふまでもないところであり、事實昭和一五年度において、前述の如く、相當の増税が行はれることとなつてゐる。しかしながら、急速に膨脹せるわが財政に對しては、更に一層大規模の増税が必要であり、増税政策の一段の昂揚(例へば物品取引税、財産税等の創設の如き)が要望されてゐる。なほ、財政政策としては以上と並んで、今後巨額の公債發行が持続されるのであるが、これが對策もまた考慮されなければならぬ。これについては、金融政策においても觸れてあるが、要するに公債消化を促進する一段と進んだ工夫が緊要となつてゐるのである。

P 經濟の動勢 1 最近の生産問題 生産力の擴充、より具體的には増産政策が、戦時經濟の樞軸をなすことは自明であるが、一四年春以來、わが經濟には、増産テンポの停滞ないし低下の傾向が漸く表面化して來た。しかも、事變下において當然縮少を餘儀なくさるべき平和産業ばかりでなく、最も力點を置いて増産されてゐる重工業關係に、それが現はれてゐることは注目されるべきである。すなはち、これを表示すれば次表(No. 148)の通りである。

わが戦時經濟の當面する根本的な困難といふ問題に歸着する。その意味において、最近の生産情勢は、戦時經濟の困難を最もよく表示するものといふことができる。そして、これが打開策として最近とられてゐるいはゆる重點主義にも問題あること前にも一言せる通りであり、わが増産對策としては、一層突き進んだ經營内部の合理化、生産の能率化、配給機構の改革策を必要とする段階に入りつつ、あるのではないかと見られてゐる。

2 動力不足問題 昭和一四年に入つてから石炭不足問題がやかましく叫ばれて來たが、八月以來はこれと關聯して電力不足問題が勃發し、一五年一月末にはつひに電力調整令が發動されるまでに緊迫して來た。石炭の不足については、具體的な數字は公表されなかつたが、時局産業の急激な擴大を中心に需要が激増したの對し、他方生産は、資材の不足、労働力の不足、労働力の質的低下(従來の熟練せる強壯男子の代りに不熟練の弱體男子や女子が就業してゐる)に加ふるに、價格の關係等によつて豫期の如く増加すること能はず、その上折角生産されたものも配給機構、輸送力の不備によつて需要者の手に入らなかつたことによつて必要規模な補助金政策、すなはち、一、増産奨励金(六百萬トン増産を目標にトン當り五圓補助)として計三〇百萬圓。二、坑道掘進補助費(新坑ないし一般坑道掘進補助費として二〇百萬圓)。三、一元的配給會社に對する買上補償金(第七五議會において成立すべき石炭共販會社に對し、同會社がブール平均價格を採用するため、石炭買上に當つて生ずべき損失を補償するものとして六〇百萬圓。

を支給する案を作成し、目下閣議において、最後の決定案を急いでゐる。しかしながら石炭の増産難が價格、採算の關係よりは、資材、特に労働力の不足、質的低下によること多いと見るものはその效果に多大の疑問を懷いてをり、名古屋財界等には、百歩を進めて、石炭の國家管理案が主張されてゐる。電力不足問題は全國的ではあつたが、とくに關西において著しかった。昨夏夏季の渇水による水力發電の減退によるところも多かつたが、これを補ふべき立場にある火力發電が前述の石炭不足から同様に減退したことによるところも大であり、この意味において、電力問題は、結局石炭問題に歸するといはれてゐるが、他方では、電力について、時局産業の擴張による需要増大といふ事實は顯著であり、結局需要供給の兩側面から、問題の根因はわが戦時經濟自體の困難に基くこととなるが、同時に、電力統制機構の不備、すなはち日本發送電そのものの機構ないし配電業者と電力需要者の關係、商工、通信兩者の對立的關係等にも基因する。政府は、かくて、電力調整令の發動による電力制限、石炭の急速なる手當等の應急措置を講ずると共に、根本的對策として石炭に對して前述の如き對策を講ずる他、一方、日本發送電の機構そのものの改革を意圖してゐると傳へられる。動力問題は、いふまでもなくわが生産力の擴充政策の根柢を揺り動かすものであり、それが各産業に與へる影響は極めて重大である。

の藤原商相の如き輸出振興策の一として食糧品の輸出を唱導し、現にそれが實行されたのである。しかるに、一四年夏南朝鮮、中國、四國の米の生産を豫期の如く増加せしめなかつた(殊に朝鮮からの移入米を激減せしめた)反面において戦時のおよび好景氣的需要増の關係から、消費は増加してをり、ために、一四年夏以來食糧問題がとみに激化した。もつとも、この米不足問題に關しては、農産物高その他によつて農民が比較的餘裕があつたこと、したがつて米價が上るだらうといふ見込から農民が米を手放さなかつたこと、配給機構の不備などの影響も強く、絶對的な米不足が現實化したのでないことは事實である。しかし、かくして食糧問題は俄然重大視され、本年における米の需給問題は第七五議會において、種々論議されたが、島田農相は、

供給は、本年度米が内地六九百萬石、朝鮮一四百萬石、臺灣一〇百萬石、計九三三萬石、これに昨年度よりの持越四・七百萬石を加へて九八〇萬石、更に輸入外米を加へれば一〇〇〇萬石以上。これに對し需要は消費見込高九五百萬石、輸出二百萬石を加へて九六〇萬石であり、したがつて本年度の端境期待越等は四・五百萬石を下らず、あるひは五百萬石以上を上るだらう。といふ如き比較的樂觀的な意見を議會において述べてゐる。もちろん果して農相の言の如くなるか否かは不明であるが、政府も食糧増産については最も重要視し、農業對策としては、肥料の配給をはじめ食糧増産第一主義をとつてゐる。

悪性インフレ問題 戦時經濟下において

最も恐れられたインフレーションは一四年秋以來とみにその聲が高まつて來た。もちろんかうした事態がいよいよ悪性インフレといふ如きものではないことは明かであるが、しかし、インフレーションの傾向が漸次に昂進しつゝ、あることは事實で、この點では、特に一四年九月勃發した歐洲戰亂がわが物價高を刺激し、換物傾向を促進し、投機熱を高めてインフレーションに拍車をかけたことは見逃されぬ。かくしてわが經濟は、近來一方において、いはゆる物資不足傾向が激化しつゝ、あるのか、はらず、他方では、通貨膨脹傾向が顕著となりつゝ、あり、これに伴つて物價騰貴傾向が激化し、一部にはいはゆる金より物への傾向さへ現はれて、投機的傾向が激化せんとしつゝ、あるのであつて、全體としては、インフレーション傾向の進展しつゝ、あることは争へないのである。これらの一々については、何れもそれの項目下に述べられてゐるが、日銀兌換券、物價、生産指數を一括して、

No. 149 インフレーションの指標

Table with 4 columns: Year (年), Average (平均), Exchange Rate (日銀兌換券發行高), Price Index (物價), and Production Index (生産指數). Rows include 昭和 12年平均, 13年平均, 14年平均, 14年1月, and 15年1月.

注 日銀兌換券發行高は月平均、三農研究所作成 日銀物價は明治33年10月基準、生産指數は昭和6-8年基準。

これを簡単に表示すれば別表の如く、近來通貨膨脹傾向は最も急激であり、物價もこれに伴つて著騰し、他方、生産は停滯的な減退的である。もちろん、これによつて正確にわがインフレーションの進行を示すことは出来ぬが、この凡その見當をつけることは可能である。このインフレーションの對策としては、それが戦時經濟の全分野にわたる問題であるだけに、戦時經濟の前提となつてゐる大體の増産を調整し、更にこれと關聯し、増産を行ふのみならず、進んで現下の統制を強化、進歩せしめ、物資、通貨、物價、投機等に對して、有効適切な處置を講ずることが肝要である。それは、したがつて、全體的な一貫した對策を必要とするのであるが、かうした對策は、未だ政府當局者によつて具體的政策としては採り上げられていない。反對に當局は生産、物價、金融等々の項において見たやうに、それらの一部々々をとり上げて應急措置に盡命の状態である。

V 社會

A 社會大觀

日本社會の發展はこれを原始社會、古代社會、封建社會、資本主義社會の四段階に分けることができる。

【原始社會】この時代は、原日本民族が渡來してきてから氏族制度が崩壊するにいたる大化改新前までの時代であつて、血族組織による氏族的體制のもとに生産手段たる土地は共有せられ、勞働は共同になされた。この原始的共同關係が緊密であつた時代には、いまだ階級的區別は存在しなかつたが、後期になつては、しだいに所有の平等が失はれて、階級的區別が發生して來た。すなはち氏の上、氏は自由人であり、部の民および奴、家人部は隸人であつた。

【古代社會】この時代は、原始共同制度の崩壊から大化改新を経て奈良朝時代の終りにいたる。この時代を特徴づけるものは、氏族制度による政治體制が崩れて地域團體による中央集權的な國家制度が完成したこと、奴隸制度が社會の基礎となつたこと、この時代の末期に大土地所有が莊園の形態において發生しはじめたことなどである。階級の區別は明確となり、法律をもつてこれを規定するにいたつた。貴族としては氏の上の子孫があり、自由民としては氏人の後身たる庶人、平民、白丁、公戸などがあつた。しかし後者は政治上の權利もなく、租庸調の負擔を負ひ、莊園の發生とともにやがて農奴となるか、浮浪の民となつた。また雑色(品部、雜戸)なる非自由民があり、その下には、官戸、陵戸、家人、公奴婢、私奴婢などの奴隸がゐる。奴隸は賤民と呼ばれて、賣買せられ、財物

【封建社會】

この時代は、前時代をうけついで平安朝時代から徳川時代の終までを包含する。この時代の特徴は、社會制度が大土地所有の基礎の上に立ち、それに対応して、封建的社會關係が支配的となつたことである。平安朝時代の支配階級は莊園の所有者たる貴族および寺院であり、奴隸は解放せられて農奴となり、從來自由民たりし者は莊園に入つて莊民となり、莊民はしだいに農奴の境涯に陥つていつた。平安末期に貴族に對立して武士が勃興し、つひに天下を征服して鎌倉時代以後支配階級となり、それとともに貴族は衰へた。武士階級の頭は將軍および大名であり、その下に御家人、非御家人以下の武士階級があり、それは知行關係を通じて將軍、大名に隸屬し、こゝに封建的關係が成立した。當時の農民は風下、地下などと呼ばれ農奴であつた。徳川時代にいたつては、將軍、大名、旗本および家人、陪臣を一聯とする武士階級の封建的紐帶はますます緻密となり兵農は明白に分化し、武士は諸種の特權を有して支配的階級を形成した。農民はかゝる武士階級の有する土地の隸屬農奴として、勞働を強行せられ、收奪をほしいま、にせられた。また中世末期には商業資本主義が發達し町人階級の發生を促した。町人は、階級的には被支配者であつたが、經濟上、しだいに支配階級たる武士階級を支配せんとする傾向を馴致した。

【現代社會】明治時代に入つて資本主義社會が現れ、資本と勞働とが社會的に分離して資本家對勞働者の關係が形成され、その中間には中間階級「小農工商業者、俸給生活者などのいはゆる「中間階級」が介在するにいたつた。この近代的階級分化は日本資本主義の發展に伴つて進行した

B 社會構成

I 概観

小農制の基礎の上に封建制度の典型的な發展をみせた日本は、一九世紀後半にいたり歐米資本主義の壓迫を契機として、急速に封建的社會制度の行詰りを打開し、國內諸般の改新を斷行して、新社會秩序を創建すべき必要にせまられた。かくて日本は、明治維新(一八六八年)以來、内には軍需産業を中核とする資本主義の國家的哺育助成、外には數次の戰爭を賭せる大陸政策の遂行によつて、急速に近代國家としての偉容を整へた。ヨーロッパ諸國が數世紀を要した近代資本主義的發展過程を、わづか半世紀のあひだに歴史的に飛躍した日本は、そのために、その歴史過程において、またその社會構成において、幾多の日本の特徴を保有してゐる。日本の社會構成の特徴は、職業別人口構成の列國との比較によつて端的に示される。すなはち別表に見られるごとく、日本の社會における農業人口比率は列國のいづれよりも高く、工業人口比率はそのいづれよりも低

列國の職業別人口構成

Table showing occupational composition by country: Japan, Germany, Italy, America, England, France. Columns include industry (Agriculture, Industry, Commerce, etc.) and percentage of total population.

農業人口の歴史的多数と工業人口比率の著しい低位とは、日本社会の後進性を特徴づけるものである。しかしながら日本資本主義は、いまや古い零細農制を脱しきり、農村を土壌として、これより流出する低廉な労働力を利用して、急速に高度の発展を遂げ、金融資本制の獨占段階にまで到達した。したがって、ここに、歐米資本主義諸国に見るときに近代階級分化を伴ったが、その階級分化は列國に比すれば著しく未成熟で、中小農工商業者その他の中間階級の歴史的多数をもつて特徴づけられる。

つて、内地人以外においては朝鮮人が最も多い。なほアイヌ人口は昭和十一年現在にて一六、五一九人である。因に右國勢調査當時における外國人は中華民國人三九、四〇〇人、ロシア人三、五八七人、アメリカ合衆國人三、六四〇人、イギリス人三、一四四人、ドイツ人一、二二八人、フランス人六九四人、その他二、五八七人であつて、中華民國人が歴史的多数を占めてゐる。

産業別「勞務者」數

Table showing the number and percentage of laborers by industry: Agriculture (45.9%), Industry (26.1%), Commerce (13.0%), etc.

註 昭和五年第2回國勢調査報告に據る。

考のため厚生省によつて發表された「工場鑛山等勞働者數」の「勞働者」について昭和五年度と同一三年度との計數を對比すれば、工場勞働者(昭五)二、〇七六、〇〇五人、(昭一三)三、八五五、一八四人、鑛山勞働者(昭五)二、二二五、八六二人、(昭一三)四、三三〇、六九六人、(昭一三)五、四五一、五八八人、日傭勞働者その他(昭五)一、九〇四、四三九人、(昭一三)一、九二九、二四七人、計(昭五)四、七三三、〇〇二人、(昭一三)六、七六五、三九九人である。

C 勞働

1 概観 (産業別勞働人口) わが國における勞働人口に關する調査はいまだ完備せず、勞働人口と看做し得べき勞働者數を明かにするたためには、さしあたり昭和五年の第二回國勢調査の結果にもとづいてこれを算出するを比較的確當とせざるを得ない。いま右國勢調査報告に據つて、勞働人口と看做し得べき「勞務者」總數を産業別に見れば別表のごとくである。なほ參

しかも資本の高度の發展はすべて國家の哺育助成に俟つところ多かつたから、軍部と官僚が大きな社会的比重を占めてゐる。しかして小農制と家族制度と國家との三者連環的紐帯は、一貫して日本の社會構成に特殊な強みを與へてゐる。

職業別人口構成

Table showing occupational composition by profession: Agriculture (14,140,107), Industry (546,624), Commerce (251,220), etc.

註 昭和五年10月1日國勢調査。

「穡多」の稱呼は明治四年の布告をもつて廢せられたのであるが、永い間の習慣はこれらの人々を依然として「新平民」「特殊部落民」等の言辭のもとに排斥したところから、後述のごとき水平運動なる一社會運動を發生せしめるに至つた。これらの人々は、大正一〇年内務省調査によれば、部落數四、八九〇、戶數一五四、二八七戸、人口八二九、六七四人と算定してゐるが、水平社側では人口三百萬と稱してゐる。

4 民族關係 いま昭和五年の國勢調査結果について民族別人口をみると、内地人六三、九七二、〇二五人、朝鮮人四一九、〇〇九人、臺灣人四、六一一人、韓人二二人、南洋人一八八人であ

の労働力の需給状態は労働力不足を示して来たといひ得る。したがって支那事變は、労働力需給關係においてすでに飽和點に達したと見られる時期に勃發し、戦時應召者の續出と新規労働力の需要増は、労働市場の緊迫度をいよいよ強めることとなつた。しかもこの労働力の需要は、軍需工業をはじめとして、鑛業、金屬工業、機械器具工業を急速に擴充せねばならぬ必要によるものであるため、従來のわが國工業の中心を成してゐた紡織工業とは異なり、主として男子の労働力を必要とするのみならず、大體において、應召された兵士と同様な青年層の男子労働者を必要とするのである。労働力の需要がこの年齢層の男子に集中したといふことは、労働力需給の緊迫度を一層強化する原因となつてゐる。日銀調査員労働力指数によれば、次表のごとく、支那事變勃發の昭和十二年七月より一四年五月までの労働力の増加は男子労働者のみである。なほこれを事業別にみれば、機械器具工業、船舶車輛製造工業、金屬品工業における増加が著しい。しかもこれらの技術者や熟練工は急激に増すことの出来ぬ性質のものであるから、最近の労働力の不足は特にこの方面に著しい。またこれら工業部門における労働力の不足は同時にまたその労働力の供給源としての農業部門における労働力の供給不足とあつてゐる。わが國の農村は一般に労働力過剰であるとされてゐるが、多數の應召と、軍需工業、重工業への労働力の供出により、今日の農村は所によつては相當甚だしい労働力不足に陥り、農業生産力維持の問題が提起されつゝ、政府はまづ一三年度において高等工業をはじめ

民營工場労働人員指數
(大正15年基準)

	昭和12年7月	昭和14年5月
I 總指數	117.8	143.5
男	133.5	184.5
女	102.3	102.3
II 事業別指數		
機械製造業	271.8	566.8
船舶製造業	186.4	268.2
車輛製造業	134.1	216.5
器具製造業	209.5	369.3
金屬品製造業	166.4	250.9

として中等程度の工業学校の收容人員を大約三割見當増加することにした。一四年においてさらに工科大學をはじめとして高等および中等の工業学校の學科および學費の増加、増設を行ふとともに、新たに大學、高等および中等程度の學校を新設して、極力工業學校の卒業生を増加することとした。また熟練職工の不足に對處するために、政府は一三年度において國營の職工養成所を新設するとともに工場、鑛山への委託養成制度を創設したが、一四年においてはさらに金屬工場、機械器具工場および鑛山等に對しては、見習工を義務として養成せしめることになつた。すなはち二〇〇人以上の労働者を使用するこれらの工場はその職工數に對して所定の率に相當する數の見習工を保有しなければならぬこととした。政府の計畫ではこれによつて相當に大なる數の職工が養成せられることになつたのである。かくのごとく、政府は技術者および熟練職工の養成に努力するとともに、また一

般の労働者を補給するために、職業紹介所の國營ならびに擴充を斷行した。労働力計畫——一四年七月四日の閣議において昭和一四年度労働力計畫を決定し、つぎのごとき企業院總裁談を發表した。
「本計畫は本年度における労働力實現の大綱を定めたものであつて、他の總動員實現計畫と同様軍需の充足、生産力擴充計畫の遂行、輸出の振興および國民生活必需の確保といふ長期戰時態勢下においてつとも緊要なる事項の達成を目的としてゐるのである。一般労働者の需給計畫については、労働者の新規需要は、内地における軍需産業、生産力擴充計畫産業およびその附帯産業、輸出および必需品産業ならびに運輸通信業における増加需要および工業、鑛業および交通運輸業における増加需要を要する員數に内地から滿洲への移民等を加へて、男女合計約一一〇萬人と概算した。
右の新規需要に對しては、まづ本年三月の新規小學校卒業生、未就業者、物産調査員計畫の遂行によつて生ずる職業者から極力これを充足するに努め、殘餘の不足は農業者、商業その他における労働者の當該可能な業務の従事者、移住朝鮮人をもつてこれを充足する方針をとつたのであるが、同時に青年男子の労働力の需給を關する事項を適當と認むる方面もある。これに對しては一部女子をもつて代用せしめるため未婚の無業女子の就職斡旋をも併せ行ふこととした。右不足補填方針については特別の考慮を拂ひ適切な對策を講ずるつもりである。ことに農村からの勞力供出については農業生産確保のために必要な措置を考慮した。
つぎに技術者および熟練労働者の需給計畫は、おほむね日滿支を通じて工業、鑛業および交通運輸業における新規需要を基礎としてこれを設定した。技術者については、一般労働者の場合と異なり、その短期養成が困難なため、需給の適合を圖することは到底不可能であるが、できるかぎりその不足を緩和するため、不就業者の就職斡旋、能率的利用、斡旋の適正

化等の方策を講ずることとした。また熟練労働者についても、技術者と同様、その急速な補給は困難であるから、經驗労働者に対する再教育施設の擴充を圖るほかは大體技術者の場合に準じて措置することとした。なほ今後わが國の生産力を総合的に擴充してゆくためには、單に労働者の數量的な調整だけでなく、その質的向上を圖ることが緊要であるので、特に本計畫では労働者の保健衛生、災害防止その他の保護に關してその徹底を期すると同時に他面労働者の技能、賃金および生活等についてもその能率増進のため積極的に諸般の方策を講ずることとする。また最近緊迫を告げてる労働者の住宅問題および交通問題も急速にこれが緩和を圖ることとしてゐる。

この労働力計畫の發表について、政府は七月八日國民徴用令を公布、同一日より施行して、労働配置に完璧を期することとした。かくて熟練工不足の全面的な労働力不足への發展、これにともなつて熟練工補給策より労働配置への移行となつたわけで、こゝに労働力不足問題の現段階における特徴が見られるのである。

【就業状況】 上述のごとく、労働力の需給關係は極度に逼迫し、労働力の不足が産業界の分野において痛感されてゐる現狀であるから、往年のごとき就職難、大なる失業者群の存在のみられないことは當然である。しかしして「失業」の項に示すとき失業者の著減はこの間の事情を物語るものである。労働力動向の面よりこれをみるに、日銀調査によれば、昭和一四年三月における民營工場における雇入數は九八千人、解雇數七〇千人、差引二八千人の雇入超過を示し、鑛山においては、一二年末雇入一八千人、解雇七千人、一三年末雇入一七千人、解雇九千人、一三年末雇入一七千人、解雇一八千人と毎年雇入超過を續けてゐる。つぎに同じく日銀調査によ

民營工場における就業日時
鑛山における就業日時

民營工場における就業日時				鑛山における就業日時			
年	月	就業時間	就業日數	年	月	就業時間	就業日數
昭和	11年	時間分	日	昭和	11年	時間分	日
	12	8.49	27.4		12	9.59	27.6
	13	8.55	27.4		13	10.01	27.6
	13	9.00	27.5		13	10.04	27.7
	14	9.02	26.1		14	9.52	25.1
	2	9.02	25.4		2	9.59	26.5
	3	9.04	27.3		3	10.01	26.8
	4	9.04	26.6		4	10.00	27.6
	5	9.06	27.4		5	9.58	27.5
事業別				事業別			
(14年5月末)				(14年5月末)			
鑛業	8.42	28.0	27.5	鑛業	9.49	27.5	27.4
金屬	9.20	26.9	27.7	機械器具工業	10.10	27.7	27.7
鑛業	10.07	26.7	27.8	化學工業	10.03	27.7	27.8
石油				飲食工業	9.51	27.8	

り、民營工場および鑛山における就業時間ならびに就業日數をみれば別表のごとく、就業時間はいづれも一〇時間前後、就業日數もまた二七日以上となつてをり、極めて緊張してゐることを看取せられる。

る目標は労働力、國民動員および適正賃金規程にそれぞれ資料を完成しもつて生産力擴充計畫遂行に資せしめんとするにある。このため調査範圍は從來に比し格段と擴張され、調査事項も労働力および賃金等について新味を加へた。すなはち從來調査對象になつてゐた工場、鑛山および交通事業は原則として五〇人以上の労働者を使用するものに限定してゐるが、今回は五人以上使用のものに擴張した。また工場および鑛山労働者がどんな産業から轉職したか、遊休労働力がどういふ風に時局産業に吸収されたかも調査し、戦時下の産業再編成と労働需給關係の關係を明かにしようとしたものである。なほ職業紹介機關の機能、労働者の教育程度、賃金給與その他労働條件の實現についても報告を徴した。しかして本調査は昭和一六年三月末までに完成の豫定であるが、一五年度動員計畫の資料にも間に合せるため集計を急いで一五年二月にはその概數だけをとりまとめるはすである。

2 労働條件 【労働時間】 國際労働局の労働時間に関する報告においては、世界各國を三部類に分ち、第一は、一週四〇時間以内の制限が行はれてゐるものであつて、フランス(のち四五時間までの延長が可能となつたが)ベルギー、イタリア、アメリカ合衆國、カナダ、アルゼンティンおよびソヴェート聯邦(三五時間)等がこれに屬し、その他の國々(インド、日本および支那を除く)は第二の部類であつて、ほとんと例外なく一週四八時間以内の制限が行はれてをり、最後に第三部類として、一週五四時間の制限が行はれてゐるインド、ならびに労働時間の制限なき日本および支那が挙げられてゐる。昭和一二年一〇月八日附をもつて内務省社

會局は全國地方當局に通牒し、やむをえぬ場合の二時間延長の緩和條件を付して、工場労働における一二時間制を各工場主に勧告せしめた。これは、一週八四時間ないし九八時間以内の制限であつて、なほ世界諸國のそれのほとんども二倍以上の長時間労働を許容するものであつたが、企業家側からは猛然たる反對運動が起つた。しかして、最近における労働時間延長の一般的傾向をみるに、例へば昭和一〇年においては、同七年より四五・九%の激増であり、そのうちもつともはなほだしいのは、機械工業の一〇八・一%、化学工業の六九・一%の増加で、その増加率は、いはゆる「産業の活況」の中心に近づくほど大である。

労働賃銀指数

(昭和13年度)

Table with 5 columns: 月別, 貨幣賃銀, 對前年増加率, 實質賃銀, 生計費指数. It shows monthly data from January to December for 1933, along with annual averages.

註 朝日新聞社調査。小數4捨5入、大正3年7月基準。

本指数調査開始以來の最低記録を出し、八月はさらに同記録を下廻る低落を演じたが、下半期に入り時日の経過とともに物價抑制策の効果現れて生計費が保合状態になつたのと、貨幣賃銀の續昂騰とによつて反撥情勢になり、結局一二月の位置は一四四・五と前年同期とほぼ同位置にまで回復したが、年平均は二三九・八と前年平均より一分四厘の下位にあつた。つきに工場労働者の賃銀の動向を産業別に見ると、時局によつて甚だしき不振状態に陥つた平和産業におけるよりも、労働力の不足を告げてゐる軍需産業において、より多く低下傾向にあることが注目される。例へば、北支および上海方面に戦局の發展を見つゝあつた昭和一二九年九月當時に戦局の發展を反映して、軍需産業部門に強くこの情勢を反映

して、急激なる人員増加を行つたが、ことに官營工場においては、そのうちでも化学工場においては、日銀労働人員指数が、八月から九月へ一ヶ月において一五九・一の躍進を示したが、それにもかゝらず、實收賃銀は逆に七・二といふ顯著な低減を示した。かゝる奇現象は、いふまでもなく、事業繁忙による労働人員不足のため、賃銀低廉なる不熟練労働者が大量に流入したことによる平均賃銀の低下にほかならない。この甚だしい低賃銀をもつて大量に流入しつゝ、ある臨時工の著しい増加は、事業下産業界の問題でなければならぬ。こゝにおいてか、政府は一四年三月三十一日付をもつて、總動員法第六條に基く「賃金統制令」を公布、同四月一〇日から實施して、賃銀の甚だしい懸隔を是正することとし、また「未經験者の初給賃金」について地方別に基準を定め、一四年七月下旬から實施するにいたつた。この初給賃銀の基準は、一三年を基準として規正したもので、一四年より約一割減となるものである。

全國労働者生計費指数

(昭和12年7月=100)

Table with 7 columns: 年 月, 總指数, 飲食料費, 住居費, 光熱費, 被服費, その他. It shows monthly cost index data from July 1931 to June 1934.

註 内閣統計局調。

宅の著しい拂底があり、いまや重大なる社會問題となりつゝあることが特記されねばならぬ。【労働保險】これについては後述「社會施設」1「社會保險」の項における健康保險法、國民健康保險法、職員健康保險法、船員保險法を参照せられたい。これらは概して、労働保險の内容たる災害、疾病、分娩、癱瘓等に對する保險を包含するものである。たゞし、わが國においては、遺族保險、養老保險、失業保險のこと

きはいまだ發達してゐない。【労働立法】わが國においては労働組合法はいまだ制定されてゐない。政府としても、また労働組合側からも、これに關する法案が議會に提出されて來たのであるが、いまだ通過をみるまでにいたつてゐないのである。かくて労働組合に對しては、政府は、事實上の存在としてこれを認め、原則としてその經濟的團體としての穩健なる活動に對しては彈壓掣肘を加へずまた特にこれを助長するといふ態度でもなく、いは

ば自由放任的であつたのであるが、支那事變を契機として、労働統制の進行、産業報國運動の發展などは、かゝる労働組合に對する態度に變化を與へずにはやまぬ情勢をもたらしつたものごとく、労働法の制定は目下のところ望み薄に見える。労働協約法についても同様、從來これが制定のための運動が行はれたが、いまだその成立をみるにいたつてゐない。最低賃銀法および労働時間制限法もいまだ不備であるが、支那事變の發展を契機として、總動員法第六條に基く賃金統制令、労働時間制限令が發動されるにいたつたことが注目される。

以上のほか、わが国現行の労働保護法規の主なるものは、(一)工業労働者最低年齢法(大正一二年制定、同五年施行)、船員最低年齢法(大正一二年制定、昭和三年施行)、(二)工場法(明治四四年制定、大正五年施行、大正一二年改正、大正一五年施行、同施行令)、(三)鑛業法(明治三八年制定施行)、鑛夫労働扶助規則(大正五年農商務省發令)、(四)労働者災害扶助法(昭和六年制定、同七年施行)、(五)備入扶助令(大正七年發令)、供給労働者扶助令(昭和七年發令)、(六)労働者募集取締令(大正一三年發令、同四年施行)、(七)船員法(明治三二年制定、同三年施行)等である。(一)は幼年(滿一四歳以下)労働を禁止し、(二)は工場鑛山の災害扶助と少年労働者、女労働者、坑内労働者の就業制限とを定め、(四)は屋外労働者の災害扶助を規定し、(五)は官業屋外労働者の災害扶助について適用される。扶助は労働者が業務上負傷し、疾病に罹りまたは死亡したとき支給され、その種類は療養(または療養費)、休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料、葬祭料、打切扶助料の六種である。しかし健康保険法の給付による代りが認められてからは、扶助の件数が著しく減少した。(七)は従来までは船員保護法といふよりも、むしろ船員雇人の取締法ともいふべきものであった。

【労働施設】こゝでは、都合上、労働者災害扶助法施行状況および労働者教育に限り述べることにし、他は関係項目の参照を乞ふことにする。まづ労働者災害扶助法につき、これを民營事業についてみるに、昭和十一年一月一日現在の適用事業数は一三、一〇〇、使用労働者は六〇五、六七七人である。しかして扶助件数は三一、三五一件、事故の最も多かつた業種は貨物積卸の事業であつて二一、〇九四件(總數の六七・三%)、これについて土木建築工事の八、六〇二件(二七・四%)、土石砂鑛採取工事の九、八一一件(二七・一%)、交通および運輸事業の六六七件

(二一・一%)、船舶解體事業の七件である。さらに總件数を扶助の程度からみれば、治癒したる者三〇、一七〇人(うち障害を残したる者七九〇人)、治癒せざりし者一、一八一一人(うち死亡者四三八人)であつて、扶助金額は總數一、一〇二、八一五圓、一人當り平均扶助額は、貨物積卸事業二五圓四九錢、土木建築工事五一圓七七錢、土石砂鑛採取業六二圓〇一錢、交通および運輸事業八六圓七九錢、船舶解體事業一六二圓八九錢である。つきに官業においては、昭和十一年度末現在の適用事業における労働者總數三四七、〇四四人、扶助總件數一一、四四四件、その金額四五三、六四二圓、そのほか年金制扶助が一、〇四八件、一七七、四五一圓である。労働者教育については、官廳および私團體によつてなされるもの、および工場鑛山におけるもの等種々あるが、こゝでは最後のものについて瞥見したい。本邦において企業主の行ふ教育のうち最も組織的な制度をもつものの一つとしてまづ寄宿工の教育を挙げねばならない。これは従来主として女工のためになされてきたもので本邦独自の制度である。しかして經營の大企業、業種の種類によつて内容が多少の相違はあつても、なんらかのこの種教育が行はれてゐないところはないと断言できる。その内容は、裁縫、手藝、編物、染色、刺繍、作法、生花、茶の湯等の技藝科目中の若干につき實習させるものが原則的である。教育時間は、交替前後または日曜休日を利用して二時間ないし三時間くらゐであり、なかには起床後ないし食前に行ふところもある。寄宿女工に対する職業教育は、長期にわたつて行はれることなく、概して一ヶ月ないし二ヶ月に過ぎない。成人通勤工を対象とする

わが國生産力の重要供給源ならしめるため、女子労働者の生活待遇に特殊の保護を考慮すべくかねて研究中であつたが、成案を得たので、四年一月各地方長官および鑛山監督局長に於て、大要左のごとき通牒を發した。現在わが國の女子労働者の總數は二百萬人に達し、事變の長期化したがいさゝかに増加の傾向にあり、政府でも労働員計畫完遂のために各地方に於て、男子求人に際してその職種、作業の内容によつては女子を代替採用させ、かつ女子の就業希望者には豫備登録等を行はしめるやう取計らふやう要望して、積極的に女子の就業による勞力資源の確保に努めんとしてゐるのに鑑み、將來女子労働者に關する特別法規の設定は必ずとされてゐるから今回の通牒内容はその立法化への前提であり、指標を示すものとして注目される。

【労働組合】こゝでは、都合上、労働者災害扶助法施行状況および労働者教育に限り述べることにし、他は関係項目の参照を乞ふことにする。まづ労働者災害扶助法につき、これを民營事業についてみるに、昭和十一年一月一日現在の適用事業数は一三、一〇〇、使用労働者は六〇五、六七七人である。しかして扶助件数は三一、三五一件、事故の最も多かつた業種は貨物積卸の事業であつて二一、〇九四件(總數の六七・三%)、これについて土木建築工事の八、六〇二件(二七・四%)、土石砂鑛採取工事の九、八一一件(二七・一%)、交通および運輸事業の六六七件

労働者教育については、官廳および私團體によつてなされるもの、および工場鑛山におけるもの等種々あるが、こゝでは最後のものについて瞥見したい。本邦において企業主の行ふ教育のうち最も組織的な制度をもつものの一つとしてまづ寄宿工の教育を挙げねばならない。これは従来主として女工のためになされてきたもので本邦独自の制度である。しかして經營の大企業、業種の種類によつて内容が多少の相違はあつても、なんらかのこの種教育が行はれてゐないところはないと断言できる。その内容は、裁縫、手藝、編物、染色、刺繍、作法、生花、茶の湯等の技藝科目中の若干につき實習させるものが原則的である。教育時間は、交替前後または日曜休日を利用して二時間ないし三時間くらゐであり、なかには起床後ないし食前に行ふところもある。寄宿女工に対する職業教育は、長期にわたつて行はれることなく、概して一ヶ月ないし二ヶ月に過ぎない。成人通勤工を対象とする

近年における失業の状況

年次	労働者總數	失業者		
		實數(推定)	指數(昭和9年=100)	人口1,000に付
昭和6年	4,670,275	470,736	130.5	7
7	4,860,276	463,403	128.5	7
8	5,126,719	378,921	105.0	6
9	5,764,277	360,750	100.0	5
10	5,906,589	351,469	97.4	5
11	6,090,116	322,969	89.5	4
12	6,422,333	270,418	75.0	4
13	6,765,399	230,203	63.8	3

註 厚生省調査。13年の失業者に限り10月末現在、他はいづれも年末現在。

労働者教育については、官廳および私團體によつてなされるもの、および工場鑛山におけるもの等種々あるが、こゝでは最後のものについて瞥見したい。本邦において企業主の行ふ教育のうち最も組織的な制度をもつものの一つとしてまづ寄宿工の教育を挙げねばならない。これは従来主として女工のためになされてきたもので本邦独自の制度である。しかして經營の大企業、業種の種類によつて内容が多少の相違はあつても、なんらかのこの種教育が行はれてゐないところはないと断言できる。その内容は、裁縫、手藝、編物、染色、刺繍、作法、生花、茶の湯等の技藝科目中の若干につき實習させるものが原則的である。教育時間は、交替前後または日曜休日を利用して二時間ないし三時間くらゐであり、なかには起床後ないし食前に行ふところもある。寄宿女工に対する職業教育は、長期にわたつて行はれることなく、概して一ヶ月ないし二ヶ月に過ぎない。成人通勤工を対象とする

いて労働組合運動の實際に携つて歸朝した城常太郎、澤田半之助らによつて、職業別労働組合たる「職工義勇會」が組織され、労働運動はや、獨立した形をとるにいたつたが、ついでその創立者および片山潜を中心として「労働組合期成會」の結成を見るに及んで、日本の労働組合運動もはじめて健全な基礎をもつにいたつた。労働組合期成會の運動は、鐵工組合の組織、三一年二月日本鐵道東北地方従業員四百餘名によるわが國最初のストライキの勝利などをとほして、三三年には組合員五千數百名を數へ労働運動の急激な發展を導くかに見えたが、三三年の治安警察法發布後翌三四年に入つてつひに衰滅するにいたつた。爾來日本における労働組合運動は社會の表面に現れることができなくなり、日露戦争によつて日本資本主義が著しい發展を遂げたにもかゝらず、依然として地下に没し、たゞ僅かに抑壓に對する不平不満が時に盲目的な反抗となつて爆發するにすぎなかつた。四〇年二月尾尾銅山、四月北海道幌內炭山および六月別子銅山における大暴動事件、四三年の大逆事件等はこの労働運動の暗黒時代の様相を反映するものであらう。かくて四四年末東京市電六千名の大ストライキを最後に運動はつぎの段階に移つた。

大正三年に勃發した歐洲戦争は日本の資本主義をして飛躍的な發展を遂げしめ、工場労働者の數も急激に増大し、産業上の好況は資本をして労働者に多少の譲歩を許さしめ、かつ、民主主義思想が頓に勃興した結果、久しく地下に没してゐた労働組合運動は俄然復活するにいたり、こゝに積極的な労働攻撃の時代を展開することとなつた。すなはち大正六年にはロシア革命、七年には米騒動の勃發があり、一般社會が異常な衝撃を感じつゝ、あるうちに、八年には東京交通労働組合、大阪鐵工組合、八幡製鐵所同志會等をはじめとし全國に七一の労働組合が簇出し、労働争議も同年四九七件を數へた。このさかんな労働組合運動も、一〇年を絶頂として、日本にも波及し來つた大戦後の經濟恐慌のため衰退を餘儀なくされていつた。殊に一二年の大震災後は、失業、賃銀削減等資本は攻勢に轉じ、運動はまつたく守勢をとることとなつた。一方、從來勢力を占めてゐたサンヂカリズムは次第に凋落し、これに代つて共產主義が労働團體の尖鋭分子のあひだに勢力を扶植しつゝ、あり、一四年労働總同盟の第一次分裂は日本労働組合評議會の設立となつて左翼労働組合の發生を見えし。労働總同盟は續いて第二次第三次の分裂を來し、無産政黨の對立とともに、労働運動にも理論闘争と内部抗争が激化し、分裂時代を現出した。以來左右の分裂抗争とともに労働運動の戦線はまつたく統一を缺くにいたつた。一方昭和三年日本共産黨の大檢舉とともに左翼組合運動は非合法化し、全國労働組合協議會は相繼ぐ彈壓にともなはれつゝ、地下運動を續けていつた。

異常な衝撃を感じつゝ、あるうちに、八年には東京交通労働組合、大阪鐵工組合、八幡製鐵所同志會等をはじめとし全國に七一の労働組合が簇出し、労働争議も同年四九七件を數へた。このさかんな労働組合運動も、一〇年を絶頂として、日本にも波及し來つた大戦後の經濟恐慌のため衰退を餘儀なくされていつた。殊に一二年の大震災後は、失業、賃銀削減等資本は攻勢に轉じ、運動はまつたく守勢をとることとなつた。一方、從來勢力を占めてゐたサンヂカリズムは次第に凋落し、これに代つて共產主義が労働團體の尖鋭分子のあひだに勢力を扶植しつゝ、あり、一四年労働總同盟の第一次分裂は日本労働組合評議會の設立となつて左翼労働組合の發生を見えし。労働總同盟は續いて第二次第三次の分裂を來し、無産政黨の對立とともに、労働運動にも理論闘争と内部抗争が激化し、分裂時代を現出した。以來左右の分裂抗争とともに労働運動の戦線はまつたく統一を缺くにいたつた。一方昭和三年日本共産黨の大檢舉とともに左翼組合運動は非合法化し、全國労働組合協議會は相繼ぐ彈壓にともなはれつゝ、地下運動を續けていつた。

提唱となつた。この運動は同年七月三〇日の産業報國聯盟の結成によつて本格化し、さらに厚生省の勞資關係調整方策と結びつき、厚生省、地方廳、産業報國聯盟の三者協力のもとに進められたが、一四年四月、つひに政府の直接指導下におかれることになり、こゝに國家總動員體制の擴充強化に寄與すべき労働行政の中枢とせしめられるにいたつた。しかして注目すべきことはこの運動の發展過程において當初勞資關係調整すなはち労働争議防止に重點をおかれたものがやがて「産業報國」をそのスローガンとするにいたつたことである。とまれこの運動は、政府みづからその中心となりその責任において行ふものであつて、わが國産業労働界における劃期的運動といはねばならぬ。したがつてこの運動がわが國労働組合運動に與へ、かつ、與へつゝ、ある影響は、けだし、甚大なるものがあり、それはこの運動のめざましき發展と労働組合運動の萎微沈滞との對照のうちに鮮かに、そして深刻に、反映されてゐるとはほりである。すなはち産業報國運動は、一四年六月末現在、産業報國會數四、五六七、會員一、六九一、四四六名の勢力を組織してゐるに對し、労働組合の組織状況は下記のごとくむしろ衰退の傾向にあるのである。因にわが國の自主的労働組合が包摂しえた労働者數は、最盛期においても四〇〇萬人を超えたことは稀であり、労働者總數に對するその組織率も八%にすら達することがなかつたのであるが、これに對し産報運動は約七〇〇〇〇人の事業場労働者のほ、二五%、五〇人以上の労働者を使用する事業場總數約一、〇〇〇〇〇の四〇%以上を組織してゐるのである。いま労働組合方面におけるこの運動に對する態度、對策についてみるに、日本主義系組合は

最初からこの運動に積極的の賛意を表した。たゞ産業報國聯盟および産業報國會の組織に對し、社會民主主義系團體の参加を排し、既成團體そのまゝの参加は資資一體の本義に背くゆゑ、既成團體を解消の上で結成すべきと主張した。一方組合主義系組合に於ては、労働組合組織を基調とする團體協約の締結をもつて眞に勞資協力の目的に合するとの見解をもち、産報運動の精神には反對しないが、すくなくとも現在の資本主義機構のもとにおいては労働者の自主的組織は必要であり、國家は速かに労働組合法を制定してその圓滿なる助長を図るとともに、かゝる自主的労働組合を主張した。しかるに産報運動の進展はつひに政府の直接的指導下におかれるにいたり、産業労働界の客觀的情勢の推移と相俟つて、いよいよ積極化し、かつ、強化されるにおよび、日本主義系組合は、産報會の内容が整備充實するならばいつても労働組合を解消するに吝かでないといふところまで前進し、組合主義系組合にあつては、なほ上述のごとき見解を固持するものもあるが、その陣營内にこの際いさぎよく労働組合を解消して積極的に産報運動に合流すべきであるといふ主張が興り、かゝつて七月下旬、全日本労働總同盟がこの問題をめぐつてつひに大分裂を來したことは、産報運動の労働組合への影響がいかに大かつ深刻であるかを窺ふべく特徴的なものとみられるであらう。いづれにせよ、労働組合の新たな設立がほゞとんどなく、かへつて解散、消滅等があつてゐる事實は、主として産報運動の壓力によるものとといふべく、この運動の發展と労働組合の今後の推移とは、けだし、わが國産業労働界お

し、結局、分散せる労働戦線の整備統一に全力を集中することとなり、昭和七年九月にははやくも労働組合主義に立つ日本労働組合會議の成立を見、また合法左翼系労働組合による戦線統一は翌八年五月の關東労働組合會議および九年一月の日本労働組合全國評議會の結成となつてほゞ統一を完成した。また注目されてゐる日本主義系労働組合は八年六月日本産業労働俱樂部の成立によつて一應統一をみたが、まもなくさらに廣汎なる戦線統一の要望が起り、一一年四月つひに愛國労働組合全國懇話會の結成によつてその統一を完成した。しかして最近におけるわが國の社會情勢は、共產主義および無政府主義の運動を極度に困難ならしめ、それらはうちつゞく檢舉によりその影をひそめるにいたり、また一時急激に興隆するかのごとくみられた國家社會主義的労働組合はまもなく行詰りを來して衰滅し去つた。かくてこの數年間におけるわが國の労働組合はおのづから統一された日本主義系、労働組合主義系、合法左翼系の三派對立の情勢にあつたのであるが、そのうち合法左翼系の有力組合たる日本労働組合全國評議會はその支持する日本無産黨とともに一二年末結社の禁止を命ぜられ、また同系の日本交通労働總同盟は一二年秋以來兩度にわたりの稱號を改正して運動方針の轉換をなすにいたり、つひにわが國労働組合運動は日本主義系と労働組合主義系との二派對立のうちににおかれることとなつた。産業報國運動と労働組合—支那事變の勃發、その進展擴大と、これに伴ふ國內體制の整備、強化の必要とは、勞資關係の調整を緊急の課題たらしめ、一三年二月財團法人協同會に設置された時局對策委員會による産業報國運動の

て一四年七月下旬、全日本労働同盟が産報問題をめぐる...

組織状況 昭和五年頃まで毎年非常な増加ぶり... 昭和十三年末現在の組織状況を見れば...

労働組合組織趨勢

Table with 5 columns: Year, Labor Union Count, Total Members, Total Workers, and Rate. Data from 1911 to 1933.

しあるは産業報國會の組織に参加してその組織を...

つぎに昭和一四年上半期における労働組合組織状況...

労働組合加盟労働者数

Table with 4 columns: Category, Total Workers, Total Members, and Rate. Data for 1933.

以降の最少... 労働者数が増加が比較的多いことに起因するものである。

業態別労働組合

Table with 4 columns: Industry, Union Count, Total Members, and Female Members. Data for 1933.

註 厚生省労働局調、労働時報昭和14年8月臨時増刊に據る。

あるに反し、基礎薄弱なる組合の自然消滅が増加の傾向を示してゐる...

農民組合

わが国において凶作や苛政を原因として農民が結束して蜂起したことは古來その例に乏しくないが...

農民組合組織趨勢

Table with 4 columns: Year, Union Count, Total Members, and Rate. Data from 1911 to 1933.

おける農民組合の分布状況を見るに、一萬人以上の組合員を有するのは新潟、山梨、愛知、岐阜の四縣である...

千二百)等である。支那事變下、国内體制の整備・強化の進展にとともに、農民組合の運動もまた不可避的に新事態に對する新たな運動方針の樹立を迫られてゐる...

させ諸朝後各関係當局に要請書を進達した。農村関係法案通過促進運動―第七三議會には國家總動員法案、電力國家管理法、農地調整法案その他農村関係法案が一舉に上程されたが、これに對して各組合は各自の立場においてそれぞれ所屬政黨その他の團體と連絡してこれが通過促進運動を行つた。

3 労働争議 わが國における労働争議は歐州大戰前、年々わずかに数十件を算するにすぎなかつたが、大戰後、産業の急速な発達と社會情勢の激化とは労働争議を激發せしめるにいたつた。その後、社會情勢の變遷にともなひ時に若干の消長はあつたが、逐年増加の一途を辿り、別表のごとく、昭和六年つひにわが國労働争議件数の最高記録を示した。たゞ、同年秋滿洲事變勃發し、これを契機としてわが國社會思想界は漸次方向轉換を餘儀なくされ、國家主義思想の興隆をみるにいたつた。労働運動もまた争議激發主義を棄てざるをえず、なかには進んで産業協力の態度を示すものもあり、金輸出再禁止低爲替に因る輸出向産業の好轉、軍需工業の躍進等と相俟つて昭和七年以降労働争議は漸減の傾向を示すにいたつた。しかしながら昭和十一年下半年頃より労働賃銀と著しく騰貴せる物價とのあひだに懸隔を生じ労働争議増加の兆候顯著となり、昭和十二年上半期の労働争議統計に驚異的数字を記録した。かくして同年七月支那事變發生するや情勢にわかに一變し、政府の労働争議防止方策と労資の「産業平和」の方針と相俟つて昭和十二年下半年に及び昭和十三年中における労働争議は、別掲統計に明かなることく、著しい減少を示すにいたつた。

労働争議累年比較

Table with columns: 年次, 労働争議総数 (総件数, 総参加人員, 一件当り参加人員), 内同盟罷業工場閉鎖 (件数, 参加人員, 一件当り参加人員, 損失作業日数). Rows include 大正12年, 13, 14, 15, 昭和2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13.

註 厚生省労働局調、労働時報昭和14年6月臨時増刊に據る。備考 1 括弧内の数字は前年より縮減の争議を示す。2 大正13年以後は損失作業日数中に総業日数を加算せず。生件数の大減少である。昭和十三年労働争議總件数は一、〇五〇件、うち同盟罷業工場閉鎖を伴ひたるもの二六二件である。この件数は大正八年より同一五年にいたる八年間における一年平均争議總件数一、〇九九件、うち同盟罷業工場閉鎖を伴ひたるもの三三三件、および昭和二年より同一二年の一年平均争議總件数一、八五三件、うち同盟罷業工場閉鎖を伴ひたるもの六五〇件に比し極端な減少といはねばならぬ。特に同盟罷業工場閉鎖を伴ひたるものは大正十二年以来の最少件数である。しかしてこれを前年に比較すれば、總件数は前年の四九%、同盟罷業工場閉鎖を伴ひたるものは四二%に當る。しかもその減少は全産業の各業種について

要求よりみたる労働争議の傾向

Table with columns: 年次, 積極的要求, 消極的要求, 認めがたきもの。Rows include 大正12, 13, 14, 15, 昭和1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13.

註 厚生省労働局調査。

結果よりみたる労働争議の傾向

Table with columns: 年次, 要求貫徹, 妥協解決, 要求貫徹, 自然解決。Rows include 大正12, 13, 14, 15, 昭和1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13.

註 厚生省労働局調査。備考 この労働争議といふは同盟罷業ない工場閉鎖を伴ひたるものを指す。

【要求事項】 昭和十三年における労働争議の積極的要求には物價の騰騰に因る労働者の生活困難を緩和せんとするものがあると同時に、いはゆる股販産業部面における生産力擴充に伴ひ、勞務の需給、勞務管理等に圓滑を缺き各種の不平不満の爆發したるものなしとせず、消極的要求については物動計畫の強化により事業の操短、休廢止または合併等を餘儀なくせられたるに因るもの相當多数に上るとみられる。なほ昭和十三年中において労働組合の自由または確認に關する要求がまつたく姿を潜めつ、あることは注目に値ひしよう。

【争議規模】 戦時下における労働争議の規模もまた昭和十二年の異常な擴大性を一變し昭和五年來の縮小傾向に立ち戻つた。大正八年より一五年にいたる八年間の一年平均争議参加人員は一三八、三七八人、一件當り平均参加人員一七人、うち同盟罷業工場閉鎖を伴ひたるものは四九、七四九人、一件當り平均一五四人であり、昭和二年より同一二年にいたる一年間に於ける一年平均争議参加人員は一三五、八五五人、一件當り平均参加人員七八人、うち同盟罷業工場閉鎖を伴ひたるものは六〇、二一五人、一件當り平均九七人である。これを昭和十三年の参加人員五五、五六五人、一件當り平均参加人員五三人、うち同盟罷業工場閉鎖を伴ひたるもの一八、三四一人、一件當り平均七〇人と對照すれば、争議規模縮小の状況を知りえよう。さらに昭和十三年を昭和十二年と比較するに、總

参加人員において二六%に、一件當り平均参加人員において五三%に、同盟罷業工場閉鎖を伴ひたるものにおいて一五%に、その一件當り平均参加人員において三五%に、それぞれ激減してゐる。かくのごとく争議規模の縮小せることは、軍需インフレの反面、平和産業に屬する中小工業の不振を反映したものと見られ、したがつてこれらの争議は切迫した事情より起つてゐるものと思はれる。【争議の結果】 労働者側の要求がいかに落着いたかを検討するに、別表に見られるとほり、要求を貫徹して労働者側の勝利に歸したものは、從來妥協または要求不貫徹に終つたものに比しほとんどつねに低位にあつたのであるが、昭和十三年においては、妥協三二%、要求不貫徹三三%に對し、そのいづれをも抜いて三四%を示したことは注目に値ひする。調停件数が従

小作争議原因

Table with 8 columns: Cause, 1909, 1910, 1911, 1912 (Cases, Rate), 1913 (Cases, Rate). Rows include '風水草害に依るもの', '小作料高率', '小作増額', etc.

註 厚生省労働局調査。

○一人の減少となるが、小作人においては、五人、耕地面積においては、一町歩の増加となる。これは一三年中に關東、中部、關西地方が相續して大風水害に見舞はれ、その結果小作料關係の争議が比較的増加したのに起因するものとみられる。なほ争議件数につき府縣別に見ると、依然山梨最も多く三七五件を占め、山形(三二二)、福島(二六六)、北海道(二五二)これにつぎ、僅少な府縣は、愛知、沖繩の皆無をはじめ大分、鳥取の各一件、東京、石川の各三件、静岡、山口の各四件等で、前年に比し著しい減少を示したのはいはゆる系統組織化された全国的諸縣である。最後に、昭和十四年上半期における小作争議の概況をみるに、發生件数一、六一三件、關係耕地面積五、四三三町であつて、これを前年同期に比較すれば、發生件数において五八六件、關係耕地面積において五、二四二町それぞれ激減を示している。しかしこれに要求よりみれば、小作料の一時減額が減少し、その一時免除、永久減額、増額反対がいろいろ増加していることが注目される。

E 協同組合

1 産業組合 明治三三年産業組合法の制定以來本格的に組織化された産業組合運動は着々發展して各方面の注目するところとなつた。殊に大正の末期からはゆる系統組織化された全国的體系が形成されるにいたりその地位は著しく高められた。昭和四年の世界的經濟恐慌は、わが國經濟に深刻なる影響を及ぼし、農村においては農山漁村經濟更生運動が國家的規模をもつて實施せられるにいたつたが、産業組合はこの運動の中心的役割を負担し、昭和八年から實施された産業組合擴充五ヶ年計畫と相俟つて、これを飛躍的に發展させた。産業組合擴充五ヶ年計畫は、昭和七年四月第二八回産業組合大會において採擇され、翌八年を第一年として實施され、一二年末をもつて終了したものであるが、その目標はつきに掲げることと農村に重點をおいたものであつた。

- 一、産業組合未設置町村に対する組合設置
二、全農業者の組合への抱擁
三、單位組合の四種運営組合化の促進
四、貯金は倍加して二億圓とする
五、貸付金一億圓(昭和六年末一〇億五千萬圓)とする
六、販賣事業は米は管外移出米の五割五分、一千八百萬俵を、小麦は區域内産米の三割四分を、生糸は輸出額の二割、一億俵を取扱ふこと
七、購買事業は金肥の組合において統制せらるる、金肥購入の可能額三二〇萬圓の六割を取扱ふ
八、農業倉庫は販賣米の三分の一たる一千一百万石の収容力の達成
九、内部組織を整備し部落的活動を盛にすること
一〇、既設の地方的全国的聯合機關を充實し全国的統制に進むと共に、全國農産物販賣聯合會、全國農業倉庫火災保險組合、産業組合中央機關連絡委員會を設置すること
一一、役員組合等に一般の教育活動を盛にする
一二、共済青年、婦人、児童の組織活動の促進

つきにその結果についてみれば、五ヶ年計畫は「未設置町村の解消、組合員の増加等組織の大家化に重點をおきこれを努力を集中した」た相當の結果を収めたが、なほ「その内容についてはわが國に満足しえざるもの」があり、いはゆる不振組合とみるべきもの二千有餘、全国的組合制はその實質的内容において「大なる範圍の弱點を包蔵しをる實情」で、組合員中農業者の組織率は向上したが(七七・八%)、これは重複計算がなされてある結果で、農家總

昭和十四年上半期における労働争議

Table with 5 columns: Month, Cases (1914, 1913), Participants (1914, 1913). Rows for 1月 to 6月 and 計.

註 厚生省労働局調査。

【一四年上半期における争議概況】まづ争議の發生状況をみれば、五八四件(参加人員五六、六六四人)であつて、前年同期に比較し、件数においては九件の減少であるが、参加人員においては二五、三三四人の増加を來してゐることが注目される。これを月別に見れば別表のことがよくわかる。つきに要求事項より争議の内容を窺ふに、「賃銀増額」が最も多く三一一八件を算し、これに次いで「解雇・退職手当の確立また

は増額」の五五件、「賃銀支拂」の三三件、「解雇反対または解雇者の復職」の二八件、「賃銀減額反対」の一三件などの順である。しかし「解雇・退職手当の確立または増額」「解雇反対または解雇者の復職」「賃銀支拂」「賃銀減額反対」等の要求が、前年同期に比し、いづれも激減してゐる反面において、「賃銀増額」の要求が二五六件に對し三一八件と著しい増加を示してゐること、および「労働時間短縮」の要求が激減し「監督者の排斥」が激増してゐることが事變下労働状態の特質を窺はしめるものとして注目される。

4 小作争議

わが國において小作争議が一般的に注目すべき農村問題となつたのは、歐州大戰後農民組合運動の勃興以來のことである。その後争議は逐年増加して、昭和元年においてはつひに二千件を突破した。爾來一時漸減の傾向を辿るかに見えたが、昭和四、五年の財界不況により農村は極度の窮乏に陥つたため地主、小作人間の對立は著しく尖鋭化しつた。争議は激増した。この傾向は昭和八年の大豊作によつても阻止されず、ついで昭和九年、一〇兩年の全国的凶作を迎へ、昭和十一年つひに五、七一四件といふわが國における小作争議の最高記録を現出するに至つた。しかるに昭和十二年支那事變は社會情勢の急變をもたらしたため、農民運動においても方向の轉換を見、その結果、昭和十三年における小作争議は著しく減少した。すなはち昭和十二年に比較して一、二九九件、さらに事變前年の昭和十一年に比較すれば二、一六一件といふ激減である。昭和十三年中における小作争議の發生状況を月別に見、かつこれを昭和十一年と比較すれば別表のことがよく

小作争議發生状況

Table with 3 columns: Month, 1913, 1912. Rows for 1月 to 12月 and 計.

註 厚生省労働局調査。

上半期は一二年のそれ(事變發生前)に比し著しい減少を示してゐる。かゝる現象はもろろん事變の影響によるものであり、もつて事變の農民運動に與へた影響のいかなるものかを察するに足るであらう。なほ夏期において最も少く、收穫期および耕作着手期にあひだにおいて増加してゐることは、例年みられる状態であつて、増加のわけ耕作着手期に多いのは近年小作権問題増加の結果によるものである。つきに小作争議

Table showing the development of industry combinations from Meiji 38 to昭和12. Columns include year, total combinations, surveyed combinations, and various financial metrics like assets, liabilities, and capital.

註 産業組合年鑑(昭和14年用)に據る。

組合数と市町村数との比較

Table comparing the number of combinations (A) and municipalities (B) from Meiji 33 to昭和12, along with the percentage of combinations relative to municipalities.

註 産業組合年鑑(昭和14年用)に據る。

戸数に對しただその六五%にすぎず、府縣別の組織率はその間著しい跛行状態を呈してゐる。四種兼營組合化のいはゆる「理想的經營形態」の實現もなほ多数手をつけられずに残されてゐるし、都市産業組合の發展は從來ほとんど問題とされず、これまた残された重要な課題のひとつである。こゝにおいて産業組合中央會はさらに一二年九月第二次産業組合三ヶ年計畫を樹立し、一三年から一五年に互つてその實行を期することとなつた。第二次計畫達成の目標はつきのとほりである。

- 一、産業組合組織の整備擴大と全系統組織の総合的運営
二、産業組合事業の擴充とその大衆化
三、都市産業組合の發展

労働者の自主的消費組合(A)

Table showing the growth of workers' autonomous consumption combinations (A) from Meiji 5-7 to昭和12. Columns include founding year, number of combinations, regional breakdown, and total count.

註 協同會調査。

に、三〇〇人未満のものが約五九%を占め、しかもこの三〇〇人未満の組合員数をもつ組合中労働組合の組織線に沿ふものが一〇〇人以上三〇〇人未満に多く労働組合と關係なき一般地域組合は反對に一〇〇人未満のものに多い。この事實は労働組合の組織に沿ふことなく消費組合を創設維持することの困難を物語るものであらう。最後に組合員の組合利用状況をみるに、一二年中における四四組合の賣上總額は二、五六

て、昭和九年當時の七一組合、二二、一一七人に比し著しい減少である。いま創立年次別にみれば別表のとほりであつて、總數四四組合のうち最近五ヶ年間に創設されたものはわづかに一二組合にすぎない。つきに組合員数についてみる

労働者の自主的消費組合(B)

Table showing the distribution of workers' autonomous consumption combinations (B) by membership size from Meiji 10 to昭和12.

註 協同會調査。

九、九六一・六二圓で、一組合平均五八、四〇八・二二圓、組合員一人當り利用額は約一五六圓となつてゐる。
3 農村における消費組合 農民組合關係ならびに部落を單位に組織される貧農の消費組合について、昭和一二年における状況をみるに、農民組合關係にあつては、組合數一一、組合員數八七八人、出資金額三、二三四圓、賣上總額四八、一四〇圓、利益金一、一五三圓であつて、地域組合にあつては、組合數二四、組合員數三、〇七二人、出資金額三一、一六一圓、賣上總額二〇八、四一五圓、利益金三、一四六圓である。

F 民族運動

1 民族運動史 日本における民族運動は、明治の變革過程におけるいはゆる歐化主義的思想および政策に對する反抗と維新當時以來の大陸進出論との結びつきにおいて出發した。この二つの契機はその後それ修正・變形をうけたもののが國の民族主義運動を一貫してゐる。すなはち前者は國粹主義・日本主義のイデオロギイにおいて、また現實的にデモクラシイおよび社會主義・共產主義の運動との對立抗争において發展し、後者は今次支那事變にいたるまでの大陸政策の進展のうちに現實的・思想的にその發展の跡を印してゐる。よつて國家保守的なる國粹主義・日本主義より近代的國家主義にいたる、また、個人的・小グループ的運動より大衆的運動にいたる日本民族主義運動の發展過程は、明治初年より歐洲大戰にいたるまでを第一期とし、大戰より滿洲事變にいたるまでを第二期、滿洲事變以後を第三期、支那事變以後を現狀として觀察し得るであらう。
【第一期】明治初年における澎湃たる歐化主義的思想および政策は、封建的農民層および不遇なる下級武士層の反抗、叛亂を招いた。これを背景として國粹主義運動が起つたが、資本主義躍進期の當時にあつては現實的影響をもつことは不可能であつた。かくてこの期における民族主義的運動は、國內よりも、國外にその活動の舞臺を求め、いはゆる民間の志士として、日清・日露の兩役、朝鮮問題——なかんづく日韓合併問題、滿洲經略等々において裏面的活躍をなすことに限られた。この期における著名な結社としては、玄洋社(明治一〇年創立)、黑龍會(明治三四年)、浪人會(明治四一年)等がある。